

平成30年太宰府市議会第1回（3月）定例会会期日程

月 日(曜)	時 間	会 議 名	場 所	備 考
2月22日(木)	午 前 1 0 時	本会議	議 事 室	所信表明・提案理由説明・ 質疑・討論・採決
	本会議散会後	予算特別委員会	全員協議会室	
	委員会散会後	議会全員協議会	全員協議会室	
	議会全員協議会 終了後	議員協議会	全員協議会室	
	議員協議会 終了後	予算審査	議 員 控 室	
2月23日(金)	午 前 1 0 時	予算審査	議 員 控 室	
	午 前 1 0 時			2日目分質疑・討論通告締切
	午 後 1 時			一般質問通告締切
	午 後 1 時			議員予算審査資料要求締切
2月24日(土)				
2月25日(日)				
2月26日(月)	午 前 1 0 時	本会議	議 事 室	質疑・討論・採決・委員会付託
	本会議散会後	議会運営委員会	第一委員会室	
2月27日(火)				
2月28日(水)	午 前 1 0 時	総務文教常任委員会	全員協議会室	
	委員会閉会後	総務文教常任委員会協議会	全員協議会室	
3月1日(木)				
3月2日(金)	午 前 1 0 時	環境厚生常任委員会	全員協議会室	
	委員会閉会後	環境厚生常任委員会協議会	全員協議会室	
3月3日(土)				
3月4日(日)				
3月5日(月)	午 前 1 0 時	建設経済常任委員会	全員協議会室	
	委員会閉会後	建設経済常任委員会協議会	全員協議会室	
3月6日(火)				
3月7日(水)	午 前 1 0 時	本会議	議 事 室	一般質問
3月8日(木)	午 前 1 0 時	本会議	議 事 室	一般質問 議員へ予算審査資料配付
3月9日(金)				
3月10日(土)				
3月11日(日)				
3月12日(月)				
3月13日(火)	午 前 1 0 時	予算審査	議 員 控 室	
3月14日(水)	午 前 1 0 時	予算特別委員会	全員協議会室	
3月15日(木)	午 前 1 0 時	予算特別委員会	全員協議会室	
3月16日(金)				
3月17日(土)				
3月18日(日)				
3月19日(月)	午 前 1 0 時			最終日分質疑・討論通告締切
3月20日(火)	午 前 1 0 時	本会議	議 事 室	報告・質疑・討論・採決
	本会議閉会後	議会全員協議会	全員協議会室	
	議会全員協議会 終了後	議員協議会	全員協議会室	

平成30年第1回（3月）定例会目次

◎ 第1日（2月22日開会）

1. 議 事 日 程	1
2. 出 席 議 員	2
3. 欠 席 議 員	2
4. 会議録署名議員	2
5. 出 席 説 明 員	2
6. 出席事務局職員	3
開 会	4
散 会	20

◎ 第2日（2月26日再開）

1. 議 事 日 程	21
2. 出 席 議 員	22
3. 欠 席 議 員	22
4. 出 席 説 明 員	22
5. 出席事務局職員	22
再 開	23
散 会	27

◎ 第3日（3月7日再開）

1. 議 事 日 程	29
2. 出 席 議 員	30
3. 欠 席 議 員	30
4. 出 席 説 明 員	30
5. 出席事務局職員	31
再 開	32
散 会	95

◎ 第4日（3月8日再開）

1. 議 事 日 程	97
2. 出 席 議 員	99
3. 欠 席 議 員	99
4. 出 席 説 明 員	99

5. 出席事務局職員	99
再 開	100
散 会	169

◎ 第5日（3月20日再開）

1. 議 事 日 程	171
2. 出 席 議 員	172
3. 欠 席 議 員	172
4. 出 席 説 明 員	173
5. 出席事務局職員	173
再 開	174
閉 会	211

◎ 審議結果

1. 審議結果	213
2. 諸般の報告	216

1 議 事 日 程（初日）

〔平成30年太宰府市議会第1回（3月）定例会〕

平成30年2月22日

午 前 10 時 開 議

於 議 事 室

- | | |
|--------------|---|
| 日程第1 | 会議録署名議員の指名 |
| 日程第2 | 会期の決定 |
| 日程第3 | 諸般の報告 |
| 日程第4 | 所信表明 |
| 日程第5 報告第1号 | 専決処分の報告について（学童保育所指導員の瑕疵による事故の損害賠償の額の決定） |
| 日程第6 諮問第1号 | 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて |
| 日程第7 諮問第2号 | 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて |
| 日程第8 議案第1号 | 太宰府市固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて |
| 日程第9 議案第2号 | 専決処分の承認を求めることについて（太宰府市税条例の一部を改正する条例） |
| 日程第10 議案第3号 | 財産の取得（史跡地）について |
| 日程第11 議案第4号 | 市道路線の認定について |
| 日程第12 議案第5号 | 福岡県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の減少及び福岡県市町村職員退職手当組合同約の変更について |
| 日程第13 議案第6号 | 太宰府市立北谷運動公園の指定管理者の指定について |
| 日程第14 議案第7号 | 太宰府市附属機関設置に関する条例の一部を改正する条例について |
| 日程第15 議案第8号 | 太宰府古都・みらい基金条例の一部を改正する条例について |
| 日程第16 議案第9号 | 太宰府市土地開発基金条例を廃止する条例について |
| 日程第17 議案第10号 | 太宰府市手数料条例の一部を改正する条例について |
| 日程第18 議案第11号 | 太宰府市重度障害者医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例について |
| 日程第19 議案第12号 | 太宰府市国民健康保険条例の一部を改正する条例について |
| 日程第20 議案第13号 | 太宰府市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について |
| 日程第21 議案第14号 | 太宰府市介護保険条例の一部を改正する条例について |
| 日程第22 議案第15号 | 太宰府市指定地域密着型サービスの事業者の指定に関する基準及び事業の人員、設備及び運営の基準を定める条例の一部を改正する条例について |
| 日程第23 議案第16号 | 太宰府市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例について |

- 日程第24 議案第17号 太宰府市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営の基準等を定める条例の制定について
- 日程第25 議案第18号 平成29年度太宰府市一般会計補正予算（第5号）について
- 日程第26 議案第19号 平成29年度太宰府市国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）について
- 日程第27 議案第20号 平成29年度太宰府市介護保険事業特別会計補正予算（第3号）について
- 日程第28 議案第21号 平成29年度太宰府市水道事業会計補正予算（第2号）について
- 日程第29 議案第22号 平成29年度太宰府市下水道事業会計補正予算（第2号）について
- 日程第30 議案第23号 平成30年度太宰府市一般会計予算について
- 日程第31 議案第24号 平成30年度太宰府市国民健康保険事業特別会計予算について
- 日程第32 議案第25号 平成30年度太宰府市後期高齢者医療特別会計予算について
- 日程第33 議案第26号 平成30年度太宰府市介護保険事業特別会計予算について
- 日程第34 議案第27号 平成30年度太宰府市住宅新築資金等貸付事業特別会計予算について
- 日程第35 議案第28号 平成30年度太宰府市水道事業会計予算について
- 日程第36 議案第29号 平成30年度太宰府市下水道事業会計予算について

2 出席議員は次のとおりである（18名）

1 番	柳 原 莊一郎 議員	2 番	宮 原 伸 一 議員
3 番	舩 越 隆 之 議員	4 番	徳 永 洋 介 議員
5 番	笠 利 毅 議員	6 番	堺 剛 議員
7 番	入 江 寿 議員	8 番	木 村 彰 人 議員
9 番	陶 山 良 尚 議員	10 番	小 畠 真由美 議員
11 番	上 疆 議員	12 番	原 田 久美子 議員
13 番	神 武 綾 議員	14 番	長谷川 公 成 議員
15 番	藤 井 雅 之 議員	16 番	門 田 直 樹 議員
17 番	村 山 弘 行 議員	18 番	橋 本 健 議員

3 欠席議員は次のとおりである

なし

4 会議録署名議員

3 番	舩 越 隆 之 議員	4 番	徳 永 洋 介 議員
-----	------------	-----	------------

5 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名（21名）

市 長	楠 田 大 蔵	教育長職務代理者	野 中 秀 典
総 務 部 長	石 田 宏 二	市民生活部長	友 田 浩
総 務 部 理 事	原 口 信 行	都市整備部長	井 浦 真須己
健康福祉部長兼 福祉事務所長	濱 本 泰 裕	観光経済部長	藤 田 彰
教 育 部 長	緒 方 扶 美	都市整備部 公営企業担当部長	今 村 巧 児

教育部理事	江 口 尋 信	総務課長併 選管書記長	田 中 縁
経営企画課長	高 原 清	管 財 課 長	小 柳 憲 次
税 務 課 長	吉 開 恭 一	福 祉 課 長	友 添 浩 一
都市計画課長	木 村 昌 春	社会教育課長	中 山 和 彦
学校教育課長	森 木 清 二	上下水道課長	古 賀 良 平
観光推進課長兼 地域活性化複合 施設太宰府館長	木 村 幸代志		

6 職務のため議事室に出席した事務局職員の職氏名（5名）

議会事務局長	阿 部 宏 亮	議 事 課 長	花 田 善 祐
書 記	斉 藤 正 弘	書 記	高 原 真理子
書 記	力 丸 克 弥		

開会 午前10時00分

〜〜〜〜〜〜〜〜 ○ 〜〜〜〜〜〜〜〜〜

○議長（橋本 健議員） 皆さん、おはようございます。

ただいまの出席議員数は18名です。

定足数に達しておりますので、平成30年太宰府市議会第1回定例会を開会します。

直ちに本日の会議を開きます。

議事日程は、お手元に配付しているとおりです。

議事に入ります。

〜〜〜〜〜〜〜〜 ○ 〜〜〜〜〜〜〜〜〜

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（橋本 健議員） 日程第1、「会議録署名議員の指名」を行います。

今回の会議録署名議員は、会議規則第87条の規定により、

3番、舩越隆之議員

4番、徳永洋介議員

を指名します。

〜〜〜〜〜〜〜〜 ○ 〜〜〜〜〜〜〜〜〜

日程第2 会期の決定

○議長（橋本 健議員） 日程第2、「会期の決定」を議題とします。

お諮りします。

本定例会の会期は、本日から3月20日までの27日間にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋本 健議員） 異議なしと認め、お諮りしたとおり決定しました。

なお、会期内日程については、お手元に配付しております会期内日程表によって運営を進めたいと思います。また、本会議、委員会とも改めて通知を差し上げませんので、よろしくご協力をお願いいたします。

〜〜〜〜〜〜〜〜 ○ 〜〜〜〜〜〜〜〜〜

日程第3 諸般の報告

○議長（橋本 健議員） 日程第3、「諸般の報告」を行います。

お手元に報告事項の一覧表を配付しております。監査関係、議長会関係及び行政視察関係の資料につきましては、事務局に保管しておりますので、必要な方はごらんいただきたいと思います。

これで諸般の報告を終わります。

〜〜〜〜〜〜〜〜 ○ 〜〜〜〜〜〜〜〜〜

日程第4 所信表明

○議長（橋本 健議員） 日程第4、「所信表明」に入ります。

市長の所信表明を受けることにいたします。

市長。

〔市長 楠田大蔵 登壇〕

○市長（楠田大蔵） おはようございます。

このたび、太宰府市第6代市長に就任をいたしました楠田大蔵であります。誇り得る歴史を持ち、全国に名をはせる太宰府の市政を担わせていただくこととなりましたことは、まさに万感胸に迫り、身の引き締まる思いであります。もとより浅学非才であります、精いっぱい頑張ってまいります。どうぞよろしくお願い申し上げます。

本日ここに、平成30年第1回定例会を招集いたしましたところ、議員各位には大変ご多用の中をご参集賜り、厚く御礼申し上げます。皆様におかれましては、市民の代表として本市のさらなる発展と住民福祉の向上のため、昼夜を問わずその任に当たられておりますことに、心より敬意を表します。

また、寒さ厳しき折、市内外の多くの皆様にわざわざこの場にお運びをいただき、心より感謝申し上げます。そして、本日はお越しできなかった多くの皆様にもご注目をいただいております。皆様のご期待に最大限お応えできるよう全力を尽くしてまいりますことを、改めてここにお誓い申し上げます。

さて、市長就任後初めての定例会の開会に当たりまして、こうして所信を表明する機会を与えていただきました。この機会に、今後の市政運営についての私の決意の一端を申し述べさせていただきます。

私は、本市に隣接する筑紫野市で地方議員を務める家庭で生まれ育ち、物心ついたときから、世のため、人のために一身をなげうつ政治家という仕事を意識してまいりました。その後、東京で学び、大阪で銀行勤務をし、国家公務員試験で行政の勉強を経た後、今は亡き我が政治の師、羽田孜元総理のもとで政治を学びました、羽田先生は本当に私心のない人で、終生国民のために政治改革を貫いた政治家でありました。

そうした環境のもとで年を重ねた私にとって、27歳で地元に戻り政治の道に身を投じることが、必然とも言えました。太宰府市を初め筑紫地区、朝倉地区から成る衆議院福岡5区という広域で15年間活動を続け、よいときも悪いときもありましたが、多くの皆様からお育てをいただき、衆議院3期、防衛大臣政務官という政府の一員としての役割も担わせていただきました。

こうした経験を経た後、浪々の身となっていた私が、時あたかも混迷を深め、さまざまな課題を抱えていた太宰府市政を担わせていただくことになりましたのは、いわば運命のめぐり合わせ、与えられた政治家としての使命であると認識をいたしております。今こそ42歳の若さ、しがらみのない発想力、国政での経験などを生かして太宰府市政に新しい風を吹き込み、一身をなげうって真の市政改革実現に邁進する覚悟であります。

私は、選挙戦を通じ、太宰府市政を改革する3つの工程と、太宰府を日本を代表する都（まち）にする7つのプランをご提示いたしました。3つの工程は、本市の混迷を立て直し市政改革に踏み出すスケジュールをまとめたもの、7つのプランは、その上で本市を日本を代表する世界に冠たる都（まち）にするためのまちづくり計画です。

やはり市政改革は一人では到底なし得ません。そのための環境整備が必要です。私は、さきの市長選を終えた後、先ほどの議長発言にもありましたように、過去は全て水に流し、市と市民の未来のためにあらゆる方々と心をつなげていくべきと宣言いたしました。まずは市政運営にたたりまして、経験豊富で、市と市民のための活動を実践してこられた議員各位のご理解とご協力を賜りますようお願いを申し上げます。

また、市職員との連携も必須であります。就任直後の訓示や経営会議、職場回りの際にも、職員諸氏に対し「経験を積み現場を知る皆さんの話を頭から否定することはしない。まずは何でも聞かせてもらいたいので、何かあればすぐに相談に来てほしい。」と伝えております。私自身が率先垂範し、市と市民を第一に考える風通しのよい職場を心がけます。そのためにも、空席となっている副市長と教育長をできるだけ早く任命をいたします。

そして何より、市民の皆様と心をつなげることが重要であります。市民皆様の信頼なくして、市政は成り立ち得ません。就任後すぐにまとめた平成30年度当初予算で、真っ先に市長と語る会費を計上し、公共施設改修予算をじっくり見きわめるために、その大部分を6月補正予算に延長したのもそのためであります。市と市民のよりよい未来のため、皆様との対話と公共施設のあり方の見直しなど予算の効率化を心がけてまいります。

こうした工程による環境整備を経て、いよいよ太宰府を日本一住みやすい都（まち）、世界一元気な都（まち）にするべく、プラン実行に力強く踏み出さなければなりません。本市の抱える大きな課題の一つは、財政再建であります。徹底した行政改革は当然のことですが、やはり中・長期的な歳入増加策が重要です。その方策として、私はいわゆる大太宰府構想と超成長戦略を掲げました。

例えば本市には年間1,000万人も迫る多くの観光客が訪れ、日々にぎわいを見せております。しかし、それに見合う税収につながっていないのが実情です。そこで、近隣自治体との積極的連携や本市独自の地場土産産業化を進めることで、飲食、買い物、宿泊まで含めた長期滞在型の観光産業化を実現し、税収増を図ってまいります。また、長期的な交通大動脈計画を策定し、さらなる人の往来と渋滞解消も目指してまいります。

そうした自主財源の確保と同時に、中学校完全給食化を含む子育て支援や先進教育、高齢者支援、空き家対策など生活支援戦略を実行することで、本市の生産年齢人口の自然増と社会増を促し、先端知的集約産業の発展にもつなげてまいります。こうした戦略により、地域の所得増加と積極的財政投資の好循環を生み出し、永続的税収の安定化を目指してまいります。

具体的には、第2回定例会において、施政方針演説並びに補正予算提案を通してお示しをしてまいります。予定であります。

重ねて申し上げますが、本市には誇り得る歴史や全国にとどろく知名度、多くの観光資源などに加え、何より郷土を愛し、情熱を持つ市民の方々、そして可能性に満ちた未来を担う子どもたちが数多く存在しております。課題も確かにございますが、それ以上に伸び行く要素にあふれております。私自身、先頭に立って真の市政改革を断行し、日本を代表する、世界に冠たる太宰府の実現に向け全身全霊を傾けてまいります。

結びに、改めまして議員各位並びに市民の皆様のご理解、ご協力を賜りますようお願いを申し上げます。市長就任に当たりましての私の所信とさせていただきます。ご清聴ありがとうございました。

○議長（橋本 健議員） 所信表明は終わりました。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第5から日程第10まで一括上程

○議長（橋本 健議員） お諮りします。

日程第5、報告第1号「専決処分の報告について（学童保育所指導員の瑕疵による事故の損害賠償の額の決定）」から日程第10、議案第3号「財産の取得（史跡地）について」までを一括議題にしたいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋本 健議員） 異議なしと認め、お諮りしたとおり一括議題とします。

報告及び提案理由の説明を求めます。

市長。

〔市長 楠田大蔵 登壇〕

○市長（楠田大蔵） 先ほど述べさせていただきました所信表明に続きまして、市議会第1回定例会初日にご提案いたします案件につきましてご説明申し上げます。

本日ご提案申し上げます案件は、専決処分の報告1件、人事案件3件、専決処分の承認1件、財産の取得1件、市道路線の認定1件、規約の変更1件、指定管理1件、条例の制定1件、条例の改廃10件、補正予算5件、新年度予算7件、合わせて32件の議案のご審議をお願い申し上げます。

それでは、早速提案理由の説明を申し上げます。

報告第1号から議案第3号までを一括してご説明申し上げます。

最初に、「専決処分の報告について（学童保育所指導員の瑕疵による事故の損害賠償の額の決定）」についてご説明申し上げます。

本件につきましては、学童保育所指導員の瑕疵による事故の損害賠償の額を定めたものでございます。事故の概要につきましては、議案書をごらんください。

平成24年12月20日、市内の学童保育所において、学童保育所の指導員が子どもたちの宿題を確認するため鉛筆を持って巡回していた際、指導員が名前を呼ばれ振り向いたときに、鉛筆を持った手も一緒に動いたため、鉛筆の先端が児童の左目下部に刺さりけがをさせたものでござ

います。

この事故による損害賠償の額を定めることについて、昨年12月15日付で専決処分を行ったものでございます。

この専決処分につきましては、地方自治法第180条第1項に規定する議会の委任による専決処分でございますので、同条第2項の規定により報告するものでございます。

なお、賠償金につきましては、市民総合賠償補償保険より相手方に全額支払っております。

次に、諮問第1号「人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて」ご説明申し上げます。

委員でありました安河内興二氏の任期が平成30年6月30日をもって満了となりますので、新たに後任として松尾明子氏を推薦いたしたく、人権擁護委員法第6条第3項の規定により議会の意見を求めるため、ご提案申し上げるものであります。

松尾氏は、昭和51年5月より福岡市教育委員会にて講師を務められ、昭和57年4月に同教育委員会の教員に採用されました。採用後は、中学校の技術・家庭科の教師として長年勤められ、子どもの教育に対し真剣に取り組んでこられました。子ども、女性、高齢者、障がい者の人権問題についての知識や理解が深く、人権擁護委員として適任者であると確信をいたしております。

略歴等添付いたしておりますので、ご参照の上、ご承認いただきますようお願い申し上げます。

次に、諮問第2号「人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて」ご説明申し上げます。

現在7名で活動いただいている人権擁護委員につきましては、法務省に対し1名の増員を要望しておりましたところ、このたび増員が認められたことから、伊藤絹子氏を推薦いたしたく、人権擁護委員法第6条第3項の規定により議会の意見を求めるため、ご提案申し上げるものであります。

伊藤氏は、平成15年4月より少年補導員として、また平成19年12月からは太宰府市主任児童委員として、平成20年10月からは保護司として活動をされており、当市の青少年の健全育成はもとより、福祉や教育などの問題についての知識や理解が深く、人権擁護委員として適任者であると確信いたしております。

略歴等を添付いたしておりますので、ご参照の上、ご承認いただきますようお願い申し上げます。

次に、議案第1号「太宰府市固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて」ご説明申し上げます。

現委員であります高森輝勝氏が平成30年3月24日付をもちまして任期満了となりますので、新たに後任として齋藤孝吉氏を選任いたしたく、地方税法第423条第3項の規定によりご提案申し上げるものです。

固定資産評価審査委員の選任につきましては、地方税法第423条第3項の規定に基づき、当該市町村の住民、市町村税の納税義務がある者または固定資産の評価について学識経験を有する者のうちから、当該市町村の議会の同意を得て市町村長が選任することになっております。

委員の定数は、地方税法第423条第2項の規定に基づき3名以上となっており、現在の在任委員の構成につきましては、学識経験を有する者として税理士及び司法書士それぞれ1名の計2名を選任している状況でございます。

今回の委員選任につきましては、市民参画の推進を図る観点から、市民1名を選任したいと考えております。略歴書を添付いたしておりますので、ご参照の上、よろしくご同意賜りますようお願い申し上げます。

次に、議案第2号「専決処分の承認を求めることについて（太宰府市税条例の一部を改正する条例）」についてご説明申し上げます。

地方税法施行規則の一部が改正されたことに伴い、太宰府市税条例の一部を改正する必要性が生じたため、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分をいたしましたので、ここに報告し、同条第3項の規定により承認を求めるものでございます。

今回の改正は、地方税法施行規則の一部改正に伴い、引用条文の条ずれに対応するための改正でございまして、内容等に変更はございません。

次に、議案第3号「財産の取得（史跡地）について」ご説明申し上げます。

本案は、史跡指定地の土地取得に関する案件でございます。この史跡地取得につきましては、皆様のご理解とご協力により着実に進んでいるところであり、深く感謝申し上げる次第であります。

今回買い上げいたします土地につきましては、22筆、面積4万3,825.85㎡、買い上げ金額3億4,566万9,000円であります。詳細につきましては、財産の取得（史跡地）一覧表をご参照の上、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（橋本 健議員） 報告及び説明は終わりました。

自席へどうぞ。

これから報告第1号について質疑を行います。

質疑はありませんか。

14番長谷川公成議員。

○14番（長谷川公成議員） おはようございます。

まず、この報告ですけれども、平成24年の、6年前の12月20日ごろに起きた事故で、なぜ今ごろこの報告が上がってくるのか、ご説明をお願いします。

○議長（橋本 健議員） 教育部長。

○教育部長（緒方扶美） この件につきましては、事故の発生の当時が学校教育課のほうで学童保育所の担当というふうになっておりました。現在は保育児童課のほうの管轄に移っておりますけれども、機構改革によって移ったときに、保護者のほうから今までの担当、事故発生当時が

学校ということでしたので、担当をかえずに対処をお願いしたいという依頼がありました。

それで、こちらの事故発生が平成24年なんですけれども、保護者のほうのご意向といたしまして、傷が完治するまで治療を続けたいというご意向ですね、それで平成29年10月に病院のほうの通院が終わりまして、これ以上傷の治療をする必要がないということで、示談にしたいという申し出がありましたことから、それから手続に入ったという形で、今回のこのような専決になっております。よろしくお願いいたします。

○議長（橋本 健議員） 14番長谷川公成議員。

○14番（長谷川公成議員） それでは、完治するまで保護者が、こういう言い方はおかしいが、明るみにしないでくれと、そういった要望があったわけですね。そうすると、もう今は後遺症もなく、完治したという認識でよろしいですか。

○議長（橋本 健議員） 教育部長。

○教育部長（緒方扶美） おっしゃるとおりでございます。

○議長（橋本 健議員） 再々質問よろしいですね。

ほかに質疑はありませんか。

8番木村彰人議員。

○8番（木村彰人議員） 報告第1号について質問させていただきます。2点あります。

1つは、まずこの学童保育指導員の瑕疵による事故の損害賠償ということですが、防止対策というのをどのようにされたのか。管轄もかわってあるということですので、それこそ指定管理制度に基づいて、今は指定管理者が学童保育所を管理していらっしゃるということで、まずこの対策ですよ、事故防止対策と、2点目が、被害児童と、それと加害者になります指導員のその後のケアについてはどのようにされたのかをお伺いします。

○議長（橋本 健議員） 教育部長。

○教育部長（緒方扶美） まず、防止対策ですが、当然そのときに、事故発生後に、課のほうでいろいろと状況説明であったり、その後の児童に対する対応の仕方について研修を行っております。それと、当然事故発生のときの指導員の心のケアというところもあったと思いますが、ちょっとそこが、済みません、後で確認をさせていただいてよろしいでしょうか。

当然、その後にヒアリング等を行って対応をしているという記録があるんですが、その後、指定管理という形で学校教育課に学童保育所があったときに指定管理という形になっておりますので、その後の対応については指定管理者のほうに、事故についての対応であったり、指導員に対する研修を義務づけとか、指定管理の内容として設けた上で指定管理をお願いしているという状況にあります。

○議長（橋本 健議員） 再質問ございますか。いいですか。

ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋本 健議員） これで報告第1号の質疑を終結し、報告を終わります。

次に、諮問第1号、諮問第2号及び議案第1号についての質疑は、2月26日の本会議で行います。

お諮りします。

議案第2号「専決処分の承認を求めることについて（太宰府市税条例の一部を改正する条例）」は委員会付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋本 健議員） 異議なしと認め、委員会付託を省略します。

直ちに質疑、討論、採決を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋本 健議員） これで質疑を終わります。

討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋本 健議員） これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第2号を承認することに賛成の方は起立願います。

（全員起立）

○議長（橋本 健議員） 全員起立です。

よって、議案第2号は承認されました。

〈承認 賛成17名、反対0名 午前10時23分〉

○議長（橋本 健議員） 次に、議案第3号についての質疑は、2月26日の本会議で行います。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第11から日程第24まで一括上程

○議長（橋本 健議員） お諮りします。

日程第11、議案第4号「市道路線の認定について」から日程第24、議案第17号「太宰府市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営の基準等を定める条例の制定について」までを一括議題にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋本 健議員） 異議なしと認め、お諮りしたとおり一括議題とします。

提案理由の説明を求めます。

市長。

〔市長 楠田大蔵 登壇〕

○市長（楠田大蔵） 議案第4号から議案第17号までを一括してご説明申し上げます。

最初に、議案第4号「市道路線の認定について」ご説明申し上げます。

今回認定を提案しております小曲り 1 号線及び松川・只越 1 号線につきましては、県道拡幅事業に伴い道路として整備されましたので、路線認定を行うものでございます。

只越・山浦 1 号線、紺町 3 号線、尻深 2 号線、正尻・川原 2 号支線につきましては、開発により道路の帰属を受けましたので、路線認定を行うものでございます。

道路法第 8 条第 1 項の規定に基づき市道認定するに当たり、同条第 2 項の規定により議会の議決を求めるものでございます。

次に、議案第 5 号「福岡県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の減少及び福岡県市町村職員退職手当組合規約の変更について」ご説明申し上げます。

今回の規約の改正におきましては、福岡県市町村職員退職手当組合の構成団体の一つであります豊前広域環境施設組合が本年 3 月 31 日で解散されることに伴い、同組合を組織する地方公共団体の数が減少するため、福岡県市町村職員退職手当組合規約を変更されるものであります。

次に、議案第 6 号「太宰府市立北谷運動公園の指定管理者の指定について」ご説明申し上げます。

平成 27 年 4 月 1 日から 3 年間、一般社団法人太宰府市体育協会を指定管理者として指定しておりますが、その期間が平成 30 年 3 月 31 日で満了となります。指定管理の選定につきましては、前回に引き続き太宰府市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例第 5 条の規定によりまして、公募によらない候補者として一般社団法人太宰府市体育協会を選定いたしましたので、地方自治法第 244 条の 2 第 3 項の規定に基づき指定するに当たり、同条第 6 項の規定により議会の議決を求めるものでございます。

なお、指定期間は平成 30 年 4 月 1 日から平成 32 年 3 月 31 日までの 2 年間でございます。

次に、議案第 7 号「太宰府市附属機関設置に関する条例の一部を改正する条例について」ご説明申し上げます。

まず、太宰府市自治基本条例審議会につきましては、平成 27 年 10 月 27 日に答申され、平成 29 年 4 月 1 日より太宰府市自治基本条例を施行したことにより、当初の設置目的は達成したところでございます。今後につきましては、太宰府市自治基本条例第 29 条の規定に基づき、条例の運用及び改廃に関して調査及び審議することができるよう改正を行うものでございます。

次に、太宰府市総合交通計画協議会につきましては、安全で円滑な交通を確保し、魅力ある太宰府市の将来像を実現するため、徒歩、自転車、自動車、公共交通の適正分担が図られた交通体系の確立、都市交通システム等の整備に関する事項、その他必要な事項を定めた総合交通計画・交通戦略の策定及び実施に関し協議することを目的に設置するものでございます。

次に、太宰府市地域公共交通活性化協議会につきましては、日常生活及び社会生活の確保、活力ある都市活動の実現、観光その他の地域間の交流促進並びに交通に係る環境への負荷の低減を図るための基盤となる地域における公共交通網の形成の促進の観点から、地域公共交通網形成計画などの策定及び実施に関し、必要な協議を行うことを目的に設置するものでござい

す。

次に、太宰府市空家等対策協議会につきましては、空家等対策の推進に関する特別措置法第7条第1項の規定に基づき、空家等対策計画の策定及び実施に関し必要な協議を行うことを目的に設置するものでございます。

次に、議案第8号「太宰府古都・みらい基金条例の一部を改正する条例について」ご説明申し上げます。

平成22年4月より施行している太宰府古都・みらい基金条例の適用期間が平成30年3月31日までとなっております。今回の改正は、この条例の前文でうたわれておりますように、太宰府市民の自覚と誇りを未来を担う子どもたちに引き継ぐため、適用期間を延長するものでございます。

なお、適用期間につきましては、社会経済情勢等の変化に柔軟に対応するため、3年間といたしております。

次に、議案第9号「太宰府市土地開発基金条例を廃止する条例について」ご説明申し上げます。

この条例は、昭和44年12月に、高度経済成長期やバブル経済期など土地の価格が急騰した時期に、公用もしくは公共用に供する土地として、公共の利益のために先行の取得が必要であった事業において、基金を活用し事業を推進することを目的に設立いたしました。

しかしながら、バブル経済崩壊に伴い、土地価格が下落する中で、現在は各種補助金や市債を有効活用し、一般会計予算に計上し用地購入を行っており、平成16年2月以降、基金を活用した先行の取得事業もなく、現在の社会経済情勢及び景気の動向を見る限り、基金を利用して用地の先行取得を行う必要性が薄いことから、廃止する条例を提案するものでございます。

次に、議案第10号「太宰府市手数料条例の一部を改正する条例について」ご説明申し上げます。

税証明関係の事務の手続を整理したこと並びに平成30年度から指定居宅介護支援事業所の指定権限が都道府県から市町村に移譲されることに伴い、条例の一部を改正する必要性が生じたため、地方自治法第96条第1項第1号の規定により議会の議決を求めるものでございます。

次に、議案第11号「太宰府市重度障害者医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例について」ご説明を申し上げます。

今回の改正は、障がい者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の改正に伴い、条文の整備をいたすものでございます。

次に、議案第12号「太宰府市国民健康保険条例の一部を改正する条例について」ご説明申し上げます。

今回の改正は、持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律に基づき、都道府県に国民健康保険運営協議会が設置されること等に伴う所要の規定及び県が定めた福岡県国民健康保険運営方針に基づく県内の葬祭費支給額の統一化に伴い、条例

の一部を改正する必要があるため、太宰府市国民健康保険条例の一部を改正するものでございます。

次に、議案第13号「太宰府市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について」ご説明申し上げます。

今回の改正は、持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律第75条の7に基づき、平成30年以降、市町村が県に納める国民健康保険事業費納付金の財源に国民健康保険税を充てるための所要の改正及び平成30年度の国保税率の改定により、条例の一部を改正する必要があるため、太宰府市国民健康保険税条例の一部を改正するものでございます。

次に、議案第14号「太宰府市介護保険条例の一部を改正する条例について」ご説明申し上げます。

今回の介護保険条例の改正につきましては、平成30年度から平成32年度までの3年間における第7期介護保険事業計画の策定に伴い、同期間中の介護保険料を見直したことに伴う改正となっております。

次に、議案第15号「太宰府市指定地域密着型サービスの事業者の指定に関する基準及び事業の人員、設備及び運営の基準を定める条例の一部を改正する条例について」ご説明申し上げます。

今回の改正につきましては、地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律において、認知症に関する条項が「第5条の2」から「第5条の2第1項」へ見直されたことに伴う改正となっております。

次に、議案第16号「太宰府市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例について」ご説明申し上げます。

今回の改正は、高齢者の医療の確保に関する法律及び国民健康保険法の改正に伴い、条文の整備をいたすものでございます。

次に、議案第17号「太宰府市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営の基準等を定める条例の制定について」ご説明申し上げます。

今回の条例の制定につきましては、平成30年度から指定居宅介護支援事業所の指定権限が都道府県から市町村に移譲されることに伴う制定となっております。

以上、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（橋本 健議員） 自席へどうぞ。

説明は終わりました。

質疑は2月26日の本会議で行います。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第25から日程第29まで一括上程

○議長（橋本 健議員） お諮りします。

日程第25、議案第18号「平成29年度太宰府市一般会計補正予算（第5号）について」から日程第29、議案第22号「平成29年度太宰府市下水道事業会計補正予算（第2号）について」までを一括議題にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋本 健議員） 異議なしと認め、お諮りしたとおり一括議題とします。

提案理由の説明を求めます。

市長。

〔市長 楠田大蔵 登壇〕

○市長（楠田大蔵） 議案第18号から議案第22号までを一括してご説明申し上げます。

最初に、議案第18号「平成29年度太宰府市一般会計補正予算（第5号）について」ご説明申し上げます。

今回の補正予算は、本年度予定していた補助事業のうち、国の補助金交付の一部が次年度以降に先延べされたことで、平成30年度予算の組み直しが必要になったことに伴い、歳入歳出をそれぞれ1億1,014万5,000円減額し、予算総額を242億8,973万6,000円にお願いするものであります。

主な内容といたしましては、国の補助事業でありますJR市の上踏切改良事業に伴うシルバー人材センター移転補償費を平成30年度予算で組み直したことに伴う減額補正によるもののほか、歴史と文化の環境税が増収見込みであることから、対応する基金への積立金を計上させていただいております。

その他につきましては、国民健康保険事業の保険基盤安定制度への国、県の負担金確定に伴う国民健康保険事業特別会計への繰出金、介護保険事業の法改正による電算システム改修費や第三者求償事務負担金手数料の増に伴う介護保険事業特別会計への繰出金、平成27年度、平成28年度分の額確定に伴う障がい者自立支援給付費や生活保護費補助金などの国庫補助金等の精算返還金などを計上させていただいております。

あわせて、繰越明許費の追加を6件補正させていただいております。

次に、議案第19号「平成29年度太宰府市国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）について」ご説明を申し上げます。

今回の補正予算は、歳入及び歳出予算にそれぞれ251万8,000円を追加し、予算総額をそれぞれ92億6,901万7,000円にお願いするものでございます。

歳出につきましては、前期高齢者納付金の金額確定による増額、平成28年度に交付されました療養給付費等国庫負担金の精算返還金でございます。

歳入につきましては、国、県の負担金額確定に伴う保険基盤安定制度繰入金の増額及び前期高齢者交付金及び県財政健全化交付金の減額に伴う財源の組み替えでございます。

次に、議案第20号「平成29年度太宰府市介護保険事業特別会計補正予算（第3号）について」についてご説明申し上げます。

今回の補正は、保険事業勘定の歳入歳出それぞれに75万4,000円を追加し、予算総額を49億5,847万円とするものです。

主な内容としましては、介護保険制度改正及び介護報酬改定による地域密着型事業所指定システムの改修に伴う使用料の増額と、国民健康保険団体連合会へ委託しております第三者求償事務負担金の増額となっております。財源としましては、いずれも一般会計事務費繰入金等となっております。

次に、議案第21号「平成29年度太宰府市水道事業会計補正予算（第2号）について」ご説明申し上げます。

まず、収益的支出につきましては、680万9,000円を増額し、総額12億2,426万5,000円とするものでございます。

補正の内容としましては、消費税及び地方消費税の増でございます。

次に、資本的収支につきましては、収入を809万2,000円減の総額2,121万円とし、支出を3,236万8,000円減の6億3,931万8,000円とするものでございます。

補正の内容としましては、補助事業費が確定したことに伴い、国庫補助金及び配水施設費を減額するものでございます。

次に、議案第22号「平成29年度太宰府市下水道事業会計補正予算（第2号）について」ご説明申し上げます。

まず、収益的支出につきましては、249万2,000円を増額し、総額14億8,144万1,000円とするものでございます。

補正の内容としましては、消費税及び地方消費税の増でございます。

次に、資本的収支につきましては、収入を2,550万円減の総額3億5,228万5,000円とし、支出を2,557万円減の12億4,685万円とするものでございます。

補正の内容としましては、起債対象単独事業費が確定したことに伴い、企業債及び公共下水道整備費を減額するものでございます。

以上、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（橋本 健議員） 説明は終わりました。

質疑は2月26日の本会議で行います。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第30から日程第36まで一括上程

○議長（橋本 健議員） お諮りします。

日程第30、議案第23号「平成30年度太宰府市一般会計予算について」から日程第36、議案第29号「平成30年度太宰府市下水道事業会計予算について」までを一括議題にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋本 健議員） 異議なしと認め、お諮りしたとおり一括議題とします。

提案理由の説明を求めます。

市長。

〔市長 楠田大蔵 登壇〕

○市長（楠田大蔵） 議案第23号から議案第29号までを一括してご説明申し上げます。

最初に、議案第23号「平成30年度太宰府市一般会計予算について」ご説明申し上げます。

我が国の景気の状態は、1月に発表された内閣府の月例経済報告によると、雇用・所得環境の改善が続く中で、各種政策の効果もあって、緩やかな回復が続くことが期待されるとされており、東日本大震災からの復興・創生及び平成28年熊本地震からの復旧・復興に向けて取り組むとともに、デフレからの脱却を確実なものとするために、経済・財政再生計画や規制改革、まち・ひと・しごと創生事業及びニッポン一億総活躍プランを着実に実行し、経済再生と財政健全化の双方を同時に実現していくとされております。

海外においては、中国経済の伸びが鈍化の傾向にあり、経済の先行きが不確実なことや、アメリカではトランプ政権が11月の中間選挙を控え、不公正な貿易協定を転換し、公正かつ互恵的な協定を求めると述べられるなど、今後の金融資本市場の変動に留意する必要があるとされております。

また、先般総務省より発表されました平成30年度の地方財政対策におきましては、地方交付税が前年度比で2.0%削減される中、子ども・子育て支援や地方創生などの重要課題に取り組みつつ、安定的に財政運営ができるよう、地方交付税等の一般財源総額について、前年度を上回る62兆1,000億円を確保したとしています。

このような中、本市の平成30年度予算編成に当たりましては、第五次総合計画における行政目標の早期実現を図ることを最優先課題とし、国の重要課題でもあります子ども・子育て支援の充実を図るため、教育・保育施設関連事業に重点を置き、あわせて全事業の経費全般については徹底した節減、合理化を図ることに努めました。

また、財源確保に向け、国、県等のあらゆる補助メニューを積極的に活用し、最大限確保するよう努めるとともに、ふるさと納税関連事業のより一層の充実を図るなど、自主財源の確保や将来の財源確保に向けた事業の調査検討などに努めたところでございます。

この結果、平成30年度の一般会計予算総額は238億3,059万円となり、平成29年度の当初予算と比較しますと5億1,379万円の増、率にいたしますと2.2%の増となっております。

なお、私の思いとして、市民の皆様との対話を大切にするため、市長と語る会費を新たに当初予算に計上し、一方で公共施設のあり方の見直しを含め改修予算をじっくり見きわめるために、その大部分を6月補正予算にて計上する予定としております。

詳細につきましては、別に配付しております当初予算説明資料をご参照いただきますようお願い申し上げます。

次に、議案第24号「平成30年度太宰府市国民健康保険事業特別会計予算について」ご説明申し上げます。

国民健康保険につきましては、平成27年5月に成立した持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律が平成30年4月1日から施行されることに伴い、都道府県を財政運営主体とする新たな財政運営が開始されます。

平成30年度の国保事業の運営に当たりまして、今回の医療保険制度の見直し等に伴う諸改正点を適切に反映し、予算編成を行っております。歳入歳出予算総額は、70億7,662万3,000円で、対前年度比21.75%の減となっております。

今後、新制度による予算の執行状況や国、県の動向を十分に注視し、医療費の適正化等を図りながら、健全で安定した国民健康保険事業の運営に、より一層の努力を図ってまいります。

次に、議案第25号「平成30年度太宰府市後期高齢者医療特別会計予算について」ご説明申し上げます。

本案は、平成30年度の歳入歳出予算の総額を前年度比2.5%増の12億5万5,000円とするものでございます。

平成30年度は、福岡県後期高齢者医療広域連合による当初の試算において、被保険者の増加などに伴う予算も含めて2.3%の負担金の増加が必要とされ、この試算額をもとに予算計上しております。

次に、議案第26号「平成30年度太宰府市介護保険事業特別会計予算について」ご説明申し上げます。

介護保険事業は、高齢化の進行に伴い、要介護認定者及び介護サービス利用の増加により、年々給付費が増加いたしております。平成30年度の歳入歳出予算につきましては、総額50億1,027万4,000円で、対前年度比3.1%の増となっております。

今後も介護保険制度の利用者の自立支援はもとより、給付費の適正化に努め、介護保険事業の円滑な運営に努めてまいりたいと思います。

次に、議案第27号「平成30年度太宰府市住宅新築資金等貸付事業特別会計予算について」ご説明申し上げます。

平成30年度歳入歳出予算でございますが、歳入歳出ともに総額53万4,000円で、対前年比1万9,000円、3.7%の増となっております。

歳入の主なものは、貸付償還元金、歳出の主なものは、公債償還元金であります。

なお、貸付金の償還向上につきましては、今後も個別の現状把握に努め、精力的に家庭訪問を行うなど償還の促進と、県との連絡調整や契約弁護士との法律相談を行いながら、滞納者対策を図ってまいります。

次に、議案第28号「平成30年度太宰府市水道事業会計予算について」ご説明を申し上げます。

初めに、本年度の業務の予定量でございますが、給水戸数2万5,588戸、年間総給水量578万3,060㎥を予定しております。

収益的収入及び支出についてでございますが、収入総額を14億4,511万1,000円とし、支出総額

を12億8,450万円といたしております。給水収益につきましては、12億1,799万4,000円を予定しております。また、加入負担金につきましては、4,438万7,000円を見込んでおります。

次に、資本的収入及び支出でございますが、収入総額を3,845万2,000円、支出総額を7億3,246万5,000円といたしております。収入につきましては、基幹管路新設に伴う国庫補助金として3,025万円を計上し、支出につきましては、主な建設改良事業としまして、未普及地域における配水管新設工事や基幹管路新設工事及び梅香苑地区の配水管布設替工事などを予定いたしております。

なお、不足額につきましては、消費税及び地方消費税資本的収支調整額及び損益勘定留保資金で補填いたします。

次に、議案第29号「平成30年度太宰府市下水道事業会計予算について」ご説明を申し上げます。

初めに、本年度の業務の予定量でございますが、排水戸数3万89戸、年間総排水量766万5,000m³を予定しております。

収益的収入及び支出でございますが、収入総額を18億7,885万6,000円とし、支出総額を14億3,351万2,000円といたしております。下水道使用料につきましては、11億8,871万3,000円を見込んでおります。

次に、資本的収入及び支出でございますが、収入総額を4億3,335万9,000円、支出総額を13億6,332万4,000円とし、主な建設改良事業といたしましては、北谷地区の污水管新設工事、奥園雨水管きよ整備工事及び大佐野台の長寿命化管きよ更生工事などで、単独と補助事業合わせて総額3億5,885万6,000円といたしております。

なお、不足額につきましては、消費税及び地方消費税資本的収支調整額及び損益勘定留保資金で補填いたします。

以上、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（橋本 健議員） 説明は終わりました。

お諮りします。

日程第30から日程第36までの平成30年度各会計予算につきましては、議員全員で構成する予算特別委員会を設置し、これに付託したいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋本 健議員） 異議なしと認め、お諮りしたとおり決定いたしました。

お諮りします。

予算特別委員会の正副委員長を、慣例によって決定したいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋本 健議員） 異議なしと認めます。

よって、予算特別委員会の委員長は総務文教常任委員会委員長の門田直樹議員、副委員長は

各常任委員会副委員長の輪番制で、今回は環境厚生常任委員会副委員長の藤井雅之議員とすることに決定いたしました。

ここで、予算特別委員会日程等について委員長の説明を求めます。

予算特別委員会委員長 門田直樹議員。

〔16番 門田直樹議員 登壇〕

○16番（門田直樹議員） 予算特別委員会の日程等についてご説明申し上げます。

予算特別委員会の初日は、本日の本会議散会後に、一般会計、各特別会計及び各企業会計について、予算の概要説明を受けます。2日目の3月14日水曜及び3日目の3月15日木曜は、午前10時から開会いたします。なお、予備日として4日目の3月16日金曜日は午後2時から予定しております。

また、各委員からの資料要求につきましては、あらかじめ配付しております資料要求書により、明日23日金曜午後1時までに事務局へ提出をお願いします。

なお、資料の要求につきましては、必要最小限にとどめていただきますようお願いいたします。

以上で説明を終わります。

○議長（橋本 健議員） 説明は終わりました。

自席へどうぞ。

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（橋本 健議員） 以上で本日の議事日程は全て終了いたしました。

次の本会議は、2月26日午前10時から再開いたします。

本日はこれをもちまして散会いたします。

散会 午前10時54分

~~~~~ ○ ~~~~~

1 議 事 日 程（2日目）

〔平成30年太宰府市議会第1回（3月）定例会〕

平成30年2月26日

午 前 10 時 開 議

於 議 事 室

- 日程第1 諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
- 日程第2 諮問第2号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
- 日程第3 議案第1号 太宰府市固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて
- 日程第4 議案第3号 財産の取得（史跡地）について
- 日程第5 議案第4号 市道路線の認定について
- 日程第6 議案第5号 福岡県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の減少及び福岡県市町村職員退職手当組合同約の変更について
- 日程第7 議案第6号 太宰府市立北谷運動公園の指定管理者の指定について
- 日程第8 議案第7号 太宰府市附属機関設置に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第9 議案第8号 太宰府古都・みらい基金条例の一部を改正する条例について
- 日程第10 議案第9号 太宰府市土地開発基金条例を廃止する条例について
- 日程第11 議案第10号 太宰府市手数料条例の一部を改正する条例について
- 日程第12 議案第11号 太宰府市重度障害者医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第13 議案第12号 太宰府市国民健康保険条例の一部を改正する条例について
- 日程第14 議案第13号 太宰府市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について
- 日程第15 議案第14号 太宰府市介護保険条例の一部を改正する条例について
- 日程第16 議案第15号 太宰府市指定地域密着型サービスの事業者の指定に関する基準及び事業の人員、設備及び運営の基準を定める条例の一部を改正する条例について
- 日程第17 議案第16号 太宰府市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第18 議案第17号 太宰府市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営の基準等を定める条例の制定について
- 日程第19 議案第18号 平成29年度太宰府市一般会計補正予算（第5号）について
- 日程第20 議案第19号 平成29年度太宰府市国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）について
- 日程第21 議案第20号 平成29年度太宰府市介護保険事業特別会計補正予算（第3号）について
- 日程第22 議案第21号 平成29年度太宰府市水道事業会計補正予算（第2号）について
- 日程第23 議案第22号 平成29年度太宰府市下水道事業会計補正予算（第2号）について

2 出席議員は次のとおりである（１８名）

| | | | | | |
|------|---------|----|------|---------|----|
| 1 番 | 柳 原 莊一郎 | 議員 | 2 番 | 宮 原 伸 一 | 議員 |
| 3 番 | 舩 越 隆 之 | 議員 | 4 番 | 徳 永 洋 介 | 議員 |
| 5 番 | 笠 利 毅 | 議員 | 6 番 | 堺 剛 | 議員 |
| 7 番 | 入 江 寿 | 議員 | 8 番 | 木 村 彰 人 | 議員 |
| 9 番 | 陶 山 良 尚 | 議員 | 10 番 | 小 畠 真由美 | 議員 |
| 11 番 | 上 疆 | 議員 | 12 番 | 原 田 久美子 | 議員 |
| 13 番 | 神 武 綾 | 議員 | 14 番 | 長谷川 公 成 | 議員 |
| 15 番 | 藤 井 雅 之 | 議員 | 16 番 | 門 田 直 樹 | 議員 |
| 17 番 | 村 山 弘 行 | 議員 | 18 番 | 橋 本 健 | 議員 |

3 欠席議員は次のとおりである

な し

4 地方自治法第 121 条により説明のため出席した者の職氏名（２１名）

| | | | |
|-------------------|---------|-------------------------------|---------|
| 市 長 | 楠 田 大 蔵 | 教育長職務代理者 | 野 中 秀 典 |
| 総 務 部 長 | 石 田 宏 二 | 市民生活部長 | 友 田 浩 |
| 総 務 部 理 事 | 原 口 信 行 | 都市整備部長 | 井 浦 真須己 |
| 健康福祉部長兼
福祉事務所長 | 濱 本 泰 裕 | 観光経済部長 | 藤 田 彰 |
| 教 育 部 長 | 緒 方 扶 美 | 都 市 整 備 部
公営企業担当部長 | 今 村 巧 児 |
| 教 育 部 理 事 | 江 口 尋 信 | 総 務 課 長 併
選 管 書 記 長 | 田 中 縁 |
| 経営企画課長 | 高 原 清 | 管 財 課 長 | 小 柳 憲 次 |
| 福 祉 課 長 | 友 添 浩 一 | 国保年金課長 | 山 浦 剛 志 |
| 都市計画課長 | 木 村 昌 春 | 社会教育課長 | 中 山 和 彦 |
| 上下水道課長 | 古 賀 良 平 | 観光推進課長兼
地域活性化複合
施設太宰府館長 | 木 村 幸代志 |
| 監査委員事務局長 | 渡 辺 美知子 | | |

5 職務のため議事室に出席した事務局職員の職氏名（５名）

| | | | |
|--------|---------|---------|---------|
| 議会事務局長 | 阿 部 宏 亮 | 議 事 課 長 | 花 田 善 祐 |
| 書 記 | 斉 藤 正 弘 | 書 記 | 高 原 真理子 |
| 書 記 | 力 丸 克 弥 | | |

再開 午前10時00分

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（橋本 健議員） 皆さん、おはようございます。

定刻になり、出席議員も定足数に達しておりますので、ただいまから休会中の第1回定例会を再開します。

直ちに本日の会議を開きます。

議事日程はお手元に配付しているとおりです。

議事に入ります。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第1から日程第3まで一括上程

○議長（橋本 健議員） お諮りします。

日程第1、諮問第1号「人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて」から日程第3、議案第1号「太宰府市固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて」までを一括議題にしたいと思います。

委員会付託を省略したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋本 健議員） 異議なしと認め、お諮りしたとおり一括議題とし、委員会付託を省略します。

直ちに質疑、討論、採決を行います。

これから質疑を行います。諮問第1号及び諮問第2号並びに議案第1号について、ただいまのところ通告がありませんので、質疑なしと認めます。

これから諮問第1号「人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて」討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋本 健議員） これで討論を終わります。

採決を行います。

諮問第1号を適任として答申することに賛成の方は起立願います。

（全員起立）

○議長（橋本 健議員） 全員起立です。

よって、諮問第1号は適任として答申することに決定しました。

〈適任 賛成17名、反対0名 午前10時01分〉

○議長（橋本 健議員） 次に、諮問第2号「人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて」討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(橋本 健議員) これで討論を終わります。

採決を行います。

諮問第2号を適任として答申することに賛成の方は起立願います。

(全員起立)

○議長(橋本 健議員) 全員起立です。

よって、諮問第2号は適任として答申することに決定をいたしました。

〈適任 賛成17名、反対0名 午前10時01分〉

○議長(橋本 健議員) 次に、議案第1号「太宰府市固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて」を討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(橋本 健議員) これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第1号を同意することに賛成の方は起立願います。

(全員起立)

○議長(橋本 健議員) 全員起立です。

よって、議案第1号は同意されました。

〈同意 賛成17名、反対0名 午前10時02分〉

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第4 議案第3号 財産の取得(史跡地)について

○議長(橋本 健議員) 日程第4、議案第3号「財産の取得(史跡地)について」を議題とします。

お諮りします。

本案は委員会付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(橋本 健議員) 異議なしと認め、委員会付託を省略します。

直ちに質疑、討論、採決を行います。

これから質疑を行いますが、ただいまのところ通告がありませんので、質疑なしと認めます。

討論を行います。

討論はありませんか。

10番小畠真由美議員。

○10番(小畠真由美議員) 賛成の立場ではございますが、市長にお願いがございます。

今回のこの財産の取得ということで、史跡地の買い上げについてでございますが、この保全

等、そして管理については、市がかなりの財政の圧迫をこれからも鑑みないといけないような状況にございますので、ぜひ国への働きかけをよろしくお願いしたいと思いますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

○議長（橋本 健議員） ほかに討論はありませんか。  
(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（橋本 健議員） これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第3号を可決することに賛成の方は起立願います。

(全員起立)

○議長（橋本 健議員） 全員起立です。

よって、議案第3号は可決されました。

〈可決 賛成17名、反対0名 午前10時03分〉

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第5 議案第4号 市道路線の認定について

○議長（橋本 健議員） 日程第5、議案第4号「市道路線の認定について」を議題とします。

これから質疑を行います。ただいまのところ通告がありませんので、質疑なしと認めます。

議案第4号は建設経済常任委員会に付託します。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第6 議案第5号 福岡県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の減少及び福岡県市町村職員退職手当組合理約の変更について

○議長（橋本 健議員） 日程第6、議案第5号「福岡県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の減少及び福岡県市町村職員退職手当組合理約の変更について」を議題とします。

お諮りします。

本案は委員会付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（橋本 健議員） 異議なしと認め、委員会付託を省略します。

直ちに質疑、討論、採決を行います。

これから質疑を行います。ただいまのところ通告がありませんので、質疑なしと認めます。

討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（橋本 健議員） これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第5号を可決することに賛成の方は起立願います。

(全員起立)

○議長(橋本 健議員) 全員起立です。

よって、議案第5号は可決されました。

〈可決 賛成17名、反対0名 午前10時05分〉

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第7から日程第18まで一括上程

○議長(橋本 健議員) お諮りします。

日程第7、議案第6号「太宰府市立北谷運動公園の指定管理者の指定について」から日程第18、議案第17号「太宰府市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営の基準等を定める条例の制定について」までを一括議題にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(橋本 健議員) 異議なしと認め、お諮りしたとおり一括議題とします。

これから質疑を行います。ただいまのところ通告がありませんので、質疑なしと認めます。

議案第6号、議案第8号及び議案第9号は総務文教常任委員会に付託します。議案第7号は総務文教常任委員会及び建設経済常任委員会に分割付託します。議案第10号から議案第17号までは環境厚生常任委員会に付託します。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第19から日程第23まで一括上程

○議長(橋本 健議員) お諮りします。

日程第19、議案第18号「平成29年度太宰府市一般会計補正予算(第5号)について」から日程第23、議案第22号「平成29年度太宰府市下水道事業会計補正予算(第2号)について」までを一括議題にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(橋本 健議員) 異議なしと認め、お諮りしたとおり一括議題とします。

これから質疑を行います。ただいまのところ通告がありませんので、質疑なしと認めます。

議案第18号は各常任委員会に分割付託します。議案第19号及び議案第20号は環境厚生常任委員会に付託します。議案第21号及び議案第22号は建設経済常任委員会に付託します。

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長(橋本 健議員) 以上で本日の議事日程は全て終了いたしました。

次の本会議は、3月7日午前10時から再開をいたします。

本日はこれもちまして散会をいたします。

散会 午前10時07分

~~~~~ ○ ~~~~~

# 1 議 事 日 程（3日目）

〔平成30年太宰府市議会第1回（3月）定例会〕

平成30年3月7日

午前10時開議

於 議 事 室

## 日程第1 一般質問

### 一般質問者及び質問項目一覧表

| 順位 | 質 問 者 氏 名<br>( 議 席 番 号 ) | 質 問 項 目                                                                                                                                                                                                                                                                             |
|----|--------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 1  | 木 村 彰 人<br>(8)           | <p>1. 近隣市と連携したまちづくりの推進について<br/>本市に隣接する大野城・筑紫野両市との、都市計画、インフラ整備及び交通対策等、まちづくりにおける連携の進捗状況について伺う。</p> <p>2. 大規模住宅団地の活性化対策について<br/>1970年代から1980年代にかけて宅地開発された大規模住宅団地は、住民の高齢化の進展による多くの課題を抱えている。これらの課題を解決し、大規模住宅団地を活性化する対策について伺う。</p>                                                        |
| 2  | 徳 永 洋 介<br>(4)           | <p>1. 本市における部落差別解消推進法の施策について<br/>(1) 部落差別解消推進法公布以降の施策について伺う。<br/>① 部落差別解消推進法に対する本市の目的と基本理念<br/>② 相談体制の具体的取り組み<br/>③ 教育及び啓発の具体的取り組み<br/>④ 部落差別実態調査の現状と課題<br/>(2) 部落差別解消に対する市長の決意について伺う。<br/>① 「太宰府市人権尊重のまちづくり推進基本指針」の見直しについて<br/>② 「部落差別解消法の条例制定」に向けての見解<br/>③ 「人権施策推進の市政運営」について</p> |
| 3  | 門 田 直 樹<br>(16)          | <p>1. 市長の公約について<br/>他自治体の事業に係るものについてご所見を伺う。また、中学校完全給食実現のための財源について伺う。</p> <p>2. 介護予防・日常生活支援総合事業について<br/>通所型サービスA（緩和した基準）について概要を伺う。</p>                                                                                                                                               |
| 4  | 藤 井 雅 之<br>(15)          | <p>1. 楠田市長の政治姿勢について<br/>(1) 副市長、教育長の選任見通しについて伺う。<br/>(2) 所信表明と選挙公約との関連について伺う。<br/>(3) 太宰府市の入札制度への認識について伺う。</p>                                                                                                                                                                      |

|   |                 |                                                                                                                                                                                                       |
|---|-----------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
|   |                 | 2. 国民健康保険税及び事業について<br>来年度から新たな枠組みでの運営になるが、保険税、事業など今後の見通し、国保加入者への影響について伺う。                                                                                                                             |
| 5 | 長谷川 公 成<br>(14) | 1. 楠田新市長の思いについて<br>4年間太宰府市長として全うしていただけるか伺う。<br>2. 中学校完全給食について<br>楠田市長が考える中学校完全給食について伺う。<br>3. 安全・安心の通学路について<br>(1) 星ヶ丘保育園の急坂を上がり梅香苑団地バス通りの交差点について伺う。<br>(2) 高雄台上り口の交差点について伺う。<br>(3) 高雄中央公園交差点について伺う。 |
| 6 | 堺 剛<br>(6)      | 1. 本市の公共交通の取組みについて<br>(1) 本市の渋滞対策について<br>総合計画をはじめ各種計画により、渋滞解消が期待できるのか伺う。<br>(2) 本市の持続可能な公共交通について<br>コミュニティバスについて財政負担の適正化が必要と考えるが、見解を伺う。<br>(3) 所信表明について<br>長期的な交通大動脈計画とは、どのような構想なのか伺う。                |

## 2 出席議員は次のとおりである（17名）

|                |                |
|----------------|----------------|
| 1番 柳 原 莊一郎 議員  | 2番 宮 原 伸 一 議員  |
| 3番 舩 越 隆 之 議員  | 4番 徳 永 洋 介 議員  |
| 5番 笠 利 毅 議員    | 6番 堺 剛 議員      |
| 7番 入 江 寿 議員    | 8番 木 村 彰 人 議員  |
| 9番 陶 山 良 尚 議員  | 10番 小 畠 真由美 議員 |
| 11番 上 疆 議員     | 12番 原 田 久美子 議員 |
| 14番 長谷川 公 成 議員 | 15番 藤 井 雅 之 議員 |
| 16番 門 田 直 樹 議員 | 17番 村 山 弘 行 議員 |
| 18番 橋 本 健 議員   |                |

## 3 欠席議員は次のとおりである（1名）

|              |
|--------------|
| 13番 神 武 綾 議員 |
|--------------|

## 4 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名（27名）

|                 |                  |
|-----------------|------------------|
| 市 長 楠 田 大 蔵     | 教育長職務代理者 野 中 秀 典 |
| 総 務 部 長 石 田 宏 二 | 市民生活部長 友 田 浩     |



|                   |         |
|-------------------|---------|
| 総務部理事             | 原 口 信 行 |
| 健康福祉部長兼<br>福祉事務所長 | 濱 本 泰 裕 |
| 教育部長              | 緒 方 扶 美 |
| 教育部理事             | 江 口 尋 信 |
| 経営企画課長            | 高 原 清   |
| 地域コミュニティ課長        | 藤 井 泰 人 |
| 納 税 課 長           | 千 倉 憲 司 |
| 高齢者支援課長           | 川 崎 純 一 |
| 建 設 課 長           | 山 口 辰 男 |
| 社会教育課長            | 中 山 和 彦 |
| 上下水道課長            | 古 賀 良 平 |
| 監査委員事務局長          | 渡 辺 美知子 |

|                               |         |
|-------------------------------|---------|
| 都市整備部長                        | 井 浦 真須己 |
| 観光経済部長                        | 藤 田 彰   |
| 都市整備部<br>公営企業担当部長             | 今 村 巧 児 |
| 総務課長併<br>選管書記長                | 田 中 縁   |
| 管 財 課 長                       | 小 柳 憲 次 |
| 人権政策課長兼<br>人権センター所長           | 福 嶋 浩   |
| 福 祉 課 長                       | 友 添 浩 一 |
| 国保年金課長                        | 山 浦 剛 志 |
| 都市計画課長                        | 木 村 昌 春 |
| 学校教育課長                        | 森 木 清 二 |
| 観光推進課長兼<br>地域活性化複合<br>施設太宰府館長 | 木 村 幸代志 |

5 職務のため議事室に出席した事務局職員の職氏名（5名）

|        |         |
|--------|---------|
| 議会事務局長 | 阿 部 宏 亮 |
| 書 記    | 斉 藤 正 弘 |
| 書 記    | 力 丸 克 弥 |

|         |         |
|---------|---------|
| 議 事 課 長 | 花 田 善 祐 |
| 書 記     | 高 原 真理子 |

再開 午前10時00分

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（橋本 健議員） 皆さん、おはようございます。

定刻になり、出席議員も定足数に達しておりますので、ただいまから休会中の第1回定例会を再開します。

直ちに本日の会議を開きます。

本定例会での一般質問通告書は、14人から提出をされておりましたが、13番神武綾議員の一般質問は本日欠席のため行いません。そこで、一般質問の日程は、さきの議会運営委員会におきまして2日間で行うことに決定いたしておりますことから、本日7日6人、明日8日7人の割り振りで行います。

議事日程はお手元に配付しているとおりです。

議事に入ります。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第1 一般質問

○議長（橋本 健議員） 日程第1、「一般質問」を行います。

8番木村彰人議員の一般質問を許可します。

〔8番 木村彰人議員 登壇〕

○8番（木村彰人議員） 皆さん、おはようございます。

ただいま議長から一般質問の許可をいただきましたので、通告しておりました2件、近隣市と連携したまちづくりの推進についてと、大規模住宅団地の活性化対策について質問いたします。

まず、1件目の近隣市と連携したまちづくりの推進についてです。

平成28年9月議会において、まちづくりにおける近隣市、大野城市、筑紫野市との連携について質問いたしました。1年6カ月前のことになります。今回は、前回の追跡質問、フォローアップとして質問いたします。

改めて、本市と大野城・筑紫野両市との関係の深さからお話しさせていただきます。

本市の市域外周が両市と接する割合は、筑紫野市が53%、大野城市が26%であり、相互に同じ生活圏で暮らしている状態ですが、市街化区域が複雑に入り組む市境では、道路や交通、土地利用等、さまざまなまちづくり上の不整合が生じています。隣接する自治体同士、連携したまちづくりの必要性、重要性はわかっているのに、なかなか連携が進まない状態が長らく続いています。

このような状況を打開するため、28年前に春日市と大野城市が連携して計画、実行したハイタウン構想が参考になるのではないかと、ご提案させていただいたところでした。

このハイタウン構想とは、春日・大野城両市が一体的な都市施設を整備するためのマスタープランであり、まさに連携したまちづくりのモデルケースになりました。計画は着々と進行

し、道路、交通体系の計画的な整備とまちのにぎわいの創出がなされ、最後の仕上げが西鉄天神大牟田線の連続立体交差事業になります。

そこで、今こそ太宰府版ハイタウン構想が必要ではないかをご提案したところ、市長、執行部からは、近隣市との間で情報共有を図りながら、連携に向けて段階を踏んで進んでまいりたいという力強いご回答をいただきました。前回の質問から1年半が経過し、近隣市と連携したまちづくりであります太宰府版ハイタウン構想のその後の進捗状況について伺います。

次に、2件目の大規模住宅団地の活性化対策についてです。

1970年代から1980年代にかけて宅地開発された大規模住宅団地は、当時は理想のニュータウンだったのですが、住民の高齢化の進展により多くの課題を抱えています。例えば交通弱者・買い物弱者の増加、坂道・階段が不便、高齢者世帯・独居の増加、子育て世代の流出などです。その結果、人口が微増を続ける本市ですが、徐々に空き家が目立ち始めた団地もございます。

これらの課題を放置すれば、住民の生活環境が悪化していくだけでなく、せつかくの人口微増傾向にブレーキをかけることになるかもしれません。今こそ大規模住宅団地の活性化、つまり団地再生に取り組まなければならないと考えます。

そこで、私が考える団地再生の理想型、モデルとしては、高齢者が暮らしやすく、若い世代にも選ばれる幅広い年齢世代が混住する団地であり、住民のライフステージに柔軟に対応できる町ということです。

ちなみに不動産選びの際の永住したい町の条件としては、交通至便、公共交通・道路環境が良好であるということ、買い物がしやすい、安全に暮らせる、医療が充実、公園や公共施設が充実というデータもあるようですが、これらの機能を大規模団地につけ加えることができるかどうか、団地の活性化、再生の鍵になるかもしれません。

大規模住宅団地がこのまま住民の高齢化の進展とともに廃れてしまうのか、団地の再生に取り組み、永住したい町として成熟期を迎えることができるのか、大規模住宅団地の活性化対策について伺います。

以上2件、お伺いします。再質問は議員発言席にて行います。

○議長（橋本 健議員） 都市整備部長。

○都市整備部長（井浦真須己） おはようございます。

それでは、1件目の近隣市と連携したまちづくりの推進についてご回答申し上げます。

平成29年1月24日に、福岡市を初めとする19市町で構成いたします福岡都市圏の福岡県都市計画区域マスタープランが告示され、広域都市圏において広域連携を目指したまちづくりが進められております。

本市におきまして、平成29年7月1日に福岡都市圏都市計画区域の整備、開発及び保全の方針に沿った太宰府市都市計画マスタープランの公表を行ったところであります。平成29年度より太宰府市都市計画マスタープランの実現のために、今後人口を維持、あるいは減少する可能

性が大きい中で、維持可能で安全・安心して暮らせる都市づくりを進めるため、居住機能や医療、福祉、商業、公共交通等のさまざまな都市機能の誘導により、都市全域を見渡したマスタープランとして位置づけられます立地適正化計画の策定に取り組んでいるところでございます。

立地適正化計画の策定は、関連する計画や他部局の関係施設等の整理を行った上で、都市の現状と将来を展望し、市民の生活や経済活動を支える上で、都市がどのような課題を抱えているのか、20年後にも持続可能な都市としてどのような姿を目指すのかを分析し、解決する課題を抽出し、目指すべき都市の骨格構造、課題解決のための施策、誘導方針等を検討いたします。

本市の市民生活や経済活動は、福岡都市圏と深くかかわっています。都市計画、公共交通網計画等におきましても、住民の生活圏に根差しました都市政策と公共交通政策の周辺自治体との広域連携が必要であるというふうに考えております。

計画策定において、それぞれ附属機関を設置し、計画の検討に当たることとしていますので、その検討過程において近隣市の動向を確認し、またあるいは近隣市との協議を行いながら策定を行ってまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（橋本 健議員） 8番木村彰人議員。

○8番（木村彰人議員） 私がちょっと聞きたかったのは、太宰府版ハイタウン構想ということでありまして、それこそ28年前に春日市と大野城市が一緒になって都市計画マスタープランをつくったということを太宰府市でも行えないかということ、前回ご提案させていただきました。

今のお答えでは、一応都市計画に関する計画の各計画を連携して進めてまいりますというふうなご回答であったと思います。都市計画、公共交通網計画等におきましても、住民の生活圏に根差した都市政策と公共交通政策の周辺自治体との広域連携が必要と考えていますと考えていらっしゃる。さらに、近隣市の動向を確認し、またあるいは近隣市との協議を行いながら政策を行ってまいりたいということなんですけれども、既に第2次都市計画マスタープランもできております。立地適正化計画も今進捗中であります。地域公共交通網計画も進んでいると思うんですけれども、実際に今まちづくりに関する各計画が進んでいるわけなんですけれども、もうちょっと詳しく近隣自治体、市町村との連携の具体的な連携の様子をご回答いただければと思いますけれども。

○議長（橋本 健議員） 都市整備部長。

○都市整備部長（井浦真須己） 今木村議員おっしゃっていただいたように、立地適正化計画が今年度平成29年度と平成30年度の2カ年でと、あと交通網計画、あと総合交通計画につきまして平成29年度、平成30年度という2カ年ということで、ちょうど一緒に作成するということが、非常に太宰府市にとっていいと思いますか、今後の将来を計画する上で大きいのかなと思いな

がら、前回木村議員のご質問のときに、私自身が回答させていただいた中で覚えているのが、まずは近隣の都市計画マスタープランを私自身がやはりきちっと確認したり、それとあと担当者が確認したりということを始めながら、太宰府市のいろいろな計画と合わせられるところを合わせていきたいという回答をさせていただいたということを、自分自身は覚えているので、都市計画のマスタープランを私自身も筑紫野市については読ませていただいたり、第2次都市計画のマスタープランを私ども太宰府市でつくった分についても、そことの整合性、特に近隣で、先ほど木村議員もおっしゃっていただいたように、53%が筑紫野市と市境を共有するという形ですので、その市境の点で何か整合性、不整合があるかどうかということの読み込みとか、そういうことはちょっとさせていただいたつもりでございます。

あと、筑紫野市との連携といいますと、やはり以前西鉄二日市駅東口の整備事業において、一緒にプロジェクトチームになって東口の整備を進めてきたという経緯もございますので、その協議会の継続版として、やはりさまざまな事業をお互いにやっていきたいと思いますということで、今年度からまた新たに協議会といいますか、勉強会を開催するというので今進んでいますけれども、実はちょっと年度末も押し迫っているもので、平成30年から新たにそういう協議会といいますか、勉強会を開催していこうということで、今担当同士で話をさせていただいているという状況がございます。

それとあと、筑紫野市はやはり筑紫野市のマスタープランの中にいろいろな視点、本当に都市づくりの目標ということで参考になる部分もございますので、6つの視点を抱えながらマスタープランがありますけれども、町の視点とか、あと移動の視点、住宅の視点、産業の視点、自然の視点、暮らしの視点という6つを読み込ませていただいて、太宰府市としてどういうふうなことが連携できるのかということも、連携というか、まだ連携までいきませんけれども、太宰府市としてどれだけ活用というか、参考にさせていただくのかということは、私自身、また担当のほうも考えながら、マスタープランは作成させていただいたところでございます。

以上でございます。

○議長（橋本 健議員） 8番木村彰人議員。

○8番（木村彰人議員） 今の段階では、近隣市の情報収集、協議を行ったところで調整という段階を出てないように思われます。前回私が提案させていただきました太宰府版ハイタウン構想というまでは、まだいってないというふうに判断せざるを得ないんですけれども、このハイタウン構想ですけれども、例えるならば1枚の大きな紙に、隣接市と一緒に未来の町の絵を描く取り組みが、太宰府版ハイタウン構想だと思っています。

今進めていますまちづくりに関する各計画ですけれども、この計画ごとに近隣市と調整を図るということは、それこそ2枚の画用紙に同じテーマでそれぞれ絵を描いて、突き合わせて接合部分を調整するだけになってしまうような気がしてなりません。太宰府市の市域外周は、53%が、もうほとんど半分ですよね、それが筑紫野市と接しておるわけなんですけれども、接する部分の修正だけでは、それこそ絵にならないんじゃないかと心配しています。

さて、現在進行中のまちづくりに関する計画なんですけれども、これから進めるものもあると思いますけれども、それこそ接合部分の修正だけでは、これから先、大きな修正、手戻りが発生するんじゃないかと非常に危惧するところなんですけれども、いかがでしょうか。

○議長（橋本 健議員） 都市整備部長。

○都市整備部長（井浦真須己） 先ほど私のほうが回答する中で、やっぱり境界というか、市境だけみたいなことでちょっと捉えられたのは、私の回答がちょっと言葉が足らなかったかと思いますが、やはりそういう意味で、面的に見るとやはり、例えば筑紫野が1種住居であって、太宰府はどうかというところで、1種低層とか2種低層になっているとか、そういう面的な見方をさせていただいたということでございますが、ただ、今議員おっしゃいますように、都市計画マスタープランだけではなく、今後の計画において、今からご存じのとおり立地適正化計画も今回都市計画審議会に諮問させていただいている状況、今現在ですね、それとあと公共交通の交通網の計画につきましては、4月に委員さんに選定して集まっていただく、そして総合交通計画も4月からスタートするというのもございますものですから、そういう中で今木村議員おっしゃるような連携も含めて、事前にそういうことも自分たち、私ども担当者がきちっとそういうことを考えながらやっていくということは必要かと思っておりますので、実行というか、実施させていただきたいというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（橋本 健議員） 8番木村彰人議員。

○8番（木村彰人議員） 仮にそれぞれの市が計画してある計画を突き合わせて、接合部分を調整して、仮に調整がうまくいっているとしても、それぞれの市で別々に計画を立てていたら、それこそ計画自体が小粒ですよ。対策にはならないんじゃないかと非常に心配しております。

前回の太宰府版ハイタウン構想についての市長、執行部からのご回答としては、連携に向けて段階を踏んで進んでまいりたいということでございましたが、まだまだ段階、ステップアップしてないという認識で私おりますけれども、なぜ着々と、着々と、1年半過ぎましたけれども、進捗しないのか、これですよ。

私もいろいろな場所で集会で、近隣市の連携について提案させていただいているわけなんですけれども、実は肝心の近隣市側の方が余り乗り気じゃないと、私も実は感じているんです。本市との連携に関する近隣市の意向といいますか、感触というのは、どういう状況でしょうか。いろいろ協議調整されると思いますけれども、本市と連携して大きな絵を描こうというお話について、近隣市の方は、関係者の方は乗り気ではないんじゃないかと私非常に心配しているんですけれども、そこら辺については、直接協議していらっしゃる担当課のご意見としてはいかがでしょうか。

○議長（橋本 健議員） 都市整備部長。

○都市整備部長（井浦真須己） 乗り気でないかどうかというのはあれなんですけれども、ただ私どもとしては、今計画が始まったばかりでございますし、そのへんを、段階を踏んでということ

はそういう意味で捉えていただいているかと思いますが、私どもが要は都市計画マスタープランをつくるときに、実は筑紫野市の都市計画マスタープランのいわゆる都市計画審議会委員に私どもの都市計画課長が入っている、太宰府市の都市計画審議会には筑紫野市の都市計画課長が入っていただいているという、そういういわゆる情報のやりとりがしやすいようにということと、連携を見据えてひとつそういうこともありながら、委員にお互い交換というか、させていただいているという状況はあると思います。

それとあと、私ども道路とか河川とかそういうところで、筑紫野市とも非常に深いかかわりがございますので、私ども、筑紫野市、お互い協議といいますか、筑紫野市の部長は私と話をさせていただいたり、これは前の議会でもお話をさせていただきましたが、やはり佐野東のまちづくりとか、あと河川ですね、河川の御笠川の河川改修などにもお互い連携をしながら進んでいこうという、強いきずなまではいきませんが、そういうことでお話し合いはできていると思いますし、乗り気でないという捉え方は私としてはしてないという状況は、自分自身はそういうふうには思っているところでございます。

以上でございます。

○議長（橋本 健議員） 8番木村彰人議員。

○8番（木村彰人議員） ちょっと乗り気でないという表現が余り適切じゃなかったかと思いますが、もうちょっと上品に言うと、近隣3市は本市との連携を必要としないんじゃないかというふうに思っています。

というのは、ほかの3市については、ほかの3市自体で全てがある程度完結していらっしゃるんで、都市計画も、特に本市と連携しなくても、うまくやっていけるというふうに考えていらっしゃるのかもしれませんが、しかしながら本市においては、近隣市との連携が本市のまちづくりについては、まちづくりを発展させるためについては、非常に近隣市との連携が活路になると思っております。

というわけで、余り近隣3市については、本市との連携を余り乗り気ではないかもしれませんが、逆に本市のほうから積極的に働きかけなければいけないんじゃないかと。逆に同じレベルで協議調整するだけでは、なかなか前に進まないのではないかと思っております。

さて、楠田市長、楠田市長ご自身の公約で、積極的広域連携による大太宰府構想を提唱されておりますけれども、このような厳しい状況において、近隣市との連携をどのように進めていけるか、ご意見をいただきたいと思います。

○議長（橋本 健議員） 市長。

○市長（楠田大蔵） どうもありがとうございます。私にとりまして最初の答弁になります。今後、そうした議員の皆様との意義あるこうした質問の中で、答弁の中で、さらなる発展につなげていければと、そうした思いで私も真摯に答弁をさせていただければと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

そうした中で、先ほど来やりとりを聞かせていただいております。準備した答弁はござい

ませんので、私なりに率直にお答えをさせていただきますが、まず近隣との関係性であります。1年半たって、今の状況を尋ねられましたけれども、ご存じのように、まず1年半の間に、少なくとも市長が交代をしたという大きな太宰府市にとっての変革もあったわけでありす。この間に残念ながらそうした交渉の相手がかわってしまっているということは、特に近隣市の皆様からしますと、今までの1年半に物事が進まない原因として十分上げられることだろうとも思っています。

そうした中で、私もこの1カ月余り、就任をさせていただいてから近隣の市長、また執行部の方々、そうした方々との意見交換をする機会も少しずつ得ております。

そうした中で、やはりまだこの1カ月余りの中で、私もまだまだ若輩でもありますし、今の時点ではお互いの性質なり考え方なり、人間的なつき合い方も含めて、そうしたいろいろな間合いをはからせていただいている、お互いにですね、そうした状況でもあるということは、まずご理解をいただきたいと思います。

その上で、ただ私自身もこれまでの経験の中で、太宰府市はもちろんであります、近隣市の中でもさまざまな活動をしてまいりました。近隣市についても、私自身、さまざまなよい面、悪い面、そうした面も把握している部分もございます。そして、協力し合うことによってその相乗効果が生まれるということも、私自身これまでも感じてきたことが多々あります。所信表明でも述べましたが、例えばこうしたまちづくり、そうした交通というものも重要でありますけれども、やはり観光面でも重要なさまざまな利点もあると思いますし、生活においてもさまざまな利点もあると思います。例えばコミュニティバスの運用の仕方とか、そういうことも含めて、お互いが協力し合うことで、2倍、3倍、4倍となっていくような効果も多々あると考えております。

そうした中で、私自身はその近隣との連携を、むしろ積極的に進めるべきだということを訴えてまいりました。この面積としては非常に狭い太宰府、そしてさまざまな史跡もあって開発がしにくい、さまざまなそうした制約もある町でありますけれども、ご存じのように名前は全国誰しも知っているこの知名度があります。その太宰府の名前を周辺の近隣の自治体の方にもむしろお使いをいただきながら、利用いただきながら、近隣との連携の中で、この太宰府の何かしら名前を使って、近隣との一体となった発展ということも私はできると、そのようにも考えております。

漠然としておりますけれども、そうした考え方を持ちながら、ウイン・ウインの関係で周辺とも一体として発展ができるということがお互いに理解ができれば、私はこうした今の関係性をさらに緊密にして、まずは首長同士、市長同士の信頼関係を持つ中で、お互いに同じ絵を描くということも可能になってくると、そのように考えておりますので、ぜひともご理解ある議員におかれましては、私自身のこれからの努力も見えていただきながら、そして審議会の委員にもなっていていただいておりますので、そうした中でもご意見をいただきながら、交通や観光やそうした生活面、さまざまな面での周辺との連携をぜひとも進めてまいりたいと思っております。



ので、ご協力いただければと思っております。

○議長（橋本 健議員） 8番木村彰人議員。

○8番（木村彰人議員） 私、先ほど、太宰府市のほうから積極的にと言いましたけれども、実は今市長言われたとおり、ウイン・ウインの関係が構築できると私も思っています。今は余り本市との連携に関心を示していらっしやらない近隣市ですけれども、本当は連携したら、まだまだ近隣市にとってもメリットがたくさんあると私も思っています。そういうところで、ぜひ、きっかけは本市からになるうかと思えますけれども、積極的に取り組んでいただいて、最終的には近隣市とウイン・ウインの関係で、最終的にはそれこそこの地域、筑紫地区全体がすごくレベルアップするというふうなことを目指して頑張っていっていただきたいと思っております。

次の回答をお願いします。

○議長（橋本 健議員） 2件目の回答をお願いします。

都市整備部長。

○都市整備部長（井浦真須己） それでは、2件目の大規模団地の活性化対策についてご回答を申し上げます。

高度経済成長期に急速に整備された多くの住宅団地は、短期間に大量の住宅等が供給され、同世代が一斉に入居したといった特徴を有しており、このため、今日居住者の高齢化や住宅及び関連施設の老朽化等が懸念されます。

大規模住宅団地の課題解決のためには、個々の住宅団地の状況のみならず、都市全体の観点から居住機能や都市機能の立地、公共交通の充実等に関し、公園等の公共施設の再編、公有財産の最適利用、医療、福祉、中心市街地活性化、空き家対策の推進等のまちづくりにかかわるさまざまな関係施策と連携を図り、総合的に検討することが必要と考えております。

本市におきましては、平成29年度より立地適正化計画の策定を開始しており、その中で地域公共交通施策、医療・福祉施策、公共施設再編施策と連携し、目指すべき都市の骨格構造、課題解決のための施策、誘導方針の検討を行い、あわせて大規模住宅団地の課題解決施策を検討することとしております。

以上でございます。

○議長（橋本 健議員） 8番木村彰人議員。

○8番（木村彰人議員） 大規模住宅団地の活性化、再生については、立地適正化計画の中であわせて検討していかれるということだったと思いますけれども、まず最初に、大規模住宅団地の現状についてちょっとお話しさせていただきますけれども、まず都市計画上の分類としては、第1種低層住居専用地域でありまして、閑静な住宅地なんですけれども、住宅しかございませんのでちょっと不便ですよ。高齢化率については、高齢化率が高まる傾向にございまして、市の平均としては26%程度なんですけれども、この大規模住宅団地の中では53.6%と高い団地もございます。空き家率については、今のところ太宰府市内では平均3%というところで、そ

れほど高まってはいいんですけども、高齢化の進展に伴って急上昇する可能性も大いにあります。住民の流出・流入状況について言いますと、データはございませんけれども、建物の建てかえが進む団地とそうでない団地があるようですね。そして、課題としては、交通弱者、買い物弱者の増加、高齢者世帯、独居生体の増加、子育て世代の流出など、課題が山積していると思っています。

そこで、さて行政側のお考えなんですけれども、ちょっと以前、国土交通省から団地再生についての調査が恐らく全国の市町村あつていますので、本市にも来ていると思いますが、大規模住宅団地の活性化、再生についての対策の必要性を感じていらっしゃるのか、これについてお答えください。

○議長（橋本 健議員） 都市整備部長。

○都市整備部長（井浦真須己） 今木村議員がおっしゃった調査につきましては、平成26年12月から平成27年10月に、国土交通省が実施しました大規模団地の実態調査ということをやられているということで、私どもとしては認識しております。一応その目的につきましては、中古住宅のリフォームを行って子育て世代を流入するとか、それとかあと生活利便施設や高齢者の居住施設等の立地の誘導をするとか、それとあと住民による維持管理や良好なコミュニティを形成するという、そういう目的でその調査をされたというふうに私はお伺いをしているところでございます。

そういう意味で、いわゆる町の価値を上げるといいますか、選ばれる都市にするということの目的で、そういう調査もされているということもありますので、そういう趣旨を考えますと、非常にこの調査というか、今後この調査等が、私どもの大規模団地の活性化等々にもつながっていくのではないかとこのふうには考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（橋本 健議員） 8番木村彰人議員。

○8番（木村彰人議員） 本市としては、大規模住宅団地については活性化、再生については大いに興味があると思っているというふうに解釈してよろしいんだと思いますけれども、この大規模住宅団地の活性化、再生に向けてなんですけれども、本市の人口ビジョン、展望について、人口は微増を続け、緩やかに減少に転じる予測ですけれども、大幅な減少を避けて、2040年に7万3,000人、2060年に7万人を維持というふうに考えていらっしゃいます。

そこで、この人口を維持するためのポイント、鍵は何になるのでしょうか。私の考えとしては、大規模住宅団地を活性化、再生して、新たな住民に移り住んでもらうことではないかと今考えるとところなんですけれども、逆にこの大規模住宅団地がこのままであれば、このままであれば、課題山積の団地がこのままであれば、住民の自然減が進むことにもなりはしないかと思っております。

人口を維持するための本市のポイント、鍵は何になるかと考えていらっしゃいますでしょうか。

○議長（橋本 健議員） 都市整備部長。

○都市整備部長（井浦真須己） 団地の再生というか活性化、それとあと太宰府市の人口維持とい  
いますか、減少を防ぐためにはということで、それはもういろいろな観点からあると思います  
けれども、1つは、私が担当している状況からいいますと、やはり地域の今交通網といえます  
か、やはり団地と中心市街地を結ぶ交通網をどうするかとか、そういうこととか、あとは若い  
人たち、若い世代をどう誘導するのかと、太宰府市のほうに来ていただくためにどういうふう  
に誘導するのかというそういう誘導政策、それは先ほど言いましたように、医療とか福祉、そ  
ういうところも含めて総合的に考えなきゃいけない問題ではないかとは思っていますので、まず  
は、何度も、先ほど第1件目のほうからもお話ししていますように、立地適正化計画というこ  
とをここでは述べていますけれども、それだけではなくて、公共交通網計画、それとか総合交  
通計画、それと空き家の対策の計画も今年度、来年度と2カ年に分けて一緒にさせていただきます  
ので、そういうものを総合的に計画をつくる中で、何が必要なのかを考えていきたいとい  
うことで、今のところは考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（橋本 健議員） 8番木村彰人議員。

○8番（木村彰人議員） 立地適正化計画の中で考えていきたいということなんですけれども、ち  
なみに平成29年3月議会での、これ会派代表質問の中で、立地適正化計画におけるコンパクト  
な都市構造とは何ですかという質問に対して、執行部のほうからは、鉄道駅周辺に商業施設等  
の集約を目指し、丘陵地の住宅団地を、まさにこれ大規模住宅団地だと思います、丘陵地の住  
宅団地をバス路線で結び、医療、福祉、子育て支援、商業等の都市機能を効率的に配置するこ  
ととご回答いただきました。要するにどこがポイントかといえますと、大規模住宅団地と駅周  
辺をバス路線で結びと、ここの公共交通の充実をもってということだと思えるんですけれど、  
果たしてこれで大規模団地の活性化、再生になるのだろうかちょっと思ったところなんです  
けれども、いかがでしょうか。

私の考えなんですけれども、先ほど申しましたとおり、団地の活性化、再生の展望としまし  
ては、高齢者が暮らしやすい、若い世代にも選ばれる、幅広い世代が混住する団地であり、住  
民のライフステージに柔軟に対応できる町を目指したいというところで、人口維持の鍵が大規  
模団地の活性化、再生にあるのではないかと考えるわけなんですけれども、その対策として  
は、やはりちょっと不便な大規模団地ですよね。第1種低層住居専用地域ですので、住宅しか  
ございませんけれども、そこに都市機能ですよね、都市機能、福祉、医療、商業、公共施設を  
適度につけ加えることが、大規模団地の再生になるのじゃないかと考えるんですけれども、い  
かがでしょうか。

○議長（橋本 健議員） 都市整備部長。

○都市整備部長（井浦真須己） 今議員おっしゃっていただきましたようなそういうフレームとい  
いますか、そういう形が各大型団地の中で、住宅団地の中でどれだけできるのかということ

が、ちょっと今私の、今質問を受けてすぐに回答できるということではないですけども、ほかの福祉とか医療とかそういうところと、あと商業施設を持ってくるとかというところは、なかなか今答えられるものではございませんが、ただ先ほど木村議員おっしゃっていただきましたように、コンパクトシティアンドネットワークという形で、立地適正化計画というのはやっていくということで考えていますので、やはりまずは交通の便がいいように、駅の周辺に誘導をしていく、そのためにどういう施設が必要なのかということで、先ほどおっしゃっていただいたような医療とか商業施設とか、あるいは教育施設等も含めてですけども、そういうところを集中させるということと、あとはネットワークをどう大型住宅団地とどうつなぐのかということで、まずは立地適正化計画はそういう計画をつくるということになっていますので、ただ個別に住宅のほうに、例えば大型スーパーは1種低層ですから難しいですけども、例えば昔購買店みたいなのがございましたけれども、コンビニまではいかなくても、そういう近くで近所で買い物ができるとか、そういうことは少し個別にといいいますか、計画の中で、いわゆる今1種低層とか2種低層とか、なかなかそういう商業施設が難しいところに地区計画といいいますか、街区の中で打っていくということも考えながら、将来的には必要であれば検討していくことは可能かというふうには思っているところでございます。

以上でございます。

○議長（橋本 健議員） 8番木村彰人議員。

○8番（木村彰人議員） この立地適正化計画自体が、それこそ国、中央のほうから流れてきたものですよね。それで、日本全国市町村が取り組み始めたところなんですけれども、立地適正化計画、どういうモデルでやるのかというのが非常に提示されています。駅周辺に都市機能を集約させて、逆に人口が減少していくわけですから、住むところもある程度集約させてというところがモデルとして提示されていますけれども、そのとおりにやってしまったら、日本全国同じ町になってしまいますので、それが非常に危惧されることです。

駅周辺の都市機能の集約というのは私は理解できますけれども、それ以外にも、それこそ周辺の大規模住宅団地付近にも、都市機能の拠点として何かしら持っていつていただくと、それが一つの鍵になるのかなと思っております。

最後なんですけれども、大規模住宅団地の活性化、再生とは、ベッドタウンをマイホームタウン、ふるさとに変えることではないかと私は考えています。これからまとめ上げる立地適正化計画の中で、しっかり団地の活性化、再生を図っていただくことをお願いして、私の一般質問を終わります。

○議長（橋本 健議員） 8番木村彰人議員の一般質問は終わりました。

ここで10時55分まで休憩をいたします。

休憩 午前10時43分

~~~~~ ○ ~~~~~

再開 午前10時55分

○議長（橋本 健議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。

4 番徳永洋介議員の一般質問を許可します。

〔4 番 徳永洋介議員 登壇〕

○4 番（徳永洋介議員） ただいま議長より一般質問の許可をいただきましたので、通告に従って質問させていただきます。

部落差別の解消の推進に関する法律が2016年12月16日に成立、施行されました。部落差別解消法制定の背景には、ネット上での差別横行、挑発的な全国部落調査復刻版出版事件など、部落差別の増大と悪質化があります。

この部落差別解消法の意義は、部落問題に関する法的空白が解消されたことです。同和対策事業特別措置法失効後は、法的根拠がないかのごとく、同和行政の後退の口実にされてきました。しかし、この法律では、部落差別の存在を認知し、被差別部落があると公式に認知したことです。

差別の現実を訴えるという行為は、カミングアウトを意味します。差別の沈黙効果、当事者は声を上げられません。当事者が差別を訴えられないところに、差別の厳しさがあります。特措法失効後は、行政は差別の実態把握すらしようとしない自治体がありました。部落差別の現実に対する無視や軽視、認識不足が広がってきました。

この法律により、部落差別の存在認知について決着がついたと言えます。ある、ないは、法律を遵守するかどうかの問題となったのです。部落差別の解消の推進に関する法律の目的第1条に、「現在もなお部落差別が存在する」と最初に明記したことです。法律で初めて部落問題の解決が明記されたのです。

これまでの経過を振り返りますと、まず、同和対策審議会答申では、同和問題の解決を目的としました。しかし、具体的な法律として部落問題の解決を明確にうたった法律ではありませんでした。

次に、同和対策事業特別措置法では、対象地域における経済力の培養、住民の生活の安定及び福祉の向上等に寄与することを目的とする同和対策事業が目的でした。特別措置法は、同和対策事業を執行するための行政責任を定めていました。

しかし、この部落差別解消法は、部落差別の解消に関する施策を求めています。解消の具体的な施策として3点明記しています。

1 点目は、現在の人権擁護委員制度の限界を認め、人権侵害救済制度の確立の一步になるよう、部落差別に関する相談に的確に応ずるための体制の充実を図ることです。

2 点目は、部落問題抜きの人権教育が進んできたことを課題とし、同和地区の有無にかかわらず教育及び啓発に取り組むことです。今後、地方公共団体は、「部落差別を解消するため、必要な教育及び啓発を行うよう努めるものとする」と明記してあります。

3 点目は、実態調査の実施です。調査の目的としては、部落差別解消のための施策実施の内容、教育・啓発実施の内容、差別規制・救済法的部分の法制定の必要性を浮かび上がらせるこ

とが重要だと考えられます。

以上、この３点が地方公共団体の責務として実践され、部落差別解消に取り組むことが求められた法律です。

この部落差別の解消の推進に関する法律が施行され、１年以上経過しました。そこで、本市のこの法律に対する見解と施策について伺います。

１項目めは、部落差別解消推進法公布以降の施策についてです。１、部落差別解消推進法に対する本市の目的と基本理念の見解。２、相談体制の具体的取り組みについて。３、教育及び啓発の具体的取り組みについて。４、部落差別実態調査の現状と課題について。

２項目めは、部落差別解消に対する市長の決意です。１、太宰府市人権尊重のまちづくり推進基本方針の見直しについての見解。２、部落差別解消法の条例制定に向けての見解。３、市長の考える人権施策推進の市政運営について。

以上、２項目について伺います。再質問は議員発言席にて行います。

○議長（橋本 健議員） 市長。

○市長（楠田大蔵） 議員のご質問にお答えをさせていただきます。

２項目めが私に対する決意についての質問でございましたので、私からまず２項目めからお答えをさせていただきます。

ご存じのとおり、本市におきましては太宰府市人権都市宣言を制定をしております。その内容の後段には、「私たちが生きている現代社会の中には、部落差別を初めとするさまざまな人権侵害の事象が存在をし、平和で明るい社会の存立を脅かしている。よって、全ての市民の人権が等しく保障される地域社会の実現に向けて、一人一人が不断的努力を行うことを確認し、ここに本市を人権都市とすることを宣言する。」とございます。

私もこの宣言の精神を体現すべく、人権を尊重するまちづくりを重要施策として位置づけ、市民が互いに人権を尊重し合い、ともに生きる地域社会を目指して誠心誠意努めてまいり所存でございます。

まず、１点目の太宰府市人権尊重のまちづくり推進基本方針の見直しについてでございます。本基本方針は、人権教育・人権啓発推進法を受け、全ての人々の人権が守られる地域社会の実現を目指して、総合行政としての人権政策の確立に向けた取り組みを推進するために、平成22年３月に策定されました。しかし、５年間を経過し、社会情勢の変化や各分野での法律などの整備が進められたことから、平成28年３月に見直しをしたところであります。

その後、平成28年12月に部落差別の解消の推進に関する法律が施行されました。この部落差別解消推進法は、現在もおお部落差別が存在すること、そして基本的人権の享有を保障する憲法の理念にのっとり、部落差別は許されないもの、そしてこれを解消することを課題とした重要な法律であると認識をしておりますことから、その趣旨にのっとり、太宰府市人権尊重のまちづくり推進審議会のご意見も参考にしながら、太宰府市人権尊重のまちづくり推進基本方針の見直しについて適切に進めてまいりたいと考えております。

次に、2点目の部落差別解消法の条例制定に向けての見解についてご回答いたします。

部落差別解消推進法では、地方公共団体は国との適切な役割分担を踏まえ、連携を図るとされていますが、現状において国は、部落差別解消推進法の制定について一層の周知を図っている段階であり、今後これらの状況を見ながら考えてまいりたいと思っております。

次に、3点目の人権施策推進の市政運営についてご回答いたします。

全ての人は等しく人権を有しており、一人一人がかげがえのない存在であります。この基本的人権を守っていくためには、お互いの個性や価値観、生き方などの違いを認め、多様性を尊重し、共存を図っていかなければなりません。また、さきにも申し述べましたが、今回の部落差別解消推進法は、部落差別が今もなお現存し、日本国憲法の理念にのっとり、部落差別は許されないものであること、そしてこれを解消することは重要な課題であることが法的に示されたものであり、大変意義深いことであると考えております。

人権施策を推進するためには、市政において日常の業務はもちろん、全ての施策において人権尊重の視点から実施されることが欠かせません。部落差別推進法の趣旨を踏まえるとともに、同和問題を初めとしたあらゆる人権問題の解消に向けた市政運営に努めてまいりたいと考えております。

なお、1項目めについては担当部長より回答させます。

○議長（橋本 健議員） 1項目めの回答をお願いします。

市民生活部長。

○市民生活部長（友田 浩） それでは、1項目めについて私のほうからご回答させていただきます。

1点目、部落差別の解消の推進に関する法律に対する本市の目的と基本理念についてご回答いたします。

この法律は、現在もなお部落差別が存在し、さらには部落差別に関する状況に変化が生じていることも踏まえまして、部落差別は許されないものであるとの認識のもとに、部落差別のない社会を実現することを目的といたしまして、基本理念は、全ての国民が等しく基本的人権を享有するかけがえのない個人として尊重されるものであるとの理念にのっとりまして、部落差別を解消する必要性に対する国民一人一人の理解を深めるよう努めることによりまして、部落差別のない社会を実現することを旨として行わなければならないとなっております。

なお、本市におきましては、先ほど市長が申しましたように、太宰府市人権都市宣言で本市を人権都市と位置づけ、平成22年から太宰府市人権尊重のまちづくり推進基本指針を定めまして、人権の視点が全ての施策に反映するよう検討を重ねてまいっているところでございます。

しかしながら、平成24年度に実施をいたしました実態調査におきましては、部落差別が必ずしも解消していると言えるような結果は出ていないところでございます。このことから、部落差別の解消は重要な課題であると認識をしておりまして、今後ともこの部落差別の解消の推進に関する法律の趣旨を踏まえまして、部落差別のない社会の実現に向けて取り組んでまい

る、このように思っているところでございます。

次に、2点目の相談体制の具体的取り組みについてご回答いたします。

現在は、人権擁護委員によります人権相談を奇数月に市役所内で実施するなど、法務局との連携体制をとっておりますとともに、隣保館におきましても、人権センター条例に基づく相談事業を実施しているところでございます。

相談事業の対象者のうち、継続的な助言、指導が必要とされる方につきましては、教育や福祉部門などと連携を行いながら、相談機能の強化を図っております。

次に、3点目の教育及び啓発の具体的取り組みについてご回答いたします。

教育についてでございますが、本市ではどの学校におきましても、人権・同和教育が積極的かつ同一の狙い、内容で推進されるよう、太宰府市9年カリキュラム及び人権に視点を当てた社会科カリキュラムを策定いたしまして、各学校のカリキュラムに位置づけて授業を行っております。

この2つのカリキュラムにつきましては、児童・生徒の発達段階でありますとか学習指導要領の内容を踏まえまして、差別、差別された人々、部落差別等について正しく認識できるよう策定をしております、部落問題抜きの人権学習というふうにならないように構成をされております。

市民等を対象とした啓発についてでございますが、各学校における人権・同和教育の授業参観の実施、年間6回実施しております人権講座「ひまわり」、7月の同和问题啓発強調月間市民講演会の開催、2月には市民参加型の人権まつりの開催、12月には人権・同和问题啓発冊子の全戸配布などを行っております。特に、人権・同和问题啓発冊子につきましては、毎年作成をし、配布をしておりますが、本年度につきましては、部落差別の解消の推進に関する法律に焦点を当てた内容としたところでございます。

以上のように、市民の皆様にも部落差別のない社会の実現に向けて考え、行動していただけるよう、多様な方法で啓発活動の充実に努めているところでございます。

最後に、4点目の部落差別実態調査の現状と課題についてご回答いたします。

部落差別の解消の推進に関する法律の第6条では、国は、部落差別の解消に関する施策の実施に資するため、地方公共団体の協力を得て、部落差別の実態に係る調査を行うものとなっております。今後、国主導のもと実施されるというふうに考えております。その手法、内容を確認しながら検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（橋本 健議員） 再質問はいいですか。

4 番徳永洋介議員。

○4 番（徳永洋介議員） まず、部落差別解消推進法に対する本市の基本理念というところで、部落差別解消推進法では、自治体に対して努力規定を課すにとどまっています。これは、2000年4月施行の地方分権一括法によって、国が制定する法律で地方公共団体を義務づけることはで

きなくなったためです。しかし、部落差別のない社会を実現するためには、国以上の自治体の取り組みが重要と考えます。部落差別解消推進法に対して、本市では努力規定として対応していくのか、義務規定として対応していくのか、見解をお伺いします。

○議長（橋本 健議員） 市民生活部長。

○市民生活部長（友田 浩） この問題につきましては、憲法が保障しております基本的人権にかかわる重要な課題というふうに意識をしておりますので、本市といたしましては義務規定という形の捉え方で、さまざまな施策を展開していきたいというふうに考えております。

○議長（橋本 健議員） 4 番徳永洋介議員。

○4 番（徳永洋介議員） ありがとうございます。回答にも明記されてなかったもので、当たり前のことお聞きしたんですけれども、まずそこがやはり太宰府市として責務として、やはりこの部落差別をなくすという一人一人の意思を決めてからがまずスタートだったと思ったので、質問させていただきました。

次に、相談体制の具体的取り組みですけれども、相談者との信頼関係をしっかり構築しながら、当事者の尊厳を守り、希望するニーズや課題にしっかり対応できる相談体制が必要だと考えます。隣保館の相談窓口において、相談を通じて明らかになっている課題、答弁でもあったように、継続的にいろいろ支援されていると思うんですけれども、実際支援体制というか、職員数というか、それは十分足りているのかお聞きします。

○議長（橋本 健議員） 市民生活部長。

○市民生活部長（友田 浩） 今議員ご質問の隣保館につきましては、相談業務だけではございませんので、そこで人数が相談体制としてどうかということなんですけれども、全体としては11名で運営をしておりますので、また別に相談員という形の方もおられますけれども、人数的には足りているというふうなことで捉えてはおりますが。

○議長（橋本 健議員） 4 番徳永洋介議員。

○4 番（徳永洋介議員） やはりなかなか難しい課題を踏まえて、継続的にかかわっていて大変だと思うんですけれども、より差別解消に向けて頑張っていただきたいというふうに思っています。

次に、教育及び啓発のところなんですけれども、2015年度近畿大学生の人権意識調査によると、部落問題を大学に入学するまで知らなかったという学生は31.3%と、実に3人に1人にも及んでおり、小・中学校の学習経験が減少している傾向が明らかになっています。本市では9カ年計画で学校教育の中でやっておられますけれども、やっぱり地区のある学校、ない学校、そういった部分での部落問題学習について差があるのかなのか、わかっていればお聞かせください。

○議長（橋本 健議員） 教育部理事。

○教育部理事（江口尋信） 先ほど上げていただいた、例えばこちょっと私も持ってきておりますけれども、太宰府市9カ年カリキュラムですね、それとあと人権に視点を当てた社会科カリ

キュラムというのは、これは各学校が編成するカリキュラムの中でも、基本的に必ず実施することなんですよね。カリキュラムにつきましては、基本的に各学校が自校の児童・生徒の実態や地域の実態に合わせて編成するものですから、これに加えてさらに別の面から学習内容教材化を図っている学校もあります。

それで、例えば人権・同和学習が全ての学校で同じではないんですが、少なくともこの2つのカリキュラムは全ての学校で実施しておりますので、基本的に押さえるべき内容は、これはどの学校においても実施されているというふうに考えております。

○議長（橋本 健議員） 4番徳永洋介議員。

○4番（徳永洋介議員） 私も中学校のほうの教員をやっております、筑紫地区いろいろな学校へ赴任してまいりました。太宰府市で勤務していて、やはり人権学習をきちっとやっている学校というのは、子どもたちが非常に人間味があるというか、やはりいじめ問題にもかかわってきますよね。科学的認識をもとに周りの友達のこと、実際そこにあったときの問題解決するときの子どもたちの動きというか、そこは非常にすばらしいことだと思いますので、よりどの学校でも人権学習に力を入れて、先生たち大変でしょうけれども、やっていただきたいと思います。

そこで、先生方に対して、部落差別解消推進法の研修は実施されたのか、お伺いします。

○議長（橋本 健議員） 教育部理事。

○教育部理事（江口尋信） まず、研修といいますといろいろな種類がありますが、まず校内研修がありますね。各学校の実態ですが、本市、小学校7校、中学校4校の11校ありますが、この法律そのものを題材として研修をした学校が11校中7校ございます。残りの4校については、では研修で扱っていないかという、そうではなく、例えば職員会議で学校長のほうがきちんとそれを配って、読み上げて説明をしたりとか、または人権・同和研修の別の内容の研修だったんですけども、来られた講師の先生がそれについて触れられる。当然今の時期ですから、そういったことがあると思います。

ですので、11校中全ての小・中学校でこの法律については、何らの形で先生方が研修をしていると、これは校内研修の実態でございます。

それから、市教委といたしましては、実は昨年度までは行っておりませんでしたが、本年度から他市町から来られた先生方、それと初任者の先生方を対象に、本年度は7月3日にこの法律を題材としまして研修会をいたしました。このことは本年度に限って行ったわけではなく、来年度以降も実施する予定です。来年度の研修内容についても、この法律についてきちんと中心に据えて行うということにしております。

それともう一点なんですけれども、各学校の人権教育の学校代表者学習会というのを毎月隣保館のほうで行っております。各学校から1名ずつ、それから教育委員会、学同研代表、それとあと児童館の方にも来ていただいておりますが、これまではどちらかというと連絡伝達の場合でありましたが、本年度からは学習会ということに性格を変えて、教育委員会がリードしてや

るようにしております。本年度は人権・同和教育の計画について、それから実践について交流を行ったということです。

来年度については、この法律をどう各学校が子どもたち、実践としてどうおろしていくかということもテーマに挙げるというふうに聞いておりますので、先生方の研修もいろいろな方法で引き続き行っていきたいというふうに考えております。

○議長（橋本 健議員） 4 番徳永洋介議員。

○4 番（徳永洋介議員） ということは、これを部落差別解消推進法を教材にして、授業の中に取り込む計画があるということですか。

○議長（橋本 健議員） 教育部理事。

○教育部理事（江口尋信） 授業の中ということは、直接子どもに指導するかということでお尋ねなんだろうと思うんですね。今、私も教育委員会として課題は、先ほど議員おっしゃったように幾つかありまして、1つは、初めて同和地区というものに出会うということ、平成24年に実施した調査を見ますと、多くの子どもたちが学校での学習で出会っているんです。もう一つの課題は、にもかかわらず、半数近くの子どもたちが正しい認識に至っていないという結果も出ているんですね。

それで、その言葉を扱う、扱わないとかではなくて、まずはきちんと先生方が狙いを焦点化して授業をつくるということとか、それから子どもの課題として授業づくりをします。それから、学習活動が先生方が一方的にしゃべるばかりになって、子どもが考える場になってないというような課題とか、それから最も大事なものは、最後の整理ですよ、学習の。何がこの時間でわかったのかという整理と、どう行動につなげるのかというような、今上げたような授業づくりの上でのまずそういった課題を先生方と解決していきたいというふうに思っています。

ただし、今小学校6年生の「わたしの暮らしと憲法」というこの社会科カリキュラムの中に載っている部分については、部落差別という言葉が出てくるわけですよ。それで、今後、今おっしゃったようにこの法律が、それはもう公民的分野ですから、当然社会科の中では教材は、時代というか、いろいろなものができれば変わるわけですから、今後教材にしていく準備は進めていくべきだろうと思っています。ただし、現時点ではまだ各学校の自主性を持ち寄りながら、きちんと共通認識に立って教材化をするべきだと思っておりますので、そういった考えはありますが、具体的にこれからそのことは考えていきたいというふうに思っております。

○議長（橋本 健議員） 4 番徳永洋介議員。

○4 番（徳永洋介議員） 非常に配慮をしてやっていく必要があると思うんですが、やはりこれは現実としても法律が決まっている。部落差別はあるんだと、みんなでなくそうと。やはりここがこの法律の趣旨というか、やはり子どもたちに科学的認識として、実際こういう法律があるんだと、できれば中学校の終わりのほうでも、まずその啓発の部分が大事だと思いますので、できればそういうふうな方向で取り組んでいただきたいと思います。

次に、そういう意味では、太宰府市民の方にこの法律がどれくらい認知されているのかとい

うと、非常に、ものすごく頑張っているとは思っているんですけども、なかなか難しい部分があって、諦めてもいけないし、そういう部分では市民の方に知らせるという、今一番の課題みたいなものがもしあれば。いろいろ今までずっと取り組んであると思うんですけども、なかなか取り組まれていても、なかなか同和問題に対してうまく市民の方に周知徹底ができてないような、そういう課題について、今後何かいい策があれば。難しいと思いますけれども、ありましたらお願いします。

○議長（橋本 健議員） 市民生活部長。

○市民生活部長（友田 浩） 今周知の方法については、先ほど1答目でご回答させていただきましたけれども、広報の中に表示をいたしまして、それは皆さん全戸配布されておりますし、市民講演会に来ていただいたときにも法律等を載せておったりとか、いろいろやっておりますし、特に先ほど言いましたように、今年度はこちらの「私たちの手で」の中に法律を載せさせていただいて、そういうふうな周知を図っているところでございます。

あとは、それぞれの自治会あたり、全部の自治会ではないですけども、まずは今校区単位という形で回らせていただいていますけれども、そういうところで少しのお時間をいただいて、人権問題とかそういう部落差別問題について、担当課としてお話をさせていただきながら、自治会を通じて各区民の方に周知をしていただくとか、そういうところを少しずつではございますけれどもやっていっているということで、その認知度がどういうふうな形でわかるかというのは今後の課題かとは思っていますけれども、少しずつ周知を図っているという現状でございます。

○議長（橋本 健議員） 4番徳永洋介議員。

○4番（徳永洋介議員） 非常に難しく、質問しとって本当、今ご苦勞されていると思うんですけども、やはり生活していく上でこの人権感覚、いろいろな差別に対する、まずどんな差別でもまず偏見は情報が、部落差別についても、エイズの問題であつたり福島原発で苦しんでおられる方、やはり最初に情報が皆さん知らない、そこで偏見が生まれる。やはり周り、市民の方の意識を高めることが、いろいろな太宰府市民の弱者の立場というか、そういったことで生活する上で大切なことだと思いますので、大変でしょうけれども、諦めず取り組んでいただきたいと思います。

それと、太宰府市の人権まちづくり推進計画の中で、市役所の職員の方の研修について、「多様な研修プログラムの充実により、豊かな人権感覚を身につけ、人権尊重の視点に立って行政施策を遂行できる意欲にあふれた職員を育成します。また、職員のそれぞれの業務や職務のニーズに合った適切な研修を計画的に実施するとともに、職員みずから人権意識の向上を図っていきます。」というふうに書かれています。太宰府市の職員の方の研修内容というか、そういったものが具体的におっしゃっていただけるのなら、お伺いします。

○議長（橋本 健議員） 市民生活部長。

○市民生活部長（友田 浩） 最近、市役所の職員も半数近く若い職員に入れかわってきておりま

すので、階層別の研修というのを今取り入れてやっておりますけれども、特に推進法に関します研修につきましては、今年度でございますが、1月、今年に入ってから1月ですけれども、3日間にわたりまして、部落差別の解消の推進に関する法律の狙いということを題材に職員研修をしておりますし、筑紫地区の社会教育関係の職員との同和問題研修会の中でも、その推進法に関する研修会をしていまして、担当職員についてはそちらのほうに出席をしているという状況でございます。

それと、数少ない限られた予算の中でございますけれども、多方面の研修の場に参加をしておりますして、基本的な狙いといいますのは、部落差別の現実に深く学ぶということにこだわりますして、各課の代表といいますか、そちらの職員に研修を受講させているという現状で現在進めておりますし、時間外でございますけれども、それぞれの課で課内研修ということで、その中でもいろいろな人権問題も含めた研修ということで、職員の資質向上をしているところでございます。

○議長（橋本 健議員） 4番徳永洋介議員。

○4番（徳永洋介議員） やはり市役所の方には研修を積んでいただいて、車椅子の方、高齢者の方、目の不自由な方、外国の方も、いろいろな方との対応をすることがあると思いますので、大変でしょうけれども、研修のほうも進めていただきたいと思います。

それと、本市において平成25年3月、太宰府市同和問題実態調査が行われています。国主導ということなんですけれども、次回、国主導で行われるのは何年ぐらいが予想されるのか、わかっていればお伺いします。

○議長（橋本 健議員） 市民生活部長。

○市民生活部長（友田 浩） まだその点については、国から具体的に、じゃあ何年度を目標にとかということでの話は承っていないところでございます。

○議長（橋本 健議員） 4番徳永洋介議員。

○4番（徳永洋介議員） この前行われた調査の課題から、まだ解決されてない部分もあると思いますので、できるだけ、もし必要であれば、市独自でもやっていただけたらなと思っております。

次に、市長が答弁していただいた太宰府市人権尊重のまちづくりの基本指針、それと部落差別解消法条例制定について回答していただきました。もう当然のことだなと思って安心はしておりますけれども、兵庫県のかつう市では、部落差別解消への条例が可決されました。条例案は、推進法、そして人権尊重のまちづくりを打ち出す同市人権尊重都市宣言に基づき、部落差別の現存を認めるとともに、基本理念、市の責務を明らかにした。その上で、相談体制の充実を初め教育、啓発、計画の策定、調査等の実施、推進体制の充実、それらの施策に関する審議会の設置など具体的な施策を講じることにより、部落差別のない市の実現を目的とする。今年の4月1日から施行ということで、もう動いている自治体がありますので、本市においても平成6年、この太宰府市人権都市宣言をもとに、やはり具体的にこういうふうに明言していくこ

とが大事だと思いますので、取り組んでいただきたいというふうに思っております。

それで、市長の考える人権施策推進の市政運営についてですけれども、この前の所信表明で人権政策について書かれてなかったのも、もちろんとは思ったんですけれども、あえて質問させていただきました。

所信表明の中で、就任後すぐにまとめた平成30年度当初予算で、真っ先に市長と語る会費を計上し、公共施設改修予算をじっくりと見きわめるために、その大部分を6月補正予算に延長したのもそのためです。市と市民のよりよい未来のため、皆様と対話と公共施設のあり方の見直しなど、予算の効率化を心がけます。こうした工程による環境整備を経て、いよいよ太宰府を日本一住みやすい都、世界一元気な都にするべく、プラン実行に力強く踏み出さなければなりませんと述べられました。

市長の考える日本一住みやすい都というのは、ここで言われたように、人権を尊重するまちづくりを重要施策として位置づけ、市民が互いに人権を尊重し合い、ともに生きる地域社会を目指して誠心誠意努めていかれるということなので、ただ、この市民と語る会というのは物すごくすばらしいことだと思うんですね。これは一つの具体的な政策だと思うんですけれども、差別を受けてある方は、公民館とかそういう語る会には参加できないと思うんです。そういう方々の市民の声を聞くような市長の考えがありましたら、お聞かせください。

○議長（橋本 健議員） 市長。

○市長（楠田大蔵） どうもご指摘ありがとうございます。先ほど私の所信表明の中で、人権について触れられていないというご指摘もありました。

今回、就任時期の問題もありまして、施政方針演説を6月に行うという形で、所信表明という形で、今までにない形で私も述べさせていただきまして、全体的に網羅できていない部分もあったと思います。その点については、改めて全体的に網羅した形で、6月の施政方針演説で述べさせていただきたいと、まず触れさせていただきますが、そのように述べますが、その上で、先ほどからご指摘がありますように、私自身もこの太宰府市はもちろん、周辺地域でも今なお差別事象が続いているということは、折に触れ私も見聞きしてまいりました。

先ほどの法律の中でも、そうした現状があることを踏まえて、またむしろ情報化の時代の中で、非常に陰湿化しているそうした状況もあります。そうした現状を踏まえて、その解決に努めていくということは、私自身も当然これからもしっかりと努めてまいりたいと思っております。

そうした中で、先ほども述べましたように、市政において日常の業務はもちろん、全ての施策において人権尊重の視点から実施をしていくということを述べさせていただいております。市長と語る会、市民と語る会ではなくて市長と語る会なんです、そこはなぜかといいますと、市民以外の方も含めて私は内外から広くご意見、ご指導いただきたいという思いであります。

つまりは、そうした公民館で、もしくはそうした決められた場所に出てきていただくだけで

はなくて、私自身が出向かせていただいて、お話を積極的に伺っていきたいという思いも込めさせていただいております。そうした意味では、むしろ1対1で私と語らせていただく会も、市長と語る会でもあると。そうした思いで、むしろそうした声に出せないような方にも、思いをなかなか出しにくい方にも寄り添う姿勢を持って市政に当たりたいと、そうした思いでこれから進めてまいりたいと思っております。

○議長（橋本 健議員） 4番徳永洋介議員。

○4番（徳永洋介議員） 提案の中にも言ったように、差別される方がみずから声を出すということとは非常に難しい。ただ、太宰府市にもそういった方々に支援して寄っておられる方がいらっしゃいますので、市長が聞くよりも、市長がそういった方を集めていただいて審査会を開くなり、より多くの課題を市長が把握できるような取り組みをお願いしたいと思います。

この人権問題、部落問題について、私は今まで太宰府市の人権政策を否定をしていません。むしろさまざまな取り組みがなされていたと評価しています。しかし、今回の部落差別解消推進法により、各自治体に問題提起がなされたと思っています。市の責務を明らかにし、行政が中心となり、人権政策に対して具体的な取り組みが求められています。そのために、市長の強いリーダーシップがなければ実現できません。私は、市長に大きな期待をしています。

今、具体的な政策が自治体に求められています。1、部落差別解消推進法の制定を受けて、改めて部落問題解決への市長による基本姿勢を決意表明すること、2、部落差別の解消を推進する行政窓口を明確にすること、3、取り組みは窓口部局だけでは推進できない、そのため関係部局の横断的な体制を確立すること、4、第3条に示された部落差別の解消を推進する施策を立案するために、当事者参画による審議会を設置すること、5、部落差別の解消を推進する基本方針及び基本計画を策定すること、6、第4条に示された相談体制の充実策として、まずは隣保館に人権相談員を配置すること、以上のことを自治体が責務として取り組むことが望まれています。

今上げたこれらの政策提言に対して取り組む決意があるのか、市長のご見解をお聞かせください。

○議長（橋本 健議員） 市長。

○市長（楠田大蔵） 今、6つの具体的なお提案をいただきました。率直に申しまして、今の6の提案全て、この時点でお約束をできるかどうかは、ちょっとまだ私自身、今初見でありますので申し述べられないところもございますが、いずれにしても、先ほど来申しておりますように、私自身も差別事象がこの太宰府本市の中でも、また日本全体の中でもございます。そして、法にもありますように、日本の中で全体として考えられたこの法律だけではなくて、太宰府市の中で、先ほど議員も申されたように、独自の取り組みをされてこられていると思いますし、独自の歴史があると考えております。

そうしたものを改めて私自身も市長に就任をさせていただいて、今さまざま勉強もさせていただいているところでもあります。そうしたものを踏まえまして、その差別の解消において足

らざる面があるのであれば、それはしっかりと補っていく、そして今までの取り組みでよい面があれば、それをしっかりと伸ばしていくと、そうした姿勢はしっかりと貫いてまいりたいと思っております。

○議長（橋本 健議員） 4 番徳永洋介議員。

○4 番（徳永洋介議員） やはり部落差別だけではなくて、障がい者差別、男女共同による女性差別、いろいろ市民の方、弱者の立場におられる方の声を聞いて、言葉だけではなくて、行政として具体的に動くようなそういうシステムを、市長のリーダーシップのもとつくっていただきたいと期待しています。そういう具体的な政策が 6 月議会の施政方針の中に盛り込まれることを期待して、私の一般質問を終わらせていただきます。

○議長（橋本 健議員） 4 番徳永洋介議員の一般質問は終わりました。

ここで11時55分まで休憩をいたします。

休憩 午前11時41分

~~~~~ ○ ~~~~~

再開 午前11時50分

○議長（橋本 健議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。

16番門田直樹議員の一般質問を許可します。

〔16番 門田直樹議員 登壇〕

○16 番（門田直樹議員） 議長より質問の許可を受けましたので、通告に従い質問します。

前市長の失職に伴い選挙が行われ、新しい市長が誕生しました。おおむね市を二分する激戦でしたが、終わってしまえばノーサイドです。市議会も解散により、選挙で新たに市民の負託を受けたわけですから、ともに心機一転、市政のために議論を尽くしていくべきであると考えます。

定例会初日の市長所信表明では、3つの工程と7つのプランを改めて伺いました。今回は初議会でもあり、市長が選挙で訴えてこられたことについて3点お尋ねします。

1点目は、中学校給食に筑紫野市の給食センターを活用する案、2点目は、福岡市営地下鉄の延伸についてです。他自治体の事業にかかわるものであり、どのような構想をお持ちなのかお聞かせください。

また、3点目として、中学校完全給食実現のための財源についてですが、厳しい財政状況の中、どのように取り組んでいかれるのか、ご所見を伺います。

次に、介護予防・日常生活支援総合事業について伺います。

本市は4月以降、今までどおりの国基準のサービス、もう一つは緩和した基準としてサービスAが新設されます。通所型サービスAについて、該当するかどうかの区分は、入浴介助を行うか行わないか、その1点だけで区別されるようですが、入浴設備がない施設については選択すらできず、必然的にサービスAとなってしまいます。

このサービスAの特徴は、人員基準を緩和したサービスであることです。入浴なしで人員基



準を緩和することで、単価を15%下げるとのことですが、他市や要介護の利用者がある場合、国基準の人員配置が必要となり、緩和はできません。説明会も行われたようですが、その概要と事業所や利用者はどういった影響があるのか伺います。

以上、再質問は議員発言席にて行います。

○議長（橋本 健議員） 市長。

○市長（楠田大蔵） お答えをさせていただきます。

まず、1件目の私の公約についてであります。まず中学校給食について、所信で述べたことの中も通じますけれども、筑紫野の給食センターを活用する案についてであります。

私は、中学校給食について、近隣連携も含めた最適な方式を協議し、実現を目指すということに触れましたが、近隣自治体との連携については、先ほど木村議員とのやりとりでも申し述べましたように、あらゆる面でその可能性は探ってまいりたいということは常々申してまいりました。

そうした中で、筑紫野市の給食センターとの連携を選択肢の一つとして出馬表明当初にお示しをしたこともございましたけれども、もちろん相手もあることでありますので、今後どのような方式で事業を進めていくのが最適なのか、その内容について時間や予算や質等を勘案しながら、あらゆる可能性を検討していくという考え方であります。

次に、福岡市営地下鉄の延伸ということでありました。

これも決して福岡市営地下鉄の延伸ということを私自身、これまでも述べたことは実はございませんで、地下鉄という交通手段もあり得るということは、これまで述べたことはございます。つまりは、私自身の思いとしては、さらなる人の往来、太宰府市や本市への、と、渋滞解消をやはり両立させたいと。そうした中で、長期的なプランとして、交通大動脈計画を立案していこうということを訴えてまいりましたが、つまりはそうした両立をさせる中で、既に観光客が増加し、通過交通量も増加している中で、渋滞が厳然とあります。一方で、そうした方々にお越しをいただいて、今後財政を健全化させていく必要もあるという考え方のもとで、やはりその両立のためには、長期的なプランを立てていく必要性は私は感じているところであります。

そうした中で、地下鉄なり、今考えられる手段としてロープウエーなりモノレールなり、また今後新たにコストがかからず、何かしらそうした新たな交通網というものが考えられるのであれば、そうしたものなり、こうしたものを私自身、しっかりと打ち出してまいりたいと、そうした思いであることをまずお伝えをさせていただきます。

そして最後に、財源についてであります。中学校の給食のための財源であります。これも私自身、近隣自治体との連携なり、本市独自のさまざまな産業を発展させることによって税収増を図るということを訴えてまいりました。そして、これも先ほど来議論ありましたが、この本市への生産年齢人口の自然増、社会増というものを促すことによって、もしくは知的集約産業など新たな産業を促すことによって、永続的な税収の安定化というのを目指していきたいと

いうこともお示しをしてまいりました。そうしたさまざまな税収増と歳出見直しをやはり同時に行うことで、給食に限らずさまざまな施策の財源をつくり出してまいりたいと、そうした思いであります。

○議長（橋本 健議員） 16番門田直樹議員。

○16番（門田直樹議員） ありがとうございます。今日初めてこういったお話を伺うわけですが、実はこの私の再質問という形で何を聞こうかなという実はところで、聞きたいことは通告と、先ほど登壇して述べましたことしかありませんで、今特に原稿があるわけではないんですが、この3点気になったのが、特に1、2点が他自治体とのかかわりということで伺いたわけですが、1つは、前市長がよく突発的にいろいろなことを言われたこともありますので、確認だけはしていこうと。

まず、給食センターですけれども、本市も議会も随分前にまちづくり委員会の中でしたか、こういった件を検討しまして、そしてまた審議会、そしてまた後にできました特別委員会等々でもいろいろ検討してきたわけですね。その中で、本市として打診といいますか、向こうともコンタクトをとったけれども、なかなかそうですかというわけにはいかなかったという、この経緯というのはご存じでしょうか。

○議長（橋本 健議員） 市長。

○市長（楠田大蔵） はい、改めて就任後、そうした経緯も聞かせていただいております。

○議長（橋本 健議員） 16番門田直樹議員。

○16番（門田直樹議員） ただし、筑紫野市も、実は私は筑紫野市の出身でございまして、私が中学校3年のときのもう卒業間際に給食センターができて、給食が始まったんですよね。よく覚えておりますが。それからまた数十年たって建てかえ、大変な金額、二十数億円かかったと聞いておりますが、そういったものがキャパシティーというものがどれぐらいを想定してあるのか、よくわかりませんけれども、大変広い市でございまして、我々とそういうふうなやれるそんだけの余裕があるのかどうか、今後もそういうものがあるのであれば、選択肢の一つであるし、市長が今おっしゃったように、いろいろ時間、予算、質等勘案しながら進めていただきたいと考えます。

2点目の福岡市営地下鉄の延伸というのは、今伺いますと、直接には言ってないということで、これはただ別のところからも一つの夢として語られる内容ではあるわけですね。ただ、いろいろな夢がある中で、現実的にはこれも夢だけれども、やはりさっき木村議員だったかな、質問で、大牟田線の高架ですね、連続高架がやはり下大利で終わるとするのは、非常に残念で悔しい思いがあります。そこから先、確かに河川、御笠川と高速と、そして水城跡があつて、この3つのネックでどうしてもその先がというのはありますけれども、そこはそれこそ本当、もう百年の計で何とか乗り越えて、せめて二日市まで高架をやっていききたいというふうに思います。

私も以前、都市計画審議会の委員をさせていただいておりましたけれども、そういったこと

も議論したことがあります。

ただ、これに関しまして、新聞記事にも出ましたのに、福岡市の高島市長が、わしは聞いたらんみたいなことを言われたんで、それから行き違いがあったんでしょうけれども、ぜひそういうふうな大きな議論もされてください。天下の太宰府市ですから、政令市と同じ広さでやっていただきたいとは思います。

3点目の中学校給食の財源ですが、これは少しちょっとお聞きしたいんですけども、今お話しした部分と、それとまた公約等で書かれてある内容を見ますと、大体こういうふうな内容ですが、いわゆる選挙のときにはふるさと納税を非常に強調されてあったので、若干それが気になって、そのふるさと納税が大体今どれぐらいかというのはもちろんご存じでしょうけれども、到底それを二、三倍しても足りるもんじゃないと思うので、その辺どんなふうに進展されるのか、あるいは補っていかれるのか、少しお聞かせください。

○議長（橋本 健議員） 市長。

○市長（楠田大蔵） ありがとうございます。今までの3点、私の答えの中で改めてご指摘もいただきました。その中で、過去の経緯もやはり私自身、もう一度改めて学び直しながら、しかしさまざまな可能性は広く検討しながらやってまいりたい、その姿勢はあらゆる分野で行ってまいりたいと思っておりますが、その中で、福岡市営地下鉄の点、改めて申しますと、済みません、福岡市営と言ったかどうかという話で終始してしまいましたが、いずれにしても地下鉄は延伸なり新たに引くなり、非常にコストがかかります。

そうした中で、高島市長が触れられたことも私も新聞で初めて見たんですけども、年が実は、私のほうがふけていますけれども、私が1つ下で、高島市長の、世代も一緒ですし、先ほど百年の計と言われましたが、さすがに100年後は私も生きていないでしょうから、30年ぐらいのプランで行っていくということは行いながら、先ほど高架が下大利でとまっていると、これは私も非常に残念なことだと考えておりますし、これまででは太宰府市なり筑紫野市なりがどこまでその延伸を求めてきたのかということの経緯もあると思います。そうしたことも踏まえながら、さまざまな夢を持って議論していくということは、議員のご指導いただきながら進めてまいりたいと思っております。

その上で、この財源についてですけども、中学校給食の財源として、確かに公開討論会などでふるさと納税に触れてきた、報道もされたということも、もちろん私自身、承知をしております。

そうした中で、ふるさと納税、今の時点で太宰府は非常に私は可能性があると思っておりますが、しかし非常に県内の中でも低位に低迷しているという状況であります。私はこの点は非常に注目をしております、全国的に見てもやはり力を入れた分、このふるさと納税の税収は上がってきているという話もお聞きをしていますので、これも幅広くさまざまな専門的なご意見もいただきながら、私は本当にもう2倍、3倍にとどまらず、10倍、そうしたものも考えながら、目標に置きながら、太宰府市のこの名前を生かした、またさまざまなそれを生かした特

産品なども開発をしながら、これはもう本当に力を入れて、すぐにでも取りかかってまいりたい、そうした施策だと考えております。

○議長（橋本 健議員） 16番門田直樹議員。

○16番（門田直樹議員） ふるさと納税は、いわゆるそもそも論といいますか、税としてどのようなかという議論もあることはご案内と思いますが、確かに地方で税を取り合ったりするような面もなきにしもあらずで、しかしほんならいろいろ災害等があった自治体等では、その分いい面もあるし、あるいは強い特産品といいますか、そういうものがあるところも実際強いし、そういうふうなそもそも論は置いて、現にある以上は、やはり何か特産品をつくってどんどんやれる分はやっていくというふうに期待をしております。

全般、いわゆる夢を語るということで、これはやっぱり私どもも選挙で上がってくるわけですが、非常に夢を語らずして何を語るかという面もありますが、それと実現可能性と板挟みで何とかしゃべるとるわけでございますけれども、市長というのは我々よりはるかに重たい場所ではある。この夢が、言葉が夢だけに終わらずに、先に続くように、未来に続くように頑張っていたきたいと期待はいたしております。

2問目お願いします。

○議長（橋本 健議員） 2件目の回答をお願いします。

健康福祉部長。

○健康福祉部長（濱本泰裕） 次に、2件目の通所型サービスAについてご回答を申し上げます。

平成27年度の介護保険制度の改正によりまして、これまで全国一律の基準や報酬単価で実施をされておりました要支援者に対します訪問介護や通所介護が、市町村が地域の実情に応じて独自に基準や報酬単価などを設定できる介護予防・日常生活支援総合事業に移行することとなりました。

本市におきましては、平成29年4月から介護予防・日常生活支援総合事業に移行いたしましたが、その財源となります地域支援事業交付金の上限額が、前年度実績に75歳以上の伸び率を乗じた額とされていることなどもございまして、平成30年4月から、指定事業所が実施いたします訪問型・通所型サービスともに、人員や設備基準を緩和し、安価な報酬とする緩和した基準によるサービスを実施することとしております。

このうち、ご指摘の通所型サービスAにつきましては、市の裁量として基準を緩和するとともに、聞き取り調査の結果、最も介護の手間を要すると思われる入浴介助を伴わないサービスを対象とする一方、報酬単価を従来の国基準より安価な額に設定しております。

なお、通所型サービスAにおきましては、機能訓練を目的とするサービスを提供することとしておりますので、要支援者が本サービスを利用した結果、機能回復が認められた場合には、新たに設けました軽度化改善加算を加算することとしております。

また、基準や報酬の設定に当たりましては、近隣自治体の状況と大きな開きがないかを確認し、できる限り差異が生じないように設定をしております。

今回の通所型サービスAの導入によりまして、事業所においては、従来同様の運営をした場合、収入が減少することとなりますので、これまで以上に利用者を確保することや、運営方法の見直しをする必要がございます。

また、利用者におきましては、単価が下がることに伴い負担が減少することから、サービスが利用しやすくなるものと考えております。

以上でございます。

○議長（橋本 健議員） 16番門田直樹議員。

○16番（門田直樹議員） 今の一番最後のところだけでも、これまで以上に利用者を確保する必要というよりも、確保すれば赤字になるというふうなところをご理解いただきたい。

また、一番最後の負担が減少することが、サービスが利用しやすくなるのではなくて、サービスを利用しようにも、そういう事業所がなくなるかもしれないというところをまず理解していただきたいんですよね。

太宰府市の要支援者だけを受け入れて、いわゆる緩和サービスですね、サービスAをやるとしますたいね。そうすると、今からつくるところはそれに対応したつくりをできるかもしれない。しかし、既存のデイサービスには、例えば筑紫野市であるとか他市、近隣市の利用者、そして太宰府市本市の要介護者もおられるわけですよね、利用しておられると。そうすると、このような方が一人でもおられると、これは国の基準でいかにざるを得ないということになりますよね。だから、いわゆる緩和とはいっても、人員緩和がそうできるわけではないということですね。

また、もう少し言いますと、そのサービスAについては、介護職員待遇改善加算とか運動器機能向上加算などの今までの加算がなくなりますよね。このほうは間違いのないのかちょっと聞きたいんですが、お願いします。

○議長（橋本 健議員） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（濱本泰裕） 要支援を対象とするサービスAにつきましては、これまでの加算というものがなくなりまして、先ほども言いましたように機能回復を目的として実施をしていただくというような形になりますので、このための軽度化改善加算、これを新たに設けております。この加算を追加するという形で今回設定をしております。

○議長（橋本 健議員） 16番門田直樹議員。

○16番（門田直樹議員） 軽度化は加算がありますよね。ただ、報酬に関しても、今までは月単位だったのが回数単位になるというふうな、これもこういった形の影響があるのかちょっとわかりませんが、こういった大きな減額の基準が、要するにただお風呂に入れるか入れないか、それが大変だから、お風呂に入れるのが大変だから、お風呂に入れないデイケアは減額するというこの発想、線引き、その辺に関してもう少しはっきりした理由が何か聞けないのか、もう一回お願いします。

○議長（橋本 健議員） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（濱本泰裕） その件につきましては、当然数カ所の聞き取り調査を行う中で、入浴介護が非常に手間がかかるというようなご意見もいただいております。また、近隣を見ますと、大野城市、春日市、那珂川町、ここでは入浴介護を一定のラインとして設けているというような現状もございまして、他市の利用者と大きな開きがないかどうか、そういったものも確認しながら、この線引きといいますか、入浴介助があるかどうかによりまして、サービスAと国基準というところで分けた、そのような経過がございます。

以上です。

○議長（橋本 健議員） 16番門田直樹議員。

○16番（門田直樹議員） ちょっと聞いたところ、担当課が入浴設備のあるところに行って、何が大変かと聞くと、入浴介助が一番大変だと。もしないなら、単価下げてもいいですよというふうな、どういうふうな形で聞いたのか、立ち話かわかりませんが、そういうふうなことを聞いたので、そこを線にしたというふうなことではないかと。

入浴介助というのは、確かに体力も使うし、大変な仕事ではあります。ですよね。しかし、入浴介助以外にも大変な仕事は当然ながらあると。そもそも介護自体がいろいろな段階を、介護、支援からありますけれども、どれも大変であると。例えば入浴設備がない施設へ行かれたのか。こういうふうな、どれが大変と順序づけを結局されたわけですよね。しかしながら、お風呂に入れているときはそっちのほうにスタッフがみんな行って、フロアといいますか、その他の利用者はほったらかしと言ったら悪いですけども、特にすることなくじっとしておられると、ほとんどそのままということもある。これは現実にあるようですね。

そういった中で、リハビリであるとかそういったものの重さというのはどうなのかなと。入浴がない施設でリハビリというのは、それら全然取るに足らないようなふうな線引きの仕方ではないかと思うわけですけども、もう一回ちょっとその辺聞かせてください。

○議長（橋本 健議員） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（濱本泰裕） 先ほど言われましたように、全ての施設での聞き取り調査というのを行ったわけではございません。こちらのほうで一定選別した中で、聞き取りというのは行っております。それと、先ほども言いましたように、要支援者につきましては、やはり機能回復という大きな目的を担っていただくという部分がございます。

そんな中で、新たに加算ということではなくて、やはり機能が回復した方がおられれば、その分について加算をするという一定インセンティブといいますか、施設としてのそういったところを考えた中で、このような改正を行ったところでございます。

○議長（橋本 健議員） 16番門田直樹議員。

○16番（門田直樹議員） よく要支援者を軽度、確かに要介護1から5ですね、要支援1、2と、だから、それから比べて並べて書いて軽度とかということと言われることがあるようですが、現実問題、軽度なんかじゃないわけですよね。要するに認知症でない可能性が高い反面、自由に歩いたりして転倒されることもある。あるいはいろいろな言葉とか表情とか、いろいろ

な対応について非常に反応もある。そういった大変さというのは、介護をされる方からは非常にどれも大変だということを聞いてはおります。

そういった中で、先ほど近隣市の話出ましたが、まず筑紫野市ですね、筑紫野市はまだこういうふうなことやっていないと。言いかえると、国基準でやっているということですよ。将来的につくるかつくらんかは、それは筑紫野市さんの話ではありますが、そういうふうな将来的な話は聞いてあるのかどうかを1点聞かせてください。

もう一点が、大野城市は同じように入浴有無で線を引いたというふうに先ほど聞こえたんですが、大野城市の説明会の資料を見る限りでは、そうではなくて、人員で引いているようにしかちょっと見れんのですけれどもね、その辺確認させてください。

○議長（橋本 健議員） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（濱本泰裕） まず、筑紫野市の件でございますけれども、予定はしてあったみたいですが、まだ実施に至ってないと。いつ実施されるかというのは、まだわかりません。これは他市の状況でございますので。

それともう一つ、大野城市の件でございますけれども、規定上は入浴というのを一つの線引きとしておられます。ただ、その中でもやはり、先ほど門田議員も言われましたように、同じ要支援の方でも重度の方、軽度の方というのは当然おられる。その辺の区分を一定されているというような状況でございます。ですから、要支援の方でも重度と認められるような場合は、国基準での対応、そういったところをやっている部分もあるというふうには聞いております。

○議長（橋本 健議員） 16番門田直樹議員。

○16番（門田直樹議員） いや、大野城の場合は人員で線を引いて、そしてそれでAになるほうは当然といいますか、入浴はないという決め方だと思うけれども、この辺は私ももう一回確認しますので、必要ならまた次回質問します。

それで、この人員基準、緩和した場合とあります。つまりサービスAを受け入れたというか、でやっていく場合は2通りあると思うんですよ。つまり、他市の利用者、それと本市の要介護の方。簡単に言いますと、まず最初が、要するにほかの他市の利用者と本市の要介護、つまりAにぴったり合わせるということですね。Aにぴったり合わせて要支援者のみを受け入れて、その場合は看護師も生活指導員とかも要らないということですね。実質上、もう素人という表現がどうかわかりませんが、介護施設等での勤務経験がない人たちだけでやっても運営ができるはずですよ。まずそれがどうなのか、Aの場合ですね。そういうふうなものにならないことになるでしょう。

そうすると、現実問題、質といいますか、その介護の質がどうなるかということが疑問であることと、施設上限の利用者いっぱいいっぱい来られても、このAの要支援者では採算がとれないというふうなことです。採算のことはいいけれども、まずその人員、資格に関してはどのようにお考えか聞かせてください。

○議長（橋本 健議員） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（濱本泰裕） 資格につきましては、門田議員が言われますように、サービスAに特化した場合、この場合はそういったものが必要ないというような基準の緩和の仕方になっております。

以上です。

○議長（橋本 健議員） 16番門田直樹議員。

○16番（門田直樹議員） 要支援の方は、先ほども言いましたように、要介護例えば4であるとか重たい状況であれば、逆に言うはずっと横になっておられるとか、直接介護ですたいね。排せつ等々のものが必要にはなってくるけれども、そういう面を心配すればいいけれども、要支援というのは何があるかわからないと。やはり看護師とかあるいは生活指導員とかさまざまな、まだ意識もはっきりされてあって、いろいろな悩みを持ってあるわけですたいね。そんなふうな必要があるのではないかということをは申しておきたい。

もう一つが、Aでやっていくなれば、結局単価が国基準である筑紫野市、現在ですよ、それから若干少ないが太宰府市より多い大野城市の利用者、それから太宰府市の要支援以外の要介護の利用者で全部埋めると。そうすれば何とか、うまくいけばですよ、そういうふうなことが、いけるのではないかですが、ただこれも太宰府市本市に事業所がありながら、結局太宰府市が要支援を受け入れないということは、何かやっぱりおかしいのではないかと私は思うわけですよ。これは今国、そして本市も進めているような地域密着事業とか地域包括ケアシステムとかと逆行するような動きじゃないかと思ったりもしております。

少しはしりまして、もともと入浴は加算をとることができるということをご存じだと思いますけれども、リハビリは機能訓練指導員を配置してその分の加算がとれていました、でしたね。ところが、今度そっちのほうの后者のほうの加算はなくなるようですが、これもなくなるわけですよ。

○議長（橋本 健議員） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（濱本泰裕） これまでの加算、今入浴の加算のことを門田議員おっしゃられましたけれども、これまでも要支援者につきましては入浴の加算というものはございません。これは要介護者だけです。

それと、リハビリの加算につきましては、先ほども言いましたように、サービスAがリハビリを主たる目的としていくというような内容でございますので、今回この分を外させていただいたということでございます。

○議長（橋本 健議員） 16番門田直樹議員。

○16番（門田直樹議員） 少しごっちゃになつとるかもしれん。もう時間、昼過ぎておりますのでまとめますが、結局今回の太宰府市の方針で、これがこのままいくならば、恐らく倒産するような事業所も出てくるというふうには考えます。

介護保険制度では、多様な事業者によるサービスを提供し、専門的サービス産業としての介護産業を確立することを狙いとされていますよね。そもそも介護保険事業は、保険者と被保険



者と事業者で成り立っているわけですね。今の介護保険は、社会保険制度、わざわざ言うほどのことも、当然のことですが、いわゆる昔は措置の時代やったわけですか。言うてみれば役所がこうこうだと決めていく時代だったと思う。今は措置の時代じゃない。社会制度として、保険制度としてやっておるわけですね。その中で、事業者も、そして利用者も、やはりそういうふうな制度を見ていろいろな準備をされているわけですね。そういったものを変えるものというのは、やはりもっともっと低い目線というか、それぞれの事情に応じた対応、考え方を持っていただきたいと思います。

最後に市長に若干お伺いしたいんですが、こういった事情の中で、対象となる事業所からも十分に意見を聞いて、公正かつ合理的な事業推進を行っていただきたいのですが、ご所見をお願いします。

○議長（橋本 健議員） 市長。

○市長（楠田大蔵） ありがとうございます。議員がご指摘のように、誠に悩ましい課題でありまして、この分野に限らず社会保障全体も、やはり全体の最適と個別の最適、個別の事情もござります。そうした中で、まずは先ほど申されたように低い目線で丁寧にしっかりと対応していくということは、我々の原点だと考えております。

そうした意味で、今改めて私自身も直接お話を聞きながら、また担当部長を初め改めてお聞きをしながら、対応を考えているところでありますので、そうしたご指摘を踏まえながらしっかりと対応してまいりたいと思っております。

○議長（橋本 健議員） 16番門田直樹議員。

○16番（門田直樹議員） よろしくをお願いします。

これで終わります。

○議長（橋本 健議員） 16番門田直樹議員の一般質問は終わりました。

ここで13時15分まで休憩をいたします。

休憩 午後0時24分

~~~~~ ○ ~~~~~

再開 午後1時15分

○議長（橋本 健議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。

13番神武綾議員の一般質問は、欠席のため行いません。

15番藤井雅之議員の一般質問を許可します。

〔15番 藤井雅之議員 登壇〕

○15番（藤井雅之議員） 議長から発言の許可をいただきましたので、通告書に記載しております2点について質問いたします。

まず、楠田市長の政治姿勢について、3点お伺いいたします。

副市長、教育長の選任について。

副市長、教育長の選任の見通しについて、今定例会には今の時点で副市長、教育長の人事案

件は提案されておられません。楠田市長の市政運営のかなめ役でもある三役体制の整備は、早期に行う必要があると考えます。選挙前に行われた市民グループ主催の集まりで、市長は副市長の体制については、外部から登用するというニュアンスの発言をされていたのを私はその場で聞きましたが、その方向で間違いはないのか、答弁を求めます。

先日の市長の所信表明において、空席となっている副市長と教育長をできるだけ早く任命いたしますと述べられていますが、今の時点でおおむねいつごろ議会に提案できる見通しなのか、も答弁を求めます。

所信表明と選挙公約の関係について伺います。

市長は選挙期間中、「3つの工程と7つのプランで太宰府を日本を代表する都に」というビラを配布され、辻々においてもそれに基づき訴えをされていたと思います。7つのプランを見ると、具体的にすぐにでも実行に踏み出せそうな項目も見受けられましたが、今回提案された新年度予算では、所信表明の際に述べられた市長と語る会の予算は計上されておりますが、公共施設改修案をじっくり見きわめるために、大部分を6月補正予算に延長すると述べられていますが、7つのプランの全てを反映させるのは無理でも、楠田市長のカラーを出す上では、幾つかでも新年度予算に盛り込んで具体化していくこともできたのではないかと思います、見解を伺います。

次に、太宰府市の入札制度への認識について伺います。

太宰府市の入札制度への認識について伺いますが、昨年12月3日投票で行われた市議会議員選挙で、新聞社から各候補にアンケートが寄せられ、その中の一つの問いに、太宰府市の入札制度、一般競争入札の対象となる下限額が高いことなどへの認識も問われました。各候補が回答し、今18人の議会が構成されています。市長にも同様の問い合わせや質問等、選挙戦を通じ聞かれたことと思います。二元代表制のもとで市長、議会と共有し一体となって太宰府市の入札制度について検討していく必要があると思いますが、市長の認識をお伺いいたします。

次に、国民健康保険税と事業についてお伺いします。

今議会には国保関連の条例改正が2件提案されていますが、1件目は葬祭費の引き下げ、そしてもう一件は保険税の引き上げで、国保加入者の方へ支給は下がるが負担は増えるという内容です。

4月から新たな枠組みでの国民健康保険の運営が行われますが、国保税については太宰府市が決定するものではなく、福岡県が医療水準や所得水準を考慮した上で納める金額を決定し、それに基づいて国保加入者の保険税が決まることになります。当初は新たな枠組みにおいては、国民健康保険税は引き下げになると言われていました。しかし、太宰府市においては国民健康保険税の引き上げが提案されています。

減免制度の継続など、太宰府としても努力されている部分は理解しますが、国民健康保険は公的医療保険であり、医療を受ける権利を公的責任で保障するものです。国保加入者の構造が変化し、以前の自営業者中心から、国の雇用政策の変更に伴い、失業あるいは無収入の方の加

入割合が高くなった今、保険税の引き上げにより、今何とか保険税を納めておられている方が保険税が払えなくなり、保険証を取り上げられ、医療を受ける権利が制限される、社会保障の枠から排除されるようなことは絶対に起こしてはならないと思います。今後の国保運営への見解をお伺いいたします。

再質問は議員発言席で行います。

○議長（橋本 健議員） 市長。

○市長（楠田大蔵） 藤井議員のご質問にお答えをいたします。

1 件目の私の政治姿勢3点であります。まず1 項目め、副市長、教育長の選任見通しについてであります。

副市長、教育長については、私はかねてより、広い知見や改革への強い気持ちを持つ人物であることや、三役のチームワークが重要であることなどと述べてまいりましたが、あくまで特定の人物を想定したものではありませんで、市長就任後、改めて内外の人材について広く検討しているところであります。

いずれにせよ、所信で述べましたようにできるだけ早く任命を目指しておりますが、藤井議員おっしゃられますようにかなめ役でありますので、拙速であってもいけないと考えておりますので、ご理解をいただければと思います。

次に、2 項目めの所信表明と選挙公約との関連についてでございますが、私は本会議初日において、市政に対する所信表明と、あわせて平成30年度当初予算案を提案いたしました。市長就任後、当初予算案編成まで、ごく限られた時間の中でありましたので、そうした限られた時間でありましたけれども、しっかりと全体的な確認を行った上で、選挙の際に訴えておりました市長と語る会費を真っ先に計上いたし、また公共施設改修関連について、選挙公約に掲げている項目もありますけれども、それも含めて見直しや優先順位の確認など含めてじっくり見きわめるために、公共施設改修予算について、大部分を6 月補正予算に延長したところであります。

何分、市長選のタイミングが今までとは異なり、就任時期がそうした時期になったこうしたタイミングであったということは、ぜひご理解いただければと思っております。

また、当然選挙公約として掲げておりました項目について、今後、スケジュール立てを具体的に行之まして、第2 回定例会において施政方針演説という形で、また補正予算提案という形でお示しをしていく予定であります。

最後に、3 項目めの本市の入札制度への認識についてであります。

実は、各議員が新聞等でアンケートをとられたような形では、実は市長選ではなかったもので、私としては何か文書でこの点についてお答えをしたことは実はなかったのでありますが、いずれにしても調達的手段として、やはり公正性、透明性、競争性及び適正な履行の確保を図ることが基本であると認識をしております。

ただ、社会資本の維持管理や頻発する自然災害への緊急対応など、地域経済の担い手である

地場産業が果たす役割にも重要なものがありますし、入札制度につきまして、まずは現行制度の検証をしっかりと行った上で、どのような制度が望ましいか不断の検討を行っていく必要があると、その上で行政が責任を持って改善をしていくことが必要であると、そのように考えております。

○議長（橋本 健議員） 15番藤井雅之議員。

○15番（藤井雅之議員） ありがとうございます。まず、1から3、順を追って幾つか再質問させていただきますので、よろしくお願いいたします。

副市長、教育長の選任に関してですが、私、いきいき情報センターで市長が市民の方から聞かれた中で聞いていたのは、何か国や県に人脈があるからそう言ったというような発言をその場で聞いておりましたので、そういった形で進むのかなというふうに思って、今回あえて質問項目で取り上げさせていただきましたけれども、市長の基本姿勢として、副市長、教育長を同時に提案したいと考えておられるのか、それともまず話がまとまった方から順次提案したいと考えておられるのか、その基本姿勢の細かいところですが、どういうふうに進めていこうと思われているのか、お聞かせください。

○議長（橋本 健議員） 市長。

○市長（楠田大蔵） ありがとうございます。具体的なお指摘ですので、私も答えられる範囲でお答えをさせていただきますが、何分人事のことでありますので、答えられる範囲であることをご理解いただければと思いますが、いずれにしても選挙前といいますか、さまざまな集会などで私がお答えをしたことの中で、さまざま報道されたこともありますし、されなかったこともありますし、議員のように直接お聞きをいただいた方もおられますけれども、私自身が一貫して申し上げてきたことは、私も予断を持って特定の方を想定して今までも答えたことはありませんし、そのような質問に対する答え方はいたしておりません。

その上で、やはりできるだけ早く任命をいたしたいという思いでありながらも、やはり大変重要な役割でありますので、拙速であってもいけないという中で、この順番につきましても、もちろん私自身が周りの方のさまざまなご意見なり議会の方々のご承認が得られるのではないかと、そうした思いを持ってこの三役の中で、二役の方で私自身がその時期が早く決められることができれば、その方からまずは提案をしていこうという思いはもちろんいたしております。たまたま同時期にそういう方がお互いに合意ができるようなことがあれば、同時期にご提案をするということもあるかもしれません。

ただ、いずれにしても、やはり私自身は非常に慎重に、かつできるだけ早く、そうした思いの中で、できるだけ早いタイミングでお示しをしていくという姿勢は変わっておりません。

○議長（橋本 健議員） 15番藤井雅之議員。

○15番（藤井雅之議員） できるだけ早くというのもわかりました。その点で市長に申し上げますけれども、話がまとまって議会の同意がとれそうだという判断をされたときは、もう極端な

話、6月議会まで待たなくても、4月、5月、どこかで臨時会やられれば、私たちは出てきます。その上で議論はいたします。議会側を次の6月まで待つていただく必要はないと思いますので、市政を安定させるために、それは1件の議案でも大変重要な議案であると思いますので、その点踏まえて進めていただきたいのと、これは要望です。

その上でもう一点、念のため確認をさせていただきますけれども、今全国的に、副市長になるというような新聞のニュース等で、どこかの町で副市長になるという方でニュース見ますと、市長と同僚だった元民主党の国会議員だった方とか、そういった方が副市長とか副町長になっておられるというような例もありますけれども、そういったことは間違っても太宰府市ではないというふうに、そこまでは理解しておいてよろしいですか。

○議長（橋本 健議員） 市長。

○市長（楠田大蔵） 何分人事のことですので、予断を持って答えにくいところもありますが、私自身、もう既に無所属、党派性は全て今なくなっております、12月の時点です。そうした中で、何か今の時点で政党によって何かを決めていくということはもちろんありませんが、ただ、今まで私もこれまでの人生の中で、さまざまな方と知り合ってまいりました。そうした中で、もちろん余人をもってかえがたい方がおられれば、あらゆる方に私はその可能性を排除するものではないということだけは申し上げたいと思います。

何分誰かを、特定の方を今想定して言っているわけでもないということをご理解をいただきたいと、そして内外の中で、特に今、私も就任後、市役所の行政の仲間の方々とも非常に協力をしながら、今市政運営をスタートしたところでありますので、この職員の中にも有能な方ばかりであるということは改めて感じておりますし、また外にも立派な方は多くおられるということだけは間違いのないところであります。

○議長（橋本 健議員） 15番藤井雅之議員。

○15番（藤井雅之議員） 人事の関係はこれが本当に最後の要望で、質問ではありませんけれども、市長が今選任に向けて動いておられるというのはわかりましたけれども、そのことをきちんと市長のところ一人でとめ置かないで、少なくとも職員というか、幹部クラスの職員にはこういう方向だということを示しながら進めていただきたいということ、これは要望しておきたいと思いますので、お願いいたします。

それで次に、選挙公約と所信表明との関係についてお伺いいたしますけれども、ちょっと先ほど午前中の門田議員とのやりとりの中で、地下鉄の問題について、それは地下鉄を公約ではなくて、あり得るというふうに言ったというふうに言われたあの答弁がちょっと気になったんですけれども、ここに具体的に3つの工程と7つのプランありますけれども、じゃあその受けとめ方として、この7つのプランというのは、全部が実現するのじゃなく、全部あり得るというもので理解していいのか、それとも公約といいますか、その基本姿勢の部分がちょっと午前中の答弁で一瞬見えなくなってしまったものですから、その点についてお聞かせください。

○議長（橋本 健議員） 市長。

○市長（楠田大蔵） ありがとうございます。もう大分古びましたけれども、これを見ていただいでありがとうございます。

私としましては、まず選挙公報でお載せした部分、そして選挙中にいわゆる法定のビラとしてお出した分、ここがまずは最低限の公約として訴えてきた部分でありますので、その点はしっかりと実現のために頑張ってまいりたいということは確かであります。

その上で、先ほどの地下鉄の話がございました。説明の仕方が至らなかったかもしれませんが、先ほどの福岡市営地下鉄は延伸するという表現を使ったかということ、使っていないということはあえて申しましたけれども、地下鉄ということはもちろん申し上げてきたところであります。ただ、この文書には地下鉄という表現は書いていないということは、つまりは一つの例としてさまざまな議論をしていく中で、今日の議論の中でもそうではありますが、よりわかりやすく具体的にお答えをして例示をしていく中で、そうした表現を使わせていただいたことも当然あります。

ただ、私自身、地下鉄を持てきますと、福岡市営地下鉄を延伸させますと、そのために福岡市長と具体的な交渉に入りますと、例えばそういうことは決して言っておりません。ですので、相手もあることでありますので、また時間的なもの、コスト的なもの、さまざまなもの、また市民の皆様のご意見、市役所の中でのさまざまな議論、議会の中での議論、そうしたものが当然あるでしょうから、そうしたものを総合的に判断しながら、あらゆる施策について進めてまいりたいということであります。

ですので、交通大動脈計画を立案していくということは申しておりますけれども、その中身についてはこれからまさに議論を始めてまいりたいと、そうした思いであります。

○議長（橋本 健議員） 15番藤井雅之議員。

○15番（藤井雅之議員） 答弁の中では、公共施設の改修のこととか、6月議会に向けての具体化するような旨の答弁も先ほどございましたけれども、当然市長もいろいろこの7つのプランの中にも具体的に公共施設に関することも上げられております。公共施設のトイレの洋式化だったりとかいろいろありますけれども、当然就任されて、幾つかの公共施設、視察には行かれていると思います。

それで、議会もこの間議論してきた中でも、前市政のときにも執行部の皆さんの中での答弁の中でも、公共施設の老朽化というのは何かしらの形で、他の議員の一般質問のときにも出てくる用語というか、キーワードの一つとしてありました。当然老朽化の状況とかも見ておられると思いますけれども、市長がそういった部分の財源の確保と優先順位といいますか、例えば公共施設でも福祉の分野あるいは教育の分野優先に行う、それとももう老朽化している部分を、もうこれは場合によっては必要ないのではないかなというような公共施設の、具体的に言えば廃止といいますか、統廃合とかそういった部分まで含めて、今市長が就任されて公共施設見て回られた中で、どういった形を、もう全部やらない、全部当然想定には入ってくるかなと思うんですけれども、市長が進めようとされる方向性、今見られた中で、今時点で感じておられ

るのをお聞かせください。

○議長（橋本 健議員） 市長。

○市長（楠田大蔵） 先ほど来お答えをいたしておりますように、やはり今後、非常に老朽化した施設をどのように改修をしていくのか、新規に建てるのか、それとも思い切った統廃合を行っていくのか、さまざまなやはり私は方策があるかと思っています。そして、その前提には、やはり今の本市の財政がなかなか厳しい状況にあって、当然歳出面の見直しも必要でありますけれども、いかに自主財源を増やしていくか、歳入を増やしていくか、この点も同時に重要であると、そのように常々申してまいりました。

そうしたことから申しますと、議員のご指摘も理解はできますけれども、この時点でどの分野だけを重点的に増加させるとか、この分野だけを重点的に削減をするとか、そうしたことは、何分私も1カ月余りの就任の中で、改めてさまざま現地に足を運んだり、また業務の説明を受けたり、そうしたことをしておりますし、先生方のご指摘もいただいておりますし、市民の皆様のご指摘もいただいておりますが、現時点でこの優先順位を全てつぶさに明らかにするということは、むしろ私は避けるべきであろうという中で、所信表明の中では、私が今まで訴えてきたことを中心にお訴えをいたしました。

何度も申しておりますように、しかし今回の所信表明とは異なる施政方針演説が6月に行う予定でありますし、その議会の中で新たな補正予算の提案もできればと思っておりますので、そのときまでには議員のご指摘に従いまして、私の訴えてきたこと、また新たに就任後さまざまな私なりの整理をした後に、その優先順位なりスケジュール感なり、そうしたものを考えながら、できるだけ具体的に提案をできればと思っておりますので、ご理解をいただければと思います。

○議長（橋本 健議員） 15番藤井雅之議員。

○15番（藤井雅之議員） 具体的なのは6月ということですがけれども、今も老朽化に伴い危険な状態といいますか、場合によっては利用者の方に何らかの事故等が発生して、結果その責任が市に覆いかぶさってくるというような事態が起きないように、その点はスピードアップをもって取り組んでいただきたいということを要望しておきます。

それで、次に入札制度について移らせていただきますが、市長に、済みません、私の認識不足で、選挙を通してそういった問い合わせはなかったということで今答弁ございましたけれども、それでは市長にお伺いいたしますけれども、率直に議員にはある新聞社のほうから、入札制度についての問い合わせということで、一般競争入札の対象となる公示価格の下限が太宰府は1億5,000万円が高いと思うけれども、見直すべきか、どう思うかというような見解が質問1問入っております。

率直に市長は、この下限の1億5,000万円については、高いと思うか適正と思うか、今聞かれて、市長の直感といいますか、感じておられることで結構です。それについてどうこう、その後細かいやりとりをするつもりはありませんので、市長自身の見解をお聞かせください。

○議長（橋本 健議員） 市長。

○市長（楠田大蔵） ありがとうございます。なかなか断定的に申し上げられないことが多くて恐縮でありますけれども、先ほど申したように、この上限、下限につきましても、藤井議員も下限だけでなく、契約後の増額変更も多くあり、入札制度の見直しを含めて検証は必要とお答えされておりますけれども、私自身、この下限の適正かどうかも含めて、現時点では結論を出していないところであります。先ほど申したように、公正性、透明性、競争性及び適正な履行の確保を図るために、その額について、また今後の方法についてしっかりと検討を行った上で、変えるべきところはしっかりと変えていきたいと、その答弁に尽きるわけであります。

○議長（橋本 健議員） 15番藤井雅之議員。

○15番（藤井雅之議員） ちょっと私、その答弁、正直市長、残念だと思うんですけども、市長のそれこそ先ほど話聞きに行きました場所で市長は、それこそ防衛政務官時代に防衛装備品をこれだけ削減して国庫に返したというような一つの実績といいますか、そういったことを言われておられましたんで、入札といいますか、そういった部分についての、国と当然自治体ですから違うところもあるかと思っておりますけれども、そういった一つの実績として述べられましたんで、この部分はもう少し具体的な答えが、適正か、高いと思うとか、そういったものが返ってくるかなと思っていたんですけども、それが率直に言って残念なところではありますけれども、では答弁の中でありました、1 答目の答弁でありましたけれども、入札制度については、まず現行の制度を検証するというようなことはありましたけれども、具体的にどういう方向で検証していかれようと考えておられますか。

○議長（橋本 健議員） 市長。

○市長（楠田大蔵） 先ほど申しましたように、下限についてのご質問でありましたので、その点についてまだ断定的にはお答えできないと申しましたが、いずれにしましても下限だけに限らず、私が先ほど来申し上げておりますのは、やはり大切な市民の皆様の税金でありますから、できるだけこの入札の制度の上でも、できる限り市の財政が無駄に使われないように、市長として目を光らせていくのは当然のことであると。最終目標は、できる限りこの入札制度においてそうした無駄な税金の使われ方がされないように、どのような制度を行うべきか、不断の見直しを行っていくということに尽きるわけですが、例えば議員もお答えをされていますように、その入札をされた後に増額の変更がされるとか、こうしたこともあります。

また、どうしてもやはり少ない職員の中で、専門性がなかなか身につける余力もないような状況があるかもしれません。そうした中で、本来の提示する額自体が、積算の根拠がどれほどまさに適正であるのか、そうしたことも問われてくることもあると思います。

そうした専門的な知見を持った職員をやはり育成をしていくことも重要でありましょうし、外部のさまざまな意見を聞いていくことも必要でありましょうが、その点も例えば外部に偏り過ぎて、相談をすることにばかりお金が使われて、実際の本来の入札制度の趣旨から逸脱するような税金の使われ方であるならば、それは見直さなければならないとも思っております。

さまざまな観点から、やはり不断の見直しが必要だと思っておりますが、いずれにしても、私自身もこれまでの経験も全て注ぎながら、ただ私が政務官の時代も、すぐさま私がその適正化を図れたわけではなく、さまざまな時間もかけながら、そして職員の力もかりながら、最終的には国庫に返納したということは一つの経験としてありますので、その時間なり、多くの知見を総合するそうした時間はもう少しいただければと思っております。

○議長（橋本 健議員） 15番藤井雅之議員。

○15番（藤井雅之議員） じゃあ、市長に申し上げますけれども、この入札制度の問題につきましては、今期この18人の議会のメンバーで進めていく上では、当然市民の方からの関心も高いこと、新聞社からもアンケートを聞かれ、それでその結果ここに議会に集まってきた18人ですから、当然今期の議論の大きなテーマになることだというふうに私は捉えております。

その上で、市長サイドも、まずは現行制度の検証を行うというような答弁がありますけれども、どういった検証をされているのか、きちんと議会にも情報を提供していただきたい。議会がないときにも、私たちは定例の議員協議会というのを、ない月にも1回は集まって、執行部との情報を共有する機会を持つように努力をしております。そのときに入札制度に関する市の取り組み状況をきちんと議会に報告していただいた上で、それによって議会はじゃあどうするのか、所管の委員会で議論するのか、あるいは特別委員会の設置を視野に入れるのかとか、そういったことが議会としての判断を迫られるわけですから、きちんと執行部とこれは情報を共有しながら、方向性を持って進めていく課題であると思いますので、その点については要望しておきます。

それで、入札制度に関してもう一点ですけれども、入札といいますか、全体の契約という視点になるかと思いますが、市長の率直な認識の中で、指名競争入札や一般競争入札というのは複数で行われますけれども、例えば随意契約ですね、金額の問題とかいろいろあって随意契約、市が今行っている形もあります。

市長も当然選挙のときに、選挙においては市長の選挙でさまざまな太宰府市内の市民の方からも応援もされているでしょうし、あるいは企業といいますか、会社を経営されておられるような方からも応援されていたと思います。今後そういったところに、随意契約を発注する上では、随意契約そのものが悪いということではなくて、市長のそういったところのアキレス腱とまでは言いませんけれども、ならないように、きちんと市の執行部のところに、具体的なと言うとあれですけれども、こういうところへの発注はちょっと慎重にというか、気をつけたいほしいというような指示も出していただく必要もあるんじゃないかと思いますけれども、今市長、それされるお考えありますか。

○議長（橋本 健議員） 市長。

○市長（楠田大蔵） ありがとうございます。私もさまざまな方に、もちろん政治家たる者、さまざまな方にお世話になって今があるということの感謝の思いは、常々持たなければならぬと思っておりますが、一方で、当然しがらみといいますか、そうした癒着といいますか、そうし

たことも断じて避けなければならない、これが政治家のやはり姿勢だと思っております。

その意味で、私は仮にそうした意味で、既にそうしたしがらみや癒着があるような方がおられて、そうした方が具体的に私に何か依頼があつて、それが適正な手続ではなく行われるようなことは、厳に慎まなければならないと思っております。

しかしその一方で、やはり努力をされていて、さまざまな価格、値段の問題もあると思えますし、契約の仕方もあると思えますが、努力をされていて、その結果として非常に安くてよいものをつくれるような方がおられたときは、当然そうした方は入札であれ随意契約であれ、市にとって最もよいそうした仕事をしていただく方としてその方が選ばれるということは、もちろんあり得ることでしょうから、その契約のされ方についても、私が私的に何かそれをねじ曲げるようなことは必ず厳に慎みますけれども、そうした契約のあり方につきましても、やはり研究検討を不断に進めていく必要があろうかと思っております。

何度も申しますが、その上で、できるだけ市民の皆様に大切な税金を無駄にすることなく、そしてできるだけよいものを市に提供ができる、市民に提供ができるような、そうした姿勢を私は貫いていくということは、この場で約束をさせていただきたいと思えます。

○議長（橋本 健議員） 15番藤井雅之議員。

○15番（藤井雅之議員） もちろん今市長の言われたことの基本姿勢に尽きると思えますけれども、市長がよく、よく市長が言われるんじゃないで、政治と金の問題じゃないですけども、政治献金的な部分も仮にそういったところから受けておられたら、議会としてはそれは金額の是非ではなくて、当然市長の姿勢の問題として、議会として黙っておくことはできないというふうに思います。その点はくれぐれも気をつけていただいて市政に当たっていただきたいということを述べまして、次の回答をお願いいたします。

○議長（橋本 健議員） 2件目の回答をお願いします。

市民生活部長。

○市民生活部長（友田 浩） 次に、2件目の国民健康保険税及び事業についてご回答を申し上げます。

国民健康保険制度は、来月平成30年4月1日から、都道府県を単位とする保険制度へと大幅に変わってまいります。これに伴いまして、国や社会保険診療報酬支払基金から各市町村に交付されておりました交付金のほとんどが県に交付されまして、一元化されるようになりますとともに、各市町村も被保険者の皆様からお預かりいたしました国民健康保険税を財源に、県に対しまして保険給付の財源となる納付金を納めることとなります。一方、県は、市町村が安定的に保険給付をできるよう交付金を交付することになっておりまして、お金の流れがこれまでとは大きく変わってまいります。

また、この新制度への移行に備えまして、福岡県は、平成28年度から県内60市町村とともに福岡県国保共同運営準備協議会を設置し、市町村が納める納付金の額の算定方法を初め、藤井議員のご質問の中にもございました、被保険者が亡くなられた際に給付する葬祭費の県内統一

を含む事務処理の共通化、共同化について協議を行い、福岡県と県内市町村が共通認識のもとで国民健康保険を運営するための指針となります福岡県国民健康保険運営方針という形にしております。

国民健康保険の税率につきましては、毎年度、県から納付金の額が示されますとともに、納付金を納めるために必要とされます標準保険税率があわせて示され、市町村はそれを参考に次年度の税率を決定することとなります。このとき、市町村が標準保険税率より低い税率で決定いたしますと、当該年度の国民健康保険会計は赤字になる可能性が高くなりますし、高ければ黒字になる可能性は高くなります。

さて、今年度、平成30年度の納付金額とともに示されました太宰府市の標準保険税率は、現行税率と比べますとかなり高い数値が示されております。これは、これまで赤字の場合に行われておりました一般会計からの法定外繰り入れや繰上充用は行わない前提で計算されていることや、納付金の算定方法においても、本市はどちらかというと不利に働いているということが上げられます。

税率の改定につきましては、被保険者の皆様の急激なご負担増も考える必要がありますことから、今回は上げ幅をできる限り抑制をする一方、市としましては、新制度移行初年度の国民健康保険財政の収支の均衡も図る必要がございますことから、さらなる収納率の向上でありますとか、医療費の適正化等に努めてまいりたいというふうに考えております。

議員がご心配されておられます所得の低い方々への対応についてでございますが、そのような方々につきましても一定の医療費はかかっておりますことから、何らかのご負担をいただくこともやむを得ないものではないかというふうに考えております。ただ、所得の低い世帯の方につきましては、所得と世帯人員に応じて保険税の軽減措置も適用しております。本市の国民健康保険財政の現状もございますので、何とぞご理解をお願いしたいと思っております。

また、滞納世帯への対応でございますが、市といたしまして、被保険者に対しまして交付をいたしました保険証を、滞納を理由に直ちに回収するというような対応はしておりません。滞納がある場合につきましても、納付に関してまずはご相談をしていただくことを第一義的に考えております。ご相談内容によりましては、分納への変更でありますとか、減免制度の適用もできる場合があるかもしれませんので、まずはご遠慮なく窓口にご相談をお願いしたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（橋本 健議員） 15番藤井雅之議員。

○15番（藤井雅之議員） まず1点お伺いしたいのは、先ほど答弁の中で高くなるというか、今までよりも高くなるというような趣旨の答弁ありましたけれども、それに対しては、県のほうも激変緩和措置というのをきちんと用意しているというふうに認識しています。3年間ですけれども、激変緩和措置が入った上でも、保険税を引き上げないといけないのか。

激変緩和措置というのは、そういった保険税の高騰を防ぐための措置であって、本来太宰府

は激変緩和措置を受けているわけですから、保険税が上がる、現状維持の水準であることはあっても、上がるということはないのではと受けとめていましたけれども、激変緩和措置はきちんと入った上で、あえて上げるという判断にされた理由をご答弁ください。

○議長（橋本 健議員） 市民生活部長。

○市民生活部長（友田 浩） 激変緩和措置については、激変緩和制度があっても、今の現行税率よりも高い標準保険税率でうちのほうは通知をされておりますので、今回の上げた幅についても、その標準保険税率の激変緩和の分よりも下げた形で提案をさせていただいているのでということでご理解いただきたいと思います。

○議長（橋本 健議員） 15番藤井雅之議員。

○15番（藤井雅之議員） 国保の細かい部分は、実務的なところは部長と議論中心になりますけれども、率直に市長に伺いたいんですけども、市長、今議会初議会で、公約の部分は具体的に6月に、先送りじゃないけれども、6月議会に提案しますと言われ、ちょっと私の言い方、きつい言い方かもしれないですけども、楠田市長がいきなりやられたことというのが、市民生活の上では国民健康保険税の引き上げ、あるいは介護保険料の引き上げが提案されてきているというふうに思うんですが、市長、率直に言って就任1カ月で、国保のこの引き上げの部分の重要性というか、そういった点はきちんと理解された上で議会に提案されてきていますか。

○議長（橋本 健議員） 市長。

○市長（楠田大蔵） ありがとうございます。議員のご指摘は大変重く受けとめさせていただきすけれども、私なりにこの点については相当悩みに悩みました。説明も何度も受け直して、担当部担当課からも話をお聞きした上で、やはりこの国民健康保険制度に限らずですけども、限られた財政の中で、どのように皆様にご負担はお願いをしながらも、しかし市民の皆様にも少しでもよりよい生活を送っていただくためにどうあるべきかということを、私なりに自問自答してまいっての結論であります。

つまりは、議員もご存じのように、この被保険者というのは、市民全体の中でいえばやはり4.5人に1人ということですから、ある意味全体ではないわけであります。そうした中で、一般会計をいたずらに法定外の繰り入れをすることが、全体の市民の中で最適であるのかということは、私も特に財政厳しい状況であります現時点で、太宰府市の中で、本市の中でどこまで許されるものなのか。既に基金も取り崩しを何度かしてきた中で、今後もそうした基金を取り崩しながら、一般会計を繰り入れをしながら、制度としてある意味ごまかしをしながら負担をお願いしないという形が、近隣市との比較もいたしながら、私はまずは喫緊の課題として、最低限の負担増はお願いさせていただくべきだという結論に達したところであります。

もちろん、そうした中でさまざまな案がありましたけれども、できる限り皆様への負担が、被保険者の方への負担が及ばない程度のぎりぎりのラインを選択をさせていただいた、その一方で、市民の方に対するしわ寄せをできるだけ少なくしたいという思いで決断をしたということをご理解をいただきたいと思います。

○議長（橋本 健議員） 15番藤井雅之議員。

○15番（藤井雅之議員） 今市長の答弁の中で、国保の加入者の割合の比較というか、具体的な数字ありましたけれども、一方の見方といいますか、私がこの議場で何度も述べたことですが、その一方で社会保険の平等性といいますか、そういう割合の社会保障の平等性というところでいえば、一般の企業にお勤めの方の保険は労使折半という形で、本人も半分、それと使用者が半分という形です。しかし国民健康保険は、加入者が丸々100%負担する仕組みです。そういった部分の見方もあるんじゃないかということは申し上げておきますので、これはまた別の議会に議論いたしましょう、この点の側面からは。

その上で、実務的な部分にまたちょっと戻るかもしれませんが、今回の4月の近隣市の国民健康保険税の筑紫地区の中でも、引き上げを行うのは太宰府だけ。しかも太宰府は過去2年、国民健康保険税であつたりとか国保の中の介護納付金、後期高齢者支援金の部分の引き上げだったりとかで、今回これで3年連続になるわけですね。とりわけ広域化がスタートする年に保険税が引き上げられる、そしてまた県レベルの仕組みの中で徴収率が100%いかなければ、その賦課の部分をもたまたま翌年度の国保税の上乗せをして徴収するといいますか、予算化するという、もう際限なく保険税が引き上げられてしまうのではないかということを懸念してしまうんですけれども、その点についての見解をお聞かせください。

○議長（橋本 健議員） 市民生活部長。

○市民生活部長（友田 浩） 議員ご指摘のように、国民健康保険税につきましては連続の改定ということで、引き上げというのは結果的にそのようになっておりますが、今回につきましては、国民健康保険税の3つの構成の部分で引き上げをさせていただいておりますのは基礎課税分ということで、全ての部分についての引き上げではないということをご理解をいただきたいと思っております。

今後の見通しということでございますけれども、先ほど言いましたように、毎年度毎年度県から納付金のほうの金額が市のほうに示されてまいりますので、当然そういう場合についても毎年度毎年度検討させていただいて、場合によってはこういう状況が続くことも考えられるかというふうに思っております。

○議長（橋本 健議員） 15番藤井雅之議員。

○15番（藤井雅之議員） 部長、こういう状況が続くというのは、ずっと際限なく上がっていく状況が続くということですか、それともそれをさせないために、何らかの手だてをとっていくというような、そういう方向ですか。

○議長（橋本 健議員） 市民生活部長。

○市民生活部長（友田 浩） 当然保険者として努力をする制度も取り入れてまいりますので、その結果を受けた形で、毎年度決定をしていくということでございますので、引き上げが前提ということではございません。

○議長（橋本 健議員） 15番藤井雅之議員。

○15番（藤井雅之議員） それと、国保の問題で最後1点確認ですけれども、今も18歳以下のお子様のところの国民健康保険、世帯主の方がいろいろな事情で保険税を滞納されて、国会でも問題になりました、保険証が取り上げられているというような問題が国会で取り上げられ、少なくとも高校生までは短期保険証の交付がされるようになりましたけれども、それは今後も県レベルになっても、太宰府市では維持していくという方向性でよろしいですか。

○議長（橋本 健議員） 市民生活部長。

○市民生活部長（友田 浩） その分につきましては、市の中で決定できますので、引き続きということになります。

○議長（橋本 健議員） 15番藤井雅之議員。

○15番（藤井雅之議員） わかりました。またいろいろと状況等を見ながら、今後も国保の問題も引き続き取り上げていきたいと思っておりますので、よろしくお願いします。

以上で終わります。

○議長（橋本 健議員） 15番藤井雅之議員の一般質問は終わりました。

ここで14時20分まで休憩をいたします。

休憩 午後2時05分

~~~~~ ○ ~~~~~

再開 午後2時20分

○議長（橋本 健議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。

14番長谷川公成議員の一般質問を許可します。

〔14番 長谷川公成議員 登壇〕

○14番（長谷川公成議員） ただいま議長より一般質問の許可をいただきましたので、通告しておりました3件についてお伺いいたします。

まずは、昨年、忙しい時期の師走に市議選、年が明け下旬に市長選と、市民の皆様には突如の選挙ということで大変ご迷惑をおかけしました。このたび、新しい議会、新しい市長も決まり、混迷をきわめておりました市政も、ようやく前を向き進んでいけるものと思っております。これからは二代表制のもと、議員と市長が緊張感を持って議論することを皆様にお約束いたします。

それでは、質問に入ります。

まずは、楠田新市長の思いについてお伺いいたします。

楠田新市長は、これまで国会議員として我が国のために尽力なされておられましたことは周知の事実でございます。しかし、このたび太宰府市長選に見事ご当選され、太宰府市発展のため尽力なされることを決意されました。私は、市長のその若さと行動力で、4年間を全うしていただけるものと信じております。

しかしながら、任期途中に国政選挙があれば、市長職をやめ国政選挙に出馬されるのではないかとこのうわさも耳にします。そこで、この場ではっきりと、太宰府市長として4年間全う

するという事を市民の皆様にお約束いただきたく、市長の思いをお伺いいたします。

次に、前期より大きな施策となっておりました中学校完全給食について、現時点でよろしいので、市長がどのようなお考えをお持ちなのかお伺いいたします。

最後に、安全・安心の通学路についてお伺いいたします。

過去に何度も同じ箇所の質問を行ってまいりました。1項目めですが、星ヶ丘保育園の急坂を上がり、梅香苑団地バス通りの交差点に点滅信号設置、横断歩道設置について。点滅信号設置につきましては、ポールを設置すると歩道がなくなり、大規模改修工事が必要ということで、断念せざるを得ないということで認識しております。それでは、横断歩道設置はいかがでしょうか。その後の進捗状況についてお伺いいたします。

次に、2項目めですが、高雄台上り口交差点の横断歩道設置について要望しておりましたが、その後の進捗状況をお伺いいたします。

次に、3項目めですが、高雄中央公園交差点につきましては、一旦停止の標識が設置され、その後事故が起きたということは聞いておりません。標識設置にご尽力いただき、この場をかりて心より感謝申し上げます。

しかしながら、新しい団地ができ、急激な児童・生徒の増加のため、登下校時には不安があります。横断歩道設置や点滅信号設置ができないかお伺いいたします。

以上、3件について質問させていただきます。なお、答弁は件名ごとに、再質問は議員発言席にて行います。

○議長（橋本 健議員） 市長。

○市長（楠田大蔵） ありがとうございます。率直なご質問でありますので、率直にお答えをできるだけしたいと思います。まずは、1件目の私の思いについてであります。

所信表明で私は、「時あたかも混迷を深め、さまざまな課題を抱えていた太宰府市政を担わせていただくことになりましたのは、いわば運命のめぐり合わせ、与えられた政治家としての使命だと認識しております。」と述べました。まさしくその思いで、まずは市民にお与えをいただいた任期4年間を全うさせていただくべく頑張ってまいります。その上で、私が太宰府にとって、市民の皆様にとって必要とされるのであれば、私自身、これからもずっと骨を埋めるべく頑張ってまいりたいと、そうした覚悟であります。ぜひとも長谷川議員のご理解、ご協力もお願いさせていただければと思います。

○議長（橋本 健議員） 14番長谷川公成議員。

○14番（長谷川公成議員） ありがとうございます。それでは、4年間しっかりと全うしていただきたいと思います。ぜひともよろしくお願いします。

1件目はこれで終わります。2件目お願いします。

○議長（橋本 健議員） 2件目の回答をお願いいたします。

市長。

○市長（楠田大蔵） ご満足いただけて何よりです。

次に、2件目であります、中学校完全給食についてご回答申し上げます。

私が考える中学校完全給食であります、まずは議員ご存じのとおり、定義としまして中学校完全給食は、主食、副食、ミルクを、原則として全ての生徒に提供するものであります。

そもそも学校給食は、やはり伸び盛りである児童・生徒の健康の保持・増進や望ましい食生活の習慣化を図ること、準備や会食を通して社交性や協同の精神を養うこと、地域のすぐれた食文化などへの理解を深めることなどを狙いとして実施されるもので、子どもたちの健やかな成長に資するものでなければならないと考えております。

私自身も小学校生活で、みんなで食べた温かい給食は大変おいしく感じましたし、おかわりに並ぶのが日課でありましたけれども、そうした非常に楽しみとして記憶に残っております。学校の生活の中でも楽しみとして残っております。

また、給食を通してさらに好きになったそうした食材もあったわけであります。そうした好き嫌いをなくすという意味でも、子どもたちにとっては一つの教育の一環でもあろうかと考えております。

以上のことを踏まえまして、本市の学校給食がどのようなものであるべきかについては、やはり子どもたちを主役として、そしてそれをお育てになるご家族の方々の立場も十分に考慮しながら、責任ある立場である私たち大人がしっかりと考えて、二度と政争の具となるようなことがないように、慎重に、かつできるだけやはりスピーディーに検討していく問題であると考えております。

○議長（橋本 健議員） 14番長谷川公成議員。

○14番（長谷川公成議員） ありがとうございます。

楠田市長は市長になられる前、こういった選挙チラシといいますか、それを配布した際に、やはり周辺自治体との連携についてということで、隣の筑紫野市さんが給食センターを持ってあるということで、そちらと連携ができないか、そういったことも方法の一つであるんじゃないかというふうにおっしゃられていました。ぜひとも早急にそういった話も大事ですし、あと前期議論になっていたのは、やはり自校方式ですね、まずは。中学校4校に1校1校設置していくと。あとセンター方式ですね、1つのセンターをつくり、そこから4中学校に配送する。親子方式ですね、小学校が中学校の分までつくって、それで配送すると。それともう一個、新しく出てきたんですよ、兄弟方式というのができて、4中学校1校にだけ給食室を設置して、それから4中学校分つくってそれを配送すると。

今、本市はランチサービス方式というか、選択制になっていますけれども、新しく改善がされるということで、多少そのランチサービス注文者数が増えれば、来年度からそれにこしたことはないんですけども、やはり非常に共働き家庭が多くて、弁当をつくるのが大変というふうな声をよく耳にします。やはり同じ世代の子を持つ保護者のほうからですね。ですから、できたら保護者の負担が少なくなるような給食方式実現していただきたいなと思っているわけでございます。



今ざっと方式上げたんですけれども、まだちょっと余りぴんとこないでしょうから、これからいろいろと執行部内で検討されて、早急に実現できるようお願いして、私のこの2件目は終わります。

○議長（橋本 健議員） 3件目の回答をお願いします。

都市整備部長。

○都市整備部長（井浦真須己） 次に、3件目の安全・安心の通学路についてご回答を申し上げます。

まず、1項目めの星ヶ丘保育園の急坂を上がり梅香苑団地バス通りの交差点につきましては、以前からご質問もいただいており、市としましては交差点内をベンガラ色塗装で強調し、注意喚起を図っておりますが、太宰府南小学校への通学路でもあり、地元自治会からも横断歩道設置の要望を受けておりました。

現在の状況でございますが、市でピーク時の交通量調査を平成29年7月に実施しまして、筑紫野警察署とも協議を行い、現在1カ所横断歩道があると思いますが、そこに加えまして、さらに1カ所横断歩道を設置することで県警本部へ上申されて、本年夏ごろに設置予定との報告を受けております。

次に、2項目の高雄台上り口の交差点につきましては、こちらも以前ご質問をいただいておりますが、市といたしましては路肩を緑色に塗装し、ポストコーンを立て、交差点内をベンガラ色塗装で強調し注意喚起を図っております。

横断歩道の設置につきましては、歩行者のたまり場の確保が難しいことから、高雄台のほうから、自治会から要望が出ていますハンプといいまして、段差をつけるというか、そこで速度を減速するというそういう設置に向けて、一昨年に新宮町で実施されました国土交通省の社会実験結果をもとに、現在検討しているところでございます。

次に、3項目の高雄中央公園の交差点につきましては、2項目の高雄台上り口の交差点と同様に交差点内をベンガラ色塗装し、「止まれ」標識を新設をさせていただきました。そういうことで、市としてできる安全対策は図ってまいりました。

議員ご質問の横断歩道や点滅信号の設置につきましては、今後、筑紫野警察署と協議を行ってまいりますとともに、区域を定めて速度規制を行いますゾーン30についても検討し、地域住民や通過交通に対しての速度遵守など、安全運転への注意喚起を図ってまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（橋本 健議員） 14番長谷川公成議員。

○14番（長谷川公成議員） ありがとうございます。

1項目めに関してですが、もうこれ横断歩道が設置されるということで、ありがとうございます。これに関しましては、もう本当にご尽力いただいたものと思っております。本当、心から感謝申し上げます。

2項目めなんですけれども、上り口の交差点のところ、多少あそこほかの交差点に比べるとちょっと広いんですよ。ただ、前は民地ですね、市民の方の土地があって、そこを削らなければいけないということをたしかご答弁いただいております。その中で、そういった民地の方とそういった折衝といいますか、ここをちょっと削っていただけないでしょうかというふうなことはされましたか。交渉ですね。

○議長（橋本 健議員） 都市整備部長。

○都市整備部長（井浦真須己） 私どもとしては、高雄台自治会からの要望をちょっと優先させていただきました関係で、ちょっと用地交渉にも行かせていただけないという状況でございます。

以上でございます。

○議長（橋本 健議員） 14番長谷川公成議員。

○14番（長谷川公成議員） なるほど。自治会のほうから、横断歩道設置よりも、そういったハンプ、スピードを減速するような形のほうがいいんじゃないかという要望が上がってきているわけですね。私も地元に帰れば一保護者になるものですから、できたらそこに横断歩道設置されてあったほうがいいなと思ったものですからね。それと、今ここで質問させていただいているわけですが、実際のところ、用地交渉も含めた上で、最終的には横断歩道設置に関して、ちょっと部長、何か策がありましたらご答弁お願いします。

○議長（橋本 健議員） 都市整備部長。

○都市整備部長（井浦真須己） 済みません、策というものはなかなか、それがあれば早く私もやっていたかなと思いますが、ただ、今申し上げましたハンプと横断歩道について、やはり横断歩道も、もうご存じのとおり市内全域で非常に要望もございますものですから、やはりその辺は危険性とか、もちろん私自身、高雄台といいますか、南小学校へ通学する子どもさんの姿も見えていますし、今、梅ヶ丘のほうの開発とかで子どもさんが増えているということも認識しておりますので、その辺はいわゆる市内全域と、あと横断歩道をつくるための用地の確保がいいのか、ハンプをさせていただくのいいのかということをもう少しちょっと詰めさせていただいて、予算的な面だけじゃなくて、効果的なものもちょっと検証させていただきながら、またご報告をさせていただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

○議長（橋本 健議員） 14番長谷川公成議員。

○14番（長谷川公成議員） 一刻も早く、安全・安心になる通学路が目標ですから、どちらが優先ということは私も決めるあれではないんですけれども、できたら早目に、ハンプでもいいですし、横断歩道設置でもいいですし、とにかく早急な対応をぜひともよろしくお願いいたします。

次に、3項目めですが、やはり団地に関しては非常に多いですね。朝見守り活動していますが、やはり道路を思い切って横断してくる子どもたちがやっぱりいるんですね。後ろも確認してない、前しか見てないから、何度もやっぱり危ないと注意したこともあります。です

から、横断歩道を渡る、手を挙げて横断歩道を渡りましょうって、小学校1年生の交通安全教室とかあるんですけれども、星ヶ丘保育園の交差点、信号があるところまで横断歩道がないもんですから、やはり子どもたちは道路を堂々と横切ってくるんですね。

そういった、やはり横断歩道設置ということで、子どもたちの安全、それと意識が高まると思いますので、こちらのほうも大変だとは思いますが、ぜひとも県警等と、公安委員会ですか、横断歩道、設置の要望を上げていっていただきたいと思います。

ここで部長、点滅信号設置に関しましては、こういった団地内設置は可能なんですか。まずそこを教えてください。

○議長（橋本 健議員） 都市整備部長。

○都市整備部長（井浦真須己） 実は、私どもも点滅式信号とか押しボタン式信号とかいろいろ要望がございますので、筑紫野警察署を通して県警本部に話しに行ったところ、なかなか、今信号の設置が非常に難しいというよりも、逆に点滅式信号は今いわゆる撤去といいますか、逆に路面標示とかそういう規制とか、そういうもので交通安全を図りたいということで、ご存じのとおり梅香苑の3差路の、コンビニの裏側の3差路のところも、実は昨年撤去されまして、私どもとしては撤去をしてほしくないという思いはあったんですが、地元自治会ともお話をされて、最終的には交差点にベンガラ色の塗装をされたり、一旦停止をつけたりということでの対応をして、撤去されているという状況もございますので、なかなか点滅式信号を新設というのが非常に今難しくなっているということは、お伺いをしているところでございます。

ですから、私どもとしては、まずこの場所に限らず、横断歩道の設置を今後要望として、年度内に何力所かとか、そういうことも考えながら要望していかなきゃいけないかなというふうな状況がございますので、市内全域を見回しながら、そういう子どもたちの交通安全には努めていきたいというふうには考えております。

以上でございます。

○議長（橋本 健議員） 14番長谷川公成議員。

○14番（長谷川公成議員） わかりました。なるほど。どういった考えがあって点滅信号が撤去されているのか、ちょっと私にわかりませんもんね。そうなんですね。

先ほどご答弁の中でございましたゾーン30、あそこら辺は大体通学路ではあるけれども、大体国道や県道に囲まれたところにしか昔は設置できないというふうな、過去似たような質問をさせていただいたときに、ふうにたしか何かご答弁いただいたような記憶があるんですが、今何かそういったゾーン30の何か規制というか、それは変わっているんですかね。

○議長（橋本 健議員） 都市整備部長。

○都市整備部長（井浦真須己） 今長谷川議員がおっしゃるように、やはり大きな道路、いわゆる今おっしゃっていただいた国道、県道に隣接したということは、特に安全上、非常に危ないということもあって、そういうことで進めていったということは聞いておりますが、ただ、今警察のほうとしては、本当に危険であれば、そういう要望が自治会等から出て、一番問題は地

区内の方たちも、30km規制にしますので、いわゆる取り締まり、30kmを超えたら取り締まりをされるというそういうこともありますので、その辺の全体としてのゾーンとしてというか区域としての了解といたしますか、そういうことはきちっととっていただきながら要望を上げていただくということで、今はできるというふうに聞いていますので、平成25年、6年に、大佐野の公民館の前、周りをさせていただいて、実は平成29年度今年度、市役所周辺、政庁前の大きな通りまで、そこまでを今年度させていただいているという実績もございますので、何も県道、国道に囲まれたところではなくても、私どもとしては要望をして、自治会のご理解、協力があればできるというふうに考えていますので、今後太宰府市内の中で、高雄台だけではなく、要望されるところもありましようから、そういう状況を見ながら、設置については働きかけをさせていただきたいというふうには思っているところでございます。

以上でございます。

○議長（橋本 健議員） 14番長谷川公成議員。

○14番（長谷川公成議員） わかりました。なかなか団地内も、私もずっとこういった質問をさせていただいて、なかなか団地内というのは30kmという標識がないんですね。だから、多分、自動車学校で習ったかどうかちょっと、もう古い話なんで私も覚えてはないんですが、多分習ったんでしょう。でも、そういうことどんどんどんどん忘れていって、恐らく運転している人たちも、団地内は30kmというふうな余り認識がないと思いますので、そういったことでゾーン30が設置されると、またスピード抑制にもなりますし、大きな事故の防止にもなりますので、ぜひとも設置のほうを進めていっていただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

最後になりますが、楠田市長とも今日初めてこういったやりとりさせていただきまして、4年間全うしていただけるとしっかりと約束していただきましたので、私は期待しております。

これで私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（橋本 健議員） 14番長谷川公成議員の一般質問は終わりました。

ここで14時50分まで休憩をいたします。

休憩 午後2時41分

~~~~~ ○ ~~~~~

再開 午後2時50分

○議長（橋本 健議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。

6番堺剛議員の一般質問を許可します。

〔6番 堺剛議員 登壇〕

○6番（堺 剛議員） 議長より許可をいただきましたので、通告に従って1件質問させていただきますので、よろしくお願いいたします。

本市の各種の計画等に基づく公共交通のあり方の観点から伺います。

本市でも、これから本格的な少子・超高齢化時代を迎えようとしています。そのような中にもあっても、子どもから高齢者まで誰もが安心して便利に暮らせる魅力ある町として持続的に発

展していくため、本市においては、第五次太宰府市総合計画や第2次太宰府市都市計画マスタープランが策定されています。

これからの人口規模・構造や都市活動に見合った都市の姿として、ネットワーク型コンパクトシティーを都市空間形成の理念に掲げ、各地域において市民の日常生活を支えるさまざまな町の機能が充実した拠点を形成し、その利便性が共有、利活用できるよう、拠点間や拠点とその周辺が公共交通などのネットワークで結ばれた町の実現を目指したまちづくりが求められていると思います。

また、ネットワーク型コンパクトシティーの実現に当たり、これからのまちづくりに求められる理念を市民と共有し、将来にわたり市民生活の質や町の価値、活力を維持向上していくことが肝要であると思います。

そして、都市再生特別措置法、平成26年8月改正に基づく策定中の立地適正化計画は、公共交通ネットワークの構築との連携を図りながら、居住や医療、福祉、子育て支援、商業などの都市の生活を支える機能の立地誘導によるコンパクトなまちづくりを推進するものであります。本市が目指すネットワーク型コンパクトシティーを具体化していく上で、本市の地域公共交通のマスタープランである公共交通網形成計画の策定に当たり、この先、重要な取り組みであることから、次の3点についてお伺いします。

1点目は、今回の各種の計画策定においては、本市の慢性的な渋滞解消を期待できるのでしょうか。

2点目は、本市の公共交通事業であるコミュニティバスの財政負担について、本市が主体性を持って公共交通の問題に積極的に取り組み、財政負担の適正化を図ることで、将来的にも持続可能な地域公共交通を構築していくことが重要と思いますが、所管並びに市長のご見解をお聞かせください。

3点目は、市長が所信表明の中で、長期的な交通大動脈計画を策定し、さらなる人の往来と渋滞解消も目指しますとは、どのような構想をお持ちなのかお聞かせください。

以上1件について答弁をお願い申し上げます。再質問は質問席にて行います。

○議長（橋本 健議員） 市長。

○市長（楠田大蔵） ありがとうございます。お答えをさせていただきます。

まず、本市の公共交通の取り組みについて、私にも問いがありました2項目めの本市の持続可能な公共交通についてにお答えをさせていただきます。

コミュニティバスまほろば号は、市内に点在する公共施設などを結び、市民の利便性を確保するとともに、高齢者や障がい者など交通弱者の外出支援として、平成10年4月に内山地区と吉松や大佐野など市の西地区を結ぶ路線で運行を開始いたしました。これまで路線延伸を4回行い、現在は8路線の運行を行っております。

平成28年度までのここ4年間は、毎年およそ1億4,000万円の運行補助金を支出していることから、財政負担を軽減し、これからもコミュニティバスの運行が継続できるよう、現在、経

費の削減を図り、利便性の向上に配慮したダイヤ見直しの準備に取り組んでいるところであります。議員ご承知のとおり、なかなかこの財政と利便性の両立というのが非常に難しい課題がありますが、議員のご指摘もいただきながら、しっかりと検討してまいりたいと思っております。

次に、3項目めの所信表明についてでございます。

長期的な交通大動脈計画についてであります。先ほど来申しましたように、私はやはり、さらなる人の往来と渋滞解消の両立が、この太宰府市にとっては非常に重要な政策課題だと考えております。そのために、やはり長期的なプランとなりますけれども、交通大動脈計画という名前で私はこれまでも訴えてまいりました。

そうした中で、もう既に観光客が年々増加し、通過交通量も増加をしている、そうした渋滞はふだんから発生をしております。その解決策を今後調査研究を通して、さまざまな可能性を探ってまいることは当然でありますけれども、それに加えて、やはり長期的に、先ほど来申しました地下鉄なりロープウェーなりモノレールなり、新たなそれにかわる交通手段なり、そうしたものをやはり時間的なものやコストの問題なども考えながら、しかし夢を持ちながら、将来的なプランとしてぜひ皆さんに提案をしてまいりたいということは、私自身考えているところであります。

いずれにしても、さらなる人の往来と交通渋滞解消が両立できるような、そうした可能性を追求してまいりたいと考えております。

なお、1項目めと2項目めの詳細につきましては、それぞれ担当部長から説明をさせていただきます。

○議長（橋本 健議員） 1項目めお願いします。

都市整備部長。

○都市整備部長（井浦真須己） 1項目めの本市の渋滞対策については、私からご回答申し上げます。

平成29年度より、交通渋滞の解消を大きな課題の一つとし、福岡県交通対策協議会が指定しました交通混雑区域を重点地点として、総合交通計画の改定、公共交通網形成計画の策定に向けて実態調査並びにアンケート調査等を実施しています。

今回の計画策定におきましては、交通実態調査をもとに交通需要の検討を行い、道路網計画である総合交通計画と公共交通網の計画である地域公共交通網の形成計画、この2つの計画を作成することとしております。

具体的には、道路網、交差点及び駅前広場等の公共施設と公共交通機関の整合及び交通誘導等の施策により、通過交通の削減等を行い、交通渋滞の解消を目指す取り組みを行ってまいりたいというふうに考えております。また、同時期に策定します立地適正化計画の策定により、ネットワーク型コンパクトシティの具現化も図っていききたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（橋本 健議員） 総務部長。

○総務部長（石田宏二） 次に、2項目めの詳細につきましては、私のほうから回答をさせていただきます。

コミュニティバスまほろば号の運営内容をご説明いたしますと、運行経費につきましては、運行開始1年目の約6,100万円から、平成28年度には、これまで4回の路線延伸等に伴いまして約1億8,900万円と3倍に増えてございます。また、利用者数につきましては、運行開始1年目の約13万7,000人から、平成28年度には約57万9,000人と4.2倍に増えております。このように、路線の拡充により、多くの方にご利用いただき、市内の移動手段として定着をしてまいりましたまほろば号でございます。

一方、先ほど市長が申し上げましたように、毎年1億4,000万円の運行補助金を支出しておりますが、堺議員がおっしゃられますように、財政負担を軽減することが大きな課題となっております。

そこで、現在、西鉄から利用状況の詳細データの提供を受け、バスの利用実態の分析を進めております。また、乗務員からも数値にあらわれない利用状況も含めて情報収集を行いながら、あわせて地域との協議を重ねながら、財政負担軽減のために経費削減を図るとともに、利用者の利便性向上にも配慮をいたしましたダイヤ改正に向けて、現在作業を進めておるところでございます。

以上でございます。

○議長（橋本 健議員） 6番堺剛議員。

○6番（堺 剛議員） ご回答ありがとうございます。

先ほど井浦部長、所管のほうからご説明がありました太宰府市の総合交通計画、基本的にこれちょっと中身見させてもらいましたら、道路を中心としたところの計画をされているんだなと思います。あと、地域公共交通網形成計画については、まちづくり視点での交通網の公共交通のネットワーク化という形になります。それで、連携計画においては、やっぱり立地適正化計画、これが連携計画で一番かなめな計画だということを改めてちょっと確認をしておきたいと思います。

そこで、市長、今回初めて一般質問をさせていただいております。どうぞよろしくお願いいたします。

それで、今回私がなぜこの課題を取り上げたかと申しますと、先にお示しをさせていただきたいのが1つあるのが、これ福岡県のほうの状況だと思うんですが、国土交通省の地域公共交通網形成計画の策定状況という資料がありまして、そこに福岡県下でいきますと大体17自治体、市町村があります。3割弱の市町村がもう策定済みということで、近くは那珂川町、隣の筑紫野市あたりはもう策定済みでございまして、全国で319件の交通網形成計画が策定され、18件の地域公共交通網再編実施計画、これが大臣のほうから認定を受けている、このような概況だと思います。

ちょっと福岡県下で私も調べさせていただきましたら、福岡県の飯塚市がこの立地適正化計画に基づく地域公共交通網計画の理想的なモデル事業として国のほうの国土交通省の資料の中にありました。これは後で市長ちょっと見とっていただきたいんですが、非常にわかりやすい。人口減少をどうやって抑えるか、福祉効果をどうやってするか、健康促進をどうやって図っていくか、こういったことが具体的に落とし込みをされていますので、ご参考いただければというふうに思います。

そこで、市長と情報共有を、今回初めてでございますので、私がこの課題で大きく取り上げさせていただいた分につきましては、今本市の状況として、2025年まではピークとして、それから緩やかにちょっと人口減少していくということなんですが、人口数的には余り変動はここ10年ぐらいはないのかなと、こういう予測がされる中で、本市の一番の課題はやっぱり高齢化率。先ほどもほかの議員の方が質問をされましたけれども、下は10%台から上は50%以上の、ちょっとばらつきもあるんですけれども、平均すると26%ですか、全国平均と変わらないので。ただ、実態といたしましては、九州の大体地方自治体を見てみますと、全国平均より高齢化率がかなり進んできております。

本市もそれにたがわず増加してきている中で、財政面から見ますと、やっぱり歳入がちょっと見込めなくなってくるかなと。こういった面から、じゃあ經常の一般財源のこの支出面から見ますと、今回の当初予算でも上がってきていますように、民生費、扶助費等、かなり右肩上がりで上がってきているというのが現状でございます。そういったことを考えますと、本市においても共通して言えることは、今後この地域交通のあり方をどのように守っていくかというのが、ただ単なる移動手段とかという部分じゃなくて、まちづくり視点というのを私は重要な課題として、これは活性化事業、地方再生という観点から重要だと思っておりますが、市長のほうのご見解を求めます。

○議長（橋本 健議員） 市長。

○市長（楠田大蔵） 大変重要な観点からのご指摘であります。ありがとうございます。

私自身も、先ほど議員からもご指摘ありました飯塚市の例など、さらに勉強を進めてまいりたいと思っておりますが、おっしゃるように九州全体、また福岡の中でも、またこの筑紫地域の中でも、本市の状況というのはいろいろ差はあれど、やはり共通して高齢化率が高くなってくる。そして、先ほど申された民生費、扶助費、こうしたものがどうしても上がっていくということは、紛れもない事実であります。

そうした中で、今までも指摘がありましたけれども、私もみずからのさまざまな公約の実現というものは、当然できるだけ早く実現をしたいわけでありましてけれども、それにも当然お金も伴います。それによって減らさざるを得ない部分も出てくるかもしれません。そこをやはり私も無責任にみずからの話にこだわり過ぎることもなく、そうした観点と、そしてやはりこれまでの継続性、そしてこれからのやはり必要な施策を実現をしていく、できるだけスピーディーにやっていくというさまざまな方程式を解いていく作業になると思います。

その中でまずは、この交通網の話でありますけれども、先ほど来のお答えでも申し上げましたけれども、このまほろば号を初めこの地域での公共交通というものの、非常に利用者も増えておりますし、その分当然そのネットワークも広げ、そして市の負担も重くなっていると。しかし、利用者が増えているということは、非常にニーズもあるということでありましょう。

ですので、こうした中で、そのニーズがあること、さらに利用者を増やしていく、そうした意味では、仮にですけれども、近隣との連携の中でより利便性を高めていく。そうした中で、さらに多くの方に利用していただく中で、この採算性を保っていくということも考えられるとも思いますし、やはり市民の方にとっては、境目というのはむしろ関係のないことであるかもしれない。そうした買い物をするなり医療との関係なり、そうした中で、やはり市の境も越えた連携というものも今こそ考えるべきときにも来ているのではないかと。そうしたことも考えながら、さまざまな観点から今のこの公共交通のあり方というものをやはり考えてまいりたいと思っております。

○議長（橋本 健議員） 6 番堺剛議員。

○6 番（堺 剛議員） 市長ありがとうございます。これから先、公共交通のあり方というのは、本当に重要な骨格的なまちづくりの建設する上で重要な視点になってきますので、よろしく願いいたします。

そこで今回ちょっと、これは市長というよりも所管のほうになると思いますけれども、今市民の私たちのほうから見ますと、これは公共交通網のこの問題というのは、維持というのは、交通弱者とよく言われるんですが、交通弱者に特化した問題ではないんですね。移動困難者の方が、この一部の方だけが対象者じゃありません。これからの時代は、先ほど高齢化と申しましたが、私も長期、先ほど市長は30年と言われていましたけれども、30年後、私いるかどうかわかりませんが、これから先、やっぱり我々も高齢化していきます。私、今56でございまして、20年後には76でございまして。もう後期高齢者、今で言うですよ、その当時にはもう後期高齢者という言葉自体もないと思いますが、超高齢化社会に入っていくという認識のもとで、これは市民全体の地域の大事な課題であるという捉え方を、まず所管の方にしっかり持っていたきたいと。

ここで私がもう一つ申し上げたい視点は、あと私もこれ誤解をしていたんですが、今まで交通事業というのは特に大きな事業でございまして、言っちゃ悪いですが、JRさんとか私鉄民間バス会社とかタクシー業者さんとか、移動で言えば自転車とかバイクも入ってくると思いますけれども、そういう大きな民間企業とのやりとりの部分は、今まで国が主導してやってきました。そして、県が所管をして施策をしながら、それを自治体が受けるという、私はそういう感覚でありました。その感覚が間違っているなというのを最近よく耳にします。

といいますのも、今時代は民間企業も、最近の新聞報道を見てみますと、交通事業者は特に経営が大変だということで、いろいろなサービスの見直しが始まっていまして、サービスの見直しが始まりますと何が起きるかという、利用者が減ります。利用者が減ると、また減便が

かかります。要するに悪循環が若干始まっている。これは九州の鉄道事業、バス事業者の、見ていただいたらわかります。倒産までいきませんが、ちょっと債務処理しないといけないとか、そういった状況になっているものが現状としてある。

そして、我々の太宰府市の地域ニーズを見ていくと、さまざまところで、高齢化に伴うだけではなくて、買い物等とか病院等とか、本当に交通手段で困っていらっしゃるところが現状としてある。

そこで、私は所管の特に行政の方に申し上げたいのは、私たち市民から言わせていただくなら、今まで行政の方の中の蓄積として、いろいろな住民台帳とか国勢調査とかそういったのは得意分野で、いっぱいデータ持っていていらっしゃると思うんですが、いかんせん交通関係のデータというのは多分余りないと思います。構築もされてきてない。これがいわゆる概念の違いなんです。今までは民間事業者がしっかり立ち上げて、交通網をつくって、そこで収益事業を上げてという、どちらかというと行政主導ではなかった時代。でもこれからは、行政主導にならないといけない時代。ここの観点をどうぞよろしくお願いします。言葉に直しますなら、持続可能な公共交通を実現していくという、これを積極的に行政主導でやっていただきたい。

この前提論を踏まえて、1点目の渋滞解消について、地域交通網形成計画の策定の視点からお伺いします。

策定の内容については、さまざまつくり込み方はあると思いますが、大事なのは、先ほども申し上げましたように、市民生活圏も大事なんです、あとまちづくりと、先ほど市長も言われました観光振興の地域戦略、こういったのも含めたところの一体性の確保を充実することが求められているとは思っているんですけども、ここまで考えられての計画策定をお考えなのか、所管の方のほうにお尋ねをしたいと思います。

○議長（橋本 健議員） 都市整備部長。

○都市整備部長（井浦真須己） ご指摘というか、ご意見ありがとうございます。

実は私どもも今回、本当に先ほどの木村議員のほうのご質問にもお答えしましたが、やはりこの地域公共交通網形成計画と、あと総合交通計画、それとあと立地適正化計画、それと空き家対策の計画を同時に今やっているということは、非常に全市的というか、私たち自身もやはり将来に関する責任の重さというか、そういうのも感じますので、ぜひともその辺はいろいろな計画のネットワークというか、そういうことも考えながらやっていかなきゃいけないと思いますし、委員会をこの3月の議会で太宰府市の附属機関の開設の設置に関する条例の変更というか改定をお願いしているので、その委員会のメンバーといいますか、今後決まりましたら、また4月からそういう意味では議員おっしゃるようなところの観点というか、そういうことに留意して、そういう委員会を進めていきたいなというふうには私どもとしては考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（橋本 健議員） 6 番堺剛議員。

○6番（堺 剛議員） ありがとうございます。しっかり部長、そのあたりよろしく願いしたいと思います。

そこで、市長のほうにお願いです。この計画について、やっぱり作り込みというのは充実というのは図れるかもしれませんが、先ほど市長が述べられた大動脈的な発想になると、新たな財政的な部分が必要になってくるのかなと私は思います。こういったところの財政面的な何か、市長の中に根拠的なものがちょっとおありになるのかなと私思ったんですが、そのあたりいかがでしょうか。

○議長（橋本 健議員） 市長。

○市長（楠田大蔵） 財政的な面について。なかなか今の時点で数字を挙げて具体的に申すこともなかなか難しいのでありますが、先ほど来申しておりますように、やはり私が訴えてきたことの実現に伴うさまざまな予算もあると思います。その一方で、それに伴う何か削減をするべきものもあると思っておりますが、そうしたことを総合的にやはり判断するしかない。

そうした中で、先ほど来ありますように、生活なり観光、地域戦略、こうしたものを総合的にやはり庁内でも、また庁外も含めてさまざまな知恵をやはり集約して、当然やはり歳出削減と同時に増収といいますか、自主財源を増やすということを両立しなければ、あらゆる持続可能性というのは実現できないと思っておりますので、ここを具体的にというのはなかなかもうしにくいところもありますけれども、これまでの所信なりこれまでの答弁の中で申してきたように、あらゆる知見を集約して、そうした解決に踏み出してまいりたいと。私自身が市長にならせていただいたからには、そうしたものを前例にもとらわれずに、やはり横断的なそういう知見を集約するような作業を行い、そして果敢に実行していけるような、そうした市政を目指してまいりたいとまずは考えております。

○議長（橋本 健議員） 6番堺剛議員。

○6番（堺 剛議員） ありがとうございます。まだ就任してから1カ月ばかりの市長にこういうことはちょっと余り酷かなと思います。今後、財政面の不足がこれ懸念されます。そのことを市長ちょっととどめていただいて、新たな国施策、県と連携していただければというふうに思います。

それで、この地域交通網形成計画ですけれども、あらかじめこれは住民、地域公共交通の利用者とその利害関係者の意見を反映させないといけない措置を講じるということになっていまして、今後どのような調整、市の調整を図られるか、パブリック・コメントとかそういったものを推しはかれるのかなと思いますが、具体的な方向性的なものがもし所管部長わかれれば、教えていただければと思います。

○議長（橋本 健議員） 都市整備部長。

○都市整備部長（井浦真須己） 今私ども全市的にいろいろな計画を立てる際には、やはり市民の声を聞く、今議員がおっしゃったようなパブリック・コメントもですが、先ほど来市長もお話をされていますように、あらゆる知見という中には、私は市民の声というのが入っているとい

うふうには捉えていますので、そういう意味では委員の今回今私どもが考えているのは、バス事業者とか鉄道事業者等々の関係者だけじゃなくて、地元の自治会とかからそういう代表者に入っていて、計画を策定するという必要性は考えていますし、それが素案になった段階でパブリック・コメントとか、市民の知見を広く入れていくといえますか、そういうことも必要かなというふうに今考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（橋本 健議員） 6 番堺剛議員。

○6 番（堺 剛議員） ありがとうございます。確かに今おっしゃったとおりで、従来どおりの計画であれば、それで部長、いいかなと思うんですが、私ここはちょっと 1 つ要望をお願いしたいと思うのが少しありまして、結局市民の方というのは、住む場所は基本的に自由なんです。コンパクトシティーネットワーク型になると、どうしてもやっぱり誘導になります。都市機能をちょっと市街地とフィーダー線でつないでという形だと思いますが、そうなってくると、市民の一人一人の行動に、これを過度に、私もそうなんですけれども、自動車に頼っている生活から、適度に公共交通を使っていただく仕組みづくりに変わるけれども、市民の皆様にそれをお願いしないといけないんです。ですので、できましたら、今までのこの周知の徹底のあり方では、なかなかそこまで手が届かない。

それともう一つの視点は、あとは利用者本位ですね。私も含めてここにいらっしゃる方は皆さん活動的な方ばかりですので、ほとんど移動手段は車が中心になってくるのかなと思います。本当に交通弱者と言われる方々の声、地域の声、そして利用者が本当に求めている声、これを拾い上げるシステムをちょっとつくり上げていただく。

書物読むと、モビリティーマネジメントですか、フェース・ツー・フェースで顔の見える形の意見集約、調整を図るというやり方があるわけですが、こういったものを一つ一つコミュニケーション施策として調整を図っていただきたい、このように思いますが、所管部長、今後の方向性についてもお答えいただけたら助かります。

○議長（橋本 健議員） 都市整備部長。

○都市整備部長（井浦真須己） 今議員からおっしゃっていただきましたモビリティーマネジメントに関しましては、実は国土交通省が平成19年ぐらいから提唱していて、なかなかそういう提唱をしているだけで、10年もうたってしまったみたいなところを国土交通省もお話をされてたんですが、ただやはり今議員おっしゃるように、やはり利用者がどう利用していただくのかということだけじゃなくて、いわゆる生活のリズムというか、生活を変えていかなきゃいけないということもございます。今おっしゃったように、今自動車で行きようけれども、やっぱりその距離じゃなくて自転車で行こうとか、環境とか健康に配慮してということもございまして、自転車などに切りかえようとか、徒歩で行こうとかということ、やはりそれぞれ一人一人にどう伝えていくかということは、非常にコミュニケーションをどうとっていくかというのをちょっと具体的に今どうやろうかというのは、申しわけございません、私自身が持

ってないところでございますけれども、ただその重要性というのは、行政全般にも言えるかもしれませぬけれども、そういうところで一つ一つお願いしたり説明したりということを重ねていくということは大事だと思っていますし、それがひいては公共交通網の形成をした結果、やっぱりよくなったなということで、市民の皆さんの感想といたしますか、終わった後にというか、これは継続して続きますけれども、そういう経過の中で、ある程度結果が見えてくればますます進んでいくということもございますので、いわゆるコミュニティ施策みたいな、本当に市民と語り合うような形の考えは私自身としては必要だというふうに思いますし、モビリティーマネジメントについても、やはり私どももこれから、先ほどから何回も言いますように4月から委員会立ち上げますので、その中でも私のほうからまた説明したりとか、恐らく委員会の委員の皆様はご存じかとは思いますが、そういう説明もさせていただきながら進んでいければというふうに今は考えております。

以上でございます。

○議長（橋本 健議員） 6 番堺剛議員。

○6 番（堺 剛議員） ありがとうございます。いま一步踏み込んだ流れをしっかりと仕組みづくりをしていただきたい。

そこで、市長にこれ提案、要望なんですけれども、今から先ほど言われていました審議会、協議会等については今からいろいろな専門方、関係者の方全部集まってこられると思いますが、大事なことは、庁内の中でやっぱりトップダウンとボトムアップという仕組みづくりができないと、なかなか効果というのは出てこないと思うんです。本市は、この間まだ機構改革やったばかりですので、機構改革やってくださいとは申し上げませんが、横の連携を構築する上で大事なものは、やっぱり情報共有だと思いますので、委員会ベースをお願いしたいと思うんです。

ただ、そこで注意していただきたいのは、そこに委員会ベースの中で、どうしても役職機能が働いてしまっている委員会が、役職機能、例えば部長級の方が言った意見に対して、例えば現場の声が、いや、それ違うよなという意見が通らないような場面じゃなくて、フラットな形で意見が踏襲できるような仕組みづくりを留意いただければと思いますが、市長どうでしょうか。

○議長（橋本 健議員） 市長。

○市長（楠田大蔵） ありがとうございます。少なくとも私に言えない人はいないようでありますので、非常に風通しよくやらせていただいておりますが、私もかねてより申しておりますように、やはり市民も参加をする形で広くそうした会を募っていくと。私自身と語る会ももちろんでありますけれども、加えてやはり庁内の意見をいかに吸い上げていくかということも、これも大変重要であります。まさに市のために最善を尽くそうという思いを持って、あえて入庁し、これまで何十年も働いてきてこられたそうした職員の優秀な思い、知見、経験なり熱い思い、そうしたものを生かさない手はないと、市民のためにですね。そうした思いで私もおりま

す。

そうした中で、仮にそうした風通しの悪さ、意見の通りにくさがあるとすれば、私が率先してまずはそうしたことをなくすように心がけたいと思いますし、やはり庁内の中でのチーム力を発揮できるような、庁内の中でのプロジェクトチームなりそうしたもの、また委員会単位というのもありましょうし、全体の有志を募ってさまざまな提案をしてもらうようなそうした会議体もできるでしょうし、予算をかけずにそうしたことを行うことは、私は無限の可能性があるとっております。

そうしたことを実現するためにも、まずは私が先生方のご意見も伺いながら、市民の皆様のご意見も伺いながら、そして役所の中の意見もしっかりと耳を傾けながら、そして私が決断すべきは決断をしていくという姿勢が大変問われてくると思っておりますので、先生のご指摘をしっかりと受けとめて、そのような組織づくりに邁進してまいりたいと思っております。

○議長（橋本 健議員） 6番堺剛議員。

○6番（堺 剛議員） よろしく願いいたします。横断的な取り組みについては、市長のリーダーシップにかかっていると思しますので、どうぞよろしくお願いいたします。

それと、2点目なんですけれども、コミュニティバスの先ほどから財政面の適正化ということで申し上げておりますが、具体的には今までコミュニティバス非常に努力はされてきているということが、私も一定評価をさせていただいております。

コミュニティバスについては平成10年からスタートして、確かに経費的に見ればかなりの金額が上がってきているわけですが、今空白地域をなくして、ダイヤ改正をやって、今ダイヤも8路線に増えてきたというようなところで、ちょっと残念なことが1つあったのが、お願いしたいのが、このコミュニティバスの例えば路線変更、多分前は横断的に全体的なものをずっと回されてあって、定時性が保たれないということで、ターミナル方式で都府楼駅を中心という形で変更されて、評価されましたでしょうか。結局変更前と変更後のどれがどのように変わっていて、どのように効果があったのかというのは、ちゃんと市民のほうにお伝えするべきではないかなと思います。

具体的に申しますと、コスト面の割り出しでいけば、1人の人を1km運ぶのにどれぐらいの大体コストがかかっているのかとか、あとダイヤ系統とか改善した後に、どういうふう to 効果があらわれたのかとか、そういったものもきちっとお示しすることが大事ではないかなというふうに思いますので、そのあたりでもPDCAサイクルがちょっと構築されてないのかなと。失礼ですけれども、財政的な負担割合からいきますと、これはあつてしかるべき仕組みではないかなというふうに私は思いますが、このあたり所管のほうの見解を伺いたいと思います。

○議長（橋本 健議員） 総務部長。

○総務部長（石田宏二） 今堺議員がおっしゃられますように、本市のコミュニティバスを考えると、地域公共交通サービスの視点からの評価が必要だというふうに考えております。このコミュニティバス事業を評価、検討する体制につきましては、先ほどの庁内横断的なというよう

な組織というようなこともあります。コミュニティバス自体は今現在地域コミュニティ課で担当しているというところでございますが、その地域コミュニティバスの担当だけではなくて、高齢者や障がい者対策の視点からの福祉部門、それとあと地域交通渋滞対策の視点からであれば都市整備部門、あと通学時の安全、負担軽減の視点からであれば教育部門といった、そういった関係部門で構成するいわゆるプロジェクトチーム的なものをつくって、そういった評価等をしていかなければならないというふうに思っております。

今後の改善につなげていくためには、そういった形でやっていきたいと思っておりますけれども、実際にその市民からの評価はどうなっているのかというようなことでございますけれども、今市民評価は市民意識調査での評価でしかちょっとございませんけれども、年々大体、平成25年から比べていくと、だんだん上がっていていますし、平成28年は少し下がっているような状況もございますが、おおむね評価されているのではないかなというふうな感じはいたしておりますけれども、先ほど来から言っておりますターミナル方式にしたことによって、本当に改善されたのかというところもございますが、1つには、先ほど堺議員のほうは利用者本位というような視点からというふうなことも考えてありましたけれども、1つには、持続可能性という観点から申し上げますと、当然財源のほうもあわせて考えていかなければいけないというところもございますので、そこら辺のところも兼ね備えまして、先ほど申し上げました庁内を横断するプロジェクトチーム等でのまずは検証から行っていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（橋本 健議員） 6 番堺剛議員。

○6 番（堺 剛議員） ありがとうございます。どうぞよろしくお願いいたします。こういうところの財政支出がはっきりしますと、やっぱり市民の方の関心度が上がってきますので、よろしくお願いいたします。

それでは、これもちょっと私のほうから、ただ単なる要望じゃなくて提案なんですけれども、今本市の他市と違うのは、1つは相互乗り入れですね。先ほど市長も申されていましたよね。7つのプランの中にも若干入っているみたいですが、相互乗り入れにつきましては、この都市計画マスタープランにも少し触れられておりましたので、これはいいことを書いてあるなと思いながら読ませていただいたんですけれども、なかなか効果的に出てこないというところで、じゃあ福岡県どんな感じかなというのをちょっと調べさせてもらったら、福岡県の交通ビジョンの中に、これはコミュニティバス等の広域運行の市町村域を超える運行の路線数ということで、施策目標を出されています。これは福岡県です。これ今は平成27年度で28路線、目標値が40路線になっています。そろそろ本市もこの中に入り込むシステムは要るんじゃないかなと、私は申し上げておきたいと思います。

と申しますのも、うちとよく交流をいただいています大分県中津市さん、それと、何とこれを見て僕はびっくりしたんですが、福岡県の豊前市さんと相互乗り入れをされています。

ここで私が感心したのは、民間で民間金額で走ってくると、途中から金額がちょっと統一金額に変更になるんです。でも、これは高齢者割合をちゃんと統一金額100円にされています。こういうきちっと計画があるので、中津市さんもつくっているんですよ、形成計画ですね。これがきちっとあるから、こういうことがちゃんと効果として出ているということが1つあるというのと、福岡県も、これは新聞報道で皆さんご存じだと思いますが、市町村またぎ運行、これは福岡県は今からやるよという、市町村またぎ運行ということで新聞記事にも載っておりますし、こういったことが一つ一つそろそろ本市においても、やっぱり、これはエリア課題なんですかね、全市全部というわけじゃありませんが、近隣市との隣接地域にいらっしゃるところについては、このあたりをしっかりとつくり込みをお願いしたいと思います。

最後、地域公共交通のあり方、いろいろあると思います。

市長のほうにお願いしたいのは、これから地域公共交通は単なる移動手段ではないんですけれども、大事なことは、これから高齢化社会をどうやってまちづくりを形成していくか。このあたり多分6月の施政方針で具体的に少し出てくるのかなと期待をしております。

先ほど市長が言われました長期の大動脈計画、先ほど聞いていると、ちょっと30年と言われていました。30年後、私いないなとか思いながらひとつ聞いていたわけですがけれども、それともう一つありましたのは、30年じゃなくて、もう少し20年、多分立地適正化計画は20年ぐらいで考えて、10年見直しですよ。それぐらいに合わせていただくようなことはできないでしょうかね、市長。どうでしょう。30年は長いかな。

○議長（橋本 健議員） 市長。

○市長（楠田大蔵） ありがとうございます。30年は一つの例えでありましたが、いずれにしましてもできるだけ早くそうした実効、効果が出るような施策にしなければならないというのは、私は与えられた任期はまず4年でありますから、この4年の間にまずどれだけ進められるかということが当然問われるわけであります。

そうした中で、議員ご指摘のように、高齢化社会を確実に迎える太宰府市なり、そして我が国でもあります。そうした中で、今までのような生活のあり方も当然変わってくると思います。やっぱりお年寄りの方がご自身で運転をすることに対して、今非常に社会問題にもなっておりますし、免許の返納など、むしろそうしたものは進められてきている世の中でもあります。

そういうことであれば、当然公共的なそうしたそれにかわり得る手段を考えていかなければなりませんし、それに伴うさまざまな実際の歳出も、公的な機関の歳出も出てくるわけでありますので、そうしたことの、先ほど来あります持続可能性と、しかしやはりそうしたこれからの時代に沿った新たな交通のあり方なり、もっと言えば都市のあり方なり生活のあり方全てにおいて、やはりさまざまな解決を行う必要があるであろうと。

そうした中で、交通大動脈の中で、私はあくまでそうした公的な乗り物というものを生かしながら、できるだけ渋滞もなくしていくためには、個々の車に頼るような生活スタイルも変えていく必要もあると思っていますし、そのための政策誘導ということもできると思います。そ

のためのさまざまな知恵を、これからになりますけれども、私自身しっかりと具現化しながら、皆様ともご相談をしっかりとしながら、そうした提案を重ねてまいりたいと思っております。目的、手段、手段といいますか、目指すところは議員初め皆様と同じであると思っておりますので、よりよい形でその実現のために全力を挙げてまいりたいと思っております。

○議長（橋本 健議員） 6番堺剛議員。

○6番（堺 剛議員） 最後に、6月に施政方針を市長は述べられると思いますが、7つのプランの具体的な実施プラン的なものを期待申し上げて、私の質問を終わります。ありがとうございます。

○議長（橋本 健議員） 6番堺剛議員の一般質問は終わりました。

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（橋本 健議員） 以上で本日の議事日程は全て終了いたしました。

次の本会議は、3月8日午前10時から再開をいたします。

本日はこれをもちまして散会します。

散会 午後3時37分

~~~~~ ○ ~~~~~

1 議 事 日 程（4日目）

〔平成30年太宰府市議会第1回（3月）定例会〕

平成30年3月8日

午前10時開議

於 議 事 室

日程第1 一般質問

一般質問者及び質問項目一覧表

| 順位 | 質 問 者 氏 名
(議 席 番 号) | 質 問 項 目 |
|----|--------------------------|--|
| 1 | 原 田 久美子
(12) | <p>1. 大宰府史跡に関する整備について</p> <p>(1) 歴史の散歩道の整備について
舗装の劣化が目立っているようだが道路の整備、改善計画について伺う。</p> <p>2. 公共交通について</p> <p>(1) 市内のバス運行について</p> <p>① 市内にまほろば号の通っていない地域と路線バスしか通っていない地域について伺う。</p> <p>② まほろば号が通っていない路線バスも市内のバスは全て100円に統一すべきと考えるが、運営する民間会社への働きかけはできないか伺う。</p> <p>3. 公共施設の整備について</p> <p>(1) とびうめアリーナと周辺の道路整備について</p> <p>① 川久保橋からとびうめアリーナまで、福岡県保健環境研究所前に歩道がない。今後の歩道整備計画について伺う。</p> <p>② 体育館の出入り口の標識と駐車場の看板については、小さくて分かりづらいとの意見があるが市の見解を伺う。</p> |
| 2 | 村 山 弘 行
(17) | <p>1. 松川運動公園、上下水道事業センター、公文書館の入口看板表示について</p> <p>県道からの入口に看板があるが見えにくく、夜はほとんど役に立っていない。ソフトボール大会の会場等になったとき、入口看板を見逃したり、通り過ぎてしまうという声がある。もっと目立つような表示が必要だと思うが見解を伺う。</p> <p>2. 市道縁石の反射板について</p> <p>(1) 長浦台のバス通りは車道と歩道の区切りにブルーの反射板が設置されており、夜でも安心して通行できる。青葉台は吉松のファミリーレストラン付近は設置されているが、長浦台の変形5叉路まで設置する予定なのか伺う。</p> <p>(2) 市内ではどれだけ設置されているのか伺う。</p> |

| | | |
|---|-----------------|--|
| | | <p>(3) 未設置個所の今後の予定は。</p> <p>3. 空き家、土地保有者不明の状況と対策について
市内における空き地、空き家の実態はどうなっているのか。また、県の新規事業と連携して対応していくのか伺う。</p> <p>4. 国民健康保険の県との一元化に伴うことによる、国民健康保険税について
平成30年度から、県との共同運営を行う新制度に移行することによって、本市の国民健康保険税などの個人負担分はどうか伺う。</p> |
| 3 | 小 畠 真由美
(10) | <p>1. 地域包括ケアシステムの深化・推進に向けた取り組みについて</p> <p>(1) 在宅医療と介護の連携、さらには多職種連携による在宅医療体制の構築について伺う。</p> <p>(2) 市の保険者機能の抜本的強化による自立支援、重度化防止への取り組みについて伺う。</p> <p>(3) 地域包括支援センターの機能強化等について伺う。</p> <p>(4) 介護保険と障害福祉制度に新たに共生型サービスを位置づけることについて伺う。</p> <p>(5) 高齢者の歯科検診について伺う。</p> |
| 4 | 上 疆
(11) | <p>1. 太宰府市地域包括支援センターについて
この事については、平成29年9月議会にて一般質問をしたが、前芦刈市長は地域包括支援センターの複数設置については、平成29年度の施政方針の中で、地域包括支援センター運営協議会における審議結果を見守っているところです等、優柔不断な回答のままで今日に至っているが、楠田新市長になられたので、同様の質問をさせていただきます。</p> <p>現在、太宰府市地域包括支援センターは、太宰府市いきいき情報センター内1階の高齢者支援課内に1箇所しか設置されていないため、これまで多くの市民の皆様から最低でも西の方に1箇所は設置する必要があると、何年もの間要望されているが、どのように考えておられるのか、市長のご所見を伺う。</p> |
| 5 | 船 越 隆 之
(3) | <p>1. 渋滞対策について
県道筑紫野古賀線の五条交差点から君畑交差点までの渋滞対策について伺う。</p> <p>2. 防災対策について
連歌屋1丁目12、醍醐池ののり面の防災対策について伺う。</p> |
| 6 | 陶 山 良 尚
(9) | <p>1. 市長の市政運営について</p> <p>(1) 今後のまちづくりについて
任期4年間どのようなビジョンをもって、今後のまちづくりに臨まれるのか市長の見解を伺う。</p> |

| | | |
|---|--------------|---|
| 7 | 笠 利 毅
(5) | 1. 市内各校の授業協力者について
授業協力者を各学校の特色と子どもの成長のために必須のものと
位置づけ、より積極的に活かしていけないか、見解を伺う。 |
|---|--------------|---|

2 出席議員は次のとおりである（17名）

| | | | |
|------|------------|------|------------|
| 1 番 | 柳 原 莊一郎 議員 | 2 番 | 宮 原 伸 一 議員 |
| 3 番 | 舩 越 隆 之 議員 | 4 番 | 徳 永 洋 介 議員 |
| 5 番 | 笠 利 毅 議員 | 6 番 | 堺 剛 議員 |
| 7 番 | 入 江 寿 議員 | 8 番 | 木 村 彰 人 議員 |
| 9 番 | 陶 山 良 尚 議員 | 10 番 | 小 畠 真由美 議員 |
| 11 番 | 上 疆 議員 | 12 番 | 原 田 久美子 議員 |
| 14 番 | 長谷川 公 成 議員 | 15 番 | 藤 井 雅 之 議員 |
| 16 番 | 門 田 直 樹 議員 | 17 番 | 村 山 弘 行 議員 |
| 18 番 | 橋 本 健 議員 | | |

3 欠席議員は次のとおりである（1名）

| | |
|------|----------|
| 13 番 | 神 武 綾 議員 |
|------|----------|

4 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名（33名）

| | | | |
|-------------------------------|---------|------------------------|---------|
| 市 長 | 楠 田 大 蔵 | 教育長職務代理者 | 野 中 秀 典 |
| 総 務 部 長 | 石 田 宏 二 | 市民生活部長 | 友 田 浩 |
| 総 務 部 理 事 | 原 口 信 行 | 都市整備部長 | 井 浦 真須己 |
| 健康福祉部長兼
福祉事務所長 | 濱 本 泰 裕 | 観光経済部長 | 藤 田 彰 |
| 教 育 部 長 | 緒 方 扶 美 | 都 市 整 備 部
公営企業担当部長 | 今 村 巧 児 |
| 教 育 部 理 事 | 江 口 尋 信 | 総 務 課 長 併
選 管 書 記 長 | 田 中 緑 |
| 経営企画課長 | 高 原 清 | 管 財 課 長 | 小 柳 憲 次 |
| 防災安全課長 | 齋 藤 実貴男 | 地域コミュニティ課長 | 藤 井 泰 人 |
| 元気づくり課長 | 伊 藤 剛 | スポーツ課長 | 安 恒 洋 一 |
| 環 境 課 長 | 川 谷 豊 | 納 税 課 長 | 千 倉 憲 司 |
| 福 祉 課 長 | 友 添 浩 一 | 高 齢 者 支 援 課 長 | 川 崎 純 一 |
| 国保年金課長 | 山 浦 剛 志 | 建 設 課 長 | 山 口 辰 男 |
| 都市計画課長 | 木 村 昌 春 | 社 会 教 育 課 長 | 中 山 和 彦 |
| 文化財課長 | 城 戸 康 利 | 上 下 水 道 課 長 | 古 賀 良 平 |
| 観光推進課長兼
地域活性化複合
施設太宰府館長 | 木 村 幸代志 | 国 際 ・ 交 流 課 長 | 寺 崎 嘉 典 |
| 産業振興課長併
農業委員会事務局長 | 中 島 康 秀 | 監 査 委 員 事 務 局 長 | 渡 辺 美知子 |
| 文化学習課参事
(文化スポーツ振興財団事務取扱) | 宮 井 義 高 | | |

5 職務のため議事室に出席した事務局職員の職氏名（5名）

議会事務局長 阿 部 宏 亮
書 記 齊 藤 正 弘
書 記 力 丸 克 弥

議 事 課 長 花 田 善 祐
書 記 高 原 真理子

再開 午前10時00分

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（橋本 健議員） 皆さん、おはようございます。

定刻になり、出席議員も定足数に達しておりますので、ただいまから休会中の第1回定例会を再開します。

直ちに本日の会議を開きます。

議事日程はお手元に配付しているとおりです。

議事に入ります。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第1 一般質問

○議長（橋本 健議員） 日程第1、「一般質問」を行います。

12番原田久美子議員の一般質問を許可します。

〔12番 原田久美子議員 登壇〕

○12番（原田久美子議員） 皆さん、おはようございます。

ただいま議長の許可をいただきましたので、通告しております3件について質問をいたします。

1件目は、大宰府史跡に関する整備について質問いたします。

太宰府市には、九州国立博物館、太宰府天満宮、太宰府政庁跡など、史跡や観光名所が数多くあります。平成17年10月16日に開館した九州国立博物館だけを見ても、開館以来1,400万人を超える入館者があっており、太宰府市全体としては、年間960万人もの多くの観光客の方々がお越しいただいています。

このようなことから、各史跡、観光名所を結ぶ歴史の散歩道は、観光客の方々をお迎えする上でも非常に重要なものと位置づけされると思いますが、この道路舗装の劣化が目立っているようです。今後の道路の整備、改善について伺います。

2件目は、公共交通について質問いたします。

本市には、九州で初めてのコミュニティバスまほろば号が平成10年4月に開通しており、平成21年4月の高雄線の開通により8路線に拡大、現在に至っております。平成20年11月には、株式会社マミーズ無料の買い物サポートカーとして経費の一部を補助、また地域サポートカーとして平成23年2月の湯の谷地域線、平成24年7月に連歌屋地域線を運行しております。まほろば号については、利用者も運行開始以来、毎年増加している状況であります。

そこで、太宰府の交通問題や交通路線などについて2点伺います。

1点目は、まほろば号コミュニティバスの通っていない地域と路線バスしか通っていない地域について伺います。

2点目は、まほろば号が通っていない路線バスも、市内に走るバスは100円に統一すべきと考えますが、運営する民間会社へ働きかけができないか、伺います。

3件目は、公共施設の整備について質問いたします。

総合体育館とびうめアリーナが平成28年11月にオープンしました。市民はもとより、市外からの利用者を含め、これまで16万人の利用者があっていると聞き及んでおります。

そこで、体育館周辺の整備について2点お尋ねします。

1点目は、とびうめアリーナから川久保橋までの福岡県保健環境研究所前の道路には、歩道がありません。今後、歩道の整備計画があるかお伺いいたします。

2点目は、体育館の出入り口の表示と体育館駐車場の看板については、小さくてわかりづらいという意見があり、私も現地での確認を行いました、わかりづらいと感じました。目につきやすい表示が必要だと考えますが、市の見解を伺います。

以上3件について、ご答弁は件名ごと、再質問は議員発言席で行います。

○議長（橋本 健議員） 都市整備部長。

○都市整備部長（井浦真須己） おはようございます。

1件目の大宰府史跡に関する整備についてご回答申し上げます。

歴史の散歩道整備事業は、平成2年に基本計画を策定し、平成8年にかけて事業を行い、整備を行ってから20年以上が経過しています。議員ご指摘のように多くの場所で劣化が進み、一般的舗装での補修箇所もあるなど、当初の目的と外れる路面状態となっているのが現状でございます。

これらの現状を改善するために、平成22年11月に、国土交通省、文部科学省、農林水産省の3省共管事業としまして、歴史まちづくり法に基づく太宰府市歴史的風致維持向上計画を策定いたしました。その中で、歴史の散歩道環境整備事業を立ち上げ、再整備を行う計画としております。

なお、国からの補助金制度を活用し実施する予定にしておりますが、昨今の交付率低下に伴い、当初計画しておりました時期に実施できるかどうかというのは、ちょっと定かでなくなってきたという状況がございます。

このような状況も踏まえまして、全体整備は今申しました歴史的風致維持向上計画関係事業として実施いたしまして、それまでの部分補修につきましては、関係自治会からの市営土木要望との調整を図りながら、現地の状況も勘案し、道路補修につきましては適宜実施してまいります。

以上でございます。

○議長（橋本 健議員） 再質問はありますか。

12番原田久美子議員。

○12番（原田久美子議員） 今のご答弁では、歴史の散歩道環境整備事業を立ち上げるということでございますけれども、いつごろという目途は立っていないということですが、いつごろに立ち上げられるのか、お聞きしたいと思います。

○議長（橋本 健議員） 都市整備部長。

○都市整備部長（井浦真須己） この事業を計画を立てさせていただいたときに、この歴史の散歩道の整備事業につきましては、平成31年から平成34年ということで計画を今立てているところでございます。

ただ、先ほど申しましたように、平成22年からこの歴史的風致維持向上計画の関係事業を行っていますが、第1期としては平成34年までの13年間でございますので、その中で実施をということで、さまざまな49事業を立ち上げさせていただいて、今実施をさせていただいているところですが、先ほど申しましたように、平成31年から平成34年の間に計画として策定させていただいております。

以上でございます。

○議長（橋本 健議員） 12番原田久美子議員。

○12番（原田久美子議員） ありがとうございます。計画は計画だろうと思いますが、実施に向けてしていただきたいと思っております。

その件についてなんですけれども、その事業の立ち上げとはちょっと別なんですけれども、ちょっとお尋ねしますけれども、県が昭和46年に太宰府史跡整備対策委員会を発足されました。この委員会というのは今も続いているのか、お答えください。

○議長（橋本 健議員） 通告外になるんですが。

○12番（原田久美子議員） ああそうですか。

○議長（橋本 健議員） 12番原田久美子議員。

○12番（原田久美子議員） このことにつきましては、また一般質問が終わりましてお聞きしたいと思います。

なぜそれを聞いたかといいますと、歴史の散歩道、観世音寺境内及び子院跡の観世音寺215号線という道があるんですけれども、その整備をされたときにも、その道路についても整備をされたのかお聞きしたかったのですよ。その劣化が進んでいるんですよ、道路の前が。だから、もういいです。

このこともちょっとまた後で、一般質問が終わりまして聞きますけれども、その市道215号線観世音寺本線の住民の生活道路であります、その部分がですね。一部が史跡の散歩道になっております。今では車とかナビで通り抜けの道になっております。車が頻繁に通っております。生活道路と言いましたけれども、そこを散歩する人も今本当に増えているんです。私、バイクでよく通りますけれども、普通車が通ると離合していきます。普通車同士の離合は特に路肩、もう路肩の崩れ、それと田んぼの中に車が入っていったり、斜面の崩落というのが物すごくあるんです。もう写真は写してきておりますので、また後で見せます。

近年、そういうふうな増加する豪雨等の自然災害も見込まれると思います。路肩の斜面の崩落等もありますので、そういうふうなところをやっぱり散歩をされる方が車をよけろとそこ横に行ったときに、落ちるということもありますので、また夜だったり夕方、日が沈んだところで歩いていくときに、やっぱり市民の方が朝も散歩、夜も散歩ということもありますの

で、ここの道路についてはよく見ていただいて、先ほど言われましたように、事業を行ってほしいと思っております。

以上です、お願いします。

○議長（橋本 健議員） 都市整備部長。

○都市整備部長（井浦真須己） 原田議員おっしゃっているのは、観世音寺公民館の前ぐらいになりますか。済みません、私も……。

（12番原田久美子議員「工房前の。工房跡の前」と呼ぶ）

○都市整備部長（井浦真須己） 実は私も歴史の散歩道事業の、今回質問いただいたからというわけではございませんけれども、歩いて見て回った部分で、確かにこの道路の路肩だけではなくて、いろいろな地下埋設物等々の入っている関係で、これはもう市内全域でそういうところは見られますけれども、やはり舗装が傷んでいるという状況は十分承知していますので、また今議員がおっしゃった箇所につきましても、先ほど回答いたしましたように、市営土木だけではなくて、補修の事業費も今回の議会で平成30年度予算等々で議決していただければ、早速担当と現地を調査しながら、補修工事等を行ってまいりたいというふうには思っていますので、よろしく願いいたします。

○議長（橋本 健議員） 12番原田久美子議員。

○12番（原田久美子議員） この道は、古都の光で観世音寺と日吉神社を通る道でございますので、歴史の散歩道を中心に、先ほど散策をまた見て整備されるということですので、それは信じておりますので、美装化も含めて道路舗装のほうの改善を要望し、1件目につきましては終わりたいと思います。

○議長（橋本 健議員） 2件目の回答をお願いします。

総務部長。

○総務部長（石田宏二） おはようございます。

次に、2件目の公共交通については、詳細になりますので、私のほうからお答えをいたします。

まず、1点目の「市内にまほろば号の通っていない地域と路線バスしか通っていない地域について何う」につきましてお答えをいたします。

市内でまほろば号が走っていない地域は、西鉄二日駅周辺に近い西鉄太宰府線沿線の地域のほか、国道3号から東側の星ヶ丘区、東ヶ丘区、緑台区及び梅香苑区の一部など、市の南部の住宅団地の地域が上げられます。

また、市内を走行する路線バスは、主要幹線を走ります博多駅と太宰府を結ぶライナーバス「旅人」及び博多駅と甘木を結ぶ路線を除いて5路線でございます。そのうち4路線は短い区間のところもございますが、まほろば号と同じもしくは周辺の路線でもありますので、ご質問にあります路線バスのみが走行する地域は、先ほどまほろば号が走っていない地域とお答えをいたしました星ヶ丘区、東ヶ丘区、緑台区及び梅香苑区の一部などの市の南部の住宅団地の地

域が上げられるということでございます。

続きまして、2点目の「まほろば号が通っていない路線バスも、市内のバスは全て100円に統一すべきと考えるが、運営する民間会社への働きかけはできないか伺う」につきましてお答えをいたします。

先ほどお答えをいたしました路線バスのみが走行している市の南部の住宅団地の路線とは、西鉄二日市駅東口と太宰府高校を經由して、西鉄五条駅を結ぶ西鉄バス星ヶ丘線の一部に当たります。この路線は、1時間当たり平均をいたしまして2便から3便の運行がありまして、早朝5時59分の五条駅の始発から、深夜23時24分の二日市駅発の最終便まで、1日61便がこの路線を行き交っております。料金につきましては、走行距離に応じまして160円から290円で設定をされております。

また、この地域の南側に位置する高雄区、高雄台区、梅ヶ丘区といった地域には、まほろば号高雄回り線が走っております。おおむね1時間から1時間30分に1便の運行がありまして、朝8時20分の市役所発から、夕方17時30分発までの1日6便の運行をいたしております。料金は均一の100円ですので、ご指摘のように、同じ市内を運行するバスによって料金に差が生じております。

しかしながら、これは企業による利便性の高い営業運転と、自治体が運営をいたしますコミュニティバスの運行の形態や、交通機関がない地域における外出支援という運行の目的の違いによって生じるものでございまして、運賃に差があることは、ある程度はいたし方がないというふうに考えております。

ご承知のこととは思いますが、この星ヶ丘線につきましては、昨年8月のダイヤ改正によりまして、地域からの要望に応える形で、西鉄五条駅に乗り入れる便が大きく増便をされました。より一層便利になったところでございます。

つけ加えますと、この星ヶ丘線につきましては、地域と議会、行政が要請を行い、昭和58年に路線開設に至った路線でもございます。今後も地域の要望につきましては、運行事業者でございます西鉄に伝えてまいりたいというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（橋本 健議員） 12番原田久美子議員。

○12番（原田久美子議員） ご答弁ありがとうございました。本当にこのまほろば号については、九州で初めてコミュニティバスまほろば号、太宰府が初めにこの提案したということで、本当に九州ではまほろば号を見に来られる方もいらっしゃると思います。これはもうここにおられる職員の方々がこういうふうなことをされたということは、本当に誇りに思いますし、ありがたいと思っております。

そして、便がどんどん増えていくということは、人が乗っていただけているということで考えていきたいと思っておりますけれども、そこで、1点目、2点目は共通することですので、一緒に再質問させていただきますけれども、路線バスとまほろば号が重なっている運行してい

る場所は、先ほど言われたように大佐野、つつじヶ丘ということでよろしいですか。つつじヶ丘線が今度、それと只越、宇美と只越を結ぶ線で間違いないでしょうか。まほろば号と路線バスが通っている場所について。

○議長（橋本 健議員） 総務部長。

○総務部長（石田宏二） まほろば号と路線バスが一緒になっている分につきましては、宇美営業所から太宰府市役所を結ぶ路線がございますですね。太宰府市内の只越から太宰府市役所の間、ここがかぶさっているところというところと、あとライナーバス「旅人」の太宰府駅から大宰府政庁跡の間、それとあと、まほろば号そのものとはあれじゃないですけども、博多駅と甘木営業所を結ぶ路線が1つありますね。それとあと、西鉄、これはまほろば号とはかぶっておりませんけれども、100円でないところの路線を先ほど申し上げましたけれども、西鉄二日市駅と吉木経由で太宰府駅を結ぶ路線、それと西鉄二日市と大佐野経由で西鉄下大利駅を結ぶ路線、それとあと大野城市のつつじヶ丘と長浦台、青葉台経由で西鉄の下大利を結ぶ路線、それとあと西鉄二日市東口と太宰府高校経由で五条駅を結ぶ路線というのが、こういうふうな形になってございます。

○議長（橋本 健議員） 12番原田久美子議員。

○12番（原田久美子議員） 私がこの質問は、平成20年の定例会で質問をしたわけですけども、そのときには、路線バスとまほろば号が通っているのに100円になっていないところはどこですかと聞いたら、大佐野、つつじヶ丘と星ヶ丘線と言われたんですね。路線バスが100円になっていないところは。そしたら、今その平成20年の答弁では、大野城つつじヶ丘も路線バスが通ったということで、それは確認したいんですけども。路線バスとまほろば号が通っているんでしょう。それを回答をお願いします。

○議長（橋本 健議員） 総務部長。

○総務部長（石田宏二） 大野城市のつつじヶ丘と長浦台、青葉台経由で西鉄下大利を結ぶ路線はあったと思います。もともとその部分は重複している部分が若干あるということですね。平田、長浦台、太宰府西小学校前、青葉台の間というような形になります。

○議長（橋本 健議員） 12番原田久美子議員。

○12番（原田久美子議員） 西鉄都府楼前駅からは行ってないんですか、まほろば号が。西鉄都府楼前駅から大佐野に行く分のまほろば号は出てないんですか。

○議長（橋本 健議員） 総務部長。

○総務部長（石田宏二） 西鉄都府楼前駅から大佐野回りと吉松回り、当然行っています。

○議長（橋本 健議員） 12番原田久美子議員。

○12番（原田久美子議員） それを聞いたかったんです。ということは、宇美線を結ぶ只越線は、なぜ100円になったんですかと私が10年前に聞きましたところ、たまたまそこを同じところを走っている状況からという理由ということをはっきり言われました。たまたま走っている理由だったら、下大利から大佐野の平田ぐらいまでは100円にすべきだと思いますけれども、

いかがでしょうか。

○議長（橋本 健議員） 総務部長。

○総務部長（石田宏二） そもそもコミュニティバスは、公共交通機関のない地域の移動手段、また外出支援という観点から、税金を投入して運行するものでございまして、原則既存の路線バスと同じルートは設定をしないというような形になってございます。

なお、先ほど言われました宇美営業所と太宰府を結ぶ路線と、そのまほろば号の北谷回り線が重複をしているというような形でございますけれども、前回の回答もさせていただいたとは思いますが、そこは県道筑紫野古賀線を通らざるを得ないという理由から、西鉄にご理解をいただいて、同じルートを走行しているというような次第でございます。

○議長（橋本 健議員） 12番原田久美子議員。

○12番（原田久美子議員） 私が思うには、太宰府市内の路線バス、まほろば号、先ほど申しましたように九州で初めてコミュニティバスまほろば号が太宰府から出られたということで、まほろば号は統一100円にするべきじゃないだろうかと私は思うんです。そして、同じ市内を走るバスは、市民の税金は一緒なんです、みんな同じ税金を払っているんです。その点から、やはりまほろば号が通ってない路線バスにつきましては、やはり統一すべきじゃないかということをお私に今日は、今言っているわけですね。

そのときの答弁では、今日と同じように、料金についてはもう変えられないということでご答弁だったんですけれども、非常に難しいということでしたけれども、差額の算定方法とか対象者とか、そういうふうな不明瞭な部分が出てくるということで、平成20年の定例会のときにはおっしゃいましたけれども、それは市長も初めとして職員の方もその地域に、まほろば号が通っている地域については、やはり路線バスが通っている地域については100円にするべきじゃないかなと思うんじゃないかな、同じ税金を払っているのに、どうして100円じゃないのかな、それは地域格差じゃないかなと思うのが普通当然だろうと思うんですよ。その算定とかそういうふうなことは、株式会社の西鉄さんと協議をされることも必要だろうと思いますけれども、それを前に、やはり自分がその地域において、市内のバスで料金が違うということは、やはり乗る人も生活支援というんですかね、弱者の支援のためにまほろば号はつくられ、路線バスもあるということですが、私はその料金を統一100円にしてほしいと、今日は重ねて質問させていただきました。

それで、昨日も一般質問のときの堺議員から質問のときに、福岡県の昨年策定した県交通ビジョン2018年度隣り合うコミュニティバス市町村間の直通運行など、新しい路線を設け、3年間の試験的な運行をして、地方創生推進交付金を活用する取り組みを始められました、県がですね。広域化ということをおっしゃっていましたが、やはり太宰府も、今先ほど言いました大野城市、今度筑紫野市もまた考えられ、まほろば号ができるんじゃないかというちょっと耳にしたこともございます。やはりそういうふうにして、近隣市町村とはやはり広域的に考えていただかないといけないと思いますので、そのときはまた市のほうから近隣都市のほうに広域

化を求めて、そういうふうにお話をしていただきたいと思いますけれども、いかがでしょうか。

○議長（橋本 健議員） 総務部長。

○総務部長（石田宏二） 原田議員のほうからご質問がございましたその広域化の件でございますけれども、1月21日の西日本新聞にもその記事が載ってございました。ただ、これにつきましては、ちょっと県のほうにも確認をさせていただいたんですけれども、これが助成の内容とかそういったものについては、まだまだ担当者レベルでの打ち合わせの段階で、正式発表ができる状態じゃないものがちょっと新聞に載ったというようなこともございます。

いずれにいたしましても、今筑紫圏域で、福岡県が音頭をとりまして、地域創生市町村圏域会議というものを立ち上げてございますので、その中でいろいろなことが今後検討されていくのではないかとこのように思っております。

以上でございます。

○議長（橋本 健議員） 12番原田久美子議員。

○12番（原田久美子議員） そのことにつきましては、また協議をしていただきたいと思いますと思っております。

それから、平成25年のまた定例会でも質問させていただきましたけれども、まほろば号の高雄バスを星ヶ丘線の五条駅行きとルートを変更していただきたいということでしたけれども、原則競合路線での乗り入れは行わないといった基本原則のもとということで答弁をされました。

競合路線というのは、それはもう仕方がないことじゃないかなと思うんですよ。道路があって、そこを同じバスが通れば、そこを競合路線と言われたら、もう1本しかそこは通れなくなると思うんですよ。

例えば、高雄の今バスが8番目にできましたけれども、高雄線のバスがバイパスを通るルートになっておりますよね、今現在。そのバイパスを通るルートではなくて、途中の星ヶ丘から梅香苑のほうに、路線バスの同様に高雄のほう、梅香苑、星ヶ丘方面に出るような巡回型をしてはどうかと思っておりますけれども、そうすることによって、五条駅に皆さん、100円から五条駅に行かれると思うんですよ。今の場合は、もう市役所だけですよ、高雄のバスは、行くのが。それよりも、その途中を路線バスの道路に変更したら、人はいっぱい乗ってくれると思うんですよ。いかがでしょうか。

○議長（橋本 健議員） 総務部長。

○総務部長（石田宏二） 繰り返しになるわけでございますけれども、原則既存の路線バスと同じルートは設定をしないというちょっと基本原則がございますので、そこら辺がちょっと難しいところがございます。

以上でございます。

○議長（橋本 健議員） 12番原田久美子議員。

○12番（原田久美子議員） 最後になりますけれども、私も同じことを何回も質問するのは恐縮なんですけれども、3号線バイパスの星ヶ丘交差点から右折して、梅香苑入り口を通過して五条駅を通り、市役所まで行くということになりますと、結局そこに住んである方が五条駅にやはり出ていくと思うんですね。今は、同じ料金を出すんだったら二日市のほうに行かれていますと思いますけれども、梅香苑とかというのはもう二日市のほうが近いので、二日市のほうに行かれますと思いますけれども、五条駅を通過して電車に乗ってどこかに行くとか、市役所へ行くとか、やはり五条駅をとにかく活性化したいわけですね。せっかくまほろば号というのがあるならば、まほろば号は今通っていませんけれども、路線バスを100円にすることによって、人が五条駅のほうにのっていただく。市内を通るときには100円ということを見据えてしていただけるように、この私のこの要望を西日本鉄道株式会社のほうに伝えるだけではなく、協議をしていただきたいと思いますっておりますけれども、いかがでしょうか。

○議長（橋本 健議員） 総務部長。

○総務部長（石田宏二） 西鉄さんにつきましては、もう先ほど答弁いたしましたように、星ヶ丘線で地域の声にも耳を傾けていただいて、延伸していただいたというような経過もございます。地域からの要望として、西鉄のほうには再度伝えてまいりたいというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（橋本 健議員） 12番原田久美子議員。

○12番（原田久美子議員） では、それをよろしくお願ひしたいと思います。協議をすることもあるということを聞きましたので、西日本鉄道株式会社のほうと協議をしていただいて、こういうふうな意見があるということを伝えていただきたいと思います。そして、市民の方は、太宰府の路線バスも、まほろば号は100円ですけれども、100円になった理由も知っています。初め170円ぐらいから100円になったことも知っていますけれども、同じ税金を払っているということをちょっと頭にさせていただいて、同じ市民であるならば、同じ料金にさせていただくようにお願いして、2件目を終わります。

○議長（橋本 健議員） 3件目の回答をお願いします。

都市整備部長。

○都市整備部長（井浦真須己） 次に、3件目の公共施設の整備についてご回答を申し上げます。

まず1点目の川久保橋からとびうめアリーナまでの歩道整備計画につきましては、現在とびうめアリーナ前、市民プールの間の市道関屋・向佐野線の道路改良工事を行っているところでございまして、今月中に歩道整備を含めた道路改良が完了する予定でございます。

議員ご指摘のとおり、この工事が完了いたしましても、福岡県保健環境研究所前は現状のままでございますので、歩道の継続性を図るために、今後社会資本整備総合交付金事業を活用いたしまして、道路の改良を進めてまいりたいというふうに考えております。

なお、この区間の歩道設置を含む道路改良事業につきましては、一昨年、昨年と県の担当部

署のほうに事業計画を説明し、事業への協力をお願いしているところでございます。

以上でございます。

○議長（橋本 健議員） 教育部長。

○教育部長（緒方扶美） 次に、2点目の「体育館出入り口の標識と駐車場の看板については、小さくてわかりづらいとのご意見があるが、市の見解を伺う」についてご回答申し上げます。

ご質問がありました駐車場の案内看板については、洗出交差点側及び長浦台入り口からの来館者に対して、関屋・向佐野線のとびうめアリーナ前交差点上下線に各1基設置しています。敷地内に設置しました出入り口の看板そのものは、ある程度の大きさもあるのですが、大型車出入り口は通常バリカーで閉めており、一般車出入り口の看板は入り口の両側に設置しておりますが、道路からは見上げる位置にあり、白地に黒文字の細い字体での表示ですので、車を運転して初めて訪れる人にはわかりにくいかもしれません。

道路上の案内看板の大型化については、現時点の改修予定は立っていませんが、今後も改修を含め、道路の安全管理上に影響が出ないか、道路管理者の那珂県土整備事務所及び建設課と検討するよう考えております。

また、駐車場案内看板の改善については、識別しやすい新たな看板を入り口付近に追加設置する方向で、指定管理者と協議を進めてまいります。

以上です。

○議長（橋本 健議員） 12番原田久美子議員。

○12番（原田久美子議員） 答弁ありがとうございます。前向きにわかりやすい表示にさせていただくように今からされるということですので、安心しておりますが、そこで何点かお聞きいたします。

先ほど川久保橋からとびうめアリーナまでの歩道整備計画につきましては、今お答えされたんですけれども、現在体育館前の路側帯にあるA Jスタンドが緑の分があります。その分が歩道はあって、路側帯ですので、車とかバイクとかが通るところだと思いますけれども、あのスタンドはいつごろまでに、まだ工事があっているのか、それとももう工事が無いのに何で置いてあるのかをお聞きしたいと思います。

○議長（橋本 健議員） 都市整備部長。

○都市整備部長（井浦真須己） 今議員おっしゃいましたスタンドにつきましては、歩道整備が今工事をしていますけれども、その前にはちょっと現状の道路と新設する道路の段差がございましたものですから、今おっしゃった歩道の横に危なくないようにバリケードといいますか、そういう形でスタンドを置いているんですけれども、歩道が段差があるために、一応そこにバイクとか通行する場合に危険だということで置かせていただいています。先ほど申しましたように今月中に工事が終わりますので、工事が終われば段差もなくなりますので、そこはもう安全にバイク等も通っていただけるような形で整備を行うということでございます。

以上でございます。

○議長（橋本 健議員） 12番原田久美子議員。

○12番（原田久美子議員） よろしく願いいたします。

総合体育館とびうめアリーナの正式名称は、どういうふうな名前になっていますでしょうか。

○議長（橋本 健議員） 教育部長。

○教育部長（緒方扶美） 太宰府市総合体育館が正式な名称ですけども、皆様に親しまれるようにということで、通称というか、公募をいたしまして、とびうめアリーナということで表示しております。

○議長（橋本 健議員） 12番原田久美子議員。

○12番（原田久美子議員） 標識もそしたらとびうめアリーナというような感じですか。総合体育館ではなくて。

○議長（橋本 健議員） 教育部長。

○教育部長（緒方扶美） 体育館そのものにはとびうめアリーナという表示もあります。信号が昨年12月に設置されましたときも、そのときも内部協議で、総合体育館という案ととびうめアリーナというのでいろいろ協議しましたけれども、やはり皆様によく知っていただく、親しまれるようにということで、信号名もとびうめアリーナという形にした形です。

ただ、条例上は、設置が太宰府市総合体育館という形に置いておりますので、愛称で皆様に広く知れ渡っていくことが私たちのほうは望ましいとは考えておりますが、名称を変えるというところには至っておりません。

○議長（橋本 健議員） 12番原田久美子議員。

○12番（原田久美子議員） 今おっしゃったように、信号機に総合体育館という表示板はできないんですか。

○議長（橋本 健議員） 都市整備部長。

○都市整備部長（井浦真須己） 先ほど教育部長も回答しましたけれども、この信号名をどういふふうにするかということで、一応県警等とも協議をさせていただいた中で、実は「総合体育館（とびうめアリーナ）」の案もあったんですが、そうするとやはり看板が大きくなったりしますものですから、看板の規制もあって、今度は文字が小さくなるということもありましたものですから、今回内部といいますか、経営会議等に諮りまして、とびうめアリーナ前ということで信号についてはさせていただいたという状況でございます。

○議長（橋本 健議員） 12番原田久美子議員。

○12番（原田久美子議員） それはもう本当に考えられてされていると思いますけれども、初めて行く方は本当にわかりづらいと。どこから普通車は入っていいのかわからないという意見がありましたので、ちょっと言わせていただきました。

そして、駐車場に入ります。駐車場に入ると、小さい表示板しかありません。やっぱりもうそこが総合体育館とわかったときには、もう駐車場入り口というようにはっきり書いていただ

いたほうが見やすいのではないかなと思っております。

それから、駐車場に入って、おりて体育館のほうに向かうと、どっちが入り口かわかりませんということが声が上がっておりますので、体育館入り口は正面はこっちですよというような入り口側の表示も必要じゃないかなということを申し伝えておきます。

それから、大型駐車場はいつも鎖で閉まっていますけれども、あそこからはもう大型駐車場しか入れないので、鎖があるから、車は入られないと思いますけれども、たまたま大型駐車場に普通車がとまっているときがあるんですよ。それは写真も写してきましたけれども、やはり普通車は大型駐車場にはとめないようになっているのかどうか、お聞きしたいと思います。

○議長（橋本 健議員） 教育部長。

○教育部長（緒方扶美） 議員がおっしゃられているのは、多分日曜日とか大きな大会があつてるときだと思うんですけども、事前の利用申請のときに利用団体と協議して、バスの利用があるかないか、あとは車がどれぐらい来るかということは把握した上で、駐車場の不足が見込まれるとか、特に身障者の方とかが入り口に近いところでないと困る場合とか、そういう場合に事前の協議をした上で、普通車がとまっている状況かと思われます。

○議長（橋本 健議員） 12番原田久美子議員。

○12番（原田久美子議員） 私が見たときには、福岡県保健環境研究所のほう側にとまっていたので、もしも障がい者の方だったら手前のほうに置かれるのかな。

防災倉庫がございますけれども、あそこには普通は鎖などをつけて中に入らないようにしないと、普通は大型駐車場前で通った人は、あ、こことめているじゃないか、そういうふうなことがやっぱりされると思いますので、大型駐車場という意味がなくなってくると思いますので、あくまでも防災倉庫の前にも一応入られないように、ここは大型駐車場です所以说、ここにちょっとしていただくと、普通利用される方はああと納得されると思いますので、ぜひそこのところもお願いしたいと思っております。

それと、この件はなぜ聞いたかという、やっぱり初めて来られる方がアリーナにお越しになられて、入り口が、本当にとびうめアリーナという玄関の正門も本当に見つらいんですよ。何かよく見たらわかるんですけども、遠くから見て、あ、ここがとびうめアリーナだということがわからないあれになっていますので、ちょっと色を変えとか、見やすいようにしていただくとよかった。もうあれはちょっとお金がかかりますので、仕方ないんですけども、とにかく入り口、皆さん駐車場を使用されて来られると思いますので、入り口はこちらですよとか、こっちのほうには正門と、そういうふうに入出口の表示も重ねてお願いしたいと思います。

やっとながら過ぎて、本当に16万人という利用者がどんどん増えていますので、またどんどん使っていただいて、利用していただけるということで、私の一般質問を終わりたいと思います。

○議長（橋本 健議員） 12番原田久美子議員の一般質問は終わりました。

ここで11時まで休憩をいたします。

休憩 午前10時48分

~~~~~ ○ ~~~~~

再開 午前11時00分

○議長（橋本 健議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。

17番村山弘行議員の一般質問を許可します。

〔17番 村山弘行議員 登壇〕

○17番（村山弘行議員） おはようございます。

ただいま議長より一般質問の許可をいただきましたので、通告に従い、4項目について質問を行います。

まず第1に、松川運動公園、上下水道事業センター、公文書館の入り口看板の提示についてお伺いいたします。

この案内板は、設置時より、見えづらい、わかりにくいとの声がありました。太宰府方面から来るのも、あるいは宇美方面から来るのも見づらく、大変わかりにくい入り口案内としてあるのではないかという声が私のところにも届いております。私も、ついうっかりして通り過ぎた経験もあります。

運動公園は、さまざまなスポーツイベントが開催をされますし、ソフトボール同好会も利用をされております。太宰府市のソフトボールリーグ戦も近いうちに開会いたしますが、何とか早急に建てかえ等ができないか、特に夜間はほとんど役に立たないと思います。ご見解をお伺いをいたします。

次に、市道の縁石の反射板についてお伺いをいたします。

ただ、反射板と申しまして、そのように伝えておりますが、正確な名称をわかりませんので反射板ということで通したいと思いますが、長浦台のバスの道路は、平田の交差点から太宰府西小学校のバス停付近まではこの反射板が設置をされ、夜運転する者からしますと大いに助かり、交通事故防止に役立っていると思います。しかし、お隣の青葉台のメイン道路は設置をされていません。吉松方面より上ってきた交差点にあるファミリーレストラン付近は数m設置されておりますが、これを長浦台の変則5叉路、つまり太宰府西小学校のバス停付近まで延ばす予定はないのか、またファミリーレストランより現在縁石の修理工事が行われておりますが、この工事にあわせて反射板設置の計画はないのか、お伺いをいたします。

あわせて、市内の道路にどれぐらい設置されているのか、さらに未設置はどれぐらいあるのかもあわせてお伺いをいたします。

次に、空き家・空き地保有者不明の状況と対策についてお伺いをいたします。

市内における空き地、空き家の実態はどのようになっておるのか把握をされておるのか、把握をされておられるのであれば、具体的な中身をお伺いをしたいと思います。

現在開会中であります福岡県議会で、平成30年度の新規事業として、県は空き家対策とし

て、業界団体、宅地協会といいますか、そこと連絡をとりながら空き家対策をとっていく方向であるように伺っております。先日、建設経済常任委員会におきましても、空き家・空き地対策として、県同様に業界の方も含めて専門家による対策を行うという回答をいただいておりますが、いま一度具体的にお願いをしたいと思います。

また、空き地対策についても同様に伺いますが、私の記憶によれば、所有者の判明している空き地の放置による雑草の除草等について、所有者が除草を促しても実行しない場合は、市で除草を行い、所有者にその費用を請求するようになっていると思いますが、これまでにそのような実効行為といいますか、あったかお伺いをするものであります。

一説によれば、全国の空き地を合わせると、その面積は九州と同じぐらいの広さになるとも言われております。所有者の明らかな土地で放置されている土地の有効活用はできないのか、検討をされないか、また市内の中心部であれば、その所有者のわかっておる土地の利用、例えば渋滞時の臨時の駐車場などに提供していただければというようなことのお考えがあれば、お伺いしたいと思います。

空き家対策では、大牟田市に条例があることはご存じと思いますが、この条例は、平成29年4月から大牟田市の場合は施行されているようでありますが、本市では空き家・空き地対策について具体的にどのように考えておられるのか、お伺いをいたします。

空き家等対策の促進に関する特別措置法ができて、既に4年が経過をいたしました。平成27年2月施行であります、本法律に対応するためにどのように対応されているのかお伺いをいたします。

次に、4項目めについてでございますが、国民健康保険の県との一元化に伴う国民健康保険税についてお伺いをいたします。

国民健康保険税が県に一元化されることになりまして、一昨日だったと思いますが、標準税率が明らかになったと思いますが、現在と一元化によってどれぐらいの金額になるのか。また、この一元化に対して、県は激変緩和措置として3年間猶予されると聞いておりますが、その間本市としてどのように対応するのか、また猶予期間後は標準税率がどうなるのかをお伺いしたいと思います。

回答は項目ごとをお願いいたします。再質問は質問席で行いますので、よろしく願いいたします。

○議長（橋本 健議員） 総務部理事。

○総務部理事（原口信行） それでは、1件目の松川運動公園、上下水道事業センター、公文書館の入り口看板表示についてお答えいたします。

議員ご指摘のとおり、現在県道からの入り口に看板はありますが、立て看板であり、また道路がカーブになっておりますので、宇美方面からは近づくまで看板が見づらい状況でございます。ご不便をおかけしております。

今後、もっとわかりやすい看板を設置するために、県道占用も視野に入れまして協議検討し

ていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（橋本 健議員） 17番村山弘行議員。

○17番（村山弘行議員） 先ほど原田議員のほうからも、体育館の入り口なり駐車場が見えにくいというお話がありましたが、本市の場合は市役所の玄関前の電光掲示板は非常に大きくて、いろいろご批判もあったようですけれども、それ以外はほとんど見えにくいような感じがします。したがって、看板はネオンまでつけろとは言いませんけれども、例えば夜間だったら反射するようにして見えるだとか、そういうものを一回全市的に看板の検討をしてもらいたいなと。

とりわけ宇美からのほうは、もうほとんど見えにくいんですね。先ほど申しましたように、いろいろなイベントがあるときに、私も週1回あそこには上っていくんですけども、なかなか見えにくい。ついうっかりして通り越してしまうということが、週1回行く私でもそういうのがありますので、あそこで何か催し物があるというときには、なかなか見えづらいということで、少しこれは、例えば太宰府側からの看板と宇美方面からの看板、今1個ですよ。それを2つ立てるとか。宇美側からと太宰府側から見やすいように。

これは早急にしてもらいたいと思うし、できれば先ほどの原田議員のお話と一緒に、全体的な看板の見直しをして行ってもらいたいというふうに思いますので、これはぜひ早急に検討して実施していただきたいというふうに、これはお願いをしておきたいというふうに思いますので、ぜひ実施してもらいたいということをお願いして、このことについてはこれで終わりたいと思います。

○議長（橋本 健議員） 2件目の回答をお願いします。

都市整備部長。

○都市整備部長（井浦真須己） 次に、2件目の市道の縁石の反射板についてご回答を申し上げます。

実は私も反射板ということで議員に書いていただいたので、反射板ということで、一応これが実物というか、大体10cmの角で、夜になると車のライトが当たったらここが光るという形で設置をさせていただいているものでございます。ちょっと参考になればと思って、見られたことはあるでしょうけれども、お持ちしました。

早速回答に入らせていただきます。

まず、1項目めの長浦台の変形5叉路まで設置する予定なのかにつきましては、長浦台のバス通りのブルーの反射板は、平成28年度に設置しており、この反射板は基本的に歩道のある道路の車道と歩道の間の縁石上に2から3m間隔で設置し、さまざまな道路環境や天候、昼夜を問わずに安全な通行をサポートするものの一つであります。青葉台のメイン通りであります市道青葉台1号線の吉松側のファミリーレストランから長浦台の変形5叉路までは、社会資本整備総合交付金を活用し、ブルーの反射板設置を含めた道路改良工事を計画的に進めてまいりた

いというふうに考えております。

次に、2項目めの市内でどのくらい設置されているかについてですが、現在歩道が設置されている市道が約22kmあります。そのうち約6kmに設置しております。率にしまして27.3%の設置率でございます。

次に、3項目めの未設置箇所の今後の予定についてですが、団地内のメイン道路等を中心に、交通安全対策特別交付金を活用し設置をしていくために、ガードレール、カーブミラーなど他の交通安全施設の整備と調整を図りながら、順次設置を進めてまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（橋本 健議員） 17番村山弘行議員。

○17番（村山弘行議員） 大変助かっておるのは事実でございまして、見た目も色もよくて、ただ、先ほど言いましたように、青葉台のファミレスから今10m弱ぐらいは既存の反射板が取り付けられているんですね。それで、今たしか縁石の工事をやっていると思います。どの辺までやられるのかちょっとようわかりませんが、その縁石がきれいになったら、その反射板は同時につけられるのかどうか、いや、それはまた考えてないのか、縁石だけ今整備をされているのか、整備終了後には反射板も同時的につけられるのか。僕はつけたほうがいいと思いますけれども、どうなんでしょう。

○議長（橋本 健議員） 都市整備部長。

○都市整備部長（井浦真須己） 先ほど議員のほうからもおっしゃっていただいたように、やはり交通安全に期するということを、私どもも非常にこの反射板が大事であるというふうに思っておりますので、今回道路整備で歩道をつけていくところにつきましては、この反射板については設置を今後もしていきたいなというふうには今考えておるところでございます。

以上でございます。

○議長（橋本 健議員） 17番村山弘行議員。

○17番（村山弘行議員） 社会資本整備総合交付金と交通安全対策特別交付金、これは使用目的というのは、ガードレール、カーブミラーは交通安全対策特別交付金で、例えば今言う反射板等については社会資本整備の交付金、明確に分かれているんですが、その辺は流用し合ったりというのはどうなんでしょう。

○議長（橋本 健議員） 都市整備部長。

○都市整備部長（井浦真須己） 私の説明が悪かったのかもしれませんが、新設道路につきましては社会資本整備総合交付金で整備していきますものですから、その際に歩道を設置するときには、この反射板を設置していくという形になる。ですから、今既存の歩道があって反射板がない歩道といいますか道路につきましては、新設するわけではないので、この交通安全の特別交付金のほうで設置をしていくという形になります。

以上でございます。

○議長（橋本 健議員） 17番村山弘行議員。

○17番（村山弘行議員） 既存のところではないところは、こちらの交通安全対策のほうで対応されるというふうに理解をしますが、これは市が計画的にやられるのか、例えば自治会からうちも早くしてくれという要望なのか。それは市の計画で順次やっていこう、もちろん先ほど言ったカーブミラーだとかガードレール等々についても、そういうのを勘案しながらやっていくのか、自治会からの要請なども総合的に踏まえてやられるのか、その辺少し、市の独自の計画でやっていくのか、その辺はどうでしょう。

○議長（橋本 健議員） 都市整備部長。

○都市整備部長（井浦真須己） 実は、自治会のほうから市営土木の要望ということで毎年とらせていただいていますけれども、その中にこの反射板をつけてくださいという要望は出てない状況でございますので、今私どもとしては、安全上といいますか、やはり車両の通行量とか、あと歩行者、特に通学路になっているところとか、そういうところを優先的に担当のほうで設置をしていっているという状況もございます。

ですから、先ほど申しましたように、まだ未設置の歩道につきましては交通安全特別交付金を使いながら、できるところからというところでやっているのが現状でございますので、どうしてもカーブミラーの要望とかガードレールの要望というのが市営土木のほうでは多く出てきますので、まずそちらを優先しながら、その中で今反射板についても、設置を少しずつですけれどもしていっているという状況でございますので、これも計画的にということは、ちょっと今できていない状況でございますので、今後また担当、建設課のほうとも協議しながら、それとあと警察や自治会とも協議しながらという形で、設置をしていく必要があるかなというふうには考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（橋本 健議員） 17番村山弘行議員。

○17番（村山弘行議員） できるだけ交通安全上という意味からもお願いしたいと思いますが、これはちょっと無理かなと思いながらも、機会があれば県道ですね、県道も福岡県那珂県土整備事務所あたりといろいろな意味で協議されるときもあろうかと思えますけれども、県道も歩道があるところがありますから、これは県のほうの仕事になりますけれども、県道についても少し機会があれば県ともそういう話をさせていただいて、県はうちよりも数段金を持っておりますから、県のほうにも要請をしていただくというようなことはできないのでしょうか。

○議長（橋本 健議員） 都市整備部長。

○都市整備部長（井浦真須己） 実は私も、ふだんからこの反射板についてじっくり見ているわけではないんですが、やはり議員のほうに質問をしていただいたのもありまして、県道もよく通るので県道を見ているんですけども、なかなか県道には設置されてないところが多いですね。それはやはり歩行者がどれだけ通っているとか、通学路になっているとかというところもあるのだろうというふうに、私自身はその現状を見ながら、箇所と通行量とか、そういう

のを見ながら考えたところでございますけれども、ただやはり太宰府市内には県道が11路線ございますので、やはり市内の主要というか幹線道路になっておりますので、その際に安全・安心でということで、太宰府市のほうで考えておりますので、その辺も含めて県のほうに危ないところというか、必要なところは要望をしていくということは、私どもとしてさせていただけるかとは思っていますので、やっていきたいというふうに思っています。

以上でございます。

○議長（橋本 健議員） 17番村山弘行議員。

○17番（村山弘行議員） ちょっとまたもとに戻りますが、ファミレスから青葉台ずっと、これは一番頂上、青葉台と長浦台の境がありますが、現状今縁石をされているのは、今年度で大体どの辺までぐらい。どうも見よったら、下の太宰府西小学校のバス停までは行きそうにないんですが、大方、今年度はこの辺まで、それわかりますかね。

○議長（橋本 健議員） 都市整備部長。

○都市整備部長（井浦真須己） 青葉台のファミリーレストランからを今させていただいていますので、実は昨年はちょっと予算の関係で60mしか長さとして延長としてできなかったんですが、今年度はそこから先の200mの道路改良を予定していますので、そこまでは今年度中に道路整備と、あと反射板の設置までさせていただけるかとは思っております。

以上でございます。

○議長（橋本 健議員） 17番村山弘行議員。

○17番（村山弘行議員） ありがとうございます。じゃあ、少なくとも新しくできた200mについては反射板ができるというふうに理解をして、ぜひよろしく願いをしておきたいと思いますし、ただまだ未設置の場所につきましても、既存の場合は交通安全対策特別交付金などなどを利用して、交通の安全のためにも反射板の設置をよろしく願いをしておきたいと思います。

この項についてはこれで結構でございますので、次の回答をお願いいたします。

○議長（橋本 健議員） 3件目の回答をお願いします。

都市整備部長。

○都市整備部長（井浦真須己） 次に、3件目の空き家・土地保有者不明の現状と対策についてご回答申し上げます。

本市の空き地、空き家の実態は、平成28年度に実態調査において、空き家件数712件、空き地202件を確認しているところでございます。平成29年度より空き家・空き地所有者の意向分析を行い、空き家の利活用の施策検討を行っているところでございます。平成30年度におきましては、空家等対策計画策定を行うため、今議会において太宰府市空家等対策協議会を設置するために、太宰府市附属機関設置に関する条例一部改正を提案いたしております。

ご指摘の具体的な空き家対策や空き地の有効活用につきましては、その計画策定を行う中で検討してまいりたいというふうに考えております。

また、国、県などの今後の動向を把握しながら、太宰府の特性に合った計画を策定してまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（橋本 健議員） 17番村山弘行議員。

○17番（村山弘行議員） 空家等対策の推進に関する特別措置法が平成27年2月に施行されて、各自治体では条例等をつくるということで、実は通告のときもお話をしていたかと思いますが、大牟田市が条例をつくりまして、かなり立派な条例をつくっておりますが、これはご一読されましたでしょうか。

○議長（橋本 健議員） 都市整備部長。

○都市整備部長（井浦真須己） 大牟田市につきましても、それとあと周辺自治体も今どういう状況かということも確認をさせていただいて、大牟田市の条例についても確認をさせていただいています。

以上でございます。

○議長（橋本 健議員） 17番村山弘行議員。

○17番（村山弘行議員） ちょっとこれ再確認ですが、現在の太宰府市の条例かどうかよくわかりませんが、所有者のわかっておる土地の草刈り、草が環境的によくないというところに、所有者に草刈りをしてくださいよという再三再四お願いしても、草刈りをしない、放置しておるという所有者に対しては、市が代執行といいますか、草刈りをして、その分の請求を地権者に求めていくという、そういうことができるやに、これ確認ですけれども、できるというふうに、私はかつてこの質問を十数年前にしたと思いますが、これはまだ生きているというふうに思いますが、どうでしょう。

○議長（橋本 健議員） 市民生活部長。

○市民生活部長（友田 浩） 今議員ご質問の分につきましてですけれども、本市のほうで空き地に繁茂した雑草等の除去に関する条例というのをつくっております、空き地に繁茂した雑草等が放置されることで、火災または犯罪の発生の原因となったり、生活環境を保持することができないおそれがある場合には、土地所有者に必要な措置を命令することができるということでございまして、命令が履行されない場合には、市で除草を行うことができるという条例をつくっております。その除草に係る費用については、土地所有者等に請求するということができる条例は持っておるところでございます。

ただし、空き地の管理につきましては、土地所有者の方の責任で行っていただく必要がございますので、そういう苦情等があった場合につきましては、まず土地所有者の方に通知を出してということで、業務委託しているシルバー人材センターあたりに草刈りを依頼していただくとか、そういう形でやっております、現在でそういうかわりに市がしたという事例はございません。

○議長（橋本 健議員） 17番村山弘行議員。



○17番（村山弘行議員） 今部長から回答がありましたように、そういう条例はあるけれども、実行はされていないということですね、今まで一回も。今回特別措置法ができて、実は私の住んでおるところで樹木がかなり茂っておりまして、ここで子どもが、中学生ぐらいが小学生にいたずらをする、あとはあるいはお金を取り上げるというか、恐喝というか、それが行われておりまして、それで樹木があつて陰になるものですから、道路が下だから目線の高さのところの枝をずっと取ったんですね、それは公園だったんです。

そういう意味では、雑草は余り邪魔にならないというようなこともあるかもしれんけれども、例えば大牟田市の条例などでいきますと、あるいは今回の特別措置法も、環境面でやっぱり問題がある場合は実行しなさいよと。大牟田市は地権者に責任があるというふうになっているんですね。努力義務じゃないんですね、大牟田市の条例は。管理する責任があるというふうに条例に定めてあるんですね。

したがって、例えば雑草だからそんなに影響はないかもしれないけれども、2次元的には子どものそういういじめだとかそういう部分にもなると思いますし、そういうふうに今回措置法ができたわけですから、少し、言ってちゃんと除草なりしていただけたところはもちろん問題ないわけですが、放置している場合については、少し私はこちらでして請求しますよというぐらい、今までこの条例ができて一度もそういうことはしたことはないということであるけれども、少しして、それは子どもたちを守っていくという意味にもなろうかというふうに思いますから、余りひどいところについては本条例を施行していくと。

あわせて空き地の部分についても、今の諮問機関、附属機関として検討されているということでもありますので、審議会ができてきたりしていこうというふうに思いますけれども、そういう場合については、現存の条例ももっと活用していったって、そういう非行の温床にならないように努力をしていきたいなというふうに思うし、いずれ附属機関をなさって議論をされていけば、近いうちに本市においてもそういう条例などが設置されていくのではなかろうかというふうに思いますので、私も大牟田の知人からこの条例を見せていただいて、かなり厳しい大牟田市の空き地及び空き家等の適正管理に、管理になっていますからね、そういうものを踏まえて、ぜひこの部分については徹底方をよろしく願いをしておきたいというふうに思います。

では、このことについてはこれで終わりたいと思いますので、次お願いいたします。

○議長（橋本 健議員） 4件目の回答をお願いします。

市民生活部長。

○市民生活部長（友田 浩） 続きまして、4件目の国民健康保険の県との一元化に伴うことによります国民健康保険税につきましてご回答を申し上げます。

国民健康保険制度は、来月、本年の4月1日から新制度に移行いたします。現行制度との違いは、市町村はこれまでどおり国民健康保険税の賦課徴収、被保険者の資格確認、給付、保健事業を行います一方、都道府県が保険者に加わりまして国民健康保険の財政運営の中心的な役割を担うという分業体制になることでございます。

これに伴いまして、国や社会保険診療報酬支払基金から市町村に交付されておりました交付金のほとんどが県に交付されまして、一元化されるようになりますとともに、市町村も被保険者の皆様からお預かりをいたしました国民健康保険税を財源に、県に対しまして保険給付の財源となる納付金を納めることになります。

一方県は、市町村が安定的に保険給付ができますように交付金を交付することになっておりますので、お金の流れがこれまでとは大きく変わってまいります。

また、国民健康保険の税率につきましては、毎年度県から、次年度に市町村が県に納める納付金の額が示されますとともに、納付金を納めるために必要とされる標準保険税率があわせて示され、市町村はそれを参考に次年度の税率を決定することとなります。このとき、標準保険税率より低い税率で決定をいたしますと、当該年度の国保会計は赤字になる可能性が高くなりますし、高ければ黒字になる可能性は高くなります。

先ほど村山議員がおっしゃいましたように、3月6日付で福岡県のほうで平成30年度の国民健康保険事業費納付金及び標準保険料率という分につきまして、県内自治体の分の各数字が公表されております。ちなみに本市に示されました来年度の標準保険税率は、医療分である基礎課税分が所得割7.22%、均等割は2万7,460円、平等割は2万6,900円、後期高齢者支援金等分が所得割2.30%、均等割は7,980円、平等割8,086円、介護納付金分が所得割2.10%、均等割が1万6,200円というふうになっております。

このように標準保険税率は、現行の本市の国民健康保険税の税率と比べますと、かなり本市に対しては高い数値が示されております。これは、これまで赤字の場合に行われておりました一般会計からの法定外繰り入れでありますとか繰上充用につきましては、行わない前提で計算されているからでございます。

さらに、新制度移行で県に納める納付金の算定方法につきましても、本市にとりましてはどちらかというと不利に働いておまして、そのような市町村に対しましては、新制度移行後に急激な負担の上昇を抑える負担調整措置、激変緩和措置がとられております。このため、今回示されております標準保険税率につきましても、この負担調整措置、激変緩和措置を反映した上での数値でございます。この数値がなくなりますと、納付金が上がり、ひいては一層税率は上がるということになります。

なお、この負担調整措置につきましては、現在3年間は保障されておりますが、それ以降についてはどのようなものかは現在のところ未定でございます。また、負担調整措置がなくなった場合の標準保険税率につきましても、標準保険税率算定の基礎となります県に納める納付金額が毎年度変わりますので、どうなるということは現状では申し上げられない状況でございます。

はっきり申し上げますのは、医療費が下がらないと税率はなかなか下がらないということでございますので、被保険者の皆様には健康づくりを初め市が実施しております特定健診でありますとかがん検診など各種の健診を積極的に受診していただくなど、日ごろからの健康管

理もしっかりやっていただきたいというふうにお願いしたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（橋本 健議員） 17番村山弘行議員。

○17番（村山弘行議員） 今部長が言われました、6日の日にオープンになった県の市町村別の平成30年度の標準の算定基準でいきますと、太宰府市の場合は現状でいきますと12万4,546円で、これが一元化によりまして約12万8,480円で、4,000円ぐらい上がるのかなというふうに、私の手元の資料にはとありますが、大体そんなもんでしょうか。

○議長（橋本 健議員） 市民生活部長。

○市民生活部長（友田 浩） 今村山議員おっしゃいましたように、負担緩和前になりますという形で、伸び率でいきますと103.2%ということで伸びている状況でございます。

○議長（橋本 健議員） 17番村山弘行議員。

○17番（村山弘行議員） 103.2%ぐらいが上がっていくんですが、そのために激変緩和措置ということでありますが、私の手元の資料でいくと、100%超えていくのが、近隣では小郡市さん、筑紫野市さんが大体100%超えるようであります、激変緩和措置の財源は、手を挙げればどこでも県からの激変緩和措置というのはもらえるのかどうか。

○議長（橋本 健議員） 市民生活部長。

○市民生活部長（友田 浩） 今回新制度ということになっておりますので、今議員が言われたけれども、先ほど言いました伸び率が100%を超えている分については、自動的に100%にするという方針で今回の国保制度はスタートするようになっております。

○議長（橋本 健議員） 17番村山弘行議員。

○17番（村山弘行議員） 激変緩和措置をされている間3年間には、やっぱりどうしても緩和措置が3年終われば、その分は上がっていくわけですね。だから、1年に何ぼかずつぐらいは上げていって、緩和措置が終わったら新しい算定基準に移行せざるを得ない。いずれにしても、上がっていくのはほぼ間違いないと思うんです。

そういうふうにならないために、先ほど部長もお答えになっておられましたけれども、本市の医療費、給与が、これが本当かどうかようわかりませんが、福岡県内では平均の収入が太宰府市が一番高いと、平均で。ところが医療費は低いんですけども、そこからいくと、給料の高い人に合わせてこの保険税も上がっていきますから、低所得者の人たちも上がっていくというのが、負担が大変、低所得者の方たちに負担がきつくなっていくのではないかということをお慮りするんですね。

激変緩和措置が終わった後は、当然算定基準のほうに戻っていくわけですから、やっぱり上がっていくが、その辺の周知徹底、3年間。こういうふうになりますよというのは、かなり痛手だと思います。これはどういうふうにするでしょう。

○議長（橋本 健議員） 市民生活部長。

○市民生活部長（友田 浩） 当然新制度スタートいたしまして、広報等を使った周知を行います

とともに、1年間の税額通知を差し上げるときに、そこら辺の周知の文書を入れてお知らせをしていきたいというふうに思っております。

○議長（橋本 健議員） 17番村山弘行議員。

○17番（村山弘行議員） 査定のときに、被保険者の努力というか、そういうのも査定の対象になっていくと思うんですね。今言われましたように、例えば特定健診がうちは余りよくない。これらをもっと被保険者の方たちに受けてもらうように、随分今までも努力はされていると思いますが、がん検診など特定健診も、今たしか太宰府市内の医療機関が対象になっているというふうに思いますが、これも医療保険、県と市で2分の1ずつだったかな。これを少し緩和をして、太宰府市でないと対象にならないというのはそうでしょう、どうでしょう。

○議長（橋本 健議員） 市民生活部長。

○市民生活部長（友田 浩） その分については、国保連合の所管の部分になるんで、全体的に市限定ということではございませんので。

○議長（橋本 健議員） 17番村山弘行議員。

○17番（村山弘行議員） ちょっと私、じゃあ勘違いしておりました。かかりつけのお医者さんが太宰府市以外でも、何かそういうのを特定健診を受ければ、それが統一したようなデータとして上がっていくというふうにしていくと、少し特定医療健診も受診率というか、そういうのが上がっていくのではないかというふうに思いますので、その辺もそういうことであればなお結構ですけれども、激変緩和措置以降の対応というか、これが非常に気になる場所なんです、今3年というふうに、これは今県議会で開催中でありますので、そういうようになるだろうというふうに思いますが、近隣の100%超えているところとやっぱり連携しながら、私は3年ではちょっときついかなど。

これはこの3年をもう少し、もう一年ぐらい延ばしてくれと、そうせんときつよいよというような話を、100%超えているようなところと連携し合って国に要請をしていって、3年を4年にしてくれんだろうかというようなことも、緩和措置を少し延ばしていって、できるだけ国保の方たちに負担がいかんように努力をしていく必要があろうというふうに私は思うんですけれども、その辺は関係する、関係するといったら、あんたところも100やな、うちも100やがという、そういうばっかしじゃいかんと思うんですけれども、少し激変緩和措置についても3年ではちょっときついというような話なども、できれば今後関係する自治体と協議をしながら、県に物申していこうというようなことなどは考えておられないのかどうなのか。

○議長（橋本 健議員） 市民生活部長。

○市民生活部長（友田 浩） ありがとうございます。今村山議員が言われたような分につきましては、事務レベルでは当然現在協議を行っておりますので、今後、今3年間保障はされておりますけれども、そういう状況が、それでスタートいたしまして、被保険者の方の負担が増えないような形で協議を進めていきたいというふうには考えているところでございます。

○議長（橋本 健議員） 17番村山弘行議員。

○17番（村山弘行議員） いずれにしても、1人当たりの負担をできるだけ下げようにしていただくために努力をしていただきたいなというふうに思っております。さらにまた、激変緩和措置が終わった以降についても、しっかり関係自治体ともう少し頑張ってみるということ、私どもも含めてですけれども、特定医療健診の受診を高めるようにさらに頑張っていっていただきたいなというふうに思いまして、お願いをしておきたいと思います。

これで私の一般質問を終わりたいと思います。ありがとうございました。

○議長（橋本 健議員） 17番村山弘行議員の一般質問は終わりました。

ここで13時まで休憩をいたします。

休憩 午前11時42分

~~~~~ ○ ~~~~~

再開 午後1時00分

○議長（橋本 健議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。

10番小島真由美議員の一般質問を許可します。

〔10番 小島真由美議員 登壇〕

○10番（小島真由美議員） ただいま議長より許可をいただきましたので、通告いたしておりました地域包括ケアシステムの深化、推進に向けた取り組みについて、5項目にわたり質問をさせていただきます。

1項目め、在宅医療と介護の連携、さらには多職種連携による在宅医療体制の構築について。

団塊の世代が75歳以上となるいわゆる2025年問題が間近に迫る中、住みなれた地域で自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることができるよう、在宅医療と介護サービスを一体的に提供する体制が今自治体に求められています。しかし、医療と介護について、それぞれを支える保険制度が異なるため、連携の難しさがこれまでの課題としてありました。このような課題に対応するため、医療介護総合確保法が整備され、介護保険制度における保険者として、市町村が在宅医療・介護連携推進事業を行っていく実施主体となりました。

この事業は、取り組むべき内容として、以下の8つの事業項目が国より示されています。

1、地域の医療・介護の資源の把握、2、在宅医療・介護連携の課題の抽出と対応策の検討、3、切れ目のない在宅医療と介護の提供体制の構築推進、4、医療・介護関係者の情報共有の支援、5、在宅医療・介護連携に関する相談支援、6、医療・介護関係者の研修、7、地域住民への普及啓発、8、在宅医療・介護連携に関する関係市区町村の連携。この8項目を、本年4月までに全ての自治体で実施することが義務づけられています。

本市においては、地域包括ケアシステムの多職種連携として、既に一定の取り組みが進められているものもあります。本市にとってどのような在宅医療・介護連携、多職種連携を目指しているのかの全体像と、現在の状況、課題などをご説明ください。

2項目め、市の保険者機能の抜本的強化による自立支援・重度化防止への取り組みについ

て。

市町村が行う自立支援・重度化防止に向けての取り組みについて、介護保険事業計画に追加記載することなどが制度化され、保険者機能の強化が図られることとなりました。また、国に介護給付費や要介護認定等に関するデータの提出も義務づけられます。まずは、地域の実態把握、課題の分析を行うことが基盤整備のため重要なことであると考えますが、本市の保険者機能を今後どのように強化し、自立支援・重度化防止に取り組んでいかれるのか、お伺いいたします。

3 項目め、地域包括支援センターの機能強化等について。

地域包括支援センターにおいて実施する事業の評価については、従来は努力義務とされていましたが、設置者、市町村ともに評価が義務づけられました。複雑化する問題に対応し、行き届いた相談体制が求められる時代になったことを考えると、地域包括支援センターの役割の大きさを改めて認識いたします。3年前から要望しておりました複数箇所設置についても、機能強化とあわせて見解をお伺いいたします。

4 項目め、介護保険と障がい福祉制度に新たに共生型サービスを位置づけることについて。

地域共生社会の実現に向けた取り組みの推進として、本年4月から介護保険と障がい福祉の両制度に新しく共生型サービスが位置づけられます。このことにより、高齢者と障がい児、障がい者が同一の事業所でサービスが受けやすくなります。本市における共生型サービス事業所の整備状況をお聞かせください。

5 項目め、高齢者の歯科検診について。

加齢とともに筋力や認知機能等心身の活力が低下し、生活機能障がい、要介護状態、そして死亡などの危険性が高くなる高齢者の特性としての虚弱、いわゆるフレイル対策が全国的に取り組まれています。特に、口腔の健康は全身の健康にもつながり、歯周病を起因とする動脈硬化症等の悪化や口腔機能低下による誤嚥性肺炎などを予防するため、歯科検診は極めて重要であり、口腔衛生についてのチェック、歯科検診の実施に向けた見解をお伺いいたします。

以上、再質問は発言席にて行います。

○議長（橋本 健議員） 市長。

○市長（楠田大蔵） どうも本日もよろしくお願いいたします。

私から、まず小島議員に概括的な答弁をさせていただきます。

地域包括ケアシステムの深化、推進に向けた取り組みについてでございますが、ご存じのとおり地域包括ケアシステムは、重度な要介護状態となっても、住みなれた地域で自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることができるよう、住まい、医療、介護、予防、生活支援を一体的に提供しようとするもので、団塊の世代が75歳以上となる2025年を目途に構築するよう、国から要請されております。

本市におきましても、地域包括ケアシステムの構築に向け、介護予防・日常生活支援総合事業を初め生活支援体制整備事業、認知症施策推進事業、在宅医療・介護連携推進事業、地域ケ

ア会議推進事業など、さまざまな事業を展開しているところであります。

さらに今後は、地域包括支援センターの機能強化を図るとともに、各種の事業の推進に当たりましては、地域包括支援センターがその中核的機能を果たすこととなりますので、これまでの経緯を踏まえた上で、現在策定中の高齢者支援計画の中で、市域の西側に新たに支所を1カ所設置するという方針を示してまいりたいと思います。

また、高齢者の現状等を随時把握しつつ、さらなる利便性を勘案した内容も検討していきたいと考えております。

なお、詳細につきましては、担当部長より回答をさせていただきます。

○議長（橋本 健議員） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（濱本泰裕） それでは、詳細につきまして私から回答をさせていただきます。

まず、1項目めの在宅医療と介護の連携、さらには多職種連携による在宅医療体制の構築についてでございます。

まず、地域包括ケアシステムの構築に向けて、医療と介護の両方を必要とする状態の高齢者などに対しまして、包括的かつ継続的な在宅医療と介護を一体的に提供するために、医療機関と介護事業所などの関係者の連携が求められております。

現在、在宅医療・介護連携の推進につきましては、県の在宅医療連携拠点整備事業の中で、筑紫医師会を中心といたしまして、在宅医療・介護支援ネットワーク会議や筑紫地区在宅医療・介護多職種連携研修会を実施することにより、在宅医療・介護にかかわる多職種同士の顔が見える関係を構築しつつ、課題の抽出やその対応策などを検討し、切れ目のない在宅医療・介護体制の構築を図っております。

今後につきましては、平成30年4月より、議員ご指摘の8つの事業項目につきまして、筑紫地区4市1町で共同で筑紫医師会に業務委託する予定としておりまして、特に入退院時の円滑な連携に資する仕組み、ルールなどの構築につきまして検討を行うなど、引き続き切れ目のない在宅医療・介護体制の構築を図ってまいります。

次に、2項目めの市の保険者機能の抜本的強化による自立支援・重度化防止への取り組みについてでございます。

現在策定中の第7期介護保険事業計画におきまして、高齢者の自立支援・重度化防止に向けた取り組みにつきまして記載をしているところでございます。その中で、介護予防・日常生活支援総合事業における高齢者の自立に向けたサービスの導入、及び生活支援体制整備事業などの地域支援事業を実施することで、保険者としての機能強化を図ることとしております。

また、介護給付費や要介護認定などに関するデータは、ご指摘のとおり国に報告することになっておりまして、それらのデータをもとに、厚生労働省では見える化システムを運営されております。このシステムを活用いたしまして、本市の課題などの抽出や給付費の推計及び基盤整備の必要量などを計画に記載をしているところでございます。

なお、今後実績の評価などを行っていくこととなりますので、計画の進捗状況等を確認しな

がら、さらなる自立支援・重度化防止へ向けて取り組んでまいります。

次に、3項目めの地域包括支援センターの機能強化等についてでございます。

今後、地域包括ケアシステムを構築していくに当たりましては、地域の住民にとりましてワンストップの相談窓口機能を果たします地域包括支援センターの運営が、安定的、継続的に行われていくことが重要になります。

このことから、地域包括支援センターの運営や活動に対する点検、評価を行っていく必要がございます。まして、本市といたしましても、地域包括支援センター運営協議会と連携しつつ、運営方針を踏まえた効果的、効率的な運営がなされているかなどについて、定期的に点検、評価を行っております。

また、地域包括支援センターは、地域包括ケアシステムの構築、あるいは介護予防・日常生活支援総合事業の推進における中核的機関として位置づけられますので、同時にその機能強化が求められております。

こうしたことから、本市といたしましても、地域包括支援センターの複数設置につきましては、第五次総合計画後期基本計画や第3次地域福祉計画におきまして、市としての考えを段階的に述べさせていただいたところでございます。特に、第3次地域福祉計画におきましては、福祉に関する事業や活動の拠点施設の複数設置につきまして、平成31年度に設置するという成果目標を設定しているところでございます。

これらのことを受けまして、現在の状況といたしましては、地域包括支援センター運営協議会の複数設置に関する意見書を踏まえ、新たに支所を1カ所設置し、市域の西側となる学園院中学校区、太宰府西中学校区を担当圏域とするということを方針といたしまして、現在策定中の高齢者支援計画において明記をしているところでございます。

なお、運営形態につきましては、直営を予定しております。

次に、4項目めの介護保険と障がい福祉制度に新たに共生型サービスを位置づけることについてでございます。

ご指摘のとおり、平成30年度の介護保険、障がい福祉制度の改正によりまして、共生型社会の実現に向け、介護保険と障がい者福祉の両制度に新しいサービスである共生型サービスが創設されます。内容といたしましては、1つの事業所で高齢者と障がい児・者の双方にサービスを提供することができるようになるというものでございますが、その背景には、障がい者の高齢化と福祉サービスの人材不足等が上げられております。

本市といたしましても、障がい児・者が65歳以上になりましても、使いなれた事業所でサービスを受け続けられるように、また福祉サービスの人材をできるだけ効果的、効率的に運用することができるように、関連する部署と連携をいたしまして、人員、設備、運営に関する基準などを精査しつつ、各事業所などに対し共生型サービスの周知、情報提供等を行っていきたいと考えております。

○議長（橋本 健議員） 市民生活部長。

○市民生活部長（友田 浩） 最後に、5項目めの高齢者の歯科検診につきましては、私のほうからご回答をさせていただきます。

先ほど小島議員が口腔ケアの重要性についてはご指摘されましたように、本年平成30年1月の太宰府市国民健康保険運営協議会におきましても、口腔ケアは歯を守ることはもちろん、体全体の健康のためにも大変重要であるから、歯科検診の導入を検討されたいとのご提案をいただいております。このようなことから、歯科検診の必要性につきましては理解をしているところでございます。

現状を申し上げますと、まず75歳以上の全ての高齢者が加入しております後期高齢者医療保険制度では、平成30年度からこの歯科検診が新規事業として実施されることになっております。対象者につきましては、施設等に入所または入居されている方、病院や診療所に6カ月以上入院されている方を除く76歳になる方となっておりますけれども、平成32年度までは経過措置といたしまして、被保険者であれば年齢に関係なく、希望される場合は受診できることとなっております。なお、自己負担額につきましては300円とのことでございます。

また、65歳以上75歳未満の前期高齢者の多くの方が加入をしております太宰府市国民健康保険につきましては、現在のところ平成30年度の実施予定はございませんけれども、歯科検診の健診項目の中に含まれます歯周疾患病検診の実施につきましては、来年度から本格的にスタートいたします保険者努力支援制度で評価指標の一つにもなっておりますので、平成31年度から実施できないか、その方法、個別でありますとか集団とか、それにつきましてはとか対象年齢、費用が幾らかかるかも含めまして、歯科医師会とも協議しながら検討していくこととしております。

以上でございます。

○議長（橋本 健議員） 10番小島真由美議員。

○10番（小島真由美議員） ありがとうございます。この地域包括ケアシステムというものが、市長のほうから最初にご説明いただきましたとおり、2025年を目指しながら、高齢者の福祉という観点からまず始まった取り組みでございますが、今やこの地域包括ケアシステムという言葉が抽象的な概念であるために、ともすれば表面的な外形上の状態のみが評価の対象になってしまいがちということで、この地域包括ケアシステム、さまざまなエッセンスがたくさんあるんですけれども、最終的にはここに高齢者福祉だけではなくて、お子さんや、そして難病患者や、さまざまな地域の力をかりながら共生社会をつくっていきましょうという目的の中で、この地域包括ケアシステムが深化をしている状態にあります。

そして、今回この在宅医療ということで、医療と介護が連携をし合いながら、一つずつその包括の輪が広がっていった段階であることを、まずもって申し上げたいと思います。

そして、その中で、先ほども申しましたように、形骸化しないようにということで、各市町村にきちんとしたPDCAサイクルを図っていただきながら、見える化を図って、そしてその成果に合わせたインセンティブを払いましょうというのが国の指針でございまして、2項目め

のこの自立支援等についても200億円の予算が今回組まれております。

こういった形で、市の果たす役割というのは非常に大きなものになってきているというのが現状であることをまずもって申し上げて、質問に入らせていただきます。

この在宅医療・介護連携推進事業というのは、平成27年度から介護保険法の地域支援事業として位置づけられて、今全国展開をされている取り組みでございますが、在宅医療の基盤整備にまず必要不可欠なことが、現状の把握です。これは一番最初に1項目から8項目まで示しましたこの市の義務づけになったこの内容ですが、これをまずもってご説明の中では、筑紫医師会の在宅医療連携拠点整備事業の中でやっていくというようなご説明であったと思います。

これは2次医療の圏域でももちろんやっていくようなことですので、筑紫医師会中心にやっていくのはいいんですけれども、ただこの現状の把握というものは、広域で一つの指標としていただくものとは別に、本市の中でどのような現状把握が必要なのかと、本市の中での現状把握というのは非常に大事な要素であると思いますので、まずもってそのことを質問させていただきます。

この現状把握を量と質、2つの視点からこの現状把握と分析が必要であると、先進事例でいますとここにすごく力を入れて、大学と共同で分析をしっかりと行って、それからの政策をしっかりと打ち出しているというところもたくさんございます。

この今申しましたように、質と量の2点からの質問なんですけれども、本市にとってこの質と量の現状把握についてはどこまでできているのか、もしわかる範囲でいいですので、ご説明いただけたらと思います。

○議長（橋本 健議員） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（濱本泰裕） 今の在宅医療・介護連携の部分でということになると思いますけれども、介護施設等把握をしておるわけでございますけれども、医療機関については細かくそれぞれの医師が現在どういうふうな、例えば往診であるとかそういったところが中心になってくると思うんですけれども、どこまでやってあるかというような把握はしておりません。今回この在宅医療・介護連携推進支援業務を行う中で、筑紫地区医療・介護資源のガイドブックの作成というのがまず1つ大きな目標になってまいりますので、その中で細かな現在の支援の状況、そういったものは把握していきたいというふうに考えております。

○議長（橋本 健議員） 10番小畠真由美議員。

○10番（小畠真由美議員） 質と量というもの、量は今おっしゃった形でいいと思うんですが、質というのは今まで地域包括支援センターであるとかさまざまな、今この情報を見ましても、2,000から3,000の相談内容があっているということですが、こういうものの分析というのは今までされてはなかったんでしょうか。

○議長（橋本 健議員） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（濱本泰裕） 毎年度包括支援センターにおける活動実績というのを整理をしております。その中で総合相談内容の割合でありますとか、中には権利擁護業務でありますとか、

さまざまな相談がございますので、そのあたりの分類というのはこちらのほうで整理をして、毎年包括支援センター運営協議会のほうに報告をしているところでございます。

○議長（橋本 健議員） 10番小畠真由美議員。

○10番（小畠真由美議員） 今から大事になるのは、この質と量の現状の把握をまずやって、初めて基礎的な政策が打てるということなんだと思います。

この事業のマネジメントについて、事業の推進と目標達成のため、適切に指標を設定して、関係者が共有する仕組みが必要であって、そのプラットフォームとなるのが筑紫医師会のこの支援事業だと思っています。そのためには、広域でやるときには、自治体自治体がその場その地域の中での社会資源であるとか需要と供給というか、必要なものの調査というものは市独自でやらないといけないと思います。これはここから全部筑紫医師会に丸投げするようなことではないと思います。

それはそれで、筑紫医師会の中から推計とか将来推計が出ると思います。1日に対する必要量、在宅医療の必要量というのが各市計算すれば出てくると思うんですが、人口推計で、ただそれだけではなくて、その中に各自治体にしかわからない内容である質の部分、どんな相談があって、どういう対応をしてきて、どういうことにお悩みな市民の方が多いのかとか、そういうところをしっかりと今の段階で把握をしておかなければ、この在宅、介護の連携という入り口にまだ立てない状況にあると思います。厳しい言い方して申しわけありませんけれども、それは医師会にお預けするこの8項目を委託するとは別に、市は市できちんと分析をしていくということをまずもってお願いをしたいと思います。

これをされているところ自体が本当にやっぱり、量的な部分でいいますと、国保や後期高齢者医療、介護保険のレセプト等のデータを収集して、在宅医療需要、供給等の分析を大学の機関であるとか、先ほど申しましたように、それとか外部の民間会社に委託をするとかして、ちょっとした市独自のデータをとっている自治体が多うございます。

それともう一つは、質的なものでいえば、在宅医療の相談内容の分析、これも同じでございまして、しっかりとこの2つの方向性から分析をまずもってやっていただくことは、市としてもやらなければならない必須のことだと思っています。

そして、この事業のマネジメントの中で、サービスを提供する物とか人的な資源、ストラクチャー指標というんですけれども、このストラクチャー指標と、それからほかの機関との連携体制を図るプロセス指標、それからサービスの結果を図るアウトカム指標の3つが、この保健・医療の分野における指標の種類として上げられています。恐らくどこの自治体もこの3つの指標を柱にしながら、地域包括ケアシステムの一つの成果報告を出そうとしているんじゃないかと思います。

このことを在宅医療・介護連携に当てはめると、ストラクチャー指標として、訪問医療を行う診療所とか訪問看護ステーション、そして歯医者さんですね、訪問歯科、そういったところのどれほどその市の中にあるかどうか。それから、プロセス指標としては、市民の在宅医療

や在宅のみとりに関する意向や訪問診療の実績数がどうなのかという。それから、アウトカム指標として、在宅療養者や医療介護専門職の満足度、これはする側ですね、する側と受ける側の満足度とか、要介護高齢者の在宅療養率などが想定をされて、この3つの指標とかというものははっきりしないと、まずもって在宅医療と介護の連携について、どれだけの成果が出たのかとかということもわからないと思うんですね。

そういったところのつくり込み方として、現状把握とこういった指標の設定についてはどのようなお考えなのでしょうか。

○議長（橋本 健議員） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（濱本泰裕） この在宅医療と介護の連携というのを、平成30年度から市の事業としても取り組んでいくことにしております。その中でいろいろな会議なども持ちながら、これは今回4市1町共同でということになっておりますので、その中でもじっくり話し合いをしながら、そういったところ、今言われましたようないろいろな指標であるとかそういったところも、その中で検討をしてみたいというふうに思っております。

○議長（橋本 健議員） 10番小畠真由美議員。

○10番（小畠真由美議員） ぜひ実態に即したニーズの把握であるとか、そこから派生する市の問題であるとか、そしてもちろん市だけの中で訪問医療が少なければ、広域でお願いしないといけないという話にもなりますし、大きな病院は太宰府は持っていませんので、急に容体が悪化したときにはその連携拠点となるような広域の連携、こういったことも含めた恐らく筑紫医師会中心としての2次医療のこの取り組みだと思うんですが、それとは別に、市がしっかりと在宅医療と、介護は市で行うべきものですから、ここについて在宅医療と、それから居宅介護については、これは市がしっかりと権限も持ってやっていく介護事業でございますので、ここが連携するには、まず市がみずからがこの医療と在宅介護の連携のさまざまな調査を行う必要がある、このことだけはちょっと申し上げたいと思います。

それと、1つ気になるのが、春日とか大野城は在宅医療という項目がホームページの中にきちんとあるんですね。そこから筑紫医師会のこの在宅連携センターにつながるような形のリンクもあるんですが、太宰府市はないんですが、これは早急にしてもらいたいんですが、どんなふうにお考えですか。

○議長（橋本 健議員） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（濱本泰裕） 今言われました在宅医療、いわゆる往診とかができるような病院とかそういったものの紹介というのは、うちのほうでもわかり次第、そういったホームページにアップするとか、そういった形で市民の方にわかりやすい情報を伝達していきたいというふうに考えております。

○議長（橋本 健議員） 10番小畠真由美議員。

○10番（小畠真由美議員） これは第3次地域福祉計画の中でアンケートがあるんですが、住民が住みなれた地域で安心して暮らしていくための大切な福祉のあり方についてなんですけれど

も、ホームヘルパーやデイサービスなどの在宅福祉サービスの充実が39.1%、身近なところでの相談窓口の充実が39.8%、恐らくこれは地域包括支援センターのことだと思うんですが、ですから在宅医療、在宅介護のニーズ、それからその窓口、相談窓口となるような身近なところでの充実を求める声、この合わせて約8割の方々が、やっぱり在宅でしっかりと安心をして医療というものを担保しながら、介護者がしっかりとした担保の中で安心して在宅医療・介護ができる、そういうことを住みなれた地域で大切な福祉のあり方に上げているんですね。やはりこれだけ8割の方たちのアンケートをせつかくこの地域福祉計画で、上位計画の中でうたっているわけですので、この取り組みはちょっと弱いんじゃないかというふうに感じます。

それで、これからの在宅医療については、市内の病院関係とはどのような連携をとられるおつもりなのか、教えてください。

○議長（橋本 健議員） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（濱本泰裕） 市内の病院につきましては、今回の在宅医療・介護連携支援センター、そういったものを委託する中で、そのセンターと連携をとりながら、そういった対応はしていきたいというふうに思っておりますし、1つは地域包括支援センターというのは、まず第1次的な相談の窓口になってまいります。そちらの中でもしっかりと相談を受けとめ、そういったところにつなげるような、そういった体制をつくっていききたいというふうに思っております。

○議長（橋本 健議員） 10番小畠真由美議員。

○10番（小畠真由美議員） ぜひこの在宅医療・介護については、避けて通れないこれからの案件でございまして、本当はここに高齢者だけではなくて、がんで闘病されている方、また難病、さまざまな高齢者だけの在宅医療ではなくなってくると思います。そういう中であって、この平成30年度からは、きちんこの8項目を義務づけられて、これは市に義務づけられたわけですので、広域でやるべきこと、そして市でやるべきことをきちんとすみ分けながら、行っていただきたいと思います。

1項目めはそれで終わらせていただきますが、この2項目めですね、さあ、そしたら自立支援とか重度化防止に向けた取り組みをどうしていこうかということで、これはいわゆるそこに成果が上がったところにはインセンティブをつけましょうということで、国のほうからの推進事業として上がってきています。ここにさまざまな分析の対応とか取り組み内容、目標とか、そういったものをしっかりと介護保険事業計画の中に記載もし、そして適切な指標により実績の評価をしていこうというようなことなんですが、ここについてはもう少し詳しく説明をお願いします。

○議長（橋本 健議員） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（濱本泰裕） 今回策定をしております第7期の高齢者支援計画、この中には当然今回の自立支援・重度化防止を中心とした保険者機能の強化というものをうたい込んでおります。その中でも、先ほども言われました保険者機能強化推進交付金というのが、取り組んだ自

治体には交付されるというような中身もございます。大きな中身といたしましては、主に地域支援事業の中の包括的支援事業、これに力を入れるというところが大きな課題になっていこうかと思います。その中身といたしましては、先ほども話がありました在宅医療の連携でございますとか、あと認知症施策や、あと生活支援体制の整備、こういったところが大きな柱になっていこうかと思います。

また、いろいろな地域の課題というものを共有していく中で、地域ケア会議でありますとか介護支援専門員の研修でありますとか、そういったものをやりながら、課題を共有しながら解決に向けて取り組んでいくというところが、1つ大きな課題になっていこうかと思います。

こういったものが全て含められて、現在の地域包括ケアシステムというものが示されていると思っておりますので、太宰府市としても一生懸命取り組んでいきたいというふうには考えているところでございます。

○議長（橋本 健議員） 10番小島真由美議員。

○10番（小島真由美議員） この地域包括ケアシステムについて質問しようと思ったときに、一つ一つのエッセンスが濃過ぎて、一個一個が本当に1時間ぐらいつつかかるんですが、今回だからあえて認知症対策は入れなかったんですが、認知症対策だけでも1時間かかるというようなことで、本当はこの5項目全部1時間ぐらいかかるような質問事項を、ちょっと今はしりながら質問させていただいて、大事なところだけ要望としてお願いしている状況でございますが、この国が先進的な取り組みを行っているようなところをまねをしながら、要するに認定率の低下ですね、まずこれが1つ大きな目標になるかと思います。

本市はちょっと調べましたところ、要介護、要支援の認定者の推計もやっぱり右肩上がり、平成29年が16.2%ですね、平成28年が15.4%ですから、本当に人口と高齢化率とともに右肩上がりになっていく。そこを右肩下がりにしていきたいと思いますというようなこと、そうすればそこにインセンティブをつけていきたいと思いますという取り組みでございますね。

その辺の認定率の低下であるとか、また何か説明の中できちんとした目標であるとか、そういったものというのは今あるんですかね。

○議長（橋本 健議員） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（濱本泰裕） 今認定率を何%に下げるといような具体的な目標、また保険料の上昇抑制ですか、そういったところについて具体的な数値というものは持ち合わせておりませんけれども、今回のこの包括ケアシステムの中では、介護予防事業、これに大きな力を入れていくこと、また要支援1や2の方の機能回復、こういったところに大きな力を入れていくというような視点を持って進めているところでございます。

○議長（橋本 健議員） 10番小島真由美議員。

○10番（小島真由美議員） そういたしますと、まずもってその目標がなければ、なかなかこれもインセンティブを国がつけますよと言っても、市の事業としてはなかなかやりづらいところもありますので、まずもってこの目標もしっかりと持っていただきたいと思いますと思うんですが、それ

以上にこれからこの介護予防につきましては、保健センターが中心になってやっていくような形、今までどおりのところに抱合しながらやっていくような感じになるんでしょうかね。

○議長（橋本 健議員） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（濱本泰裕） それにつきましては、平成29年度の機構改革の中で、これまで保健センターの中で介護予防事業を実施しておりましたけれども、この平成29年度からは高齢者支援課で介護予防事業を実施するということにしております。ですから、結果がじかに包括支援センターの中で、参加者であるとか状況、そういったものがすぐわかるような状況で今実施をしているところでございます。

○議長（橋本 健議員） 10番小畠真由美議員。

○10番（小畠真由美議員） それもちろんそれでいいんですけども、基本的にはこのデータの分析であるとか、これは横同士でしっかりとレセプトの分析であるとか、飲んでいる薬がどうなのかとか、保健センターの健診の状況がどうなのかとか、さまざまな互換性のあるような情報交換の中で横断的に取り組まなければ、この自立支援とか介護予防の重度化防止に向けた成果というのが上がる指標というのが、なかなかちょっとつくりづらいと思うんですね。

那珂川町とか宗像市とか、呉市のレセプトの会社を採用して、そこの職員のデータ分析の仕事をがあと減らして、きちんとつくり込んである。呉市は国保が黒字化されたりとか、全国的にも非常に有名なところ、医療費の削減については非常に先進的な取り組みで、ここの分析力をしっかりと活用してというのが、今回那珂川町であるとか宗像市とか、さまざま多くの自治体もこういう分析の力を取り込もうとしているんですが、本市におけるこの分析力の総力を上げようというところは、何か本市の中ではそういう政策はあるんでしょうか。

○議長（橋本 健議員） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（濱本泰裕） 現在、国民健康保険の中では、データヘルス計画というのを策定しております、この中でも医療に関する分ですけども、重度化防止であるとか重症化防止、そういったところはその中で一定整理をしまして、市の対応というのを検討していくような形をとっているところでございます。

○議長（橋本 健議員） 10番小畠真由美議員。

○10番（小畠真由美議員） もう伴走型でしっかりとやっていかないといけないものと、それからちょっと意識の醸成というか、市民の皆様に、元気づくりポイント制度なんかもそうなんでしょうけれども、ただもう少し攻めの介護予防というか、攻めの重度化防止に向けた取り組みというのは、これから必要になりますよということを、今回申し上げたかったんですね。

例えばある民間の結果にコミットする会社なんですけれども、その会社が自治体との連携を今図られていまして、要するに50人規模ぐらいの人たちを集めて、この介護予防であるとかの自立支援の中で、成功報酬型の契約をするような会社が今すごく出てきているんですね。非常にいいことだなと思って。

そういうふうに伴走型で、一人一人に手厚く伴走型で指導しながら、保健師さんとかのやり

とりをしながら、生活習慣の改善も大事なんですけれども、総合体育館なんかでしっかりと、あそこの委託会社もスポーツメーカーさんですので、そういった、ジムはありませんけれども、何にもない中でそういった一緒になって運動をするというようなことをしながら、半年後に成人病の検査をしたときにいろいろな数値が下がっていたという、それを成功報酬という形で市と契約を交わしながら、そこで報酬も決めていくような、そういったふうなことも今各自治体進められているんですね。

やっぱりいろいろな角度からアプローチをして、積極的なこの自立支援とか重度化防止については、市がしっかりと企画もしていけないといけないかなというふうに思います。

昨日質問にありましたA型通所支援の中でも、リハビリを特化してやっていこうというようなこともありましたし、やはりこの自立支援とか重度化防止に向けた地域支援事業の中で、何を核にして進めていこうというものは、何かあるのであれば、ちょっとお示ししたいんですが。

○議長（橋本 健議員） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（濱本泰裕） 今言われましたようなことは、もっともございまして、いろいろな取り組みをしていこうとは思っているんですけれども、その中で1つ、平成30年度からは短期集中型というような事業に取り組んでいきたいというふうに思っております。これは要支援1、2とかの方も当然ですけれども、支援になりそうな方ですね、そういった方を3カ月とか、そういった一定期間区切って、一斉に機能訓練でありますとかそういったものをしていく。その中できちんと成果を出していくんだ、短期間で実施をしていく、そういった事業を新たに取り入れる予定で今進めているところです。そういった中で一定の成果というのが見れるのか見れないのか、そういったところも検証ができるのではないかなというふうには思っております。

○議長（橋本 健議員） 10番小島真由美議員。

○10番（小島真由美議員） ちょっと時間がなくなってしまいましたので、ちょっと飛ばしまして、大事なところをちょっと行かせていただきます。

地域包括支援センターについてなんですけれども、市長が以前選挙の中でも、モバイル型地域包括支援センターというようなこともおっしゃっていらして、これはどうですかね、どういったことなのか、ちょっとまずお聞かせ願いたいと思います。

○議長（橋本 健議員） 市長。

○市長（楠田大蔵） ありがとうございます。

まず、ご質問にお答えをいたしますが、私が選挙の際に、移動式モバイル地域包括支援センターという形で説明をしておりまして、また地域包括センターの出張相談会というような形もご提案をしておりました。

率直に申しまして、具体的に何らかの予算を伴う措置として考えていたわけではないところもありますが、いずれにしてもやはりこれからの行政として、行政側から積極的に出向かせて

もいただきながら、主体的にこうしたお困りの方のさまざまなご相談に乗らせていただくという、まずは姿勢をしっかりと示していくという上での、さまざまな移動手段としてのモバイル、そうした形として1つ例示をさせていただいてはありました。

○議長（橋本 健議員） 10番小畠真由美議員。

○10番（小畠真由美議員） アウトリーチのやり方で、すごく大事なことで、ただ、今も現に訪問をして、そこで相談を受けている案件のほうが多いと思います。

ただ、今考えなければいけないのは、数年前から複数化ということもあったんですけども、私がここで申し上げたいのは、機能の充実を図るためには委託をしていたきたいと思っています。それは業務委託でも何でも、やり方としては市の中で考えればいいんですけども、この4市1町の中で直営は太宰府だけなんですね。その直営でもう一カ所増やすという複数箇所というのは、もう大変困難なことだと思っています。今でも嘱託職員の募集を1年ごと更新しながらかけているんですけども、この専門3職種については、きちんとした形で雇用形態を行い、また今課長がこの支援センターのセンター長との兼務をしている状態。こんな中で複数箇所つくったとしても、もう全く形骸化するだけであると私は思っています。

ですから、まずもって複数化と同時に、業務委託なり、こういった形でもいいんですけども、民間の力を活用した中ですみ分けをして、ワンストップで相談窓口としてやるのであれば、そのくらいのことをやらなければ、地域包括支援センターの機能の充実、複数箇所というようなことの満足度というのは上がらないと思いますが、その点どうお考えですか。

○議長（橋本 健議員） 市長。

○市長（楠田大蔵） ご指摘ありがとうございます。私も就任後、これまでの議論の経過なども改めて学ばせていただきまして、太宰府市としての特性として、今まで太宰府、旧太宰府地域には1カ所ありながら、旧水城の地域、西側の地域にはなかったという特性の中で、もう一カ所、水城地域にも設置していこうという方針が強く進められてきたというふうに私は認識をまずしております。

その上で、先ほど議員ご指摘もありましたように、しかしそれには多大な費用も伴ってまいりますし、形骸化しては、確かにその方向性がむしろ意味のなさないものになってしまうというそうしたご指摘はしっかりと踏まえながら、私自身、改めてそうしたことを全て踏まえながら、最終的な決定をしていきたいと、そうした思いであります。

○議長（橋本 健議員） 10番小畠真由美議員。

○10番（小畠真由美議員） 地域包括支援センターというのは、要支援1、2について、その市に抱えているケアマネージャーさんがこの支援をしていくようなところなんですけど、とにかくでも、いろいろな相談のワンストップ窓口の一番の拠点となり得る場所であることも同時にあるんですね。その中で、今大変問題になっているダブルケアの問題であるとか、育児をしながらどうやって介護をしていこうかといって、本当に切実な悩みを抱えながら窓口に来られる方もこれから増えてくると思います。

大阪の堺市であるとかこういったところは、認可保育所の入所基準の指数を考慮したりとか、特別養護老人ホームの入所判定の加算をしたりとか、ショートステイも7日から30日に拡大をしたとか、要するに横の連携をとりながら、相談窓口としての地域包括支援センターから、相談を横断的にやっていこうという取り組み、恐らくこれが本当は今から太宰府市もしなければならぬ包括支援センターの形だと思うんですね。

であるならば、もう少し地域包括支援センターは何をやっているんですかというようなことをわかりやすく市民に知っていただくことが、まずもって大事であって、窓口の中身、例えばダブルケア相談を受けていますとか、在宅医療相談を受けていますとか、そういった一つ一つの案件がわかるような形での、相談窓口の提示を周知徹底を図るような形での何かパンフレットであるとか、ホームページであるとか、そういったつくり込み方というのはこれからお考えでしょうか。

○議長（橋本 健議員） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（濱本泰裕） この地域包括支援センターの認知度というのが、思った以上に、我々が想像している以上に市民の中には浸透していない部分もあるというのは、いろいろな運営協議会の中でも指摘をされているところです。これにつきましては、包括支援センターがこういったことをやっているんですよというパンフレットを今年度も自分たちでつくりましたりとか、いろいろなことはやっておりますけれども、さらにやっぱりこれがきちんと市民の中に浸透しなければ、相談に来られないということもあると思いますので、さらにわかりやすい内容にしながら、市民の方への周知方法、広報であるとかホームページ、そういったところも含めまして、今後またさらに進めていきたいというふうには思っております。

○議長（橋本 健議員） 10番小畠真由美議員。

○10番（小畠真由美議員） 冒頭で申しましたように、今回地域包括支援センターの評価について、国のほうからしっかりと厳しい制度が入りました。それで、地域包括支援センターの評価をきちっとやっていきたいと思いますということでございます。

ですから、まずもってこの地域包括支援センターの見える化、窓口の見える化をしっかりと図っていただきたいと思います。このことはもうしっかり要望いたしますので、ぜひ在宅医療、そしてダブルケアとか、最近ちょっと話題になって、本当に晩婚でお子さんをお産みになって、介護が一緒になったとかという方も多く私のところにも相談参ります。

ですので、今の現状の中で問題を拾い上げながら、地域包括支援センターでできることはこういうこと、こういう相談を受けていますよということを見える化してください。そうやって、まずそこから評価の対象としながら分析をして、それから国にしっかりと評価の成果を報告できるような、そんな支援センターを目指すために、人員の配置をまず、直営であるのであれば、しっかりと財源を持ってやる覚悟がないとまず無理です。それができないんだったら、もっと効率的にやっていこうというのが、よその市の取り組みのように委託をされている。これをしっかりと庁内の中で早急にご判断いただきたいと思います。

以下、4項、5項目についてはもう時間がないので、本当に歯科検診についても、これから始まりますけれども、ここを取っかかりとして、フレイル対策であるとか、またその予備群の60歳以上の方たちから、歯周病から波及するような重篤な病気を防ぐためにも、ぜひ早急をお願いをしたいと思います。今回実現していただくということですので、本当にありがとうございました。

以上で一般質問を終了いたします。

○議長（橋本 健議員） 10番小畠真由美議員の一般質問は終わりました。

ここで14時5分まで休憩をいたします。

休憩 午後1時52分

~~~~~ ○ ~~~~~

再開 午後2時05分

○議長（橋本 健議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。

11番上疆議員の一般質問を許可します。

〔11番 上疆議員 登壇〕

○11番（上 疆議員） ただいま議長より質問の許可をいただきましたので、通告しておりますことについて質問をいたします。

太宰府市地域包括支援センターについて、このことについては平成29年9月議会にて一般質問をいたしました。前芦刈市長は地域包括支援センターの複数設置については、平成29年度の施政方針の中で、地域包括支援センターの運営協議会における審議結果を見守っているところですので、優柔不断な回答のままで今日に至っております。そこで、楠田市長になられたので、同様の質問をさせていただきます。

現在、太宰府市地域包括支援センターは、太宰府市いきいき情報センター内の1階の高齢者支援課内に1カ所しか設置されていないため、これまで多くの市民の皆様から、最低でも西のほうに1カ所は設置する必要があると何年もの間強い要望が出ていますが、いまだに市民の皆様に応えておられません。

そこで、近隣市の例を挙げますと、まず春日市内地域包括支援センターは市内に2カ所設置されており、1カ所目においては春日市桜ヶ丘四丁目23の福岡徳洲会病院前で、担当地区は18地区、それから2カ所目においては春日市塚原台三丁目129、特別養護老人ホームかすがの郷内で、担当地区は17地区であります。

また、筑紫野市内地域包括支援センターは4カ所設置されており、1カ所目においては筑紫野市湯町二丁目9番ー2、むさしで、担当行政区で20区、2カ所目においては筑紫野市大字常松456番地ー2、アシスト桜台で、担当行政区は24区、3カ所目においては筑紫野市大字原田462番地、ちくしの荘で、担当行政区23区、4カ所目においては筑紫野市大字立明寺618番地ー1、天拝の園で、担当行政区は16区であります。

このような春日市や筑紫野市の状況の中で、当市はどのように考えておられるのか、市長の

ご所見をお伺いいたします。

以下、再質問は議員発言席にて行います。

○議長（橋本 健議員） 市長。

○市長（楠田大蔵） ありがとうございます。お答えをさせていただきます。

太宰府市地域包括支援センターについて、過去の経緯などもお聞かせをいただきました。先ほど小島議員のお答えでもさしあげましたが、私も市長就任後、改めてこれまでの経緯などもお聞きした上で、地域包括支援センターの複数設置につきましては、これまでの経緯を踏まえた上で、現在策定中の高齢者支援計画の中で、市域の西側に新たに支所を1カ所設置するという方針を示してまいりたいと思います。

また、高齢者の現状などを随時把握しつつ、さらなる利便性を勘案した内容も積極的に検討してまいりたいと考えております。

また、春日市や筑紫野市の例につきましても、私も地域性的なものは認識をしておりますので、そうしたことも含めまして、今後しっかりと検討してまいりたいと思っております。

なお、詳細につきましては、担当部長より回答をさせます。

○議長（橋本 健議員） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（濱本泰裕） それでは、詳細につきましては、私から回答をさせていただきます。

地域包括支援センターは、地域包括ケアシステムの構築、あるいは介護予防・日常生活支援総合事業の推進における中核的機関として位置づけられ、同時にその機能強化が求められております。

こうしたことから、本市といたしましても、地域包括支援センターの複数設置につきましては、第五次総合計画後期基本計画や第3次地域福祉計画におきまして、市としての考え方を段階的に述べさせていただいたところでございます。

特に、第3次地域福祉計画におきましては、福祉に関する事業や活動の拠点施設の複数設置につきまして、平成31年度に設置するという成果目標を設定しているところでございます。

これらのことを受けまして、現在の状況といたしましては、地域包括支援センター運営協議会の複数設置に関する意見書を踏まえ、新たに支所を1カ所設置し、市域の西側となる学業院中学校区、太宰府西中学校区を担当圏域とするということを方針といたしまして、現在策定中の高齢者支援計画において明記をしているところでございます。なお、運営形態につきましては、直営を予定しております。

以上でございます。

○議長（橋本 健議員） 11番上疆議員。

○11番（上 疆議員） ありがとうございます。さきの筑紫野市や春日市においては、地域包括支援センターは委託運営でされておりますが、当市の地域包括支援センターは直営であるということになっておりまして、なぜ民間に委託運営されていないのか、お伺いいたします。

○議長（橋本 健議員） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（濱本泰裕） まず、この地域包括支援センター、介護保険法の改正によりましてその設置が義務づけられました平成18年4月当初でございますけれども、市内に2カ所設置をいたしまして、運営形態は委託方式で実施をしております。その後、平成21年4月に組織の一本化と経費面を考慮いたしまして、市の直営による1カ所設置という形に変えまして、現在に至っております。

直営や委託方式、それぞれにメリット、デメリットというのがございまして、まず直営といたしましては、市の方針や重点施策などの周知徹底が容易に図られる、また行政機関や関係機関との連携、また公平性、中立性という点では直営が非常に望ましいと思っております。

また、デメリットといたしましては、これまでも言われておりますいわゆる専門職の確保、これが非常に難しいこと、また職員でございますどうしても人事異動、そういったものに伴いまして継続性が担保されないこともあるということですね。また、夜間、休日等の対応、太宰府市では今夜間は電話相談とかで対応しておりますけれども、そういった部分もあろうかと思っております。

今回、この複数化につきましては、最終的に包括支援センター運営協議会の中で今年度、平成29年度に議論を続けてまいりました。その中で複数設置につきましては、サブセンターという形で設置をし、運営形態は市の直営ということで一定意見を出されております。ただ、その中でも、専門職の確保、これにつきましては委員の方から多くの意見を出されておまして、それについて十分検討していく必要があるだろうというふうには思っております。

また、現在介護保険制度もさまざまな改正が行われております中で、直営のメリットであります方針とか重点施策、そういったものに取り組む内容、こういったところについては直営が非常に対応がしやすいのではないかと思っております。

また、県内の状況を見ますと、半々というんですか、直営と委託が、それぞれやっぱりメリット、デメリットがある中で運営をされているというような実態もあるようでございます。

今回は特に支所ということでございまして、委託という形で増設をしていきたいというふうには思っているところでございます。

以上です。

○議長（橋本 健議員） 11番上疆議員。

○11番（上 疆議員） 現在、介護支援専門員が15名ぐらいおられるんですね。それで、ケアマネージャーさんは1人50件を抱えておられまして、3カ月に一回は自宅訪問されておられるなど、大変な負担を抱えておられますが、嘱託職員さんは最長5年間ぐらいで任期満了となり、短期間のため、本人の都合にて途中でやめられることなどなど、担当者は人員確保のため、ハローワークやインターネット募集、口コミで大変ご苦労されていると思います。

そこで、さきの筑紫野市や春日市を初め福岡市、大牟田市、久留米市、糸島市などなどのように、地域包括支援センターを委託して運営することにより、職員が確保され、仕事がより効率化され、サービスの向上につながると考えておられますが、再度ご意見を下さい。

○議長（橋本 健議員） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（濱本泰裕） 先ほどの回答の中で委託と言いましたけれども、直営の誤りでございます。失礼いたしました。

今言われましたように、委託にもやはりメリットがございます。やっぱり職員の確保、また職員の継続性という点では、非常に委託のほうがまさっているのではないかというふうに思っております。

ただ、現状といたしまして、やはり直営のメリットというものも当然あるわけでございますので、今の太宰府市といたしましては直営でやっていきたい。また、今後、今回1カ所、支所の増設というような形で考えておりますけれども、将来的には第2層というんですか、各中学校区圏域当たりの設置とか、そういったところまで広げていく際においては、当然もう直営でも限界がございますので、委託というものも考えていかなければならない。また、今後の高齢者の増加などによりまして、職員数もやはり多くの職員が必要になってくると思っております。そういった中では、そういう委託という方向も柔軟的には考えていきたいというふうには思っております。

○議長（橋本 健議員） 11番上疆議員。

○11番（上 疆議員） 先ほども、以前はサンケア太宰府と医療法人悠水会の水城病院の2カ所で、大分前に設置運営されていたわけですね。だから、そういう部分で何か支障があったわけではないんですかね。

○議長（橋本 健議員） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（濱本泰裕） 先ほどの答弁の中でもお話しいたしましたように、組織の一本化と経費面、こういったものを考慮いたしまして、市の直営1カ所に変更したということでございます。

○議長（橋本 健議員） 11番上疆議員。

○11番（上 疆議員） 私はその2つの方々、前の方々が何かあったのかなということで、こうなったのかなと思ったんですが、そういうことであれば、やっぱり今まで地域包括支援センターの運営協議会とも十分協議していただいて、民間に委託して運営されるよう、これは検討していただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（橋本 健議員） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（濱本泰裕） これもちょっと先ほどと重複をいたしますけれども、これからの高齢者の増加、そういったものも見据えた中で、委託ということも柔軟には検討はしていきたいというふうに思っております。

○議長（橋本 健議員） 11番上疆議員。

○11番（上 疆議員） 昨年度の8月25日に地域包括支援センター運営協議会において、新たに地域包括支援センターの支所を設置し、地域の西側となる学業院中学校、太宰府西中学校区を担当圏域とした意見に集約されてきておられるのかどうか、お伺いいたします。これも市長

も何か話されましたけれども、そういうことなんですかね。

○議長（橋本 健議員） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（濱本泰裕） 8月25日の運協の中で、市の一定の方針を示す中で、運営協議会の意見書として、最終的には10月25日に運営協議会の意見書として取りまとめられて、市長宛てに提出をされております。その中にそういったサブセンターでありますとか市の直営、そういったことが記載をされているということでございます。

○議長（橋本 健議員） 11番上疆議員。

○11番（上 疆議員） 最後の質問になりますが、楠田市長には最初の説明のとおり、筑紫野市では地域包括支援センターは4カ所設置されていますが、あわせて当市の地域包括支援センターを民間に委託運営すると、職員の確保が容易になり、仕事がより効率化され、サービスの向上につながると考えることから、ぜひ考えていただきたいと思います。

また、高齢化率のさらなる上昇と言いますとおかしいんですが、65歳以上が今現在1万9,460名ぐらいということですが、恐らく毎年1,500名ぐらいがどんどん上がっていくんだろうと思うんですね。そういう中で、やはり対象者の増加に対応するために、早急にやっぱり地域包括支援センターの増設を市内に3カ所ぐらい必要であると考えますので、平成31年度までの設置をお願いしたいと思いますが、このことについて市長のほうからお答えをいただきます。

○議長（橋本 健議員） 市長。

○市長（楠田大蔵） ありがとうございます。例で挙げられましたこの春日市内の2カ所、そして筑紫野市内の4カ所ですね、私いずれもさまざま訪問もさせていただいたこともあるところであります。その一方で、この2カ所、4カ所以外のさまざまな施設も、もちろん私も存じ上げております。

そうした中で、仮に民間委託をする場合に、どの箇所に委託をするのかということも、選定もなかなか難しいところもありましょうし、先ほど部長からも申し上げましたように、プラス・マイナスそれぞれあるとは思いますが。

その上で、ただ私自身、先ほど10月に提出ということでもありますから、私が就任前の決定事項でありますので、就任後は改めて、先ほど来、これまでも常々過去の経緯を私も聞いてまいりましたが、先生のご指摘も改めて踏まえまして、柔軟にさまざまな可能性、何よりも市民の方々にとってよりよい形で、個数も含めて考えてまいりたいと思っております。

○議長（橋本 健議員） 11番上疆議員。

○11番（上 疆議員） ありがとうございます。それで、先ほども言ったんですが、筑紫野、春日市さんは当然そうなんですよ。福岡市、大牟田市、久留米市、糸島市なんかすぐ、ほとんどですよ。そういう分では、やはりこういう全体の地域の部分でこういうことをしないと、うまくいかないんじゃないかなと思うんですよ。

そこを含めてもう少し協議をいただいて、できるだけ早目にそういうことにしていただきたい

いと思うのと、プラスで、地域包括支援センターの増設を今2カ所というふうにししか考えておられませんが、できるだけ、市内3カ所ぐらいでないと、今現在1万9,460名ですよ。それを割ってでも3カ所ぐらい必要と思うわけですので、まだまだ増えてくる内容でありますので、これについてはもう少し十分市のほうで検討していただいて、この辺も含めて早目に、平成31年が終わるまでに3カ所ぐらい来れるようにしてもらえれば、非常に数が多くなれば多いほど大変になってくると思いますので、よろしく願いしまして、これで終わります。

○議長（橋本 健議員） 11番上疆議員の一般質問は終わりました。

ここで14時35分まで休憩をいたします。

休憩 午後2時23分

~~~~~ ○ ~~~~~

再開 午後2時35分

○議長（橋本 健議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。

3番船越隆之議員の一般質問を許可します。

〔3番 船越隆之議員 登壇〕

○3番（船越隆之議員） 議長より質問の許可をいただきましたので、通告に従い、渋滞対策についてと防災対策についてに関する質問をさせていただきます。

1件目、渋滞対策についてですが、県道筑紫野古賀線君畑交差点から太宰府交差点までの渋滞においては、五条交差点手前の五条駅入り口交差点で右折する車両が数台待機している場合、直線車両を妨げることになり、渋滞の要因になっています。対策の一つとして、五条駅前ロータリーから県道筑紫野古賀線にバイパス側道をつくることにより、五条駅入り口交差点からの右折車両を手前のバイパス側道へ右折させることにより、五条駅入り口交差点の直進車両の通行が緩和できることと考えます。

また、五条駅入り口交差点からどんかん道へ右折する車両が右折しやすくなるのではないかとありますが、考えをお聞かせください。

2件目、防災対策についてですが、平成29年7月に発生した九州北部豪雨では、死者、行方不明者合わせて41名という人的被害のほか、多くの家屋が全半壊をするなど甚大な被害をもたらしたことは、まだ記憶に新しいところではあると思います。

太宰府市でも、豪雨による災害がいつ何どき発生するかわかりません。市民の安全対策を早目に講じることが大事だと思います。

そこで、防災対策についての質問ですが、連歌屋一丁目12の醍醐池ののり面が緩いために、大雨で地すべりが起こるのではないかと、周辺の住民の方が不安に感じられておられます。昭和48年ごろ土砂崩れが発生して、災害に遭われたと聞き及んでおります。早目の対策が必要だと思われませんが、考えをお聞かせください。

再質問については質問席で行います。答弁は件別的にお願いいたします。

○議長（橋本 健議員） 都市整備部長。

○都市整備部長（井浦真須己） 1件目の渋滞対策についてご回答申し上げます。

ご質問の県道筑紫野古賀線の五条交差点から君畑交差点までの区間は、五条駅入り口交差点や西鉄太宰府線の踏切など多くの渋滞原因があり、国道3号からの通過交通や観光客の車両の交通量も年々増加している状況でございます。今年度実施いたしました交通実態調査により、渋滞原因の解明を行っており、この区間の渋滞についても渋滞要因の解明を行うことにしております。

平成29年度に策定いたしました第2次都市計画マスタープランにも記載しております、議員ご質問の五条駅周辺地区の面的整備の検討を行うとともに、平成29年度から平成30年度において策定いたします交通総合計画、公共交通網形成計画、立地適正化計画などにより、道路網等の見直しの検討を行い、この道路が県道でありますことから、県や警察など関係機関との連携を行いながら、当該区間の渋滞緩和を図ってまいります。

以上でございます。

○議長（橋本 健議員） 3番舩越隆之議員。

○3番（舩越隆之議員） この交通渋滞の緩和に関しましては、五条駅付近のこの筑紫野古賀線に関しましては、最近特に大型バスが君畑の交差点からかなりの台数がやっぱり来る日があります。それによって、五条駅入り口の交差点で右折する車が1台あることによって、それに何台かがずっと渋滞し出すと、今度はせっかく五条の交差点の信号が時差になって、15秒間直進ができるようになっている状態が無駄になると思うんですね。

それで、それを解消するためにも、このロータリーの側道をつくることによって、右折車がそちらのほうに逃げることによって、直進車両がスムーズな進行ができるんじゃないかということで、今回の質問をいたしました。

それで、五条駅入り口交差点の五条駅へ右折する車と、五条交差点から五条駅交差点のところで右折する車が、お互いに右折する車がかち合うと、両方が行けなくなっちゃうんですね。それで、筑紫野からの直進が右折をなくなると、それがどんかん道のほうに右折する車が前の車がとまってくれるので、スムーズに右折ができて、その渋滞が少しでも緩和できるんじゃないかということで、今回の質問をいたしました。

それで、この交通総合計画とかいろいろありますけれども、この計画によると、やっぱり10年、20年かかるような計画じゃないかと思います。中・長期的な計画だと思います。それはわかってはおるんですが、これはもうここ近年の問題じゃなくて、もう前からこの状態が続いていたわけでございます。それによって、早目にこの渋滞を緩和することによって、なるべくスムーズな往来ができるような形になるんじゃないかということで、質問しています。

それについて、その計画については、何年周期というか、どのような計画、長期的な計画なのか、中・長期的な計画なのか、ご意見を聞きたいと思いますが、よろしく申し上げます。

○議長（橋本 健議員） 都市整備部長。

○都市整備部長（井浦真須己）　ありがとうございます。私どももその渋滞といいますか、五条駅の入り口等の両方の右折とか左折、右左折ということで、非常に変則な交差点であるということは重々わかりながら、そういうより安全に通っていただくためにどうしたらいいのかということは考えながらということで、今まで来たとは思いますがけれども、今議員ご指摘のとおり、一応さまざまな計画ということでさせていただきますけれども、確かにすぐにできることとか短期でできること、中期で実施すること、長期でやはり10年、20年をかけなきゃいけないというそういう計画は、やはりあると思います。

その中で、ただ短期にというか、すぐにできること、例えば議員がおっしゃっているような、今までずっとおっしゃっていただいた信号とか、信号の時間調整とか、あと右折レーンを設けるとか、そういういろいろな短期でというか、警察や県に協議してできることもあると思います。ですから、そういうことも含めて、短期でできるものはなるべく早く、中・長期はきちっと将来を見据えてやっていくということを心がけながら、計画には着手していきたいというふうに考えています。

以上でございます。

○議長（橋本　健議員）　3番舩越隆之議員。

○3番（舩越隆之議員）　このバイパス側道をつくることによって、地元の五条台、東ヶ丘、星ヶ丘あたりの市民の方もそこを通ることによって、スムーズな通行ができるということと、多分五条駅前入り口交差点のほうに関しては、多分石坂方面に行かれる方も多いかと思います。でも、その車1台が右折するために、ほかの車が通行が渋滞するということになれば、やっぱりいろいろな問題が出てくるのではないかと考えております。

それで、今後その計画をもとにして、きちっとした計画踏みながら、どういう緩和からしていくかということをしっかり計画してもらいながら、今後進めていってほしいと思いますので、これをよろしくお願いします。

1件目はもうこれで終わります。

○議長（橋本　健議員）　2件目の回答をお願いします。

都市整備部長。

○都市整備部長（井浦真須己）　次に、2件目の防災対策についてご回答を申し上げます。

連歌屋一丁目12、醍醐池ののり面の防災対策についてですが、議員ご質問の醍醐池ののり面は、イノシシが荒らしたと思われる堤体ののり面のでこぼこが生じております。応急処置としてでこぼこをならし、イノシシがにおいに敏感であることから、イノシシが嫌うにおいのついた無害の薬剤を散布し、ブルーシートで保護している状況でございます。

堤体を荒らされている状況はあるものの、堤体が緩く弱くなっているというような状態までには至ってないという判断をしております。

しかしながら、周辺住民の方が不安に感じられていることから、今後定期的な巡回を行い、状況を確認しながら、必要であればため池内の草刈りや施設の修繕など、対策を講じてま

いりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（橋本 健議員） 3番船越隆之議員。

○3番（船越隆之議員） これは、そこは昭和48年ごろ、やっぱり大雨でちょっと土砂が出たというところでお聞きしております。そのときに、その土砂が民家の敷地内に入ってきたと、流れ込んできたという話も聞いております。そのために、多分そこに擁壁をつかれたと思っています。現場も一応見てきましたけれども、そのために擁壁をついていただいたということで、そのぐらいの緩い、土砂崩れならまだしも、いつ何とき大雨が降ることによって、そののり面が崩れて、今度は家屋を壊すようなことがあったりすると、大きな問題になります。

それで、ブルーシートをかぶせて応急処置をしてされていますということですが、私もそれを見ました。ブルーシートをかぶせるのは、そのの市民の方に聞くと、雨対策ということで、イノシシ対策とは聞いてないんですね。だから、住民の方はあくまでも雨対策ということで認識を持ってあると思います。それで、イノシシ対策兼雨対策であれば、ブルーシートはのり面より上がった時点でかぶせてないと、のり面だけだと、上からの水がどさっと大雨で何日も続いたときに一緒に流れてくるのではないかと。

私ものり面上がって見ましたけれども、かなりやっぱりやわらかいです。スコップでもすこっと入るぐらいのやわらかさになっています。だから、そういうやわらかい地盤を擁護するためにも、やはりちゃんとした応急処置をしてないと、いろいろな費用が市に対して発生してくるんじゃないかと思います。最初にしておれば、少ない費用で済んでも、もし災害があったときに、その片づけとかそういう処置をするためには、その何倍ものお金がかかるわけですね。

だから、そういうことを考えると、最初の段階でちゃんとした処置を、応急処置をしてないと、市民の方にも迷惑かかるし、災害が起きたときに、いろいろな人的災害もあろうし、物的災害もあろうし、だからそういうところを考えて、今後どういうふうにお考えか聞かせてください。

○議長（橋本 健議員） 都市整備部長。

○都市整備部長（井浦真須己） 議員ご指摘のとおり、私どもイノシシ対策ということで担当のほうも聞いて知っているということは聞いていましたが、雨水対策になると、ご指摘のとおりやはり堤体の一番上から、中から外にブルーシートを垂らすというのが通常の池の雨水対策になりますので、その辺私も現場を一度、イノシシ対策という目でしか見てなかったという自分自身の反省も含めて、再度現地に行きまして、ブルーシート等の対応をとらせていただきたいと思います。

それとあわせてまして、実はもう議員ご承知のとおり、太宰府市内には68ぐらいの市が管理しているため池がございます。それで、今非常に一番問題というか、市民の方にご心配をかけているのは、池の堤体が大丈夫なのかとか、地震に対してどのように、十分対応できるのかということもございますので、今市のほうでは今年度から危険度調査とか、あと池の危険度調査で

少し該当があれば、その耐震の調査などもさせていただいていますので、この醍醐池をいつ入れるかということはございますけれども、そういう視点でというか観点で池のほうをまた見させていただいて、危険度調査が必要なら危険度調査をしていくということで、対策を講じてまいりたいと思います。

以上でございます。

○議長（橋本 健議員） 3 番舩越隆之議員。

○3 番（舩越隆之議員） 太宰府市が安全・安心なまちづくりということであっていますので、やっぱり市民に不安を与えるということを少しでも和らげるためにも、早急な措置をとっていただきたいと思います。これがここの場所だけじゃなくて、ほかにもあると思いますけれども、それによって市民に対する安心感を与えるというのも、行政の仕事じゃないかと思っておりますので、それを踏まえながら、今後早目の対策をお願いして、私の一般質問を終わりたいと思います。

○議長（橋本 健議員） 3 番舩越隆之議員の一般質問は終わりました。

ここで15時まで休憩をいたします。

休憩 午後 2 時51分

~~~~~ ○ ~~~~~

再開 午後 3 時00分

○議長（橋本 健議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。

9 番陶山良尚議員の一般質問を許可します。

〔9 番 陶山良尚議員 登壇〕

○9 番（陶山良尚議員） ただいま議長より一般質問の許可をいただきましたので、通告に従い、1 件について質問させていただきます。市長の市政運営、今後のまちづくりについてでございます。

楠田市長におかれましては、現職の衆議院議員時代を含め、15年間にわたり政治活動を行ってこられました。この間、太宰府市も選挙区の一つであったということで、ある程度本市の現状等については認識をされていることだと思います。

しかしながら、国会議員と首長では、職務の内容はもとより、市のトップとしての責任の重さ等、全く異なるわけであります。特に、何事も最終的に決断を迫られるのは市長であり、時には高度な政治的な判断も要求されることであります。市長としての役割、重責をしっかりと担っていただくことを期待するとともに、私も今後は市長と議論を深めていきたいと考えているところでございます。

さて、これは私の考えでございますけれども、市のトップになる方には、将来を見据え、どのようなまちにしていくのか、ある程度の方向性、ビジョンを持って市政運営に当たっていただくことが重要であり、ビジョンなくしてまちづくりはできないと思っております。そして、ビジョンをどのような形で具現化していくのか、そこにはまちづくりにかけるそのまちの市長

の熱い思いや手腕にかかってくるかと思っております。

市長も今回選挙の立候補を決意されたときから、ある程度のビジョンを持って選挙戦に臨まれたと思っております。それが7つのプランであると理解をいたしております。

そこで伺いますが、この4年間、市長がどのようなビジョンを持って今後のまちづくりに臨まれるのか、また7つのプランをどのように具現化していくのか、市長の考えをお伺いいたします。

以上、再質問は議員発言席にて行います。よろしくお願いいたします。

○議長（橋本 健議員） 市長。

○市長（楠田大蔵） ありがとうございます。陶山議員とはまさに十数年にわたり、立場は違えど切磋琢磨してきた仲でもありますので、そうしたことを思い起こしながら、私も答弁をさせていただきますと思います。

所信表明で私は、「本市には誇り得る歴史や全国にとどろく知名度、多くの観光資源などに加え、何より郷土を愛し、情熱を持つ市民の方々、そして可能性に満ちた未来を担う子どもたちが数多く存在します。課題も確かにございますが、それ以上に伸び行く要素にあふれております。私自身先頭に立って、真の市政改革を断行し、日本を代表する、世界に冠たる太宰府の実現に向け、全身全霊を傾けてまいります。」と述べさせていただきました。

太宰府に本来ある多くの宝を生かしながら、財政再建や渋滞解消など諸課題を解決し、市民が住みやすく、元気あふれるまちにしていけることが、都にまちにしていけることが、私のまちづくりのビジョンであります。そのための7つのプランをかねてより掲げてまいりました。

就任後すぐにまとめた平成30年度当初予算で、まずは市長と語る会費を計上し、その上で、市民に開かれた政治姿勢というものを実現をしまいる姿勢をまずはお示しをいたしましたし、また公共施設改修予算をじっくり見きわめるために、その大部分を6月補正予算に延長するなど、一部既に具現化した部分もありますが、今後スケジュール立てを行い、第2回定例会における施政方針並びに補正予算提案を通して、さらに具現化してまいりたいと考えております。

○議長（橋本 健議員） 9番陶山良尚議員。

○9番（陶山良尚議員） ご回答ありがとうございました。また、ご挨拶までいただきまして、誠にありがとうございます。私もその旨、今先に市長のほうがおっしゃいましたものですから、まさかこのような形で市長と相對するとは思っていませんでした。そういう形で、またこれも何かのご縁だと思っておりますので、ともに同世代として一緒に議論を交わせながら、市政発展のために頑張っていきたいというふうに思っております。

まず、先ほどご答弁の中にごございましたけれども、市長のほうも本市には誇り得る歴史や全国にとどろく知名度、また多くの観光資源等があるということでありました。まさに太宰府には素晴らしい地域資源、観光資源がございます。しかしながら、なかなかこれを生かし切れていないのが現状かなというふうに思っております。

私もいろいろな形でこれまで一般質問させていただきました。そういった中で、逆に太宰府の中におると、例えば市民でもそうですけれども、いろいろなものがあったても当たり前のような形になって、なかなかそれが気づかないことがたくさんございます。

そこで、市長にお伺いしたいですけれども、逆に市長は筑紫野市出身ということもあり、国会議員の経験もされたということで、客観的に見られて、この今太宰府に何が足りないのか、もしその辺、頭に今浮かびましたらお答えいただければと思っております。

○議長（橋本 健議員） 市長。

○市長（楠田大蔵） ありがとうございます。せっかくの機会ですから、率直に私も語らせていただきたいと思います。

もう既に昨日、本日とさまざま議員皆様からご質問をいただき、私も私なりにお答えをしてまいり中でも、気づく点も多々ありました。そうした中で、プラスの面については、これまで述べてきたとおりであります。やはり足りない点と申されましたので、あえて私なりに感じることを申し上げますと、やはり太宰府市1市としては、非常に面積も限られておりますし、また周辺と入り組んでいる地形でもあります。そうした中で、やはり少し視野を広げれば、例えば今までも買い物は筑紫野市に行かれるとか、いろいろな産業面については大野城に多いとか、またバスの乗り合いなども考えますと、西側の大佐野なり青葉台なり長浦台のような地域は、むしろ大野城もしくは筑紫野に近い。そうした中で、生活圏がそちらに近いということもあると思います。

そうしたことを一つ一つやはり私は広域的に見てきた者として、その市の境目というのは、当然市民の皆様から税金をいただいて、それを市民の皆様のために使わせていただく立場としては、太宰府市1市で考えるべきことも当然でありますけれども、しかし少し近隣と目を広げまして、視野を広げて協力をしていくということを近隣と協力しながら行うことができれば、当然太宰府市全体が潤う形にもなりますけれども、周辺も潤うことができるのではないかと。その中で、まさに昨日申したウイン・ウインの関係で、全体として太宰府を中核として周辺が潤うということもできるのではないかと思っております。

もっと申しますと、太宰府の名前は、もう何度も申しますように全国に知られております。例えば、これも相手があることですので、また拙速なことを言いますと怒られるかもしれませんが、例えば周辺でつくられた農産物についても、太宰府の名前を使いただくことでそれ売り出せば、近隣の方々もそれを太宰府のものとして、我々も知っていただくことはできますが、近隣の方もそうしたことを使って売り上げを上げることもなどできるかもしれないですし、そうしたことも一つ一つ視野を広げれば、可能性が広がることも多々あるのではないかと。

そうした意味で、余り1市にこだわり過ぎると、私はもったいないこともあるのではないかと。ということは、常々考えてきたことであります。これは太宰府市に限らず、周辺の自治体も一つ一つが近隣との連携というのは、前向きにもっともっと考えていくべき課題であろうと、そのようには考えております。

○議長（橋本 健議員） 9 番陶山良尚議員。

○9 番（陶山良尚議員） 確かに市長今おっしゃいましたけれども、他市との連携というか近隣市との連携、福岡市を初め都市圏でございますので、福岡都市圏を中心に筑紫地区、筑紫は一つでございますので、そういう意味ではしっかりとその連携はとっていただきながら、まちづくりを進めていただきたい、それが一番ですね。いい形でそれぞれのまちがウイン・ウインという形で、そこにまたいろいろな仕事をなさっている方、また市民を含めていろいろな形でうまく回っていけば、それが太宰府にもいい形で回ってくるというふうに私も認識しております。

まちづくりの方向性については、いろいろな所信表明でもありますけれども、市長は方向性は同じだということで、私もある程度認識しております、これからまたいろいろご議論させていただきたいとは思っておりますけれども、選挙に際し、この7つのプランですね、こういう形で工程を示されました。中身を拝見しますと、今既に行っていることもありますし、またこれからいろいろ聞いてみないとわからないということも多々あります。

そういった形で、これを一つ一つ具現化していく、ほかにもいろいろな政策をこれから市長は打ってこられると思いますけれども、そういったときに、やっぱり予算が必要になってまいります。というのも、これから人口減少化に向けて、やっぱりどこの自治体も財政の問題が一番大変な問題になってくると思っております。

そういった中で、予算の確保を私はどうやっていくかというのが、やっぱり市長の一つの大きな仕事だというふうに思っております。そこで、なおさら楠田市長におかれましては、国会議員も経験されたということで、その辺は議員時代は逆に自治体から受けるほうでいろいろな形で動かれた、その辺はよくわかってあると思っております。

そういった中で、太宰府はなかなか財政が厳しいということで、いかにやっぱり交付金とか国からの補助金を引っ張ってくるか、それはもうまさに市長の仕事であって、それで今回こういう形で市長になりましたんで、その辺はしっかりまた頑張っていただきたいというふうに思っておるところでございます。

ただ、ちょっと一言申し上げますと、国のほうは今安倍政権を中心とした自公連立政権でございます、市長はもともと、今は無所属でございますけれども、もともと野党の議員でおられました。その辺いろいろ国のほうはもうはっきりしておりまして、やはり何といっても与党じゃないと厳しいということもございますので、その辺は選挙中も太いパイプがあるということで市長もおっしゃっていましたが、しっかりその太いパイプがあるならば、しっかりとそれを生かしていただきながら、またやっていきたいと思っておりますけれども、その辺でしっかりやっぱり汗をかいていただきたいと。そういった形で、どのような形で予算も含めて要望活動をしっかりやっていきたい、そのあたりちょっと市長のほうからご意見伺えればと思っております。

○議長（橋本 健議員） 市長。

○市長（楠田大蔵） ありがとうございます。もう経験に基づいた大変ありがたいご指摘をいただ

いております。

もう当然私も、これまでの所信でも述べましたように、国会での経験、活動も最大限に生かすと常々申してまいりました。そうした中で、もちろん私がかつて野党陣営にいたことは厳然とした事実でありますので、もちろん今までのおつき合いも大切にしていまいりたいと、そうした思いでもあります。その一方で、もっとたどれば、私の父の代はかつて与党側といいますか、自民党に所属をしてお世話になってきた、そうした過去もございます。私の42年間の人生で申しますと、そこはあらゆる立場で、また現職のときもあれば、落選をしているときもありましたし、さまざまな立場で私は政治を見てきたという、そうした自負もいたしております。

その上で、当然あらゆる経験なり人脈を駆使して、国なり県なりから予算をとってくると、トップセールスを行うということは当然でありますけれども、当然その上で、私もまだまだ若輩でありますから、名前はあえて申しませんが、陶山議員の関係の深い先輩議員もおられますし、地元の中でそうした議員からもご指導も今後はしっかりと、これまでも、あらゆる意味でご指導いただいておりますが、そうした地元の選出の先輩方、そして全国の党派を超えた先輩方、意外と国会は党派はありますけれども、ご存じのようにふだんは党派を超えて非常につき合いをさせていただき議員連盟などもありますし、むしろ党派が違う人ほど信頼して話し合いができるということは、私も見てのとおり余り穏やかなほうでありますので、そうした方々と先輩方ともいまだにご縁をいただいておりますし、また政務官当時の防衛省のそうした幹部、また一般の自衛官の方々、そうした方々とも今でもなおおつき合いをさせていただいております。各省にも私の予備校時代からの同級生がかなりおりまして、そうした仲間にも諸先輩にも、この市長に就任後も、電話一本でいろいろな教えもいただいているところであります。

そうしたことを全て加えながら、また私もかつて民間企業で勤めてきた経験もありますので、そうしたときの人脈も、余り個別の名前出さないほうがいいかもしれませんが、住友銀行で勤めてきた、この本市とも今その銀行も大変縁があるということも、何かのめぐり合わせだろうと思っております。

そうしたこともしっかりと生かしながら、あらゆる面で自主財源をやはり増やしていくと、歳出の見直しはもちろんでありますけれども、余り市民の皆様に負担を強いる、もしくは後ろ向きの議論ばかりしていくよりは、やはり太宰府のこの可能性を生かして、本来の力を、底力を引き出すために、私は最大限の力を尽くしていまいりたいと、そうした思いであります。

○議長（橋本 健議員） 9番陶山良尚議員。

○9番（陶山良尚議員） そうですね、さまざまなまた培ってこられた人脈、またその辺をしっかりと生かしていただき、また県内の国会議員の皆様としっかりと連携とっていただきながら、予算要望活動等に汗をかいいただければと思って、期待をしたいところでございます。

先ほど税収の増、増加策というか、所信表明にも書いていました。1,000万人本市には来るということで、近隣自治体の積極的連携や、本市独自の地場土産産業化を進めること、そして



飲食、買い物、宿泊まで含めた長期滞在型の観光産業化を実現し、税収増を図ってまいりますということで発言がございました。

そういった中で、私も今まで同じようなことで一般質問等を行ってきました。やはりまちづくりを行っていく上では、削減することも大事でございますけれども、いかに税収を増やしていくかということが大事だと。太宰府の場合は、やはり観光産業を中心とした観光の町でございますので、そういった形で生かしていきながらやっていけば、一番大きな早い税収増につながっていくと。

しかしながら、なかなかそこがうまくいかないところが現状だと思っておりますし、今観光経済部のほうも一生懸命頑張っておりますけれども、なかなか1,000万人近く今来られている方を、集客がございましたけれども、生かし切れてないということがございます。いかにこのお金を落としていただいて、経済を潤わせるかということが課題でございます。

そういった形で、いろいろなこれからイベントも予定されている。例えば来年はラグビーのワールドカップもございますし、2年後には東京オリンピック・パラリンピックもございます。いろいろな形でイベントはある。福岡市はもう国際会議等々非常に多くされています。そういった形で人は来ているけれども、いかにやっぱり太宰府を知ってもらって、太宰府で楽しんでいただいて、いろいろな食事をして帰ってもらおうと、やっぱりそういう回遊性を持った滞在型の観光推進をしていかないといけないということで、私も常々そういうことで思っております。

そういった形で、太宰府でもいろいろなイベントに向けて、何らかの戦略を持ってやっていくことが大事なことでないかと思っております。その辺、もし市長の率直な考え、観光政策を推進していくという意気込みがあるのなら、その辺、市長が今考え描いている観光政策についてお答えいただければと思っております。

○議長（橋本 健議員） 市長。

○市長（楠田大蔵） ありがとうございます。

まず、ラグビーのワールドカップなりオリンピックなり、今度G20の財務相会合、金融責任者の会合もございます。そうした中で、やはり太宰府は本当に幸運なことに、恐らくそうした、この間警備的な話で警察の関係の方からもお聞きをしましたけれども、やはりこの福岡に来たからには、太宰府に寄ろうという要人の方も必ずおられるようでありまして、またさまざまなキャンプ地の候補なども、これからさらに決まってくる可能性もございます。また、キャンプ地にならないにしても、やはり訪れようという方は、名前だけでもあるだろうと。またそれを国なり県が太宰府という有名な日本の中で観光地域があるということを伝えてもらうだけでも、これは非常にメリット、近隣の市にはないメリットだと考えます。

ただ、これを来ていただくだけではなくて、来ていただいたことをまずは報道してもらわないといけない。そういう意味では、広報戦略でこうした報道をお伝えをする、また市の中でそうしたことを、市としてもメッセージを出していくということも非常に重要だと考えます、

まずは。

その上で、来ていただいた方にいかに長く滞在をしていただくか、回遊性を高めるか、この点においてはやはり私は、従来申しておりますように、近隣との連携というのが非常に重要だと考えます。

太宰府市1市に限りますと、やはり宿泊場所をこれから多数建設をするというのは非常に難しいでありましょう。しかし、近隣に目を向けますと、さまざまなそうした既に宿泊をする施設もある、食事をする、買い物をする施設もある。もちろん太宰府の中でも、特に夜のそうした回遊性を増やしていく。既に国立博物館なり太宰府天満宮のほうにも夜の開業は協力をいただいておりますけれども、市としてもそうした開業しているところを積極的にさらにガイドブックなどでお知らせをしていくということもできるでしょうし、そうしたことをまずはお知らせをしながら、近隣との連携もしながら、一時的には近隣の収入になるかもしれませんが、土俵をあらゆる太宰府市に限らない周辺までも広げた同じ土俵だという捉え方をすれば、必ず回遊性が高まる中で、太宰府市自体の収入も増やすことができる、そのようにも考えております。

また、残念ながら土産物産業も今の時点では限られてもおりますが、例えば太宰府の梅を使ったブランド化なども、これからも力を入れれば可能なことは多々あると思いますし、また今のそうした梅ヶ枝餅に限っても、残念ながら材料などが地場ではつくられていないところもあるかもしれませんが、そうした地場の材料を使っていただくような誘導策なども、研究を重ねれば可能性もあるかもしれませんし、それにかわる新しい土産物を地域の福岡農業なりそうした地域、今若い方々も力を入れて協力をしてきております。そうした力もかりながら、この太宰府市ならではの新しい地場土産というものをつくっていくことだって、私は必ずできると思っております。

私が市長に就任したからには、そうしたことをいわゆる前例にとらわれず、あらゆる可能性を排除することなく、広く多くの市民の皆様からも考え方を募りながら、知見を集約してこの増収につなげてまいりたいと。そのためにも議員のご協力をぜひともいただければと思っております。

○議長（橋本 健議員） 9番陶山良尚議員。

○9番（陶山良尚議員） 観光政策についていろいろ話すともう切りがないんで、この辺で終わりますけれども、これは余談でございますけれども、今年は明治維新150年ということで、前市長はやるやると言いながら、なかなかこれはもうほったらかしで、やっていかなかったということで、非常に私こういう機会を逃したことがもったいないなと思っているところでありますので、こういったことも含めて、いい方向にそういう形で持っていければいいなと思っております。

あと最終的に、まちづくりを進めていく上で一番大事なことは、やっぱり先ほども申しましたけれども、市長のまちづくりにかける思いとか熱意が必要かなというふうに思っております。

す。手腕も必要でございますけれども、その夢をどうやって具現化していくか。非常に夢を持つことは、昨日門田議員の話もありましたけれども、非常に私も大事なことで思っております。

例えば国立博物館でも、これは120年かかってようやく太宰府に誘致できたわけですから、そういう経緯も、それはオーバーな話でございますが、やっぱり夢を語って実現するのが10年、20年、30年。30年はないという昨日もまた話がありましたけれども、次の子どもたち、また次の世代にやっぱり引き継いでいくことが大事なことでないかなというふうに思っております。

だからこそ、やっぱりこの一年一年が非常に大事なことでかなというふうに思っておりますし、1年何をしていくのかということですね。その辺しっかりと市長には考えていただいて、あらかた何をしていくのかということを順序立てて、優先順位を決めていただきながらやっていただきたいというふうにも思っております。

4年間しっかりと職責を果たしていただいて、太宰府が素晴らしいまちになることをともに頑張っていければいいなとは思っておるところでございますけれども、私もいろいろまちづくりについてはまた一般質問等において、また市長とこういう形でまた進めさせていただきたいと思っておるところでございます。

そういうことで、また最後にまちづくりにかける何か市長の、先ほどもいろいろ言っていたきましたけれども、もう一度何か決意とかその辺ありましたら、またお答えいただければと思っております。

○議長（橋本 健議員） 市長。

○市長（楠田大蔵） 私が前向きに語る機会を提供していただきまして、本当にありがとうございます。

最初の議会での一般質問でありますので、私も比較的自由に今話をさせていただいておりますが、国立博物館の話もありました。先日子どもフェスタ、10回目でありましたけれども、私も筑紫青年会議所のメンバーとして、かねてよりそうした運営にも参画もしてまいりましたけれども、改めて市長として先日参らせていただきますと、やはりこの地方都市と言うと失礼かもしれませんが、私が生まれ育った筑紫野も含めて紛れもなく地方都市でありますけれども、この近隣の中で、しかし国立博物館という建物がありまして、そしてその環境がやはりまさに国の最先端のさまざまな、もちろん展示物もそうでありますけれども、施設自体が非常にすぐれた環境であります。そうした中で、子どもたちが本当に目を輝かせて、むしろ親まで楽しみにして来られている。そういう姿を見るにつけ、私が子どものときはそういう施設は、まだ余りありませんでしたから。そうした意味では、そうした恵まれた資産がこの太宰府にはあると、まさに先人の皆様の力のたまものであります。

そして、まさにこうしてご意見をいただく議員の皆様、市民の代表としての議員の皆様、そしてこうしたまだまだ若輩の私を支えてもらっている職員の皆さん、そしてこうして日々足を

運んでいただく市民の皆様も含めまして、非常に有能な皆さん、熱い気持ちを持った多くの  
方々がこの太宰府におられるということを、改めて私は本当に宝だと感じております。

そうした思いを持って、その思いをしっかりと私は一つにすることができれば、必ずこの太  
宰府の可能性をもっともっと引き出して、そして私は決して夢物語ではない、日本を代表する  
世界に冠たるまちに、都に太宰府を、本来の歴史にふさわしい都にすることができると確信を  
いたしております。それが私のまさに政治家としての使命であると、そう考えて、まずはこの  
4年間、全力で全うしてまいりたいと。

これまでも日々、本当に選挙直後から登庁させていただきまして、一日も休むことなくさま  
ざまな今勉強を重ね、そして私の思いを皆様にお伝えをしておるところでありますので、ぜひ  
とも一日一日、最大限力を尽くしてまいりますので、今後ともご協力をよろしくお願い申し上  
げます。頑張ってまいります。

○議長（橋本 健議員） 9番陶山良尚議員。

○9番（陶山良尚議員） しっかりと市民7万人のために頑張っただけと。まだまだ太宰府  
市、非常に厳しい市政運営でございますので、その辺しっかりと肝に銘じていただいて、今後  
の市政運営に図っていただければと思っております。

最後に、市長にとってこの太宰府市自体は、生まれ育った出身地ではございませんけれど  
も、今住まれているかどうかはわかりませんが、そういう意味では第二のふるさととし  
て、しっかりと地域に入り込んで、市民目線で太宰府の現状を早く理解していただいて、市民と  
しっかりと話を進めていただきながらやっていただきたいと。骨を埋める覚悟と昨日話がござ  
いましたけれども、そういう気持ちで市政運営に当たっていただきたいというふうに思ってお  
るところでございます。その辺しっかりと私のほうからもお願いをさせていただきまして、私  
の一般質問を終わらせていただきます。

○議長（橋本 健議員） 9番陶山良尚議員の一般質問は終わりました。

ここで15時40分まで休憩をいたします。

休憩 午後3時31分

~~~~~ ○ ~~~~~

再開 午後3時40分

○議長（橋本 健議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。

5番笠利毅議員の一般質問を許可します。

〔5番 笠利毅議員 登壇〕

○5番（笠利 毅議員） ただいま議長より質問の許可をいただきましたので、一般質問をさせて
いただきたいと思います。

原稿に入る前に、一言だけ2日間の所感を述べておきたいと思います。

この2日間の私たち議会14人からの一般質問の中で、大きく発想の転換、まちづくりに関し
ての発想の転換、それを持続性というものを大事にしながら考えていかなければいけないとい

うことが、ほぼ通底する課題としてあったのではないかと考えています。

それに加えて、先ほど陶山議員の質問に対して、楠田市長からは、さまざまな太宰府にある資産を先人からのたまものだと思い、その歴史にふさわしいまちにしていきたいという言い方をされていたかと思います。逆に言えば、これも今まで出ていたことだと思っているんですけども、太宰府市が今持っているものをなかなか生かし切れていないという問題意識を、ここにいる者が共有しているのではないかと感じた2日間です。2日目まだ終わっておりませんが。

私の質問は、市内各校の授業協力者についてという小さなことを扱うんですけども、ここまで太宰府市の全体の話として考えてきたそうした課題を、一つの小さな学校レベルの地域の中でも同じように考えていけるのではないかという気持ちでつくった質問です。発想を変えんとか持続性という言葉が、現にあらかじめお渡しした原稿の中にも入っていたかと思います。そういうつもりで質問をいたしますので、回答もそのつもりでしていただければ大変ありがたいと思っております。

質問に入ります。

太宰府市立の小・中学校は、全てコミュニティスクールとなっています。「地域とともにある学校づくり」と文部科学省のパンフレット「コミュニティスクール2017」の表紙にありますが、市内でも多くの学校がこの言葉を掲げています。

コミュニティスクールの目的というのを私なりにちょっとまとめてみます。学校と地域が子どもの成長について目標を共有し、子どもの抱える問題を地域ぐるみで解決する一つの枠組みとなって、もって質の高い学校教育を実現する。

さて、質の高い学校教育という観点から、保護者や地域住民の教育活動への参画について、さきの文部科学省のパンフレットから引用してみます。こんな言葉があります。多くの大人の専門性や地域の力を生かした学校運営、教育活動が実現します。なるほど、コミュニティスクール導入前には埋もれてしまいがちだった地域人材の意欲、あるいは単発的に終わりがちだったさまざまな取り組み、これらが各学校独自の持続的な教育力の向上として定着していく、そんな学校像が描かれているのではないのでしょうか。地域性と専門性がしっかりと結びつくことで、各学校の教育上のアイデンティティーが確立していく、そんな姿を想像することができると思います。

さて、実際それぞれの学校にはそれぞれの特徴があります。私の子どもが通った東小学校なら歌声、また当時から知っていたものなんですけれども、ほかの学校でも水城西小学校には米づくり、太宰府西小学校なら国際交流など、学校に不可欠な特色をコミュニティスクールの導入以前からずっとずっと保持している例が実際にあります。

それぞれの特色は、地域の人々の協力と専門性に支えられてきたわけですが、あるいは中学校の部活動で、あるいは小学校の英語教育など、学校外の地域の人材を必要とする場面は、今後もあることはあっても減っていくということはないでしょう。

より多くの人の協力と支援で学校の特徴を維持向上させるとするなら、どうしても人にかかる安定的な財源が必要になります。特別な技能や高度の専門性を期待するのであれば、なおさらでしょう。コミュニティスクールの活性化とともに、人材にかかる費用は漸増していくことが予想できるということです。逆に、財政的な安定性が欠けているなら、次年度の教育計画をつくるごとに、今まで培ってきた、培われてきた各学校の魅力、これが縮減される、そんな現実学校現場が直面することにもなりかねません。

しかし、文部科学省の資料を随分読んだんですが、どんなに読み込んでも財源への言及は見られません。国は学校を支えようという意欲、ボランティアの日本語ですけれども、これをただだと考えているのでしょうか。

そこで、市の予算書を開いてみました。学校教育に直接力をかしてくださる方への予算は、授業協力者謝金という費目しか見当たりません。驚いたことに、コミュニティスクール導入期にこの金額は増えました。しかし、その後減少傾向にあります。疑問が湧いてきます。地域との人材交流が教育課程にはまだ生かされていないのではないか、あるいはどこかに無理があって、縮減という負のスパイラルが既に始まっているのではないかと。

しかしながら、先述のとおり東小の歌声など各校それぞれの特色、コミュニティスクールの導入以前から続く特色、今後地域の拠点としての学校の核ともなり得る特色、これらは既にしっかり各校の教育課程に組み込まれています。

他方、これらはいずれも専門性が要求される面を持っています。専門性とは、常に向上を目指すもので、もし太宰府市のコミュニティスクール推進政策のどこかに負の傾向性が始まっているなら、必ずそれとぶつかる日が来るでしょう。

市内の各校が地域の力でそれぞれの特徴をさらに伸ばしていくことを、市としての積極的な目標として設定することが、今必要だと考えています。そのためには、財源も積極的に確保していく、そんな思想の転換が必要だと考えています。

そこで質問ですが、授業協力者の謝金を一旦は増やしたその意図、そしてその後減少に転じている理由、さらには現状分析、その説明をしていただきたいと思います。

再質問は議員発言席から行わせていただきます。

○議長（橋本 健議員） 教育部理事。

○教育部理事（江口尋信） 市内各校の授業協力者についてご回答申し上げます。

授業協力者謝礼を一旦は増やした意図、その後減少に転じている理由と現状分析についてですが、まずもって初めに、授業協力者の活用についての基本的な考え方を述べさせていただきます。

専門的な知識や技能を有する方を授業協力者として招聘することは、子どもたちに学ぶ楽しさを味わわせ、学びがいがある授業を行う上で有効な手段の一つであり、結果として学校の特徴ある教育活動が持続可能なものとなったり、子どもたちの成長につながったりするものと考えております。それを踏まえた上で、ご質問にお答えいたします。

まず、授業協力者謝礼の予算額を、平成21年度のことだろうと思いますが、増やした理由についてですが、平成21年度から授業協力者謝礼そのものを若干増やしたことに加え、学生サポーターを制度化し、約100万円の予算を加えたことが大きな理由でございます。学生サポーターについては、夏休みの補充学習のサポート、遠足の引率補助や運動会の補助といった学校行事のサポート、授業における丸つけサポートなどをしていただいております。

次に、減少に転じたというのは平成26年度からのことをおっしゃっていると思いますが、平成26年度から予算額が減少した理由についてですが、平成21年度から5年間の決算額をもとに予算額が見直されて決定されていったものであり、授業協力者や学生サポーターの活用を意図的に減らしていったというものではございません。

以上でございます。

○議長（橋本 健議員） 5 番笠利毅議員。

○5 番（笠利 毅議員） どうもありがとうございます。

初めに、今いただいた回答から幾つか確認させていただくことをもって、再質問に入りたいと思います。

まず、回答に入る前の考え方の部分についてですけれども、専門的な技能や知識を持たれている方を協力者として招聘すると、そのことが特色ある教育活動の持続性につながったり、あるいはひいては子どもたちの成長につながったりと、たり、たりなので、幾つかあるもののうちの2つということだとは思いますが、まずこれ2つ、2つじゃないですね、協力者を招くことと学校の教育活動の持続性はイコールではないし、子どもの成長ともイコールではないと思うんですね。2つを結びつけるための何かというのは必ずあると思うんです。それを現在教育委員会として、この2つが結びつくためには何が必要だと一番考えていらっしゃるか、それをまず聞かせていただければと思います。

○議長（橋本 健議員） 教育部理事。

○教育部理事（江口尋信） まず、学校の特色化を挙げさせていただいたのは、議員のご質問の中に東小のことが挙げられていましたね。歌声ということが挙げられていました。実は東小学校は、私も実は在籍しております、今から多分20年前ぐらいだろうと思います。そのときに歌声、掃除、挨拶、思いやりですかね、この4つの宝を学校長が学校運営経営の柱として、これを基盤にしながら子どもたちを育てていくということで、我々教員も一丸となって同じベクトルで子どもたちを育てていったわけですね。それが今も実は東小のちょうど正面玄関のところに掲げてありますので、私たちがやったところには、あれは一つの学校経営のスタートだったと思うんですけれども、今はもう伝統とか歴史のところに入ったんだろうなというふうに私は思いました。

それで、議員のご質問の中に、ピアノの専門的な方とか、それから歌唱指導の方を入れることによって、そういった歌声が持続できるというお考えだろうということで、私が申し上げたのは、そういった方を入れることによってある程度の歌声の質というんですか、子どもたちの

高まりが期待できて、子どもたちが自信を持てるという意味で捉えられているんだろうということで、私は学校の特色化ということをおっしゃっていただきました。

もう一つは、子どもの成長なんですけれども、実はやはり子どもというのは、もともとはやっぱりわかりたいとかできたいとかというような気持ちを持っている、これはもう当たり前のことなんです。ですから、授業が充実してこそ、1時間ではありますけれども、1時間の中で必ず何らかのやっぱり成長していくような道筋をつくっていかなくてはならないということです。もし教員にそのような専門的な部分が欠けているのであれば、そういうものを協力していただいて結びつけて、あくまでも授業協力者ですから、教員が授業を中心に進めながら、必要な部分で活用することで子どもが成長するのであれば、それにこしたことはありませんので、その2つを例として挙げさせていただきました。

以上です。

○議長（橋本 健議員） 5番笠利毅議員。

○5番（笠利 毅議員） それについて全然反論とかするつもりはないのですが、私もそういうことも思いましたし、これはせっかく東小にもおられたということなので、私はその東小の正門の前に住んでおりますので、ちょっと言いますけれども、そうですね、何を言ってもいいんですけど、私PTAをして間近で見ていたせいもあるんですが、この2つをつないでいくもの、私としては、1つは専門的な技能を外に委ねることで、例えばこれはもしかしたら地域包括支援センターに委託という話とも発想は似ているのかもしれないんですけど、そのことによって、本来子どもの成長を促すための仕事をプロとしてやっている先生方が、その力を十分に発揮できると、その条件をきっちり整えていくということが私は必要ではないのかなと感じているので、まずその点を質問させていただきました。

次に、平成21年から増やして、平成26年から5年分で計算をして決めていくということを始めたと回答で、それ自体は説得的だと思います。数字上も一致しているので、そのとおりなんだろうと思います。

ただ、ちょうど学校教育課から幾つかの資料をもらって自分なりに見ていたんですけども、平成26年というのが一つの境目だなという感じは受けたんですね。一定の傾向性があるものが、そこだけがちょっと違う動きをしているとかというの、ちょっと幾つか気がついたことがあったので、多分その辺の予算の組み方が変わったということが、実際の学校現場にも少し影響したのではないのかなと、推測いたします。

そこで、今度はそのことに関して一つの質問なんです、学生サポーターを制度化することで100万円その分をつけたと。数字を見ると、私、平成24年から5年分の決算の数字をいただいているんですけども、平成24年、平成25年、平成26年は、平均すると学生サポーターに使ったお金が約30万円ずつ。その後、9万円とか8万円とかぐっと減っているんですね。

これも恐らくその5年分の計算の影響があったのではないかと思うんですけども、もともと学校協力者にあった分に100万円を足した、AとBとするなら、このA足すBを5年間で評

価して平成26年度の予算を決めたのか、それともAの部分を単独で評価したものとBの部分、学生の部分ですね、単独で評価したものとを合算して平成26年度の予算というのを組んだのか。それによってある程度の差が出てくると思うので、全体枠で計算しての平成26年度以降の予算の組み方なのか、それぞれ別項目として計算して足し算したものなのか、ちょっとわからなから教えていただきたいと思います。

○議長（橋本 健議員） 教育部理事。

○教育部理事（江口尋信） 済みません、質問を理解してなかったらもう一度言い直しになりますので、どうぞお願いします。

1つ目なんですけれども、授業協力者の件なんです。これは、私は先ほど2つの面でプラスの面で言いましたけれども、これは東小がどうのこうのという話ではなくて、決してプラスだけではないというふうに思っておるんですね。

なぜならば、例えば1つ前の現行の学習指導要領の前には、どちらかという小学校の高学年では統制的な発声で歌いましょうというのがありました。これはどういうことかという、いわゆる高い裏声というんですか、技術的なことがすごく書いてあったんですね。現行の学習指導要領を見ますとそうではなくて、自分の思いですよ、歌詞に込められた思いとかそういったものをしんしゃくしながら、無理のない自然な声で歌いましょうというのがあるんです。

ですから、技術的なものを補うというような努力も要るかもしれませんが、やはりそういうことをきちんと保護者に伝えながら、その歌をどのように残していくかという発想が学校側になくなっていくとか、もう一つは、私も本当に音楽なんかというのは一番授業の中で苦手だったんですけれども、それでもやはりそのときに得意な先生の授業を見たりとか、教えていただきながらやっていったわけですね。それが学校の、我々の世界でいうと同僚性というんですけれども、お互いに学び合うというような、授業協力者を何も考えずに回数だけをお金をつけて入れていくということは、そういう同僚性の育ちを阻む面もあるんだろうと思うんです。

ですから、1つ目の回答になっているのかどうかわかりませんが、そういったことを考えると、本当にバランスよくそこを教育委員会が考えていくというのが必要なんだろうと思います。

それから、2つ目の質問が、済みません、ちょっと違ったらまたお願いします。平成27年だったと思うんですけれども、学生サポーターの制度はずっと続けてきたんですけれども、平成26年度に、実は市の教育委員会の大きな課題として学力向上というのがあったんです。平成26年度の全国の平均と太宰府を比べたときに、非常にちょっと一時厳しい状況にあったわけですよ。やっぱり子どもたちに学力をつけるというのは、将来の進路保障等にとっては、これはもうなくてはならないというか、子どもたちの将来を考えたときには、子どもたちが自分の夢とか自己実現を果たしていくためには、一定の学力をつけるというのはこれは学校の責務ですので、済みません、平成26年度か平成27年度かによって議員のご質問が変わってくるかもし

れませんけれども、そのときに、実は学力向上事業というのを始めて、学力を向上させることに特化した協力者を別途予算化したわけですね。ですので、学生サポーターとして上がってきてなくても、そちらのほうで学校が支払っているということもあるわけなんです。

ですので、ちょっと組み方がそこらかわったということはあると思いますので、つけ加えておきたいと思います。

○議長（橋本 健議員） 5 番笠利毅議員。

○5 番（笠利 毅議員） わかりました。質問は、5 年分の決算をもとに計算するときに、学生サポーターの部分が100万円に対して、そもそも使っていたのが最大で42万円ぐらいだったと。60万円ぐらいの余りがあった部分も足して圧縮するとなると、圧縮幅がどうしても大きくなる。他方、これは大まかに計算したんですけれども、学校が希望する協力者の回数と、それに実際に配当された回数の比、もしくはそれによって配当された回数と実際に実施した回数の比、これらは6割をかなり大きく上回っているんですね。ので、もし一緒に計算していたら、学校が必要だと思って教育委員会に希望しているもののほうに圧縮がどうしても来てしまうんじゃないかと、それを懸念したので、そこは質問しました。趣旨はそういうことです。資料は私の手元にしかないもので、それはそういうことだということでやめておきますけれども。

では、少し、今も言ったことにつながるんですけれども、もともと予定していたことに少し入りたいと思います。

その現状に至る過程について、最初そこでも言いましたけれども、どうしても予算が圧縮されていく中で、やりたいことをやろうとしていくと、背の高い人が狭い部屋に入っていくようなものですから、どうしても突っかかってくるということはおのずと出てくると思うんですね。

今数えたと言いましたけれども、学校が希望した数と、それに対して教育委員会から予算がついた額、そして予算がついた分をどれだけ実施したかという率。学校によって数字が結構違うので一概には言えないと思いますし、小学校、中学校で大きく傾向が異なると思ったので、純然たる統計的な比較はできないと思ったんですけれども、ただあらかじめ原稿でも例として挙げていた東小、水城西小、太宰府西小、若干特色があると思うんですね。5年間を通じて希望した数がほぼ一定している。それに対して配当された数もほぼ一定している。東小でいえば46分の40というのが典型的な数字。水城西小でいえば30分の20ぐらいですね。太宰府西小だったら90分の45が100分の50に変わっているんですけれども、これは学校規模がちょっと変わったとか、そういうことがあるのかなとは思いますが、比率も認められる比率も一定していると。この3校は、平成26年度を除くと、配当に対して実施した割合が非常に高い、ほかと比べても。90%を目途に最初探してみたんですけれども、各校平均すると小学校全体としては80%台だったと思うんですね。

ということは、これは類推するしかないんですけれども、私が子どもが通っているころから各校の特色としていっているようなものが、これだけは必要だというものがある程度はつきり

と学校として持っていて、その分は確実に希望として出し続けて、でも何らかの理由で、一定の割合でこれ以上はという形が続いているんじゃないかというふうに推測します。これは推測しかできません。

一定数確保がこれだけのものを持ち続けてやり続けたいと思っている中で、先ほど説明は合理的だったと思うんですけども、大枠がこういうふうになると、どうしても余裕がなくなると。そうすると、この大枠は全11校で定められた数ですから、わずかの残りの部分を場合によっては学校間で争うということにもなりかねませんし、そうでなくてもこれ以上はしょうがないかというふうに気持ちの上でなっても仕方ないかなというふうに感じます。お財布が小さくなればということですよ。

その点について、全体の枠がどうしても減ってきているということと、学校がある程度はこれだけはやっていきたいというものが一定程度あるんじゃないかということが正しいとすれば、それをどういうふうに折り合わせていくのが妥当だろうかということについて、見解いただければと思います。

○議長（橋本 健議員） 教育部理事。

○教育部理事（江口尋信） それぞれの学校から希望回数を出していただいて、そして基本的にその年に何回分ということで回答しています。それは担当者のほうでちょっと基準を、どんな基準かということで私も確認をしましたけれども、1つは前年度の実施率ですね。前年度どれだけやっぱり活用したかという実績ですね。

それともう一つは、学校によって特色があるんです。例えば太宰府西中学校あたりは文化理解科という授業を行っております。これは市役所の金雅英先生——国際交流員の方ですね——が行かれて韓国の文化を指導したりとか、それから、琴の演奏を学習したりとか、総合的な学習の時間の枠なんですけれども、どうしてもその方がいないと、授業が成り立たないというようなことも、我々もその辺は把握していますし、学校から単純に紙を出していただいてそこで終わりではなくて、学校とのやりとりもしておりますので、その中で次年度のを決めているわけなんです。

私も教頭時代に出しましたけれども、やっぱり倍ぐらい多目に出しました。やはりたくさんいただいて、それは国際理解教育にやっぱりそれだけのもしお金があれば助かるなという気持ちだったんですけども、やっぱり前年度の実施率がそんなになかったんで、思ったというか、予定していたことの分の配当はありませんでしたが、そのような状況で配当しているというのが1つです。

もう一つは、毎年これは決算額の中で余りがあるんですよ。その余りについては、相談があればその学校に回しております。例えば本年度でいいますと、夏過ぎぐらいですかね、1校小学校のほうから、ちょっとこのペースでいくと足りないんですけどもというご相談がありましたので、そういった時点でもう一度お話をくださいというふうに言っておりますので、必ずしもそこでもうあとは融通がきかないということではございませんので、学校と相談をしな

がら、そういった必要なものについては何とか相談に乗って、実現できるような方向で動いているところです。

○議長（橋本 健議員） 5 番笠利毅議員。

○5 番（笠利 毅議員） その点については信頼しておりますので。私が中学校を除いたのは、太宰府西中の数字だけが突出しているんですね。恐らくそういう事情だろうと思ったので、先ほど除いたというのがあります。

そこで、ちょっと違う話にしますが、今コミュニティスクールになっているということから今日入りましたけれども、その中で地域性と、これは不可欠の要素だと思うんですね、コミュニティスクールにとって、学校教育における専門性というのは、今ちょっと話をした協力者にかかわることなんですけれども、コミュニティスクールのあり方に関してなんですけれども、単純に考えると学校の独自性というのは、学校の判断である程度お金が使えてやれたほうがいい面もあるような気はするんですね。確かに国の文科省のコミュニティスクールに関するさまざまな文書でも、あるいは太宰府市がそれにある程度は依拠はするでしょうけれども、太宰府市として作成した推進の手引といったものにも、校長のリーダーシップに期待するというような言い方が結構あります。

コミュニティスクールは、これは私がさまざまな文書を読んで全体的な感想なんですけれども、学校にとっての地域基盤をつくるということで、そのことによって学校への支援を期待するとか、その仕組みをつくるという面が大きいように感じます。そのために校長のリーダーシップというのはとても大事だというふうな文脈のことが多いように思うんですけれども、その校長のリーダーシップということで学校の特色というものを担保できるのだろうかということをちょっと考えたので、その点に関して質問なんです。平成25年の教育委員会の当初予算審議のものを読んだときに、当時の教育委員長でしたか稲積さんが、前文は読みませんが、ここ2年ほど、学校の主体性や独自性というものをしっかりと根づかせ育てていくために、端的に言うと校長の裁量のもとに置かれるお金というものをずっと議論してきたということをおっしゃっています。その後の数年分は、予算に関する議論は、読んだんですけれども、直接それに関する言及というのはその後ないんですね。

5年ほど前まで行われてきた学校の独自性、主体性といったもののために、校長先生の裁量のお金、ある程度必要ではないかという議論が、現状ではどういうふうになっているのかということをお聞かせいただければと思います。

○議長（橋本 健議員） 教育部理事。

○教育部理事（江口 尋信） ありがとうございます。ちょうど笠利議員のほうにその平成25年2月の教育委員会での発言の記録を見せていただきまして、私も読ませていただきました。大変不勉強なんですけれども、この回の会議録を初めて読ませていただきました。

それで1つ、まずコミュニティスクールなんですけれども、もともとコミュニティスクールというのは、私は授業協力者が入る入らないというのは、それはもう別の話なんだろうと思う

んですね。コミュニティスクールって一体何なんだというか、そのポイント、機能というのは3つあるんです。1つは、校長が作成する学校の基本方針を承認すると。2つ目が、学校運営について教育委員会または校長に意見を述べることができる。3つ目が、教職員の任用に関して教育委員会規則に定める事項について教育委員会に意見を述べるができる。

例えば例なんですけれども、3つ目は、例えば誰先生を異動させてくれとか、誰先生が来たらいいなという話ではないんです。例えば音楽の歌声を中心に学校運営をしていくのであれば、例えば音楽が堪能な先生をぜひ自校のほうに異動のときをお願いして、来ていただくような働きかけをしていただけないかというような類いのことは、コミュニティスクールならではの内容なんですよね。

それともう一つは、先ほども言いましたけれども、校長の裁量というよりも、校長の学校経営の方針の中に、保護者も含めて地域の思いや願いが反映されるというようなことなんです。ですから、校長先生がそういうふうな学校の、かつてはそうだったと思います、学校の文化とかそれから特色を、学校経営の方針をきちんと整理されて、そこを守ってこられたと思うんですけれども、地域に開かれた学校から地域とともにある学校というふうに文部科学省も転換していますが、どういうことかということ、教育課程を社会の中に開いていきなさい、つまり地域と一緒にどんな子どもの姿を目指すのかを一緒に熟議して、要するに一緒に目標を共有化して、それから一人でも多くの地域の方に学校の教育活動に参画してもらって、そして最終的には協働ですね、一緒にその目標向かって働きかけていくということですよね。これがコミュニティスクールなんですよね。

だから、稲積委員長が言われたように、もちろん学校の裁量となるお金はある程度必要だと思います。そこで教育委員会では、実はコミュニティスクールになる前2年間は、国から補助金が出ます。これは年間30万円で2年間出ます。そして、2年間の準備期間は終わった後は、市のほうが今20万円の補助金を出しております。これについては、例えば学校運営協議会の委員さんの人件費はこれから出すようにしています。それを除けば、学校裁量でそこは使っていただくようにしていますので、先ほど議員がおっしゃった水城西小は街角コンサート等をするときの道具等をそこで購入されていますし、ある学校はそうではなくて、挨拶運動をするときのたすきというんですか、斜めがけする、あれをつくっている学校もあります。

ですので、我々としては今、その額が多い少ないはちょっといろいろ議論はあるところかもしれないけれども、その補助金を学校の裁量で、活動の報告書とそれと決算書を出していただくだけで、あとは学校運営協議会の中で地域の意向を反映して、校長先生の裁量で使っていただくようにしているところです。

○議長（橋本 健議員） 5 番笠利毅議員。

○5 番（笠利 毅議員） ある程度はそういう事情を承知した上で質問していますけれども、でも細かくいろいろ教えていただいてありがとうございます。

そこでなんですけれども、私、必ずしも校長先生の裁量予算を増やせという希望を持ってい

るわけではないんですね。今、江口理事が言われた中に、校長の学校経営方針の中に、地域の思いや願いをかなえるという形というような、そういう要因というものが今のお話の中に入ってきていましたけれども、先ほど東小、水城西小、太宰府西小を例に挙げましたけれども、ずっと一貫して一定のものがあると。これ校長先生の在任期間を超えて続いているんですね、明らかに。ということは、逆説的な言い方ではありますけれども、そうした学校が独自に培ってきたものを裁量のもとに置くというのは、余り妥当ではないんじゃないかという気がしているんです。

ですから、どうしても協力者、具体的にはどうしても人の出入りがあれば、それにかかわるお金、増えざるを得ないし、それに直接かかわるのは名目上こししか見当たらないものですから、ここを題材にしていますけれども、私最初にも言いましたけれども、原稿に入る前に、やっぱり地域の学校というものの捉え方を変えて、それを支える枠組みを、先ほども夏が過ぎて余っていればということがありましたけれども、これ大枠を決めて、そこから出して引いて引き算した残りで考えていくということですよね。でも、今額の多寡という話もありましたけれども、額が少なからうと、この学校にはこの部分は絶対必要だというものを、積極的に市として認めていってもいいんじゃないかと。もしかしたら西中ですか、それに近い形になっているんじゃないかと思います。

もしそれぞれの学校がこれから、あるいは今まで培ってきたものを自分の学校のアイデンティティとして保っていこうとするのであれば、色も何もない、もしかしたら減っていくかもしれない大枠の中で、その中で自分の持ち場をとるよりは、教育委員会としてもそれぞれの学校の地域性というものをどうしても生かしていかなざるを得ないとすれば、地域の人に理解してもらえる学校の特色というものをそれ自体として、まずそこに価値を求めることから予算組みというようなことに考えを改めると言うところとちょっと言葉はあれですけども、そういう視点で予算編成というものを考えていってもいいのではないかということをお話したいんですね。

質問しておこうと思ったことももう既に結構お話ししていただいたので、趣旨としてはそういう気持ちです。

最後に、一番最初に述べたことに簡単に戻りますけれども、20分しかないので、考え方ややり方を変える必要があるのではないかということが、さまざまな領域で、私がそこに立つまでも議論になってきたかと思います。今日私がそこそこで話した中で、変える必要があるのではないかと感じたことを幾つか述べますので、最後は江口理事ではなく楠田市長に少し見解を求めたいと思います。若干まとめてしゃべりますので、長くなるかもしれません。

1つは、コミュニティスクールで学校支援の地域基盤をつくるということは確かに大切なんですけども、今直前に言ったように、同時に逆に、学校それ自体が地域に対して求心力の高い学校になっていく、そういうふうになっていくといいますが、学校それ自体が。周りをつくるんじゃないで、学校が育つというふうに1つ考えてもいいんじゃないかというのが1点。

子どもの成長、これはあらかじめ質問しようかとは思っていたんですけども、さっきちょ

っとそれに近い表現をされていたので、現在さまざまな問題がある中で、子どもの成長にとって自尊心といったものを、ここ何年かはっきりとわかりませんが、10年か20年か、随分言われていると思います。みずからを肯定的に捉えられるということだと思いますけれども、昔からある言葉で言えば、これはしっかりしたアイデンティティーということだと思うんですね。今子どもにそうしたものが求めて、社会に生きていくにも大事なものだと言われているのであれば、最初に述べたように学校そのものが成長していくためにも、私たちの学校はこういうものだという核となるもの、それを持つように図っていてもいいんじゃないかということ。

もう一つは、先ほど授業にとって協力者というのは、ちょっと極端な言い方をすれば副次的なものだと、おっしゃるとおりだと思うんです。私もそのことによって、先生の授業の本分というのが生きることを望んでいます。

ただ、学校の特色というのを生かして、かつそれを持続させていくために、コミュニティスクールにおける任用への発言権の話もありましたけれども、協力という位置づけであったものを、もう学校としてこういうあり方は不可欠なものだというふうな見方で捉え直していくこともできるのではないかと。

4つ目に、それに応じて予算組み、先ほど言いましたように大枠から分けるのではなくて、ちょっとずつでいいから足し算する形でつくっていくこともできるのではないかと、一定程度まではですね。

それに伴うことですが、行財政改革というのが今どうしても避けて通れないことになるかと思います。評価をするときは、どうしても数とか量で判断せざるを得ないことが多いと思うんですね。予算が減ってきたのも、1つにはそのあらわれだったと思います。ですから、それ自体は合理的だったと思います。

ただ、私がここに至るまで述べてきたことは、量ではかるとどの学校も同じ基準でしかはかれなくなってしまうと思います。これは人でも同じだと思います。人が今多様性であるとかというように、世界にただ一つの花じゃないですけども、価値観はそういうふうに変わりつつある世の中だと思うんですね。学校も量、質でほかと比べるのではなくて、そこの学校にしかない質といったものを積極的に認めていてもいいんじゃないかと、そういうことを考えています。

ここで楠田市長に聞きますけれども、楠田市長は教育に関しては、天神様にふさわしい教育という形でたしか書かれていたように、ちょっと手元に持ってこなかったんですけども、何が天神様にふさわしいのか、あるいは太宰府らしさなのかということは議論の余地があると思いますけれども、先ほど明治維新150年というのがありましたが、かつて本で読みましたが、日本の特に小学校は、非常に外国と比べて特色的なことがあって、地域の求心力、地域の中心としての位置づけが、明治以降の日本の特に小学校は、非常にそういう性格を強く持ってきたというふうな話を讀んだ記憶があります。コミュニティスクールはそれに戻れというふうに私

が考えているわけではないんですけれども、ただしここに太宰府に育った人に戻ってきてほしいという話も繰り返しあらわれていたように、やはり心に残るものとして学校というのを考えていく必要があるかとは思います。

それを踏まえて、太宰府らしさ、教育についてどのような形で、楠田カラーとは言いません、太宰府の地域色でもいいんですけれども、市長は考えておられるのか、最後にお聞きしておきたいと思います。

○議長（橋本 健議員） 市長。

○市長（楠田大蔵） ありがとうございます。私自身も門外漢のところもありますので、比較的自由にこれも話をさせていただければと思います。

まず、議員から今までお話もありました学校というものの位置づけ、地域の中での核として、基盤として、学校自体が特色、特徴を持ってといいますか、それぞれの学校のよさというか、そうしたものを独自性を持っていくと、そうしたことを述べられたと理解をしています。

また、子ども自身が成長していくその上で、非常にアイデンティティーを持つ、つまり独自性を持つといいますか、それぞれのやはり自信を持って、それぞれの育ち方をしていく、そうしたことも非常に重要だと考えておりますし、その中でやはり学校の先生の教育はもちろんですけれども、さまざまな協力者の存在というものが重要であるということも、非常に重要な視点であろうと思っております。

そうした中で、私自身は、天神様と言うと生々しいので、学問の神様にふさわしいと言っておりますが、いわばもちろん太宰府市のイメージは、やはり全国的に外から見ますと特に、やはり教育や子育てを重視しているというか、そうしたものが充実しているまちなのではないかというイメージがまずあると思うんですね。そのイメージだけにとどまらず、その特色を生かして、そのイメージをむしろ生かしてまちづくりを行うことも、一つの太宰府らしさを出す上で、私は有用ではないかと、そういうふうを考えて訴えをしてきたわけであります。

そうした中で、じゃあつまりはどういうイメージを体現していくべきかということは、これはもう本当にいろいろな考え方があると思いますので、今後の議論を通じてと思いますし、また私自身が新たに任命をさせていただく教育長とともに、こうした点も考えてまいりたいと思っておりますが、まず私自身の考え方で申しますと、私自身がさまざまな経験を私なりに積んでまいりましたが、皆様からどう見えるかわかりませんが、私もさまざまな失敗を重ねてまいりまして、大学受験で2回浪人し、公務員試験も2回失敗して、選挙で3回失敗したとよく言っておりますが、7浪しているんですね、私自身。さまざまそうした経験をしながらも、しかし最後の最後でやはり子どものときに教えていただいたさまざまな教え、そして自分自身の中でも諦めない気持ちといいますか、最後まで最善を尽くそうと、そうした気持ちだけは最後のよりどころとして私自身も、その結果として悪くても、何かその先は開けてくるということも、この今までの人生の中で私なりに学んできた、自身として持ってきたところでもあります。

その根底に、やはり私はこの郷土、愛する郷土というものがありましたし、子どものときから教えていただいたさまざまな恩師がおられますし、今なおそうした先生から教えをいただく機会も数多くあります。そして、先ほど少し申されましたが、私は生まれ育ち筑紫野市でありますけれども、この太宰府も含めたこの福岡、この筑紫地域、そしてこの郷土にいずれ戻ろうという思いで東京で学んで、大阪で勤務をして、27歳のときに戻ってまいりました。

やはり私は、この地で育てていただいた、そしてこの地域のさまざまな特殊性、特色があるからこそ、やはり郷土を愛しておりまして、家族も愛しておりますし、地域で子育てをいただいたさまざまな方を愛しております。そうした中で、やはりいずれは地元に戻ってお役に立ちたいというのが私の人生の原点にあった。

その理由が、なぜそういう生き方を、育ち方をしたかは、私も全てわかるわけではありませんが、やはり最後の最後、やはり生まれ育った地元に戻りたいという子どもたちを育てていくということは、長い目で見て太宰府にとって非常に重要なことだろうと。その上で、地域のやはり特色を持った、そして太宰府で生まれ育ったことが自分たちの誇りであると思っていたような教育を行うということが、まず重要であろうと。

そのためには、やはり均一化したさまざまな教育というよりは、どういう生き方にしろ、さまざま自分自身の持てる力を発揮していけるような生きる力というか、そうしたものを育てていただけるような、また学校ごとの特色がある、地域の特色があるからこそ、むしろそれぞれの違いがあるからこそ、やはり自分自身はもともとのルーツに戻りたいと思うことにつながるでしょうから、そうした特色性を持って育ってもらえるようなまちづくり、地域づくり、学校づくりというのが重要だということは、恐らく議員とも共有できるのではないかと考えております。

具体的なそうした、それをどのような形でつなげていくかということについては、もう少し時間をいただければと考えております。

○議長（橋本 健議員） 5 番笠利毅議員。

○5 番（笠利 毅議員） どうもありがとうございます。私は、教育がこうあるべきだということはいくら言いたくないほうで、実は江口理事もおっしゃったように、今学問の神様にふさわしいということを表現あったように、やっぱり学力をしっかりとつけるというのは、公教育の不可欠の部分だとは思っているんですね。

ただ、今回言ったのは、皆さん自分の小学校の校門の前とか中学校の校門の前の記憶にとどめているかとは思いますが、太宰府といったマクロから見た学校政策、教育政策の中に、正門を見る一人の子どもの目でもいいんですけれども、ここしかないという視野でも必ず見ている人がたくさんいるのが教育現場だと思うんですね。それをしっかりと守っていけるような、予算の立て方ということに具体的にはなりますけれども、そうした発想で太宰府市の教育を支えていってもらいたいなと。そのために考え方をええろとは言いませんけれども、今最初に言ったようにええろということではなくて、さまざまな見方で工夫していく余地はまだま

だあるんじゃないかということを申し述べたいと思います。

教育長もまだ決まりませんが、今回教育委員会の議論というのは、結構読める限り読んだんですけども、皆さんなかなか率直な議論がしっかりされているので、今後に期待したいと思っています。それをもって私の一般質問の結びとしたいと思います。どうもありがとうございました。

○議長（橋本 健議員） 5 番笠利毅議員の一般質問は終わりました。

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（橋本 健議員） 以上で本日の議事日程は全て終了いたしました。

次の本会議は、3 月 20 日午前 10 時から再開します。

本日はこれをもって散会します。

散会 午後 4 時 35 分

~~~~~ ○ ~~~~~

1 議 事 日 程（5日目）

〔平成30年太宰府市議会第1回（3月）定例会〕

平成30年3月20日

午前10時開議

於 議 事 室

- 日程第1 議案第4号 市道路線の認定について（建設経済常任委員会）
- 日程第2 議案第6号 太宰府市立北谷運動公園の指定管理者の指定について（総務文教常任委員会）
- 日程第3 議案第7号 太宰府市附属機関設置に関する条例の一部を改正する条例について（総務文教常任委員会）（建設経済常任委員会）
- 日程第4 議案第8号 太宰府古都・みらい基金条例の一部を改正する条例について（総務文教常任委員会）
- 日程第5 議案第9号 太宰府市土地開発基金条例を廃止する条例について（総務文教常任委員会）
- 日程第6 議案第10号 太宰府市手数料条例の一部を改正する条例について（環境厚生常任委員会）
- 日程第7 議案第11号 太宰府市重度障害者医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例について（環境厚生常任委員会）
- 日程第8 議案第12号 太宰府市国民健康保険条例の一部を改正する条例について（環境厚生常任委員会）
- 日程第9 議案第13号 太宰府市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について（環境厚生常任委員会）
- 日程第10 議案第14号 太宰府市介護保険条例の一部を改正する条例について（環境厚生常任委員会）
- 日程第11 議案第15号 太宰府市指定地域密着型サービスの事業者の指定に関する基準及び事業の人員、設備及び運営の基準を定める条例の一部を改正する条例について（環境厚生常任委員会）
- 日程第12 議案第16号 太宰府市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例について（環境厚生常任委員会）
- 日程第13 議案第17号 太宰府市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営の基準等を定める条例の制定について（環境厚生常任委員会）
- 日程第14 議案第18号 平成29年度太宰府市一般会計補正予算（第5号）について（分割付託）
- 日程第15 議案第19号 平成29年度太宰府市国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）について（環境厚生常任委員会）
- 日程第16 議案第20号 平成29年度太宰府市介護保険事業特別会計補正予算（第3号）について

(環境厚生常任委員会)

- 日程第17 議案第21号 平成29年度太宰府市水道事業会計補正予算(第2号)について(建設経済常任委員会)
- 日程第18 議案第22号 平成29年度太宰府市下水道事業会計補正予算(第2号)について(建設経済常任委員会)
- 日程第19 議案第23号 平成30年度太宰府市一般会計予算について(予算特別委員会)
- 日程第20 議案第24号 平成30年度太宰府市国民健康保険事業特別会計予算について(予算特別委員会)
- 日程第21 議案第25号 平成30年度太宰府市後期高齢者医療特別会計予算について(予算特別委員会)
- 日程第22 議案第26号 平成30年度太宰府市介護保険事業特別会計予算について(予算特別委員会)
- 日程第23 議案第27号 平成30年度太宰府市住宅新築資金等貸付事業特別会計予算について(予算特別委員会)
- 日程第24 議案第28号 平成30年度太宰府市水道事業会計予算について(予算特別委員会)
- 日程第25 議案第29号 平成30年度太宰府市下水道事業会計予算について(予算特別委員会)
- 日程第26 議案第30号 平成29年度太宰府市一般会計補正予算(第6号)について
- 日程第27 議案第31号 平成30年度太宰府市一般会計補正予算(第1号)について
- 日程第28 議案第32号 太宰府市教育委員会教育長の任命につき同意を求めることについて
- 日程第29 発議第1号 太宰府市議会政務活動費の交付に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第30 議員の派遣について
- 日程第31 閉会中の継続調査申し出について

2 出席議員は次のとおりである(18名)

| | | | |
|-----|-----------|-----|------------|
| 1番 | 柳原 莊一郎 議員 | 2番 | 宮原 伸一 議員 |
| 3番 | 船越 隆之 議員 | 4番 | 徳永 洋介 議員 |
| 5番 | 笠利 毅 議員 | 6番 | 堺 剛 議員 |
| 7番 | 入江 寿 議員 | 8番 | 木村 彰人 議員 |
| 9番 | 陶山 良尚 議員 | 10番 | 小 畠 真由美 議員 |
| 11番 | 上 疆 議員 | 12番 | 原田 久美子 議員 |
| 13番 | 神武 綾 議員 | 14番 | 長谷川 公成 議員 |
| 15番 | 藤井 雅之 議員 | 16番 | 門田 直樹 議員 |
| 17番 | 村山 弘行 議員 | 18番 | 橋本 健 議員 |

3 欠席議員は次のとおりである

なし

4 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名（21名）

| | | | |
|-------------------|-------|-------------------------------|-------|
| 市長 | 楠田大蔵 | 教育長職務代理者 | 野中秀典 |
| 総務部長 | 石田宏二 | 市民生活部長 | 友田浩 |
| 総務部理事 | 原口信行 | 都市整備部長 | 井浦真須己 |
| 健康福祉部長兼
福祉事務所長 | 濱本泰裕 | 観光経済部長 | 藤田彰 |
| 教育部長 | 緒方扶美 | 都市整備部
公営企業担当部長 | 今村巧児 |
| 教育部理事 | 江口尋信 | 総務課長併
選管書記長 | 田中縁 |
| 管財課長 | 小柳憲次 | 納税課長 | 千倉憲司 |
| 福祉課長 | 友添浩一 | 保育児童課長 | 大塚源之進 |
| 都市計画課長 | 木村昌春 | 社会教育課長 | 中山和彦 |
| 上下水道課長 | 古賀良平 | 観光推進課長兼
地域活性化複合
施設太宰府館長 | 木村幸代志 |
| 監査委員事務局長 | 渡辺美知子 | | |

5 職務のため議事室に出席した事務局職員の職氏名（5名）

| | | | |
|--------|------|------|-------|
| 議会事務局長 | 阿部宏亮 | 議事課長 | 花田善祐 |
| 書記 | 斉藤正弘 | 書記 | 高原真理子 |
| 書記 | 力丸克弥 | | |

再開 午前10時00分

〜〜〜〜〜〜〜〜 ○ 〜〜〜〜〜〜〜〜〜

○議長（橋本 健議員） 皆さん、おはようございます。

定刻になり、出席議員も定足数に達しておりますので、ただいまから休会中の第1回定例会を再開します。

直ちに本日の会議を開きます。

議事日程はお手元に配付しているとおりです。

議事に入ります。

〜〜〜〜〜〜〜〜 ○ 〜〜〜〜〜〜〜〜〜

日程第1 議案第4号 市道路線の認定について

○議長（橋本 健議員） 日程第1、議案第4号「市道路線の認定について」を議題とします。

本案は建設経済常任委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。

建設経済常任委員長 宮原伸一議員。

〔2番 宮原伸一議員 登壇〕

○2番（宮原伸一議員） 皆さん、おはようございます。

建設経済常任委員会に審査付託されました議案第4号「市道路線の認定について」、審査内容と結果を報告いたします。

今回認定する道路は、県道筑紫野古賀線道路改良事業に伴う市道のつけかえ道路の小曲り1号線、松川・只越1号線、只越・山浦1号線及び都市計画法に基づく開発により道路として帰属を受けた紺町3号線、尻深2号線、正尻・川原2号支線の合計6路線となります。

執行部から概要の説明を受けた後、全路線の現地調査を行いました。

質疑及び討論はなく、採決の結果、議案第4号「市道路線の認定について」は、委員全員一致で可決すべきものと決定しました。

以上で議案第4号の報告を終わります。

○議長（橋本 健議員） 報告は終わりました。

これから質疑を行います。

ただいまの委員長報告に対し質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋本 健議員） これで質疑を終わります。

自席へどうぞ。

これから討論を行います。

討論はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋本 健議員） これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第4号に対する委員長の報告は可決です。本案を委員長報告のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

(全員起立)

○議長(橋本 健議員) 全員起立です。

よって、議案第4号は可決されました。

〈可決 賛成17名、反対0名 午前10時03分〉

~~~~~ ○ ~~~~~

## 日程第2 議案第6号 太宰府市立北谷運動公園の指定管理者の指定について

○議長(橋本 健議員) 日程第2、議案第6号「太宰府市立北谷運動公園の指定管理者の指定について」を議題とします。

本案は総務文教常任委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。

総務文教常任委員長 門田直樹議員。

[16番 門田直樹議員 登壇]

○16番(門田直樹議員) 総務文教常任委員会に審査付託された議案第6号「太宰府市立北谷運動公園の指定管理者の指定について」、その審査内容と結果を報告いたします。

現在の指定期間が平成30年3月31日で満了になることから、太宰府市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例第5条の規定により、公募によらない候補者として一般社団法人太宰府市体育協会を選定、指定期間については、他の施設の指定期間と合わせるため、平成32年3月31日までの2年間との説明を受けました。

委員からは、利用者からの要望等がスポーツ課に上がったり、体育協会に上がったりと思うが、お互いに話をされているのかなどの質疑があり、執行部からは、毎月1回、体育協会の理事会があり、スポーツ課より課長、担当者が出席し、報告書の点検と口頭での説明を受けているとの回答を受けました。

その他質疑を終え、討論については、今問題になっている中学校の部活動指導者、外部指導者に対する手当が太宰府市はゼロで、他の自治体は何らかの手当が支給されたりしている。スポーツ、文化に対する支援体制が今の状態でいいのか、体育協会にももっと動けるような予算があつたらいいと思うとの賛成討論が1件ありました。

反対の討論はなく、採決の結果、議案第6号は、委員全員一致で可決すべきものと決定しました。

以上で報告を終わります。

○議長(橋本 健議員) 報告は終わりました。

これから質疑を行います。

議案第6号の委員長報告に対し質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(橋本 健議員) これで質疑を終わります。

自席へどうぞ。

これから討論、採決を行います。

議案第6号「太宰府市立北谷運動公園の指定管理者の指定について」討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋本 健議員） これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第6号に対する委員長の報告は可決です。本案を可決することに賛成の方は起立願います。

（全員起立）

○議長（橋本 健議員） 全員起立です。

よって、議案第6号は可決されました。

〈可決 賛成17名、反対0名 午前10時05分〉

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第3 議案第7号 太宰府市附属機関設置に関する条例の一部を改正する条例について

○議長（橋本 健議員） 日程第3、議案第7号「太宰府市附属機関設置に関する条例の一部を改正する条例について」を議題とします。

本案は総務文教常任委員会と建設経済常任委員会に分割付託しておりましたので、各委員長報告を求めます。

まず、総務文教常任委員長 門田直樹議員。

〔16番 門田直樹議員 登壇〕

○16番（門田直樹議員） 総務文教常任委員会及び建設経済常任委員会に分割付託された議案第7号「太宰府市附属機関設置に関する条例の一部を改正する条例について」、当委員会所管分について、その審査内容と結果を報告いたします。

本件は、太宰府市の附属機関であります太宰府市自治基本条例審議会の担任する事務の変更に伴い改正するものです。

内容としましては、当初は自治基本条例の制定に関する事項を担当しておりましたが、自治基本条例の制定により、所期の目的は達成しました。今後は、自治基本条例の第29条に条例の見直しについて規定していることから、条例別表中の「担任する事務（目的）」につきまして、現行の「条例策定に関する事項」を「条例の運用及び改廃に関する事項」に改正するものと説明を受けました。

委員からは、今回、審議会の内容が変わるということですが、委員のメンバーは新しくかわられるということかとの質疑があり、執行部からは、規則において構成メンバーが決まっている。今回、所掌事務が変わったので、見直しを必要とするとき、審議会を開催するときには、同じ構成メンバーの中から、審議委員を市長が委嘱する形になると思うとの回答を受け

ました。

その他質疑を終え、討論はなく、採決の結果、議案第7号の当委員会所管分については、委員全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

以上で報告を終わります。

○議長（橋本 健議員） 報告は終わりました。

これから質疑を行います。

ただいまの委員長報告に対し質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋本 健議員） これで総務文教常任委員長に対する質疑を終わります。

自席へどうぞ。

次に、建設経済常任委員長 宮原伸一議員。

〔2番 宮原伸一議員 登壇〕

○2番（宮原伸一議員） 建設経済常任委員会及び総務文教常任委員会に分割付託されました議案第7号「太宰府市附属機関設置に関する条例の一部を改正する条例について」、当委員会所管分について、その主な審査内容と結果を報告いたします。

執行部から、3つの附属機関について内容の説明を受けました。

初めに、太宰府市総合交通計画協議会、これは太宰府市における安全で円滑な道路交通を確保し、魅力ある太宰府の将来像を実現するため、徒歩、自転車、自動車、公共交通が適正に分担された交通体系の確立や都市交通システムの整備充実を図ることを目的とする、総合交通計画・交通戦略を策定するために設置するものと説明を受けました。

次に、太宰府市地域公共交通活性化協議会、これは公共交通ネットワークの利便性及び効率性の向上を図り、公共交通機関の利用を促進することにより、交通混雑の緩和や、市民及び観光客が移動しやすい交通体系の構築を図ることを目的とする地域公共交通網形成計画の策定するに当たり、必要な調査及び審議を行うために設置するものと説明を受けました。

最後に、太宰府市空家等対策協議会、これは空家等対策計画の策定及び空き家対策に対する専門家の意見を聴取するために設置するものと説明を受けました。

委員から、太宰府市空家等対策協議会の委員構成について質疑があり、執行部から、正式に決めていないが、警察、消防署、弁護士会、司法書士会、建築士会、宅建業協会、不動産鑑定士、土地家屋調査士、学識経験者、自治協議会等の方々の15名程度で協議会の設立を予定しているとの回答がありました。

委員から、ほかの2つの協議会の委員構成についても質疑があり、執行部から、委員構成の説明を受けました。

その他質疑を終え、討論はなく、採決の結果、議案第7号建設経済常任委員会所管分については、委員全員一致で原案のとおり可決するべきとのことで決定いたしました。

以上で報告を終わります。

○議長（橋本 健議員） 報告は終わりました。

これから質疑を行います。

ただいまの委員長報告に対し質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋本 健議員） これで建設経済常任委員長に対する質疑を終わります。

自席へどうぞ。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋本 健議員） これで討論を終わります。

採決を行います。

ただいまの各常任委員長の報告は原案可決です。本案を原案可決することに賛成の方は起立願います。

（全員起立）

○議長（橋本 健議員） 全員起立です。

よって、議案第7号は原案のとおり可決されました。

〈原案可決 賛成17名、反対0名 午前10時12分〉

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第4と日程第5を一括上程

○議長（橋本 健議員） お諮りします。

日程第4、議案第8号「太宰府古都・みらい基金条例の一部を改正する条例について」及び日程第5、議案第9号「太宰府市土地開発基金条例を廃止する条例について」を一括議題にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋本 健議員） 異議なしと認め、お諮りしたとおり一括議題とし、付託しておりました総務文教常任委員会の報告を求めます。

総務文教常任委員長 門田直樹議員。

〔16番 門田直樹議員 登壇〕

○16番（門田直樹議員） 総務文教常任委員会に審査付託された議案第8号「太宰府古都・みらい基金条例の一部を改正する条例について」及び議案第9号「太宰府市土地開発基金条例を廃止する条例について」、その審査内容と結果を一括して報告いたします。

まず、議案第8号「太宰府古都・みらい基金条例の一部を改正する条例について」、本条例の適用期間が平成30年3月31日までとなっており、今回適用期間を延長するため改正をするもので、適用期間については、同条例の制定の経緯を鑑み、昨年12月議会において議決をした太宰府市歴史と文化の環境税条例と同期間の平成33年3月31日までの3年間とするものと説明を

受けました。

委員からは、条例前文に「未来を担う子どもたちに引き継ぐ」と書かれているが、啓発とかそういったものは事業区分で言えばどこに入るのかなどの質疑があり、執行部からは、条例第2条で事業区分は3本柱になっており、「太宰府を愛する人々の育成」というところに該当すると思う。この条例の設立の一番大きな目的として、太宰府市の将来を担っていく人たちを育成することだと思っているとの回答を受けました。

その他質疑終え、討論なく、採決の結果、議案第8号は、全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議案第9号「太宰府市土地開発基金条例を廃止する条例について」、本条例は、土地を先行取得し事業の円滑化を図るため、昭和44年に施行された。当時は土地価格が高騰していたため、メリットがあったが、現在は土地価格が下落しており、先行取得のメリットがない状況で、平成16年以降事例もなく、今後もその必要性が薄いことから、廃止するものと説明を受けました。

また、基金が所有している土地等についてはそれぞれの所管に移管、所有する現金については一般会計に繰り入れ、公共施設整備基金に積み立てるとあわせて説明を受けました。

質疑、討論はなく、採決の結果、議案第9号は、委員全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

以上で報告を終わります。

○議長（橋本 健議員） 報告は終わりました。

これから質疑を行います。

議案第8号の委員長報告に対し質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋本 健議員） 次に、議案第9号の委員長報告に対し質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋本 健議員） これで質疑を終わります。

自席へどうぞ。

これから討論、採決を行います。

議案第8号「太宰府古都・みらい基金条例の一部を改正する条例について」討論を行います。

討論はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋本 健議員） これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第8号に対する委員長の報告は原案可決です。本案を原案可決することに賛成の方は起立願います。

(全員起立)

○議長(橋本 健議員) 全員起立です。

よって、議案第8号は原案のとおり可決されました。

〈原案可決 賛成17名、反対0名 午前10時16分〉

○議長(橋本 健議員) 次に、議案第9号「太宰府市土地開発基金条例を廃止する条例について」討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(橋本 健議員) これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第9号に対する委員長の報告は原案可決です。本案を原案可決することに賛成の方は起立願います。

(全員起立)

○議長(橋本 健議員) 全員起立です。

よって、議案第9号は原案のとおり可決されました。

〈原案可決 賛成17名、反対0名 午前10時17分〉

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第6から日程第13まで一括上程

○議長(橋本 健議員) お諮りします。

日程第6、議案第10号「太宰府市手数料条例の一部を改正する条例について」から日程第13、議案第17号「太宰府市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営の基準等を定める条例の制定について」までを一括議題にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(橋本 健議員) 異議なしと認め、お諮りしたとおり一括議題とし、付託しておりました環境厚生常任委員会の報告を求めます。

環境厚生常任委員長 小島真由美議員。

〔10番 小島真由美議員 登壇〕

○10番(小島真由美議員) 皆さん、おはようございます。

環境厚生常任委員会に審査付託されました議案第10号から議案第17号までについて、その審査の内容と結果を一括して報告いたします。

まず、議案第10号「太宰府市手数料条例の一部を改正する条例について」報告いたします。

自動車の保管場所の確保等に関する法律が改正されに伴い「土地所有証明」を削除し、新たにIT化に対応するため「地番図データの交付」の規定を設け、平成30年4月1日から施行するものです。

また、平成30年度から指定居宅介護支援事業所の指定権限が都道府県から市町村に権限移譲

されることに伴い、手数料を新たに設けるものとの説明を受けました。

委員から、地番図のデータ交付手順はなどの質疑がなされ、執行部より、平成30年度のPDFデータができていたら、すぐにCD-Rを交付できるとの回答がなされました。

そのほか質疑を終え、討論はなく、採決の結果、議案第10号は、委員全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議案第11号「太宰府市重度障害者医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例について」、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の一部改正により生じた引用規定の項ずれを改正するものであり、条例上の効果に変更はないとの説明を受けました。

質疑、討論はなく、採決の結果、議案第11号は、委員全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議案第12号「太宰府市国民健康保険条例の一部を改正する条例について」、平成30年4月1日から、根拠法である国民健康保険法が改正され、都道府県への広域化に伴い、県が策定した福岡県国民健康保険運営方針に沿って、葬祭費を4万円から3万円に減額するものとの説明を受けました。

委員から、県と市それぞれに設置される国民健康保険運営協議会のすみ分けは、県下でばらつきのある葬祭費の状況はなどの質疑がなされ、執行部より、県では福岡県の国保全体の財政面を中心に審議し、市はこれまでどおり太宰府市の国保の運営のあり方や保健事業を審議することになる。葬祭費については、筑紫地区の現状はおおよそ3万円で、福岡県後期高齢者医療連合も3万円であるとの回答がなされました。

そのほか質疑を終え、討論では、葬祭費の減額理由は、県下統一のためとのことだが、事実上4万円から3万円に引き下げられることは容認できないとの反対討論が1件なされました。

採決の結果、議案第12号は、賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議案第13号「太宰府市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について」、国民健康保険の制度改正による市町村に対する納付金制度の導入に伴い、国保税の課税額の内訳について、基礎課税額、後期高齢者支援金等分、介護納付金分の定義づけの改正及び税率の改定であるとの説明を受けました。

委員から、課税限度額に変更がないのか、国保税率の後期高齢者の支援金税率を現状維持とした根拠は、国保税率の激変緩和措置を講じない場合はどうなるのかなどの質疑がなされ、執行部より、現時点では課税限度額の政令が改正されておらず、今のままである。後期高齢者支援金を今下げても、また上げなければならなくなる。また、医療分の税率を抑えるように検討した結果である。激変緩和措置がない場合は、税率がさらに上がるとの回答がなされました。

そのほか質疑を終え、討論では、軽減世帯の対象になることは評価できるが、全体として保険税の引き上げになり、事実上の3年連続の引き上げとなるため容認できないとの反対討論が1件なされました。

採決の結果、議案第13号は、賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議案第14号「太宰府市介護保険条例の一部を改正する条例について」、3カ年を1期とする第7期介護保険事業計画の策定に伴い、介護保険料を改正するものとの説明を受けました。

委員から、パブリック・コメントで意見はあったのかなどの質疑がなされ、執行部より、約5名から意見をいただいております、ほとんどが医療と介護の連携及び包括支援センターの設置についての内容であったとの回答がなされました。

そのほか質疑を終え、討論では、国、県の補助も活用しながら、市独自の軽減を捉えた点は評価するが、全体の構成中、大部分の方が住民税非課税世帯であり、所得の低い方に対する負担増は容認できないとの反対討論が1件、このほかに賛成討論が1件なされました。

採決の結果、議案第14号は、賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議案第15号「太宰府市指定地域密着型サービスの事業者の指定に関する基準及び事業の人員、設備及び運営の基準を定める条例の一部を改正する条例について」、平成29年6月2日に地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律が公布されたことに伴い、根拠法の引用規定の改正を行うものとの説明を受けました。

質疑、討論はなく、採決の結果、議案第15号は、委員全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議案第16号「太宰府市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例について」、根拠法である高齢者の医療の確保に関する法律の一部改正に伴い、住所地特例が国保から後期高齢者医療に引き継がれる規定が追加されることに合わせ、条例を整理するものとの説明を受けました。

質疑、討論はなく、採決の結果、議案第16号は、委員全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議案第17号「太宰府市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営の基準等を定める条例の制定について」、平成30年度から、指定居宅介護支援事業所の指定権限が、都道府県から市町村に権限移譲されることに伴い制定するものとの説明を受けました。

委員から、指定権限の移譲により仕事が増えることになるが、本市の担当課の体制に変更はあるのか。権限移譲による事業費は、介護保険事業が支出するようになるのかなどの質疑がなされ、執行部より、新しく移譲された部分であり、検討することになる。申請や更新事務及び実地調査については、手数料条例の中の料金で対応するため、実質的な予算上の支出費用は発生しないとの回答がなされました。

そのほか質疑を終え、討論はなく、採決の結果、議案第17号は、委員全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

以上で報告を終わります。

○議長（橋本 健議員） 報告は終わりました。

これから質疑を行います。

議案第10号の委員長報告に対し質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(橋本 健議員) 次に、議案第11号の委員長報告に対し質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(橋本 健議員) 次に、議案第12号の委員長報告に対し質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(橋本 健議員) 次に、議案第13号の委員長報告に対し質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(橋本 健議員) 次に、議案第14号の委員長報告に対し質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(橋本 健議員) 次に、議案第15号の委員長報告に対し質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(橋本 健議員) 次に、議案第16号の委員長報告に対し質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(橋本 健議員) 次に、議案第17号の委員長報告に対し質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(橋本 健議員) これで質疑を終わります。

自席へどうぞ。

これから討論、採決を行います。

議案第10号「太宰府市手数料条例の一部を改正する条例について」討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(橋本 健議員) これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第10号に対する委員長の報告は原案可決です。本案を原案可決することに賛成の方は起立願います。

(全員起立)

○議長(橋本 健議員) 全員起立です。

よって、議案第10号は原案のとおり可決されました。

〈原案可決 賛成17名、反対0名 午前10時27分〉

○議長(橋本 健議員) 次に、議案第11号「太宰府市重度障害者医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例について」討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（橋本 健議員） これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第11号に対する委員長の報告は原案可決です。本案を原案可決することに賛成の方は起立願います。

（全員起立）

○議長（橋本 健議員） 全員起立です。

よって、議案第11号は原案のとおり可決されました。

〈原案可決 賛成17名、反対0名 午前10時27分〉

○議長（橋本 健議員） 次に、議案第12号「太宰府市国民健康保険条例の一部を改正する条例について」討論を行います。

通告があつていますので、これを許可します。

13番神武綾議員。

○13番（神武 綾議員） 議案第12号「太宰府市国民健康保険条例の一部を改正する条例について」、反対の立場で討論いたします。

今回の条例改正は、被保険者が死亡した際の葬祭費を4万円から3万円に減額をするものです。お亡くなりになって火葬を行う筑慈苑施設組合の施設使用料は、10歳以上で2万5,000円となっております。この最低限の経費とを照らし合わせてみると、今回の引き下げは、被保険者の皆さんの負担増につながると考えます。

後期高齢者医療の葬祭費支給額と同額にするとの説明もありましたが、給付削減となることから、同会派の藤井雅之議員とともに反対といたします。

○議長（橋本 健議員） 次に、賛成討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋本 健議員） ほかに討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋本 健議員） これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第12号に対する委員長の報告は原案可決です。本案を原案可決することに賛成の方は起立願います。

（多数起立）

○議長（橋本 健議員） 多数起立です。

よって、議案第12号は原案のとおり可決されました。

〈原案可決 賛成15名、反対2名 午前10時29分〉

○議長（橋本 健議員） 次に、議案第13号「太宰府市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について」討論を行います。

通告があつていますので、これを許可します。

13番神武綾議員。

○13番（神武 綾議員） 議案第13号「太宰府市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について」、反対の立場で討論いたします。

この4月から、国民健康保険は都道府県化され、福岡県が保険者となり、自治体は保健事業の実施、保険証の発行の資格管理、保険料率の決定などを担うことになります。

政府はこの都道府県化に向けて、3年前から市町村に対して、低所得者対策として公費配分を行っているにもかかわらず、太宰府市は負担軽減や据え置きではなく、国民健康保険税を3年連続の引き上げとするものです。

減免基準の見直しを検討されていますが、保険税の負担は増えるのに、先ほどの議案第12号であったように給付は減るという現状も含めて、同会派の藤井雅之議員とともに反対といたします。

○議長（橋本 健議員） 次に、賛成討論はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋本 健議員） 討論はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋本 健議員） これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第13号に対する委員長の報告は原案可決です。本案を原案可決することに賛成の方は起立願います。

（多数起立）

○議長（橋本 健議員） 多数起立です。

よって、議案第13号は原案のとおり可決されました。

〈原案可決 賛成15名、反対2名 午前10時31分〉

○議長（橋本 健議員） 次に、議案第14号「太宰府市介護保険条例の一部を改正する条例について」討論を行います。

通告があつていますので、これを許可します。

13番神武綾議員。

○13番（神武 綾議員） 議案第14号「太宰府市介護保険条例の一部を改正する条例について」、反対の立場で討論をいたします。

今回の条例改正は、3年ごとに見直しをされています介護保険事業計画の第7期の策定に合わせて介護保険料を改定するための提案です。

平成27年度策定の第5期、そして第6期と連続して保険料は引き上げをされています。今回は、12階層全てで約5%の負担増です。

今回の策定に当たり、日本共産党太宰府市議団として、1年前に介護保険料の据え置き等を求める署名活動に取り組みました。その中で、保険料の負担が厳しいという市民の皆さんの声

を聞き、当時の市長、また担当部長との面談の際にお伝えした経過があります。

収入のかなめである年金が引き下げられ、生活が厳しくなっている中での今回の介護保険料の引き上げの条例改正には、同会派の藤井雅之議員とともに反対を表明いたします。

○議長（橋本 健議員） 次に、賛成討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋本 健議員） ほかに討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋本 健議員） これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第14号に対する委員長の報告は原案可決です。本案を原案可決することに賛成の方は起立願います。

（多数起立）

○議長（橋本 健議員） 多数起立です。

よって、議案第14号は原案のとおり可決されました。

〈原案可決 賛成15名、反対2名 午前10時33分〉

○議長（橋本 健議員） 次に、議案第15号「太宰府市指定地域密着型サービスの事業者の指定に関する基準及び事業の人員、設備及び運営の基準を定める条例の一部を改正する条例について」討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋本 健議員） これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第15号に対する委員長の報告は原案可決です。本案を原案可決することに賛成の方は起立願います。

（全員起立）

○議長（橋本 健議員） 全員起立です。

よって、議案第15号は原案のとおり可決されました。

〈原案可決 賛成17名、反対0名 午前10時33分〉

○議長（橋本 健議員） 次に、議案第16号「太宰府市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例について」討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋本 健議員） これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第16号に対する委員長の報告は原案可決です。本案を原案可決することに賛成の方は起

立願います。

(全員起立)

○議長(橋本 健議員) 全員起立です。

よって、議案第16号は原案のとおり可決されました。

〈原案可決 賛成17名、反対0名 午前10時34分〉

○議長(橋本 健議員) 次に、議案第17号「太宰府市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営の基準等を定める条例の制定について」討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(橋本 健議員) これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第17号に対する委員長の報告は原案可決です。本案を原案可決することに賛成の方は起立願います。

(全員起立)

○議長(橋本 健議員) 全員起立です。

よって、議案第17号は原案のとおり可決されました。

〈原案可決 賛成17名、反対0名 午前10時34分〉

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第14 議案第18号 平成29年度太宰府市一般会計補正予算(第5号)について

○議長(橋本 健議員) 日程第14、議案第18号「平成29年度太宰府市一般会計補正予算(第5号)について」を議題とします。

本案は各所管委員会に分割付託しておりましたので、各常任委員長の報告を求めます。

まず、総務文教常任委員長 門田直樹議員。

[16番 門田直樹議員 登壇]

○16番(門田直樹議員) 各常任委員会に分割付託された議案第18号「平成29年度太宰府市一般会計補正予算(第5号)について」の総務文教常任委員会所管分について、その審査内容と結果を報告いたします。

補正予算の審査に当たりましては、歳出より審査を行い、歳出の中で関連する歳入等の項目については、あわせて説明を受け審査を行いました。

歳出につきましては、2款1項7目公共施設整備関係費70万3,000円の増額補正について。太宰府市土地開発基金条例の廃止に伴い、現在ある現金を一般会計繰入金に入れ、その後、公共施設整備基金に積み立てするものです。関連として、歳入の18款1項1目15節土地開発基金繰入金に同額の70万3,000円を計上しているとあわせて説明を受けました。

次に、2款2項1目総合企画推進費710万円の増額補正について。本年度の歴史と文化の環境税の収入が8,710万円と見込まれることから、当初の見込みから増収した710万円を増額補正

するものです。関連として、歳入の1款7項1目歴史と文化の環境税に同額の710万円を計上しているとの説明を受けました。

次に、10款4項4目図書館管理運営費5,000円の増額補正。市民の方から図書購入費にということで5,000円の寄附があったため、予算計上するものです。寄附の受け入れとして、歳入の17款1項3目図書購入指定寄附として同額を計上しているとあわせて説明を受けました。

次に、歳入につきましては、18款1項1目財政調整資金繰入金1億5,603万8,000円。これは3月の補正財源調整として財政調整資金を充てるものです。3月補正充当後の財政調整基金残高は26億882万6,130円となるとの説明を受けました。

次に、第2表繰越明許費補正については、防火水槽改修事業、文化財調査事業の追加2件が計上されており、計上の根拠について説明を受けました。

その他審査につきましても、款項目ごとに執行部に対して説明を求め、計上の根拠等について質疑を行いました。

質疑を終え、討論はなく、採決の結果、議案第18号の当委員会所管分については、委員全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

以上で報告を終わります。

○議長（橋本 健議員） 報告は終わりました。

これから質疑を行います。

ただいまの委員長報告に対し質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋本 健議員） これで総務文教常任委員長に対する質疑を終わります。

自席へどうぞ。

次に、環境厚生常任委員長 小島真由美議員。

〔10番 小島真由美議員 登壇〕

○10番（小島真由美議員） 次に、議案第18号の環境厚生常任委員会所管分について、審査の内容と結果を報告いたします。

補正予算の審査に当たりましては、歳出より審査を行い、歳出の中で関連する歳入等の項目については、あわせて説明を受け審査を行いました。

当委員会所管分の主なものとしましては、3款1項2目の介護保険事業費2,479万円の減額補正について。地域密着型特別養護老人ホームと、定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の平成30年4月開設に向けた準備経費について、予定していた市補助金の減額補正です。

地域密着型特別養護老人ホームについては、建設地に隣接している農地耕作者との日照権等協議により設計変更等が発生したため、今年4月に開設できなくなったものであり、1,450万円の減額。また、定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所については応募がなかったため、開設準備金の補助金1,029万円の減額。あわせて、歳入の県補助金について同額を減額補正するものとの説明を受けました。

委員から、平成30年4月の開所はできないとのことだが、今後の見込みはなどの質疑がなされ、執行部より、平成30年度中には開所できるよう協議を進めているとの回答がありました。

次に、3款3項1目の生活保護事務関係費5,175万5,000円の増額補正について、平成28年度の生活保護事業費の確定により、国へ精算返還を行うものとの説明を受けました。

次に、5款1項1目のシルバー人材センター関係費2,000万円の減額補正について。JR都府楼南駅近くの踏切の拡幅及び道路改良に伴い、シルバー人材センターが移転することになっており、その建物工事費の落札に伴う減額及び現在の建物の解体工事の繰り延べに伴う減額補正との説明を受けました。

委員から、諸収入の1億3,000万円は繰り越すのかなどの質疑がなされ、執行部より、平成30年度当初予算で再度計上する予定との回答がありました。

次に、歳入の主なものとして、1款7項1目の歴史と文化の環境税710万円の増額補正について。博多港に寄港するクルーズ船の数が引き続き高水準であることに加え、福岡空港からも韓国や台湾、香港からの観光客が大型バスで本市に來訪されることにより、税収入が当初予定額より増えたため増額補正するものとの説明を受けました。

次に、第2表繰越明許費補正については、追加1件が計上されており、計上の根拠について説明を受けました。

その他の審査につきましても、款項目ごとに執行部に対して説明を求め、計上の根拠などについて質疑を行いました。

質疑を終え、討論はなく、採決の結果、議案第18号の環境厚生常任委員会所管分は、委員全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

以上で議案第18号の当委員会所管分の報告を終わります。

○議長（橋本 健議員） 報告は終わりました。

これから質疑を行います。

ただいまの委員長報告に対し質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋本 健議員） これで環境厚生常任委員長に対する質疑を終わります。

自席へどうぞ。

次に、建設経済常任委員長 宮原伸一議員。

〔2番 宮原伸一議員 登壇〕

○2番（宮原伸一議員） 各常任委員会に分割付託されました議案第18号「平成29年度太宰府市一般会計補正予算（第5号）について」、建設経済常任委員会所管分につきまして、その主な審査内容と結果を報告いたします。

歳出については、6款1項5目の農地費の財源更正について、これは昨年6月議会で補正予算を可決しました、ため池耐震調査設計業務委託料650万円につきまして、福岡県福岡農林事務所との協議の結果、委託の契約額648万2,160円のうち1,000円未満の160円を除き、全額補助

対象となったため財源の更正をするものと説明を受けました。また、これに関する歳入の補正につきましてもあわせて説明を受けました。

次に、８款２項２目の道路橋梁新設改良費を１億３,０００万円減額する補正予算について。これは事業に対する国庫補助金の交付決定が来年度となることから、減額するものと説明を受けました。また、これに対して関連する歳入の減額補正につきましても、あわせて説明を受けました。

委員からは、事業の進捗状況について質疑があり、執行部から、補償対象建物の移転が完了する平成３０年度から道路改良工事に入る予定であると回答がありました。

最後に、繰越明許費補正について、当委員会所管分の３件について繰越理由の説明を受けました。

委員から緑地公有化事業の見通しについて質疑があり、執行部から平成２９年度までの買収率が３９．２％であり、全体を買い上げるためには、あと３２年ほどの期間を要すると回答がありました。

当委員会所管分の審査を終え、討論はなく、採決の結果、議案第１８号の建設経済常任委員会所管分については、委員全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で報告を終わります。

○議長（橋本 健議員） 報告は終わりました。

これから質疑を行います。

ただいまの委員長報告に対し質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋本 健議員） これで建設経済常任委員長に対する質疑を終わります。

自席へどうぞ。

討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋本 健議員） これで討論を終わります。

採決を行います。

ただいまの各常任委員長の報告は原案可決です。本案を原案可決することに賛成の方は起立願います。

（全員起立）

○議長（橋本 健議員） 全員起立です。

よって、議案第１８号は原案のとおり可決されました。

〈原案可決 賛成１７名、反対０名 午前１０時４６分〉

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第１５と日程第１６を一括上程

○議長（橋本 健議員） お諮りします。

日程第15、議案第19号「平成29年度太宰府市国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）について」及び日程第16、議案第20号「平成29年度太宰府市介護保険事業特別会計補正予算（第3号）について」を一括議題にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋本 健議員） 異議なしと認め、お諮りしたとおり一括議題とし、付託しておりました環境厚生常任委員会の報告を求めます。

環境厚生常任委員長 小島真由美議員。

〔10番 小島真由美議員 登壇〕

○10番（小島真由美議員） 環境厚生常任委員会に審査付託されました議案第19号及び議案第20号について、その審査の内容と結果を報告いたします。

まず、議案第19号「平成29年度太宰府市国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）について」報告いたします。

今回の補正は、歳入歳出にそれぞれ251万8,000円を増額補正するものです。

歳出の主なものについては、2款1項1目の一般被保険者療養給付費の財源を組み替えるもので、一般会計繰入金が628万9,000円の増となる一方、県財政健全化交付金が同額の減となったことによるものとの説明を受けました。

質疑、討論はなく、採決の結果、議案第19号は、委員全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議案第20号「平成29年度太宰府市介護保険事業特別会計補正予算（第3号）について」、今回の補正は、歳入歳出にそれぞれ75万4,000円を増額補正するものです。

介護保険法改正に伴い、福岡県国民健康保険団体連合会から借用しているシステム使用料と、第三者求償事務手数料の増額に伴う事務負担金の総額で75万4,000円を増額補正するものであり、財源として一般会計繰入金に同額が計上されているとの説明を受けました。

質疑、討論はなく、採決の結果、議案第20号は、委員全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

以上で議案第19号及び議案第20号についての報告を終わります。

○議長（橋本 健議員） 報告は終わりました。

これから質疑を行います。

議案第19号の委員長報告に対し質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋本 健議員） 次に、議案第20号の委員長報告に対し質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋本 健議員） これで質疑を終わります。

自席へどうぞ。

これから討論、採決を行います。

議案第19号「平成29年度太宰府市国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）について」
討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋本 健議員） これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第19号に対する委員長の報告は原案可決です。本案を原案可決することに賛成の方は起立願います。

（全員起立）

○議長（橋本 健議員） 全員起立です。

よって、議案第19号は原案のとおり可決されました。

〈原案可決 賛成17名、反対0名 午前10時49分〉

○議長（橋本 健議員） 次に、議案第20号「平成29年度太宰府市介護保険事業特別会計補正予算（第3号）について」討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋本 健議員） これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第20号に対する委員長の報告は原案可決です。本案を原案可決することに賛成の方は起立願います。

（全員起立）

○議長（橋本 健議員） 全員起立です。

よって、議案第20号は原案のとおり可決されました。

〈原案可決 賛成17名、反対0名 午前10時50分〉

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第17と日程第18を一括上程

○議長（橋本 健議員） お諮りします。

日程第17、議案第21号「平成29年度太宰府市水道事業会計補正予算（第2号）について」及び日程第18、議案第22号「平成29年度太宰府市下水道事業会計補正予算（第2号）について」を一括議題にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋本 健議員） 異議なしと認め、お諮りしたとおり一括議題とし、付託しておりました建設経済常任委員会の報告を求めます。

建設経済常任委員長 宮原伸一議員。



〔2番 宮原伸一議員 登壇〕

○2番（宮原伸一議員） 建設経済常任委員会に審査付託されました議案第21号「平成29年度太宰府市水道事業会計補正予算（第2号）について」及び議案第22号「平成29年度太宰府市下水道事業会計補正予算（第2号）について」、審査内容と結果を一括して報告いたします。

初めに、議案第21号水道事業会計補正予算から報告いたします。

まず、収益的支出において、消費税及び地方消費税を680万9,000円増額する補正について。これは、水道料金の課税売り上げ等に係る消費税は当初予算どおりの見込みであるが、資本的支出において建設改良費が減額となる見込みのため、課税仕入れ等に係る消費税が減ることに伴い、国への消費税の納付税額が増えるため補正するものと執行部から説明を受けました。

次に、資本的収入において、国庫補助金809万2,000円減額する補正と、それに伴う資本的支出の配水施設費の国庫補助対象工事の工事請負費を3,236万8,000円減額する補正について。これは、国庫補助金が当初予算額2,500万円から1,690万8,000円に減額となったため補正するものと執行部から説明を受けました。

委員からは、毎年消費税及び地方消費税額の補正が必要なのかと質疑があり、執行部から、預かり消費税額から支払い消費税額を引いた残りを国へ納税する仕組みになっていることから、預かり消費税額が見込みどおりであっても、支払い消費税額が見込みより減ることがあれば、予定より納税額が増えるため、補正予算が必要になることがあるとの回答がありました。質疑を終え、討論はなく、採決の結果、議案第21号につきましては、委員全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に移ります。議案第22号下水道事業会計補正予算の報告をいたします。

まず、収益的支出において、消費税及び地方消費税を249万2,000円を増額する補正について。これは、水道事業と同じ理由によるものと執行部から説明を受けました。

次に、資本的支出において、公共下水道整備費を2,557万円減額する補正と、それに伴う資本的収入の建設企業債を2,550万円減額する補正、その関連で起債の限度額を2,550万円減額する補正について。これは、工事区間の変更及び入札減によるものと執行部から説明を受けました。

質疑はなく、討論もなく、採決の結果、議案第22号につきましては、委員全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で報告を終わります。

○議長（橋本 健議員） 報告は終わりました。

これから質疑を行います。

議案第21号の委員長報告に対し質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋本 健議員） 次に、議案第22号の委員長報告に対し質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋本 健議員） これで質疑を終わります。

自席へどうぞ。

これから討論、採決を行います。

議案第21号「平成29年度太宰府市水道事業会計補正予算（第2号）について」討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋本 健議員） これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第21号に対する委員長の報告は原案可決です。本案を原案可決することに賛成の方は起立願います。

（全員起立）

○議長（橋本 健議員） 全員起立です。

よって、議案第21号は原案のとおり可決されました。

〈原案可決 賛成17名、反対0名 午前10時56分〉

○議長（橋本 健議員） 次に、議案第22号「平成29年度太宰府市下水道事業会計補正予算（第2号）について」討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋本 健議員） これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第22号に対する委員長の報告は原案可決です。本案を原案可決することに賛成の方は起立願います。

（全員起立）

○議長（橋本 健議員） 全員起立です。

よって、議案第22号は原案のとおり可決されました。

〈原案可決 賛成17名、反対0名 午前10時57分〉

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第19から日程第25まで一括上程

○議長（橋本 健議員） お諮りします。

日程第19、議案第23号「平成30年度太宰府市一般会計予算について」から日程第25、議案第29号「平成30年度太宰府市下水道事業会計予算について」までを一括議題にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋本 健議員） 異議なしと認め、お諮りしたとおり一括議題とし、付託しておりました

予算特別委員会の報告を求めます。

予算特別委員長 門田直樹議員。

〔16番 門田直樹議員 登壇〕

○16番（門田直樹議員） 3月定例会におきまして予算特別委員会に審査付託されました議案第23号「平成30年度太宰府市一般会計予算について」から議案第29号「平成30年度太宰府市下水道事業会計予算について」までは、2月22日、第1日目の予算特別委員会において各予算の所管部長から概要説明を受け、3月14日、15日の2日間にわたり、市長、教育長職務代理者及び各部課長出席のもとに審査を行いましたので、その結果について報告いたします。

まず、市長の提案理由説明の中で、当初予算の概要及び編成方針について、我が国の景気の状態は、内閣府の月例経済報告によると緩やかな回復が続くことが期待されているとされている中、海外では中国経済の伸びが鈍化の傾向にあり、経済の先行きが不確実なことや、アメリカではトランプ政権が11月の中間選挙を控え、今後の金融資本市場の変動に留意する必要があるとしています。

また、総務省発表の平成30年度地方財政対策において、子ども・子育て支援や地方創生等の重要課題に取り組みつつ、安定的に財政運営ができるよう、地方交付税等の一般財源総額について、平成29年度を上回る額を確保したとしています。

このことを踏まえ、太宰府市の平成30年度の予算編成においては、ふるさと納税関連事業のより一層の充実を図るなど自主財源の確保や、将来の財源確保に向けた事業の調査検討などに努めたとのこと。また、第五次総合計画における行政目標の早期実現を最優先課題とし、国の重要課題でもある子ども・子育て支援の充実を図るため、教育・保育施設関連事業に重点を置き、全事業の経費全般について徹底した節減、合理化に努めたとの説明がありました。

委員会審査におきましては、平成30年度各会計予算書に計上された内容について、予算説明資料を参考にしながら、総務部長ほか各所管部長に全般的な概要説明を求め、さらに各委員からの質疑に対しましては、所管の部課長より詳細な説明を受け審査いたしました。

審査資料の請求に当たりましては、委員各位のご協力、また提出していただきました執行部の皆様方に、ここで改めてお礼申し上げます。

執行部におかれましては、予算審査の中で委員から出されました指摘、意見、要望などにつきまして、十分検討をいただき、適切な処理をなされますようお願いいたします。

なお、審査内容の詳細につきましては、議員全員で構成された委員会であることから、その内容について、ここで逐一報告することは省略させていただきます。後日配付されます会議録でご確認をいただきたいと思います。

初めに、議案第23号「平成30年度太宰府市一般会計予算について」報告いたします。

平成30年度の一般会計予算総額は、238億3,059万円で、前年度から2.2%の増となっています。

歳入歳出予算の審査後、債務負担行為、地方債、給与費明細書、諸調書についても詳細に審

査を行いました。

一般会計予算案について、質疑の後、委員から動議が出され、8款2項2目の道路橋梁新設改良事業費について、建物移転等補償などを減額した修正案が提出されました。議会に対する十分な報告、説明がなされておらず、審議を尽くしていないとの理由によるもので、質疑、反対討論及び賛成討論の後、委員会採決の結果、修正案は賛成少数により否決されました。その後、原案についての討論を終わり、委員会採決の結果、議案第23号は、賛成多数をもって原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第24号「平成30年度太宰府市国民健康保険事業特別会計予算について」、議案第25号「平成30年度太宰府市後期高齢者医療特別会計予算について」、議案第26号「平成30年度太宰府市介護保険事業特別会計予算について」、議案第27号「平成30年度太宰府市住宅新築資金等貸付事業特別会計予算について」の各特別会計予算について、一括してご報告申し上げます。

各特別会計の予算審査の詳細については、一般会計と同様に、予算審査の会議録をご参照いただきたいと思います。

各特別会計予算について審査を終わり、委員会採決の結果、議案第24号及び議案第26号は賛成多数をもって、議案第25号及び議案第27号は委員全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第28号「平成30年度太宰府市水道事業会計予算について」及び議案第29号「平成30年度太宰府市下水道事業会計予算について」の各企業会計予算について、一括して報告いたします。

なお、審査の詳細については、同様に予算審査の会議録をご参照いただきたいと思います。

審査を終わり、委員会採決の結果、議案第28号及び議案第29号の各企業会計予算については、委員全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上をもちまして報告を終わります。

○議長（橋本 健議員） 報告は終わりました。

質疑は、全議員で構成された特別委員会では審査をしておりますので、省略します。

自席へどうぞ。

これから討論、採決を行います。

議案第23号「平成30年度太宰府市一般会計予算について」討論を行います。

通告があつていますので、これを許可します。

15番藤井雅之議員。

○15番（藤井雅之議員） 平成30年度太宰府市一般会計予算について、反対の立場で討論いたします。

楠田市長就任後、初の当初予算です。予算は政治の顔、政治を映す鏡と言われます。私は、太宰府市政の根幹に、憲法にある生存権、財産権、幸福追求権など基本的人権の保障、地方自

治法が規定する住民の福祉の増進という役割を発揮する２つの視点を根幹に据えることが求められていると考えます。

２月２２日の初日に行われた所信表明において述べられたように、就任間もないことから、具体的な施策については６月議会に提案されるということで、今回の予算は市政運営において最低限必要な内容、これまで前進したことなどを維持するための骨格予算であるということは理解しております。しかし、支出項目の中に、これまで反対をしてきた同和対策関連の支出であります運動団体への補助金、扶助費の支給が継続されている点は容認することができません。

楠田市長におかれましては、冒頭に述べた憲法と地方自治法を土台に据えた市政運営に当たっていただきたいということを最後に重ねて申し上げて、提案されております平成３０年度太宰府市一般会計予算については、同会派の神武議員と反対することを述べて、討論を終わります。

○議長（橋本 健議員） 次に、８番木村彰人議員。

○８番（木村彰人議員） 議案第２３号「平成３０年度一般会計予算について」、反対の立場で討論いたします。

平成３０年度当初予算は、楠田市長就任後、初めての予算になりますが、就任直後から３月定例会までの時間的な制約から、市長の公約に基づく政策を反映しない骨格予算にならざるを得ない、むしろ骨格予算であるべきと考えます。

しかしながら、当初予算は前年度比２．２％増の予算が既に計上されており、６月定例会に計上されるであろう政策的な肉づけ予算部分の伸びしろは極めて少ないものと思われます。

また、政策的な予算だけでなく、不要不急なもの、６月議会に対応可能なものについても、あえて予算計上を見送り、楠田市長の十分な裁定を仰ぐべきではないかと考える次第です。

予算特別委員会における予算減額の修正動議の提出は、まさにこれを意図したものです。水城駅・口無線道路改良事業の補償費等約３億４、０００万円についてであります。修正動議の提案理由としては、議会に対して十分な報告、説明がなされておらず、予算特別委員会での口頭による説明と質疑応答だけでは審査をし尽くしたとは言いがたく、議会として改めて執行部より十分な報告、説明を受けた上で審査を行い、最終結論をすべきというものでした。

また、楠田市長におかれましても、これらは芦刈前市長に決裁を仰いだ継続事業であることから、改めて慎重に審査、裁定されるべき案件であるとも考えました。

そして、委員会の採決の結果、修正動議は賛成少数で否決となり、残念ながら議会も市長、執行部も、予算精査の最後の機会をみすみす失うことになりました。

平成３０年度予算に楠田市長の政策的な意図をしっかりと反映させるためにも、そして継続事業について改めて楠田市長の裁定を仰ぐためにも、また一議員としてですが、楠田市長主導による予算編成を期待する意味でも、平成３０年度当初予算は肉づけ予算その他をしっかりとそぎ落とした本来の骨格予算であるべきと考えます。

以上の理由から、議案第２３号について反対いたします。

○議長（橋本 健議員） 次に、賛成討論はありませんか。

11番上疆議員。

○11番（上 疆議員） 賛成の立場でいたします。

議案第23号「平成30年度太宰府市一般会計予算について」は、予算特別委員会において修正案について賛成の立場でさせていただきましたけれども、3億4,000万円の件は、早目に議会への報告をしていただけなかったことは非常に残念でしたが、待機児童が100人以上もおられる中ですので、早急に保育園を設置する必要があるということで、先ほどのように予算特別委員会の門田委員長が言われたとおりのことで、私どもは賛成をいたします。

○議長（橋本 健議員） ほかに討論はありませんか。

10番小嶋真由美議員。

○10番（小嶋真由美議員） 賛成の立場から討論をいたします。

昨年より混迷を来した市政に終止符を打ち、市政の正常化へ向け、楠田新市長のもと新たに出発したのがこの3月議会です。そのための重要な予算の執行ができなくなるということは、4月からの新規事業も含め、市民生活に大きな支障が生じるだけでなく、ごみ処理など広域で協力して行っている事業にも影響を与え、関係市町には昨年より再びさらなるご迷惑をおかけする事態になります。経済界、金融界、あらゆる外交面から見ても、本市の信頼は失墜をし、市の経済的ダメージは多大であると考えます。

このような事態を避けるのは政治の責任であり、市政の正常化を図ることを第一義とすべきです。事業などの各論については、6月施政方針演説を受け、今後の論議を深めていく立場をもって、賛成討論とさせていただきます。

○議長（橋本 健議員） ほかに反対討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋本 健議員） 賛成討論はありませんか。

16番門田直樹議員。

○16番（門田直樹議員） 委員長として討論、採決に加わっておりませんので、通告しておりませんが、討論をさせていただきます。

特にまとめたものもございませんので、ちょっと思ったことを簡単に述べたいと思うんですが、まずこの金額ですね、金額が3億5,000万円という大変な金額と、幼稚園が1つできるんじゃないかという金額がいきなり口頭説明だけで出てきたということは、到底これは許容できるレベルじゃないということがあります。

皆さん思い出すと思うのが、総合体育館と同じ経緯なんですよ。総合体育館も5,700万円のうちの3,700万円は実施設計分であった。それを当初予算にいきなりのせてきたわけですよ、基本設計と一緒に。これはおかしいじゃないかと、何の議論もできてないところに、もうゴーサインの実施設計をのせるのはおかしいということが発端だったわけですよ。

また、庁舎の前の回廊、松の廊下とかよく言うんですが、あれも、覚えていますか、あれは

庁舎改修費として設計700万円の工事7,000万円の7,700万円が計上されていたけれども、でき上がってきたら、ああいうものになっていたんでしょう。その前にちょっと全協で説明は受けましたけれども。

こういうことを繰り返すんであったら、もう予算は通さない、通すべきじゃないと思う。

今回は……。

○議長（橋本 健議員） 拍手はやめてください。静粛に願います。

○16番（門田直樹議員） 今回は非常に急なことであったこと、そして国の補助などもある。いろいろな条件から、賛成少数ということでこの修正案は否決されたけれども、これに対していわゆる反対、つまり進めるべきだという委員からも、非常に疑義が提示されました。こういうことが二度とないように進めていただきたい。

以上です。

（「そのとおり」と呼ぶ者あり）

○議長（橋本 健議員） ほかに討論はありませんか。

5 番笠利毅議員。

○5 番（笠利 毅議員） 賛成の立場で討論いたします。

私も予算特別委員会で修正動議に対しては賛成をした立場です。道路改良に伴う保育園の移転について、わずかのひっかかりがあるということで3億円を超す補償が行われる、総予算の1%を超す額がこの1件に用いられるというのは、経緯の説明等が不十分であったということは執行部からも自認されていたとおりであり、かつ長い時間をかけた計画であったということをお考えれば、なおさら納得がいかないと感じるのは、議員だけでなく、多くの住民もそうであろうと考えます。

楠田市政の特色を打ち出す前の段階の予算でこのような要因が含まれていたことは、今門田議員が言われたことにも通じますが、太宰府市の過去の投影というふうにも考えられると思います。

木村委員も言われたとおり、補正予算の幅はここ数年減ってきています。楠田市長が自分のやりたいことに用いるお金というのは、6月までの段階ではなかなか少ないのではないかと、過去の資料を見ても想像されるのですが、新しい歩みを進めていかなければならないこの時期に、あえて全体に反対することまではしないと述べて、賛成討論とします。

以上です。

○議長（橋本 健議員） ほかに反対討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋本 健議員） ほかに討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋本 健議員） これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第23号に対する委員長の報告は原案可決です。本案を原案可決することに賛成の方は起立願います。

(多数起立)

○議長（橋本 健議員） 多数起立です。

よって、議案第23号は原案のとおり可決されました。

〈原案可決 賛成14名、反対3名 午前11時14分〉

○議長（橋本 健議員） 次に、議案第24号「平成30年度太宰府市国民健康保険事業特別会計予算について」討論を行います。

通告があつていますので、これを許可します。

15番藤井雅之議員。

○15番（藤井雅之議員） 議案第24号「平成30年度太宰府市国民健康保険事業特別会計予算について」、反対の立場で討論いたします。

4月から、市町村の国民健康保険は、都道府県が財政運営の主体になる都道府県化に移行いたします。新制度は、被保険者の多くが低所得者であるにもかかわらず、保険料が高いという国保の構造的な問題は何ら解決しないばかりか、負担増と徴収強化が迫られるおそれがあります。

政府においては、新制度において急激な保険税引き上げを招かないように、都道府県に対して激変緩和措置を求め、市町村においては法定外繰り入れの維持を求めた結果、当初よりも引き上げ幅を縮小したり据え置いた自治体も存在しています。この件は、昨日の読売新聞でも全国的な傾向が報道されております。

しかし、太宰府市においては、議案第12号において国民健康保険条例の改正で、給付事業である葬祭費が4万円から3万円に引き下げられる一方、議案第13号において、国民健康保険税の引き上げが行われています。給付は減るのに負担は増えるという内容です。

太宰府市において国民健康保険税の引き上げは3年連続で、本来太宰府市は都道府県化に伴う保険税については、激変緩和措置がとられている状況のもとでも引き上げられていることは、容認することはできません。

さきに反対しました議案第12号、第13号に関連して編成されている予算のため、平成30年度太宰府市国民健康保険事業特別会計については、同会派の神武議員と反対することを述べて、討論を終わります。

○議長（橋本 健議員） 次に、賛成討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（橋本 健議員） ほかに討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（橋本 健議員） これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第24号に対する委員長の報告は原案可決です。本案を原案可決することに賛成の方は起立願います。

(多数起立)

○議長(橋本 健議員) 多数起立です。

よって、議案第24号は原案のとおり可決されました。

〈原案可決 賛成15名、反対2名 午前11時17分〉

○議長(橋本 健議員) 次に、議案第25号「平成30年度太宰府市後期高齢者医療特別会計予算について」討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(橋本 健議員) これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第25号に対する委員長の報告は原案可決です。本案を原案可決することに賛成の方は起立願います。

(全員起立)

○議長(橋本 健議員) 全員起立です。

よって、議案第25号は原案のとおり可決されました。

〈原案可決 賛成17名、反対0名 午前11時18分〉

○議長(橋本 健議員) 次に、議案第26号「平成30年度太宰府市介護保険事業特別会計予算について」討論を行います。

通告があつていますので、これを許可します。

15番藤井雅之議員。

○15番(藤井雅之議員) 議案第26号「平成30年度太宰府市介護保険事業特別会計予算について」、反対の立場で討論いたします。

反対理由としまして、先ほど可決されました議案第14号におきまして、4月からの介護保険料の改定が可決をされました。今回の料金改定において、12段階ある全ての階層で引き上げが行われましたが、保険料を負担している多くの方が住民税非課税世帯である第3段階までに集中している実態が、委員会審査の中でも明らかになりました。

市当局も、第3段階までの引き上げ幅を縮める努力をしておられることは認めますが、所得の低い方に負担が増えることは容認することができません。引き上げた保険料を前提に編成された新年度予算案ですので、同会派の神武議員とともに反対することを述べて、討論を終わります。

○議長(橋本 健議員) 次に、賛成討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(橋本 健議員) ほかに討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(橋本 健議員) これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第26号に対する委員長の報告は原案可決です。本案を原案可決することに賛成の方は起立願います。

(多数起立)

○議長(橋本 健議員) 多数起立です。

よって、議案第26号は原案のとおり可決されました。

〈原案可決 賛成15名、反対2名 午前11時19分〉

○議長(橋本 健議員) 次に、議案第27号「平成30年度太宰府市住宅新築資金等貸付事業特別会計予算について」討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(橋本 健議員) これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第27号に対する委員長の報告は原案可決です。本案を原案可決することに賛成の方は起立願います。

(全員起立)

○議長(橋本 健議員) 全員起立です。

よって、議案第27号は原案のとおり可決されました。

〈原案可決 賛成17名、反対0名 午前11時20分〉

○議長(橋本 健議員) 次に、議案第28号「平成30年度太宰府市水道事業会計予算について」討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(橋本 健議員) これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第28号に対する委員長の報告は原案可決です。本案を原案可決することに賛成の方は起立願います。

(全員起立)

○議長(橋本 健議員) 全員起立です。

よって、議案第28号は原案のとおり可決されました。

〈原案可決 賛成17名、反対0名 午前11時20分〉

○議長(橋本 健議員) 次に、議案第29号「平成30年度太宰府市下水道事業会計予算について」討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(橋本 健議員) これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第29号に対する委員長の報告は原案可決です。本案を原案可決することに賛成の方は起立願います。

(全員起立)

○議長(橋本 健議員) 全員起立です。

よって、議案第29号は原案のとおり可決されました。

〈原案可決 賛成17名、反対0名 午前11時21分〉

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第26と日程第27を一括上程

○議長(橋本 健議員) お諮りします。

日程第26、議案第30号「平成29年度太宰府市一般会計補正予算(第6号)について」及び日程第27、議案第31号「平成30年度太宰府市一般会計補正予算(第1号)について」を一括議題にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(橋本 健議員) 異議なしと認め、お諮りしたとおり一括議題とし、提案理由の説明を求めます。

市長。

〔市長 楠田大蔵 登壇〕

○市長(楠田大蔵) 皆さん、おはようございます。

議員各位の皆様のさまざまなご指摘を受けとめて、今後しっかりと頑張っている所存であります。

平成30年太宰府市議会第1回定例会最終日を迎えて、本日もご提案申し上げます案件は、補正予算2件、人事案件1件のご審議をお願い申し上げます。

それでは、早速提案理由の説明を申し上げます。

議案第30号から議案第31号までを一括してご説明申し上げます。

最初に、議案第30号「平成29年度太宰府市一般会計補正予算(第6号)について」ご説明申し上げます。

今回の補正予算は、歳入歳出にそれぞれ2億9,206万2,000円を追加し、予算総額を245億8,179万8,000円にお願いするものであります。

内容といたしましては、旧五条保育所跡地の売却に当たって、当初の見込み額より高額で入札があったことに伴う歳入増とあわせて、同額を公共施設整備基金へ積み立てする予算を計上させていただくとともに、12月補正でも計上させていただいておりました国の通達による

保育所処遇改善に係る私立保育所保育費用委託料の予算の不足が見込まれることから、追加で計上させていただいております。

あわせて、平成28年度に実施いたしました年金生活者等支援臨時福祉給付金給付事業費補助金につきまして、額の確定に伴う国庫補助金の精算返還金を追加計上させていただいております。

また、国の補正予算成立に伴い、国庫補助金の交付決定を受けましたので、平成30年度に予定しておりました中学校の大規模改修事業を前倒しして計上させていただくとともに、この事業につきましては、地方債の追加を1件、平成30年度への繰越明許費もあわせて計上させていただいております。

次に、議案第31号「平成30年度太宰府市一般会計補正予算（第1号）について」ご説明申し上げます。

今回の補正予算は、歳入歳出からそれぞれ2億297万2,000円を減額し、予算総額を236億2,761万8,000円にお願いするものであります。

内容につきましては、先ほど説明いたしました国の補正予算成立に伴う平成29年度一般会計補正予算（第6号）として予算計上させていただいたもので、平成30年度当初予算に計上済みであったものを減額するとともに、あわせて地方債の変更を1件補正させていただいております。

よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（橋本 健議員） 説明は終わりました。

自席へどうぞ。

お諮りします。

議案第30号及び議案第31号は委員会付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋本 健議員） 異議なしと認め、委員会付託を省略します。

直ちに質疑を行います。

議案第30号について質疑はありますか。

13番神武綾議員。

○13番（神武 綾議員） 今ご説明いただきました歳出の3款2項児童福祉費の教育・保育施設費の私立保育所保育費用の委託料ですけれども、国の通達による保育所の処遇改善に係る委託料の予算の不足ということですが、処遇改善の内容について教えてください。

○議長（橋本 健議員） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（濱本泰裕） まず、今回の処遇改善の内容でございますけれども、キャリアアップということもございまして、副主任保育士、経験年数がおおむね7年以上の方につきまして、4万円までの月額追加。それと、専門リーダーといたしまして、こちらも経験年数はお

おむね7年以上でございますけれども、月額4,000円までの追加。これとあわせまして、職務分野別リーダーといたしまして、経験年数おおむね3年以上の保育士に対しまして月額5,000円の処遇の改善。また、職員の質の向上といたしまして、全職員に対して約2%、月額にいたしますと6,000円程度の処遇の改善という内容になっております。

以上です。

○議長（橋本 健議員） 再質問はございますか。いいですか。

ほかに質疑はありませんか。

8 番木村彰人議員。

○8 番（木村彰人議員） 11ページの中学校施設整備費なんですけれども、これ平成30年度の校舎の改築を前倒しということなんですけれども、平成30年度の予算を見ますと、これ太宰府中と東中で合わせて3億7,000万円という形なんですけれども、これ内訳としては、この2億297万2,000円はどちらの中学校で、どういう改修の内容なんでしょうか。

○議長（橋本 健議員） 教育部長。

○教育部長（緒方扶美） こちらの工事につきましては、太宰府中学校の大規模改造事業の教室棟内部の1期工事ということになります。校舎でいきますと、真ん中の棟の生徒たちの教室の部分になります。

以上です。

○議長（橋本 健議員） 再質問はありませんか。よろしいですか。

ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋本 健議員） 議案第31号について質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋本 健議員） これで質疑を終わります。

討論、採決を行います。

議案第30号「平成29年度太宰府市一般会計補正予算（第6号）について」討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋本 健議員） これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第30号を原案可決することに賛成の方は起立願います。

（全員起立）

○議長（橋本 健議員） 全員起立です。

よって、議案第30号は原案のとおり可決されました。

〈原案可決 賛成17名、反対0名 午前11時28分〉

○議長（橋本 健議員） 次に、議案第31号「平成30年度太宰府市一般会計補正予算（第1号）に

ついて」討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(橋本 健議員) これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第31号を原案可決することに賛成の方は起立願います。

(全員起立)

○議長(橋本 健議員) 全員起立です。

よって、議案第31号は原案のとおり可決されました。

〈原案可決 賛成17名、反対0名 午前11時29分〉

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第28 議案第32号 太宰府市教育委員会教育長の任命につき同意を求めることについて

○議長(橋本 健議員) 日程第28、議案第32号「太宰府市教育委員会教育長の任命につき同意を求めることについて」を議題とします。

市長の提案説明をお願いいたします。

市長。

〔市長 楠田大蔵 登壇〕

○市長(楠田大蔵) 議案第32号「太宰府市教育委員会教育長の任命につき同意を求めることについて」ご説明申し上げます。

木村甚治前教育長が平成29年12月13日付で辞職されたことに伴い、後任として樋田京子氏を任命することについて、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定に基づき、議会の同意を求めるものでございます。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の改正により、教育長は教育行政の責任者として明確化され、市長との連携の強化、迅速な危機管理体制の構築など、重要な職責を担うものがあります。樋田氏は、若輩の私の至らない点を補って余りある豊富な経験と、女性ならではの視点をお持ちであり、また近年の本市の教育行政を熟知しておられることから、緊密な連携のもと、従来のよい点はさらに伸ばし、改善すべき点は柔軟に改めることができる方と確信いたしております。

樋田氏は、昭和48年3月鹿児島大学教育学部をご卒業後、北九州市及び筑紫地区の中学校の教諭として教鞭をとられ、平成23年3月に定年退職されるまでの間、県内中学校の教頭、校長として学校現場でご活躍されました。また、福岡県社会教育総合センターの副所長や福岡県青少年科学館の副館長などを歴任されるなど、教育文化に関する普及振興事業などにも携われ、人材の育成や教育文化の向上など、教育行政の幅広い分野で活躍をされてこられました。

平成24年12月からは、教育委員として本市の教育の振興にご尽力いただいております、現在2期

目であります。この間、平成26年12月から平成28年12月までは教育委員長をお務めいただきました。

樋田氏はこれまでのご経験を踏まえ、教育は人づくりであり、国際化、情報化、少子・高齢化の進展など急激に変化する社会の中で、自他を大切にしながら、夢と志を持って未来を切り開き、たくましく生き抜いていく子どもたちを育成するとともに、生涯学習社会の実現を目指し、市民の皆様が主体的に学び、活動しながら、豊かな人生を送ることができるよう支援していきたい。また、太宰府の豊かな歴史遺産や文化遺産を守り、生かし継承していくことが、郷土に誇りと愛着を持つ人づくりにつながるという考えをお持ちであります。

今後、私と補い合い、緊密な連携を図ることで、従来からの継続性と新たな視点の調和をとりながら、本市の教育行政を主導していただく方として最適任であると考えております。

よろしくご同意を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（橋本 健議員） 説明は終わりました。

自席へどうぞ。

お諮りします。

本案は委員会付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋本 健議員） 異議なしと認め、委員会付託を省略します。

直ちに質疑、討論、採決を行います。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

15番藤井雅之議員。

○15番（藤井雅之議員） 1点だけ確認させていただきたいと思います。

今議案書のほうに提案されておられます樋田氏の経歴書が載っておりますけれども、その中でその他のところで、幾つかの公的な部分の委員さんをされているようですけれども、まだこの中でされておられるのがあるのかということと、それは、仮に議決をされましたら、教育長の職務というのはほぼ常勤に近い形になると思いますけれども、この提案されておられます委員の活動とは支障ないというふうに理解しておいてよろしいでしょうか。

○議長（橋本 健議員） 総務部長。

○総務部長（石田宏二） 今ここに掲げております職務と、今回非常勤ではございますけれども、常勤に近いということでございますけれども、そこら辺のところは支障ないというところで確認をいたしております。

以上でございます。

○議長（橋本 健議員） よろしいですか。

ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋本 健議員） これで質疑を終わります。

討論を行います。

討論はありませんか。

4 番徳永洋介議員。

○4 番（徳永洋介議員） 賛成の立場で討論に参加します。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律が平成27年4月1日から施行されることに伴い、教育委員会制度が改正されました。主なポイントは、教育委員長と教育長を一本化した新教育長の設置、新教育長へのチェック機能の強化と会議の透明化、全ての地方公共団体に総合教育会議の設置、教育に関する大綱を首長が策定するとなっています。

改定後、平成28年7月17日付文科省通知では、改正後においても委員は執行機関の一員であり、教育委員会の重要事項の意思決定を行う責任者であると記されています。

学校現場の大きな課題は、いかにして全ての子どもの発達と学力を保障し、いじめや不登校をなくすかです。そのために保護者、市民が求めているのは、先生が子どもに目が行き届く少人数学級の拡大、全員が食べられる中学校給食など、子どもの悩みや困難さの教育に有する貧困と格差を是正する手だてを学校現場でとることだと考えています。

本市の教育行政の評価として、確かな学力、豊かな人間性、健やかな体を培い、郷土を愛する心を育み、次代を担う青少年の健康育成などの基本方針に加え、先生が子どもたちに目が行き届くよう、小・中学校2学期制が実施されています。

今回、市長が任命された樋田京子氏は、学校現場の経験と、教育委員としても本市の教育に携わってこられたことから、太宰府市の子どもたちの未来を守るため、多くの学校教育の課題解決に向けてリーダーシップを発揮されると確信し、賛成討論といたします。

○議長（橋本 健議員） ほかに討論はありませんか。

5 番笠利毅議員。

○5 番（笠利 毅議員） 賛成の立場で討論いたします。

太宰府市に特有の教育上の課題、上げるとすれば、中学校給食の実現ということと、厚みのある歴史と文化財、その蓄積ということになると思います。

樋田氏は、芦刈市政において、当時の教育委員会の長として、中学校給食に関して報告書をまとめると同時に、所見として課題を指摘されています。政策を実現するために考慮すべき問題点を複合的に、複眼的に捉え得る方だと承知しています。

太宰府市の文化財は、保存と活用、単純には一本化できない課題を常に抱えています。一つの見方に偏っては、市の教育行政のかじは握れないと考えています。

太宰府市は学問の神様のお膝元として、学問と教育に力を入れようという方向を常に要請されているわけですが、一般に学問も教育も、他者の意見や他人の存在を尊重することなしには成り立ち得ないと考えています。異なる立場や多様なあり方、これを認めることができるまちにならなければ、そのようなまちづくりが進められることなしには、学問と教育のまち

として太宰府市がアイデンティティーを確立することはできないと思います。その基礎を担うのが教育部の仕事だと考えています。

樋田氏が教育長につくことで、まちづくりのもととなる人づくり、これを教育部としてしっかり進めていただくということに期待して、賛成の討論にかえさせていただきたいと思います。

○議長（橋本 健議員） ほかに討論はありませんか。
（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋本 健議員） これで討論を終わります。
採決を行います。
議案第32号を同意することに賛成の方は起立願います。
（全員起立）

○議長（橋本 健議員） 全員起立です。
よって、議案第32号は同意されました。
〈同意 賛成17名、反対0名 午前11時40分〉

~~~~~ ○ ~~~~~

## 日程第29 発議第1号 太宰府市議会政務活動費の交付に関する条例の一部を改正する条例について

○議長（橋本 健議員） 日程第29、発議第1号「太宰府市議会政務活動費の交付に関する条例の一部を改正する条例について」を議題とします。

提出者の説明を求めます。

議会運営委員会委員長 長谷川公成議員。

〔14番 長谷川公成議員 登壇〕

○14番（長谷川公成議員） 発議第1号「太宰府市議会政務活動費の交付に関する条例の一部を改正する条例について」の提案理由の説明を申し上げます。

今回の改正は、平成29年10月30日の市議会解散により、以降の太宰府市議会議員一般選挙の時期が変更されたことに伴い、政務活動費の交付方法について改正する必要性が生じたため、条例の一部を改正するものであります。

なお、この条例は公布の日から施行し、改正後の太宰府市議会政務活動費の交付に関する条例の規定は、平成29年12月1日から適用するものとしております。

以上で提案理由の説明を終わります。

○議長（橋本 健議員） 説明は終わりました。  
これから質疑を行います。  
質疑はありませんか。  
（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋本 健議員） これで質疑を終わります。

自席へどうぞ。

お諮りします。

本案は委員会付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(橋本 健議員) 異議なしと認め、委員会付託を省略します。

直ちに討論、採決を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(橋本 健議員) これで討論を終わります。

採決を行います。

発議第1号を原案のとおり可決することの賛成の方は起立願います。

(全員起立)

○議長(橋本 健議員) 全員起立です。

よって、発議第1号は原案のとおり可決されました。

〈原案可決 賛成17名、反対0名 午前11時42分〉

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第30 議員の派遣について

○議長(橋本 健議員) 日程第30、「議員の派遣について」を議題とします。

お諮りします。

地方自治法第100条第13項及び太宰府市議会会議規則第164条の規定により、別紙のとおり議員の派遣が生じたので、これを承認し、変更があったときには議長に一任することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(橋本 健議員) 異議なしと認めます。

よって、本件は承認されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

### 日程第31 閉会中の継続調査申し出について

○議長(橋本 健議員) 日程第31、「閉会中の継続調査申し出について」を議題とします。

別紙のとおり議会運営委員会、各常任委員会、特別委員会から、太宰府市議会会議規則第110条の規定により継続調査についての申し出がっております。

お諮りします。

それぞれの申し出のとおり承認することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(橋本 健議員) 異議なしと認めます。

よって、本件は承認されました。

～～～～～～～～ ○ ～～～～～～～

○議長（橋本 健議員） 以上で本定例会に付議されました案件の審議は全て終了いたしました。  
お諮りします。

本定例会において議決されました案件について、各条項、字句、その他の整理を要するもの  
につきましては、会議規則第42条の規定によって、その整理を議長に委任願いたいと思いま  
す。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋本 健議員） 異議なしと認め、お諮りしたとおり決定をいたしました。

これをもちまして平成30年太宰府市議会第1回定例会を閉会したいと思います。これにご  
異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋本 健議員） 異議なしと認めます。

よって、平成30年太宰府市議会第1回定例会を閉会いたします。

閉会 午前11時44分

～～～～～～～～ ○ ～～～～～～～

上記会議次第は事務局長の記載したものであるが、その内容が正確であることを証するためここに署名します。

平成30年5月21日

太宰府市議会議長      橋   本      健

会議録署名議員      船   越   隆   之

会議録署名議員      徳   永   洋   介